

平成 21 年度
民間海外事業及び我が国 ODA における
環境社会配慮強化調査業務報告書

2010 年 3 月

財団法人 地球・人間環境フォーラム

はじめに

近年の企業活動のグローバル化に伴い、開発途上地域、特にアジア地域において活動を展開する日本企業にとっては、公害対策等従来型の環境問題への対応はもちろんのこと、サプライチェーン管理や市民社会との対話、人権や雇用問題への対応といった幅広い領域を有する企業の社会的責任(CSR)を念頭に置いた環境社会配慮の強化が、近年急速に求められるようになってきている。しかしながら、異なる社会的特性を持ち、情報も比較的限られているアジア地域の各国において、幅広い CSR の要求事項を達成していくことは、実施面で困難が伴うのが実情である。

一方、政府開発援助(ODA)の分野では、国際協力機構(JICA)、国際協力銀行(JBIC)、アジア開発銀行等、援助機関の環境社会配慮ガイドラインの改訂が近年相次いでいる。新しいガイドラインの的確な実施のためには、ODA プロジェクトに関わる開発金融機関、公的輸出信用機関(ECA)、民間金融機関等における新しいガイドラインの把握が不可欠である。しかし、いずれのガイドラインに関しても国内外の機関において日本語訳の作成を行っておらず、日本語版の整備が遅れている。

このような動向を踏まえ、本調査業務においては、(1)中国、ベトナム、ラオス、ミャンマーの4カ国におけるCSR促進に関する基礎調査(2)近年改定が行われた援助機関等の環境社会配慮ガイドラインの適用に関する基礎資料の翻訳を行った。

本調査業務を進めるにあたり、劉開明氏(当代社会研究所 所長)、劉劍氏(Social Accountability International China)、趙向東氏(松下電器(中国)有限公司)などのNGOと企業の方々、さらに各国政府の環境省を中心とする環境部局など関係する数多くの方々に情報の提供などご協力いただいた。この場を借りてお礼申し上げる。

本調査結果が、我が国の民間海外事業及びODA等公的資金による開発事業における環境社会配慮の強化に資することになれば幸いである。

2010年3月

財団法人 地球・人間環境フォーラム

理事長 炭谷 茂

目次

はじめに	i
目次	ii
調査概要	iv
略語表	vi
サマリー（和文）	viii
Summary（English）	xiii
第 1 章 中国、ベトナム、ラオス、ミャンマーにおける CSR 促進に関する基礎調査	1
（1）中国	1
1）中国における経済の概要と日系企業の進出状況	1
2）中国における近年の CSR の動向と CSR 政策	2
3）中国における近年の環境問題の現状	8
4）中国における近年の環境関連政策	9
（2）ベトナム	15
1）ベトナムにおける経済の概要と日系企業の進出状況	15
2）ベトナムにおける近年の環境問題の現状	15
3）ベトナムにおける近年の環境関連政策	16
（3）ラオス	22
1）ラオスにおける経済の概要と日系企業の進出状況	22
2）ラオスにおける環境問題の現状	23
3）ラオスにおける環境関連政策	24
（4）ミャンマー	29
1）ミャンマーにおける経済の概要と日系企業の進出状況	29
2）ミャンマーにおける環境・労働問題の現状	30
3）ミャンマーにおける環境関連政策	31
（5）日系企業の積極的な CSR 活動促進のための方策検討	34
翻訳資料 1－1 中国 中華人民共和国再生可能エネルギー法（改正）	38
翻訳資料 1－2 中国 環境測定管理弁法	46
翻訳資料 1－3 中国 再生資源回収管理弁法	50
翻訳資料 1－4 中国 危険廃棄物識別基準通則	55
翻訳資料 1－5 中国 全国污染源全面調査条例	59
翻訳資料 1－6 中国 廃棄機電製品集中分解利用処理区環境保護技術規範（試行）	66
翻訳資料 1－7 中国 電子情報製品における有害有毒物質の限度要求	73
翻訳資料 1－8 中国 電子情報製品における汚染抑制標示要求	79

翻訳資料 1 - 9 中国 電子情報製品汚染抑制重点管理リスト	88
翻訳資料 1 - 10 中国 中国銀行金融機構の企業社会責任ガイドライン (抄訳) ...	92
翻訳資料 1 - 11 ラオス 環境保護法 (抄訳)	95
翻訳資料 1 - 12 ラオス 水資源法 (抄訳)	101
参考資料 中国 地方レベルでの CSR 関連の「意見」の概要	108
第 2 章 援助機関等の環境社会配慮ガイドライン適用に関する基礎資料の翻訳 ..	115
(1) 国内外の動向	115
1) 日本の援助機関等の環境社会配慮ガイドラインの現状	115
2) 援助機関・国際金融機関の環境社会配慮ガイドラインをめぐる国際的な動向	115
3) 経済新興国における援助機関・開発金融機関による 環境社会配慮をめぐる動向	117
(2) 翻訳した資料の概要	118
1) OECD 環境と公的輸出信用に関するコモンアプローチ改定版	119
2) ADB セーフガード政策	120
3) EBRD 環境社会政策	127
翻訳資料 2 - 1 OECD 環境と公的輸出信用に関するコモンアプローチ改定版 ..	132
翻訳資料 2 - 2 ADB セーフガード政策	145
翻訳資料 2 - 3 ADB セーフガード政策 付属書 2 セーフガード・リクワイアメント 2 非自発的移転	164
翻訳資料 2 - 4 ADB セーフガード政策 付属書 6 環境社会問題に対処するための カントリーセーフガードシステムの活用の強化	176
翻訳資料 2 - 5 EBRD 環境社会政策	183
翻訳資料 2 - 6 中国輸出入銀行 環境政策	200

調査概要

調査目的

我が国の民間海外事業及び ODA 等公的資金による開発事業における環境社会配慮の強化に資するため、アジア地域の CSR への対応に関する基礎的情報の収集、及び海外の援助機関・開発金融機関等の環境社会配慮ガイドラインの翻訳を行うことを目的とする。

調査内容

本業務では、以下のとおり調査を実施した。

(1) 中国、ベトナム、ラオス、ミャンマーにおける環境保全に資する CSR 促進に関する基礎調査

①中国、ベトナム、ラオス、ミャンマーにおける環境保全に資する CSR 促進に関する情報の収集・整理及び翻訳

今後、多くの日系企業の進出が予想される中国、ベトナム、ラオス、ミャンマーにおいて、CSR への取り組みを進めるために必要な基礎情報について、WEB サイト、文献より情報を収集し、とりまとめた。なお、収集した情報の中から日系企業が CSR に取り組む際に重要と思われる資料を日本語に翻訳した。

②日系企業の積極的な CSR 活動促進のための方策検討

上記①を踏まえて、日系企業が中国、ベトナム、ラオス、ミャンマーにおいて今後、CSR への取り組みを積極的に進めていく際の課題や行政として実施可能な促進方策をとりまとめた。

(2) 援助機関等の環境社会配慮ガイドライン適用に関する基礎資料の翻訳

近年、改訂された各国の援助機関や国際金融機関の環境社会配慮ガイドラインで、日本語訳の整備が進んでいないものの中から、重要なものを選定、翻訳した。

調査期間

2010 年 2 月～2010 年 3 月

調査体制

<調査・執筆>

坂本 有希（地球・人間環境フォーラム企画調査部長）

：全体統括、第 2 章執筆

足立 直樹（地球・人間環境フォーラム企画調査部プロジェクト研究員／（株）レスポンスアビリティ代表取締役）

：第 1 章全体調整・執筆

野村 なつみ（地球・人間環境フォーラム企画調査部プロジェクト研究員／（株）レスポンスアビリティ）

：第 1 章全体調整補佐、中国基礎調査

舩井 まり（地球・人間環境フォーラム企画調査部プロジェクト研究員／ディープグリーンコンサルティング代表）

：第 1 章ベトナム、ラオス、ミャンマー基礎調査

<翻訳>

徐 明蓮（拓殖大学大学院国際協力学研究科）

：第 1 章中国語資料翻訳

神崎 尚美（フリーランス、前国際環境 NGO FoE Japan 開発と金融プロジェクト担当）

：第 2 章資料翻訳

京極 絵里（フリーランス、前地球・人間環境フォーラム企画調査部研究員）

：第 2 章資料翻訳

中村 博子（地球・人間環境フォーラム企画調査部研究員）

：第 1 章及び第 2 章英語資料翻訳

略語表

ADB セーフガード政策

略語	原言語の正表記	日本語訳
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
CSS	country safeguard systems	カンントリーセーフガードシステム
DMC	developing member country	開発途上加盟国
EBRD	European Bank for Reconstruction and Development	欧州復興開発銀行
EIA	environmental impact assessment	環境アセスメント
EMP	environmental management plan	環境管理計画
ESMS	environmental and social management system	環境社会管理システム
FI	financial intermediary	金融仲介
IEE	initial environmental examination	初期環境調査
IFC	International Finance Corporation	国際金融公社
IPP	Indigenous Peoples plan	先住民族計画
IPPF	Indigenous Peoples planning framework	先住民族計画枠組み
MFF	multitranches financing facility	マルチトランシェファイナンス シングファシリティ
MFI	multilateral financial institution	多国間金融機関
NGO	nongovernment organization	非政府組織
OCR	ordinary capital resources	通常資本財源
OED	Operations Evaluation Department	業務評価局
SES	special evaluation study	特別評価調査
SIA	social impact assessment	社会影響アセスメント
SPS	safeguard policy statement	セーフガード政策
SPU	safeguard policy update	セーフガード政策改訂
UNDRIP	United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples	先住民族の権利に関する国際 連合宣言

EBRD 環境社会政策

略語	原言語の正表記	日本語訳
EBRD	The European Bank for Reconstruction and Development	当行／EBRD
EPE	European Principles for the Environment	環境のための欧州原則
EU	European Union	欧州連合
FI	Financial Intermediary	金融仲介
IFI	International financial institution	国際金融機関
IFI	International financial institution	国際金融機関
IRM	Independent Recourse Mechanism	独立的請願メカニズム
PIP	Public Information Policy	情報公開政策
PSD	Project summary document	プロジェクト概要文書
TC	Technical Cooperation	技術協力

サマリー（和文）

第 1 章 中国、ベトナム、ラオス、ミャンマーにおける環境保全に資する基礎調査

今回の調査対象は、アジアの中でも日系企業が既に長期にわたって事業進出を行っている中国、比較的最近になって進出が本格化しているベトナム、そして今後本格化するであろうと考えられるラオス、そしてミャンマーの 4 カ国である。各国は日系企業の進出状況だけでなく、経済の発展状況や CSR（企業の社会的責任）の浸透状況も異なる。それぞれの国ごとに、経済の概要と日系企業の進出状況についてまず述べた。中国においては最近 CSR がかなり浸透しているので、CSR の状況についても、それを支援する法律制度等を含めてまとめた。さらに各国について、環境問題の現状とそれに対応する近年の環境政策等を整理した。

アジアの CSR に関して注意しなければいけないことは、各国における CSR の課題や状況は、日本とは大きく異なるということである。そもそも日本では、CSR は先進国の余裕のある企業が行っていることで、途上国では CSR は進んでいないと高を括っている場合すらあるようである。しかしこれは大きな誤解であり、本調査の先行調査である「平成 17 年度我が国 ODA 及び民間海外事業における環境社会配慮強化調査業務」（2006 年 3 月、地球・人間環境フォーラム）でも指摘したように、途上国では、社会的な必要性があるがゆえに、日本以上に強力に CSR が推進されていることも多い。そして、それぞれの社会の状況、必要性に応じて、日本とは異なった課題に重点が置かれて CSR が推進されているのである。

具体的には、アジアで CSR と言った場合、最初に課題として挙げられるのは、労働慣行であり、貧困の削減である。前者については、特に長時間労働や職場での安全管理、労働者の人権に関わる問題が中心であり、また貧困は、これが教育、健康衛生、人権などさまざまな問題と深い関わりがあるがゆえに問題とされる。こうした社会的な課題に加えて、環境の課題ももちろん存在するが、こちらは水や大気の汚染などいわゆる公害問題が第一に取り上げられ、次に森林破壊と生物多様性の喪失に関するものが課題となる場合が多い。

実際今回の調査でも、中国では「労働契約法」や「作業場所の職業健康監督管理暫定規定」などの新規整備によって労働者の人権や健康を保護する動きが急速に進んでいることが明らかになった。ベトナムなど他の国々では特別の法律の整備までは到っていないものの、国際 NGO などの監視や指摘もあり、改善に向けての一定の圧力がかかりつつある。特にミャンマーの場合には、軍事政権下という特殊な状況にあるので、外国企業が CSR の基準をミャンマーにおいて適用することで状況が改善できるのではないかとの期待も大きい。その一方で、そもそもこうした国に進出して操業を行

うこと自体が、軍事政権を支援することにつながっているとの批判も大きいし、また外国企業が、人権、基本的な労働条件、土地利用規則などに違反している例も報告されている。したがって、もしミャンマーで操業する場合には、少なくともそのような法令違反等に加担することがないように、十分な注意が必要であるだろう。

環境については、いずれの国でも水や大気の汚染などの公害と、森林破壊などがもっとも重要である点は共通しており、経済開発が優先される中、環境への配慮が後回しになっている状況が改めて浮き彫りにされた。特に中国以外の国々では、キャパシティ不足も環境政策の遅れの大きな原因となっており、今後大きな課題であると同時に、キャパシティ・ビルディングにおいて日本など先進国が果たすべき役割に対する期待も大きい。またラオスとミャンマーはいずれも、森林資源と鉱物資源が豊かであり、今後の経済発展に向けて大きな可能性を秘めていると同時に、こうした資源をめぐって、外国企業が進出したり、あるいは海外への輸出のための違法伐採、違法操業等が行われたりしている事例も多く報告されており、外資系を含めた企業が法令を遵守しながら、環境や地域住民への配慮を徹底する必要があるだろう。

一方、中国は他の国々とは、量的にだけでなく、質的にも一線を画しつつあることが今回の調査からも明らかになった。2001 年の WTO（世界貿易機関）加盟以降、毎年 10% を超えるような爆発的とも言える成長を続けて来た中国は、2010 年度には日本を抜き世界第 2 位の GDP（国内総生産）となると予測されている。しかしその急速な経済発展の過程で、様々な問題、特に激甚な環境破壊や資源不足、また都市部と農村部での格差の拡大などが激しくなっている。このままでは経済成長も社会の安定性も持続不可能であるとして、中国政府は経済に関する方針を 2005 年頃より大きく変更した。すなわち 2005 年 10 月の中国共産党第 16 期中央委員会第五回総会において「国民経済社会発展第 11 次 5 カ年計画（規画）」を採択し、「資源投入の増加による経済成長から資源利用効率の向上による経済成長への転換を促進」という方針を示し、資源節約型で環境にやさしい、持続可能な社会の構築を目指すこととしたのである。それを実現するための 2006～2011 年の具体的な目標として、単位 GDP あたりのエネルギー消費量の 20% 削減、単位工業増加値あたり用水量の 30% 削減、主要汚染物質の総排出量の 10% 削減などを掲げている。

さらにこれらの目標を実現するための強力な仕組みも用意されつつある。例えば、省エネ排出削減目標については各省級政府の実績が公表されるだけでなく、地方政府幹部や企業幹部の人事考課にもその実績が反映されるということまで行っていることから、中国政府の本気度も想像できるだろう。こうした施策の一環として、2006 年には全国で 5000 社もの企業と工場で「公開監督」が実施され、基準に違反した企業のリストが公開された。違反企業には、日系も含め、有名な外資系企業も含まれており、環境 NGO やメディアはこうした企業名を挙げて改善を迫るなど、民間からの監視と圧力も強まっている。

2008 年に国家環境保護総局が環境保護部（日本でいう省）に格上げとなり、環境行政にはますます力が入れられ、気候変動防止や化学物質問題など、国際的な地球環境課題への対応も本格化している。風力発電の設備容量や太陽光パネルの生産においては既に日本を抜いており、今後はこうした先端的な環境分野においても、中国は量を武器に影響力や存在感を高めていくことが予測される。

このように中国経済は量から質へと転換を図りながら、しかし量においても圧倒的な影響力を見せつけている。日本との関係においても、2009 年は輸出額 10.2 兆円（18.9%）、輸入額 11.4 兆円（22.3%）といずれも日本の貿易相手の 1 位を占めている。ただし、直接投資額についてみると 2006 年以降漸減傾向にあり、逆にインドの伸びが急激かつ量的にも大きく、中国以外の他国を圧倒しつつある。ベトナムなども進出先としての一定の地位は占めており、今後も少しずつ拡大するであろうし、またラオス、ミャンマーも今後さらに拡大はするであろう。しかし、その規模と速度を考えると、南アジア、特にインドの役割は急速に高まっており、CSR の観点からも今後特に注目していく必要があるそうである。

こうした中、日系企業が果たすことができる役割は少なくない。一つは、既に日本で行っている徹底した環境管理の技術やノウハウを、進出先の国々でも展開することである。単に地域の法令を遵守するだけでなく、企業として社会や環境に何ができるかを積極的に示し模範となることで、自社の評価を高めるだけでなく、商品の販売や優秀な従業員の採用などでの効果も期待できる。またこの急激な環境対応の流れは、日系企業にとって商機でもあるのだ。

一方、日本の行政は、こうした企業の国外での活動を多方面から支援することが必要であろう。CSR は既に企業にとって重要な競争力の一部になっているが、急激に発展する各国の施策に対応することは、個々の企業のみでは不十分な場合も多い。他国の政府や援助機関が行っているように、CSR についての情報提供や NGO 等を通じた間接的な活動支援を行政が行えば、日本企業が海外において経済面だけでなく、CSR や環境という点でも高い評価を得ることができ、これはひいては日本の国益にもつながると期待されるからである。

（足立 直樹）

第 2 章 援助機関等の環境社会配慮ガイドライン適用に関する基礎資料の翻訳

近年、環境保全、人権擁護、貧困撲滅等の世界的価値観の醸成に伴い、開発事業における環境社会影響の回避・緩和、地球環境問題の解決における援助機関・国際金融の役割に関する認識がますます高まっている。

日本の援助機関や開発金融機関である、国際協力銀行 (JBIC)、国際開発機構 (JICA)、日本貿易保険 (NEXI) は新ガイドラインを運用、または近く運用開始を予定している。これらのガイドラインは、世界的に見ても透明性やコンサルテーションの規定において先進的なものと評価されるが、ガイドライン実施・運用上の課題も指摘されている。

近年の援助機関・開発機関の環境社会配慮ガイドライン等の策定・改定の国際的な動きを順番に追うと下記のようなようになる。

2006 年 2 月	開発金融公社 (IFC) 「社会・環境の持続可能性に関する IFC 政策」策定
2007 年 4 月	中国輸出入銀行「環境政策」 ¹
2007 年 6 月	経済協力開発機構 (OECD) 「環境と公的輸出信用に関するコモンアプローチ改定版」採択
2008 年 5 月	欧州復興開発銀行 (EBRD) 「環境社会政策 (Environmental and Social Policy)」策定 (施行 2008 年 10 月)
2009 年 7 月	アジア開発銀行 (ADB) 「セーフガード政策 (Safeguard Policy Statement ; SPS))」採択

一方で、海外投融资、開発援助において中国をはじめとする新興国の台頭は目覚ましく、中国輸出入銀行は世界最大の輸出信用機関となっている。しかしながら、新興国の援助・開発金融機関における環境社会配慮のための仕組みは先進国のように整ってはいないことが、NGO 等外部から指摘され、それに応えようとする動きがある。

以上のような最近の動向から、本調査では、最近改定・策定された下記の資料 5 件について日本語訳を行い、改定されたものについてはそのポイントをまとめた。

1

- (1) OECD 環境と公的輸出信用に関するコモンアプローチ改定版 (OECD Revised Council Recommendation on Common Approaches on the Environment and Officially Supported Export Credits)
ベンチマークとする国際基準の拡大や情報公開の強化が盛り込まれている点が特徴である。
- (2) ADB セーフガード政策 (ADB Safeguard Policy Statement : SPS) 生物多様性の保全、地域社会の衛生と安全性、及び文化的資源について新たな規定、ADB のセーフガード制度が求める条件と同レベルの制度及びその運営能力が借入国側にある場合には、どちらのセーフガード制度でも選べるようになった点が盛り込まれている点が特徴である。
- (3) EBRD 環境社会政策 (EBRD Environmental and Social Policy)
従来から内容として類似点の多かった IFC の持続可能性政策にそう形で社会的側面を明確に打ち出している点が特徴である。
- (4) 中国輸出入銀行 環境政策 (关于中国的环境保护政策 / China's Environmental Protection Policy)
融資するプロジェクトの環境影響について、プロジェクトの実施前、実施中、実施後の 3 段階でモニタリング・管理を強化するとあるが、細かい規定までは書かれていない。

(坂本 有希)

SUMMARY (ENGLISH)

CHAPTER 1 BASIC RESEARCH REGARDING THE ENVIRONMENTAL PROTECTION IN CHINA, VIETNAM, LAO AND MYANMAR

The countries researched were China, Vietnam, Lao PDR and Myanmar. These four countries are at different stages not only in terms of the number of Japanese companies that have presence there for a long term, but also in terms of the level of economic development and the implementation of Corporate Social Responsibility (CSR) practices. The report first provides a summary of economic situations and the level of expansion of Japanese companies in each country. With regard to China, since the situations surrounding CSR policies are much more advanced than the others, the information on such policies, as well as supporting legislations etc. is provided. Furthermore, a summary is provided for each country regarding current environmental problems and policy measures responding to such problems in recent years.

What must be noted in considering issues relating to CSR in other countries in Asia than Japan is the fact that challenges and relevant situations surrounding these countries vary significantly from those of Japan. The perception commonly held in Japan appears to be that CSR practices are only for the companies with ample resources of developed nations and not implemented adequately by the companies of developing nations. However, this is a serious misunderstanding. As mentioned in earlier research “Research Project on the Strengthening of Social and Environmental Considerations in Overseas Operations as ODA and Private Sector Operation of Japan” (March 2006, Global Environmental Forum), developing countries often have more pressing social needs for CSR practices, and for this reason CSR practices are sometimes promoted more than in Japan. These countries facilitate CSR practices according to their own social conditions and needs, with different focuses than those in Japan.

Some of the issues that are first raised in discussing CSR in Asia are labour practices and poverty reduction. As for labour practices, problems center around long working hours, safety control at a work place, human rights of workers, etc. The problem of poverty is deeply intertwined with other issues such as education, health, human rights, etc., which makes it complicated. Along with these social problems, there are also environmental problems. Issues first raised in this area are water and air pollution, followed by forest destruction and the loss of biodiversity.

In fact, the research revealed that movements to protect human rights and health of workers are rapidly facilitated in China with the introduction of new policies and legislation such as ‘Labour Agreement Law’ and ‘Transitional Provision on the Occupational Health

Supervision and Control at Work Places’. In other countries such as Vietnam, the legislation specific for these purposes are yet to be developed, however, pressure is being applied towards the improvement, partly due to monitoring activities and criticisms from international non-governmental organizations (NGOs). Especially in the case of Myanmar, since the country is under special circumstances ruled by the militaristic government, there are expectations that foreign corporations may be able to contribute to the improvement of the situation by applying their own CSR policies in operating business in Myanmar. On the other hand, criticisms exist in that perhaps operating in a country like Myanmar itself may be providing support for the militaristic government. Furthermore, there have been reported cases of violation of human rights, basic labour conditions, land use rules etc. by foreign corporations in Myanmar. Therefore, companies operating in Myanmar must take extreme care to ensure that their operations are not in breach of relevant regulations and policies existing in and outside Myanmar.

With regard to environmental issues, the problems of water and air pollution, forest destruction etc. are the most serious problems in all of the four countries. The research confirmed that the priority is being given to the economic development rather than considerations for the environment. The lack of capacity is one of the major reasons for the delay in the development of environmental policies especially in countries other than China. This presents a major challenge, and expectations for Japan and other developed nations to help overcome this challenge are high. Lao PDR and Myanmar both have potential for future economic development with their rich forest and mining resources and many foreign corporations are entering these countries. At the same time, a number of incidents have been reported in Lao PDR and Myanmar where illegal operations including illegal logging were carried out in order to export these resources. It will be necessary for the corporations (including foreign corporations) that operate in these countries to ensure compliance with law as well as considerations to the environment and local residents.

Meanwhile, the research also revealed that China is surpassing others not only in terms of quantity but also quality. Since joining World Trade Organization (WTO) in 2001, China has maintained an incredible growth rate of over 10% every year. Their GDP is expected to become number two in the world in the fiscal year of 2010, exceeding that of Japan. On the other hand, through the process of such rapid economic development, various problems are worsening, especially the severe environmental destruction, the lack of resources, and the difference between the economic conditions of urban and rural areas. Given that it appeared difficult to achieve either the economic growth or social stability without certain changes, the government of China drastically changed its policies regarding economy since around 2005.

At the 5th general meeting of the 16th-term central committee of Chinese Communist Party in October 2005, “The 11th 5-year Plan for the National Economic and Social Development” was adopted. The government announced the policy to “facilitate the shift from the economic growth based on the increased resource consumption to the economic growth based on improved resource efficiency”. In other words, China decided to aim to develop a sustainable society with a resource-efficient, environmentally-friendly approach. The government has laid down policies as practical goals for the years between 2006-2011 such as the reduction of energy consumption by 20% per GDP, reduction of water usage by 30% per industry increase value, and reduction of general emission of major pollutants by 10%.

Furthermore, there are also some powerful systems that are being developed in order to achieve these goals. For instance, the government not only discloses the record relating to the level of achievement of the energy efficiency goal at the Ministry level, but also reflect this record on the placement of executives of local governments and corporations. This reflects the seriousness of the government’s commitment. As part of the relevant policies, in 2006 “public supervision” was carried out on as many as 5,000 corporation offices and factories across the nation, and the list of the corporations that were in breach of regulations was disclosed. Such corporations included major foreign corporations, including Japanese ones. Environmental NGOs and the media are increasing their monitoring and pressure by using the names of the corporations that were listed.

Furthermore, the State Environmental Protection Bureau has been upgraded to the Environmental Protection Department (equivalent of a Ministry in Japan) in 2008, and efforts regarding environmental policies are being increasingly strengthened. This facilitated the efforts to tackle some global environmental issues such as climate change and regulations of chemical substances. China has already exceeded Japan in the facility capacity of wind power and manufacturing solar power panels. In the future, it is expected that China will increase its influence and presence in these leading environmental technologies, using its sheer volume.

Whilst making a shift towards the quality from the quantity, China is still outstanding in its sheer quantity: In 2009, China’s export to Japan reached 10.2 trillion yen (18.9%) and import 11.4 trillion yen (22.3%), making it Japan’s number one trading partner. Nevertheless, direct investment value is making progressive reduction since 2006, whilst India is emerging as a powerful figure surpassing all other countries except for China, with its drastic and voluminous growth. Vietnam has also secured a certain position as a country targeted by foreign corporations to operate in, and this trend will continue to grow in the future. Lao PDR and Myanmar will also grow in the future. However, given the scale and the speed, the role of South Asia, especially India, is rapidly becoming important, and should be monitored from the perspectives of CSR practices and policy development.

Under such circumstances, there are many roles that can be played by Japanese corporations. One is to introduce into the countries where they gain the presence the technologies and know-how relating to the environmental management, which many of the corporations in Japan implements thoroughly. Not only will it ensure compliance with local regulations, the corporations can receive higher evaluation or can expect to gain better product sales and / or human resources by playing a role model in social and environmental contribution issues. The rapid changes seen at present in environmental requirements also provide opportunities for Japanese corporations.

The Japanese administration needs to support corporations' activities within and outside Japan from multiple angles. CSR matters have already become important part of the competitiveness for corporations, but there is a limit to how much corporations can achieve individually in responding to rapidly developing policies of various countries. As governments of some other countries and aid agencies, the Japanese administration can help corporations by providing information regarding CSR as well as indirectly supporting their activities through NGOs. This will help Japanese corporations overseas achieve economic gain as well as reputation from the perspectives of CSR and the environment. Such result will inevitably lead to the benefit of Japan as a country.

(Naoki Adachi)

CHAPTER 2 TRANSLATION OF THE BASIC MATERIALS RELATING TO THE APPLICATION OF SOCIAL AND ENVIRONMENTAL GUIDELINES LAID DOWN BY AID AGENCIES ETC.

In recent years, the global value system continues to mature regarding matters such as the protection of the environment, the protection of human rights, poverty reduction etc. The level of awareness regarding the role of aid agencies and international financial institutions is becoming increasingly high, in avoidance and mitigation of social and environmental impact as well as solving global environmental issues.

Japan Bank for International Cooperation (JBIC) and Japan International Cooperation Agency (JICA), and Nippon Export and Investment Insurance (NEXI) - Japanese aid agencies and development finance organizations – apply or are planning to apply new guidelines. Although these guidelines are regarded as leading guidelines in terms of transparency and consultation processes even from a global standpoint, there are some challenges pointed out in their implementation and management.

The following are the list of international guidelines established and amended issued by aid agencies and development agencies in recent years, in a chronological order.

- | | |
|---------------|---|
| February 2006 | International Finance Corporation (IFC)
“Policy on Social and Environmental Sustainability” established |
| April 2007 | Export-Import Bank of China “Environmental Policy” ² |
| June 2007 | Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD)
“Revised Council Recommendation On Common Approaches on the Environment and Officially Supported Export Credits” |
| May 2008 | European Bank for Reconstruction and Development (EBRD)
“Environmental and Social Policy” established (Implemented from October 2008) |
| July 2009 | Asian Development Bank (ADB)
“Safeguard Policy Statement (SPS)” adopted |

On the other hand, the development of developing nations such as China in overseas investment and development aid is prominent, and China has become the world’s largest export credit organization, for instance. However, there have been criticisms from NGOs

against the lack of adequate systems for social and environmental considerations held by Chinese aid and development finance organizations. These organizations are trying to respond to these criticisms.

Based on the backgrounds described above, the research identified and translated into Japanese the following 5 pieces of policies or guidelines, which have been recently established or amended. A summary bullet points are provided rather than a full translation as for the ones that have been amended.

- (1) OECD “Revised Council Recommendation on Common Approaches on the Environment and Officially Supported Export Credits”
Expansion of the international standard to be used as a benchmark and the strengthening of information disclosure are included.
- (2) ADB “Safeguard Policy Statement (SPS)” New provisions are included with regard to the protection of biodiversity, the health and safety of local communities and cultural resources. Also, when the borrowing country has the same level of systems and management capacity as required by the conditions included in ADB’s safeguard policy, either the borrowing country’s safeguard policy or ADB’s policy can be chosen.
- (3) EBRD “Environmental and Social Policy”
Social aspects are clearly defined according to the sustainability policy of IFC, which has always had similarities with EBRD’s policy.
- (4) Export-Import Bank of China “Environmental Policy”
Strengthening of the monitoring and supervision processes before, in the middle of, and after the project with regard to the environmental impact assessment of the projects to be financed by the bank, although details are not included.

(Yuki Sakamoto)

第 1 章 中国、ベトナム、ラオス、ミャンマーにおける CSR 促進に関する基礎調査

(1) 中国

1) 中国における経済の概要と日系企業の進出状況

2008 年のリーマンショックに端を発する世界全体にわたる経済不況から日本にはいまだ抜け出せずにいるが、中国はもともと国内金融機関への影響が比較的小さかったことや、政府が 4 兆元（約 55 兆円）という大型景気刺激策を国内産業向けに行なったこともあり、非常に素早い回復を見せている。2008 年はさすがに前年までの 10% を超える経済成長こそ実現しなかったものの、それでも 9.0% の成長率を達成しており、2009 年も 8.7% と政府の目標である 8% を達成する見込という¹。

こうした中、今年 2010 年には中国の GDP（国内総生産）は日本を抜いて世界第 2 位になりそうだとの観測がもっぱらであるが、それが故に環境負荷もますます大きくなっており、温室効果ガスの排出は 2007 年にアメリカを抜いて世界第 1 位になったとの報告²もなされている。後から述べるように中国政府も近年、経済発展最重視から、環境と調和した経済発展へと方針を大きく変更しているが、今後まさにそのようなバランスの取れた発展が重要になることは間違いないだろう。

日中二国間の貿易額について見てみると、2007 年には 27.9 兆円とはじめて日米の貿易額（25.2 兆円）を上回り、中国は日本にとって第一の貿易相手国になった。2008 年はほぼ同額の 27.8 兆円であったが、2008 年後半以降の世界同時不況で 2009 年は 22% もの大きな減少となり、21.7 兆円に留まった。しかしそれでも日本の全輸入に占める割合は 22.2% と圧倒的 1 位である状況に変化はなく、また輸出については 2009 年にはアメリカ向けが大幅減少となったこともあり、ついにアメリカを抜いて最大の輸出相手国となった³。

一方、日本から中国への直接投資については、2000 年頃から 2005 年頃までは第三次対中投資ブームと呼ばれる盛り上がりを見せたが、2006 年以降は金額、件数ともにピークを過ぎ、落ち着いた状況となっている⁴。

また、内容的には、第三次ブームは、以前のブームとは質的にかなり異なっていることが注目される。すなわち、これまで日本企業は円高等を背景に、主に製造業が国外の生産拠点として中国に進出することが多かった。しかし第三次ブーム以降は、そ

¹ ジェトロ http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/stat_01/

² 国際エネルギー機関（IEA）「2009 年版温室効果ガスの排出統計」

³ 財務省貿易統計

⁴ 柴生田、2009

れに加えて中国を新たな市場と認識して販売拠点として、あるいは開発拠点として低コストで優秀な人材を求めて、中国に進出するケースが増加しているのである。業界別の投資額の推移を見ると、近年でも製造業の割合が 8 割近くと高いことには変わらないが、金融・保険業、卸売・小売業、不動産業、サービス業など、第三次産業が大きく増加しているのが特徴と言える。こうしたことと関連して、進出先もこれまでの珠江デルタ（広東省）や長江デルタ（上海～浙江省）を中心とする沿海地域に加え、北京市や天津市などの環渤海地域にも広がっている。

このような動きの背景としては、中国政府の外資利用に関する方針の変化が挙げられる。製造業においては付加価値の低い組立加工業から、先進技術や環境と調和した高度な産業を優先するように方針転換を行い、また、金融を始めとするサービス業においては参入の規制を緩和し始めたのである。また、中国自身の経済成長により国内市場が拡大したことも、日本を始めとする外資系企業にとっては、市場としての興味を惹くに十分なものとなったのである⁵。

表 1-1-1：アジア各国への日本の対外直接投資額（単位：億円）

年	中国	香港	台湾	韓国	シンガポール	タイ	インドネシア	マレーシア	フィリピン	ベトナム	インド	アジア全体
2005	7262	1963	914	1966	634	2355	1341	590	470	168	298	17980
2006	7172	1755	571	1768	444	2307	864	3455	427	543	597	20005
2007	7305	1329	1628	1533	2626	3063	1207	379	1244	562	1782	22826
2008	6700	1339	1101	2447	1122	2093	739	618	737	1130	5429	23790
2009	6492	1522	327	1014	2706	1523	459	578	773	531	3443	19427

出典：財務省統計

なお、2005 年以降、中国やタイへの投資は漸減する中で、インドへの投資は特に 2006 年以降爆発的な増加を示していることが注目される（表 1-1-1）。2006 年にはベトナム 543 億円、インド 597 億円とほぼ同じ程度であったのが、翌 2007 年にはベトナムは 562 億円だったのに対し、インドへの投資は 1782 億円となり、その後も 5429 億円、3443 億円となっている。（財務省統計）アジア内での日本企業の進出先が、中国以外の国々へと分散しつつあると言ってよいかもしれない。

2) 中国における近年の CSR の動向と CSR 政策

中国における CSR は、2005 年以降、ブームと言ってもいいような広がりを見せている。それまでは主に中国に進出した外国企業や、外国企業との取引がある輸出産業が、欧米の消費者や NGO からの求めに応じて、中国における労働慣行や環境配慮が

⁵ 柴生田、2009

問題にならないように、アパレル産業や玩具産業を中心に、サプライチェーンマネジメント（SCM）、いわゆる CSR 調達の一環として、半ば義務的に進められていたが、2004 年には企業による集まりである中国企業連合会持続発展工商委員会（CBCSD：China Business Council for Sustainable Development）が作られ、また 2005 年は中国企業改革発展研究会という学術団体により中国企業社会責任連盟が設立され、中国企業社会責任基準体系も定められた。また、2005 年 6 月には、中国初の CSR 規格である CSC9000T（中国繊維企業社会責任管理システム、中国紡績工業協会）も発行されている（2008 年改定）。そして、2005 年 10 月には国連グローバルコンパクトを明確に支持する南昌宣言を採択、さらに 1 カ月半後には、政府の役割をも明確に示した「上海宣言」を採択された。これらの組織や体系はいずれも、外国企業等からの影響もたぶんに受けたものではあるが、中国国内でこうした動きが自発的に本格化したことには注目すべきであろう。しかし、これは単に海外から CSR という考え方が「輸入」されて触発されたというよりは、中国が抱える本質的な問題が背景にあったと考えた方がよいだろう。

CSR が急発展する背景

2001 年末の WTO（世界貿易機関）加盟以来、中国は国際的な経済ルールに準拠した国内体制を維持しながら経済をそれまで以上に発展させてきたが、その規模とスピードは、当然ながら大きな軋轢ももたらした。後の節でも述べるように環境問題はますます深刻になり、地球環境全般に与える影響はもちろん、国民の日々の健康や生命が脅かされるような状況に至るところで見られ、また、拡大する経済活動を支えるために大量の鉱物資源やエネルギーが必要とされ、さらにその需要が拡大する。またその一方で、農村と都市の生活レベル、あるいは富める者と貧しい者の間などの格差はますます広がった。経済全体のパイを大きくすることでそうした不満をなんとか抑えようとの考えもあるようだが、もちろんこれは産業と社会構造の根本的な改革なくては解決できない。こうした不満を和らげ、また激甚な環境破壊を抑えながら環境と経済が調和した社会を実現しようと、現政権は国民本位の「親民路線」を掲げ、「科学的発展観」に基づき、「調和のとれた社会」（和諧社会）の建設を目指している。こうした考え方は、2005 年 10 月に開催された中国共産党第 16 期中央委員会第五回総会（五中全会）で採択された「国民経済社会発展第 11 次五ヵ年計画（規画）」の基本方針の中に明確に位置づけられた。

労働者の権利を守るための制度整備

和諧社会を実現するために、CSR はきわめて有用である。他の途上地域と同様、中国における CSR の最大の課題は労働・人権である。すなわち安価な労働力を「資源」に急速な経済発展を遂げてきたのであるが、これは国際社会からの批判の対象になることはもちろん、労働者の不満が高まれば、社会不安にもつながる。経済的競争力を維持しながらも国民福利の向上を目指し、中国政府は大きな方針転換を行なった。す

なわち、2006 年に改正された会社法には「社会的責任」に関する条項が加えられ、2008 年 1 月 1 日からは労働者の権利を保護することを主眼とした、非常に厳しい内容の「労働契約法」が施行されている。さらに 2009 年 9 月 1 日には、職場における職業健康の監督管理の強化と、企業側の責任を明確化することを目的とした「作業場所の職業健康監督管理暫定規定」が施行になっている。以下、それぞれの概要について説明したい。

「労働契約法」では、社会的弱者である労働者の合法的権利を保護することを最大の目的にしており、そのために雇用期間を長期化させ、雇用、ひいては労働者の生活の安定を図っている。具体的には、勤続 10 年あるいは、期間を定めた雇用を 2 回連続して契約更新した場合には、期間を定めない労働契約の締結義務、すなわち終身雇用とする義務が発生する（同第 14 条）。また、経済補償金（退職金）の支払いも義務化され、勤続 1 年につき 1 カ月分の退職金を企業は支払わなければならなくなった（同第 46 条）。さらに、労務派遣（人材派遣）が事実上禁止され（同第 58 条）、規則、制度や重大事項の変更に関する工会（労働組合）の権限も強化された（同第 4 条）。いずれも労働者にとっては歓迎すべきことであるが、企業にとっては労働コストが増加するだけでなく、解雇が困難となるという深刻な事態にもなっている。

「作業場所の職業健康監督管理暫定規定」は、企業に対して実施される監督検査の内容、違法行為の措置等を明確化することで、工鉱商業生産企業における作業場所での職業健康の監督管理を強化し、また、企業側の職業性危害予防の主体责任を強化することを目的としている。労働者にとっては、職業性危害の予防、制御、除去につながる期待される。

具体的には、職業性危害が存在する企業は、職業性危害要素を安全生産監督管理部門に申告し、監督検査を受けなければならないという申告義務（同第 13 条）、労働契約時や作業場所において従業員に職業性危害等について告知する義務（同第 18 条、30 条）、職業性危害要素に対する定期的な検査と危害状況の評価を行う義務（第 22 条）、危害作業に従事する従業員の企業負担による健康診断の実施義務（第 31 条）、未成年者の職業性危害作業従事の禁止（第 33 条）などが定められている。

また、中国特有の制度である、都市と農村の二重戸籍制度が、農村から都市への出稼ぎ労働者（民工）への不利益をもたらし、格差を拡大しているとの指摘が、以前よりなされてきた。これに対する改善策として、国家都市農村総合改革政策に基づき、四川省成都市と重慶市が 2007 年 6 月に「国家都市農村総合改革試験区」に指定され、農民と都市住民との格差を減らすための様々な試みが始まった。しかし、都市生活に

馴染めなかった場合でも農村には戻れなかったり、付加価値の高い新しい産業の働き手は創出できていなかったりと問題も多く⁶、決定打とは成り得ていない。

最低賃金の引き上げ

こうした法制度等の整備に加えて、より実質的に雇用・労働条件を改善する手段として、各地の最低賃金の引き上げがある。特に沿海部の外国企業が集積する都市においては、2000 年代になってほぼ毎年のように最低賃金が改定されてきた（表 1-1-2）。リーマンショックに端を発する 2008 年後半の世界的不況により、2009 年はついにそのような値上げも止まった。多くの企業で操業が低下し、雇用も失われる中、賃金の上昇よりも、雇用の安定化を地方政府が優先したためである。しかし、2009 年後半以降、中国経済は再び勢いを取り戻したこともあり、今年 2010 年になると、各地で次々に 10%以上の引き上げが行われ、2008 年 7 月に最低賃金が 1000 元となり国内最高となった深圳市（経済特区内）に追いつけ、追い越せと、多くの主要都市が 1000 元を突破する最低賃金となった。例えば広州について見てみると、2003 年の 510 元から、2010 年の 1030 元へと、わずか 7 年の間に最低賃金が 2 倍になったことになる。

前述の労働契約法などと並び、労働集約的な産業においては大きな痛手であるが、中国政府は意に介する風もない。というのも、2004 年頃より外資系企業の中国進出に関してデメリットもあることが指摘されるようになり、胡錦濤政権は「対外開放の堅持」を継続しながらも、「第 11 次 5 ヶ年計画」には「外資利用の質的向上」、「企業所得税の統一」を盛り込み、2006 年 11 月には「外資利用 5 ヶ年計画」を策定したのである。この中で、外国からの直接投資の受け入れにあたっては、先進技術の導入や、環境保護、省資源・エネルギー対策の推進への貢献、国内の産業構造の高度化や技術水準の向上への寄与を考慮する方針を明確にしたのである。海外直接投資を経済成長の原動力としながらも、公害を引き起こしたり、エネルギー集約型であったり、付加価値の低い産業などについては、投資の審査を厳格化する考えであり、最低賃金の引き上げはその政策とも合致するものである。

表 1-1-2 中国主要都市の最低賃金動向 (月額、単位元)

地域	2006 年	2007 年	2008 年	2010 年
広州 (広東省)	780		860	1030
東莞 (広東省)			770	920
廈門 (福建省)			750	900
杭州 (浙江省)			960	1100
上海	750	840	960	1120
北京	640	730	800	1 割程度
深圳特区内 (広東省)	810	850	1,000	引き上げの方向
深圳特区外 (広東省)	700	750	900	

出典：日本経済新聞（2010 年 3 月 19 日）にレスポンスアビリティで追加

⁶ 「都市化に伴う農村環境問題」（奥田進一、「中国環境ハンドブック 2009-2010 年版」p.282）

CSR ランキングの実施

もう一つ国レベルの CSR を推進する仕組みとしては、社会科学院の企業社会責任研究センターによる、CSR 評価の結果公表が挙げられる。同センターは独自の CSR の評価基準を定め、2009 年、中国国内の有力企業 94 社（国有企業 80 社、民営企業 11 社、外資企業 3 社）について、はじめての CSR ランキングを行ない、その結果を「中国企業社会責任研究報告 2009」として発表した。さらに同じ年のうちに調査対象を国営 100 社、民営 100 社、外資 100 社の計 300 社に大幅拡大し、各社が公表する CSR 報告書、財務諸表、ウェブサイトの情報をもとに「責任管理」、「市場責任」、「社会責任」、「環境責任」の 4 側面から独自評価を行い、これを「中国企業社会責任発展指数報告 2009」で発表している⁷。

ランキングの上位 20 社は中国企業、特に規模の大きな国有企業によって占められており、外資系企業の点数は総じて低いものになっている。もっとも得点の高かった外資企業は通用自動車（中国）（GM の中国法人）で、34 位であった。日本企業では索尼（中国）（ソニーの中国法人）が 36 位、富士施楽（中国）（富士ゼロックスの中国法人）が 55 位であったが、いずれも得点は必ずしも高くはない。しかしこれは、外資系企業が CSR の取り組みが弱かったり、活動内容が低く評価されているというわけではなく、企業社会責任研究センターの評価基準が中国における CSR 活動の情報開示を重視しているためと考えられる。つまり、中国企業においては、中国国内での CSR 活動が報告の主要な部分であるのに対して、外資系企業においては、中国国内での CSR 活動の情報開示はどうしても小さくなってしまったため、結果的に順位が低くなったものと考えられる。環境保護総局（現環境保護部）が 2007 年 4 月に公布した「環境情報公開弁法（試行）」が、2008 年 5 月から施行された影響もあるのか⁸、中国で CSR に関する報告を行う企業数は、2006 年の 32 社から 2009 年の 582 社へ急増している。したがって、外資系企業も今後、中国における CSR 活動の情報開示をより積極的に行うことが必要になると考えられる⁹。

地方政府による CSR の推進

このように中国の CSR は国レベルで見ると、国が様々な制度を設けながら推進するという官製 CSR 的な性格が強い。一方、地方レベルにおいては、国以上に、地方政府が強力に推進している場合もある。しかし、経済や社会状況が地方によって大きく異なることもあり、地方ごとの温度差は高い。

⁷ 「中国における CSR（企業の社会的責任）の動き」（横塚仁士、大和総研コンサルティングレポート、2010 年）

⁸ ただし、「環境情報公開弁法（試行）」が企業に求めているのは、事業活動に伴う環境への影響及び企業の環境活動に関する情報だけであり、CSR 全般についてはではない。

⁹ 横塚、2010

その中で比較的 CSR に力を入れているのが、沿岸部を中心とした、外資系企業が多く集積する地域である。こうした地域では、地方政府が CSR 推進に関する「意見」を出し、それを元に「基準」を設定し、企業を「評価」したり、さまざまな「奨励」手段を設けることが行われている。奨励の具体的な中身としては、政府の購買や、先進部門を評価する際に優先的に考慮したり、あるいはランキングの公表や表彰などが行われている。本報告書では、常州市人民政府（2005 年）、深圳市人民政府（2007 年）、深圳市宝安区（2007 年）、上海市浦東区（2007 年）、浙江省人民政府（2008 年）、杭州市人民政府（2009 年）、南京市質量技術監督局（2010 年）、南京市（2010 年）の CSR 推進に関する意見等の概要を参考資料にまとめた。

ただし、このような「意見」が出されたり、表彰が行われていても、精神論的なものに終わり、政府調達での配慮など、具体的な施策とは結びついていない地域も多い。また、国、地方によっての温度差も以前大きいので、企業は国と地方の両方の規定を精査し、強制的なものと同様のもの、さらには罰則等を確認して、地域の実情にあわせる必要がある。

その他にも、地方政府以外の公的機関から公表された CSR に関するガイドラインとして、深圳証券取引所による「深圳証券取引所上場企業の社会的責任ガイドライン」（2006 年 9 月）、上海市銀行監督管理局による「上海銀行業金融機関の社会的責任に関するガイドライン」（2007 年 4 月）、国有資産監督管理委員会による「中央企業の社会的責任の履行に関する指導的意見」（2007 年 12 月）などが挙げられる¹⁰。

CSR 情報サイトの拡充

最近では CSR に関連したウェブサイトも増加しているので、例えば以下に挙げたようなサイトを参考にしながら情報を収集し、積極的に対応すると良いであろう。

■ China CSR Map（中国 CSR ガイド）

<http://www.chinacsmap.org/>

※このサイトは、中国にある CSR 関係団体、専門家、研究機構などを網羅的に紹介している。

■ 広東省企業社会責任研究会

<http://www.ngocn.org/?action-viewnews-itemid-24361>

※省レベルのサイト

■ WTO 経済導刊

<http://www.csr-china.net/index.aspx>

※メディアが設置したサイト

¹⁰ 「中国における CSR の動向と今後の展望 -中国有力企業の CSR 報告書の分析から-」（横塚仁士、「経営戦略研究」2008 年秋季号、vol.19、p.94-114）

- 中国社会科学院経済学部企業社会責任研究センター
http://www.cass-csr.org/index.php?option=com_homepage
- サプライチェーン社会責任管理グローバルネットワーク
<http://www.csr-supplychain.cn/html/Standards/5836.html>

3) 中国における近年の環境問題の現状

近年の急激な経済発展は、中国の環境と人々の健康と生命に深刻な影響を与えている。2005 年には、重大な環境汚染をもたらす事故が連続した。日本でも詳しく報道されたが、松花江流域では吉林市の国営の化学工場が爆発事故を起こし、その影響で松花江下流の黒龍江省やロシア、さらにオホーツク海まで大量のベンゼンなどが流出して汚染し、国際問題に発展した。また河川や湖沼の汚染も引き続ききわめて深刻な状況にあり、例えば中国の三大淡水湖の一つである太湖においては、飲用水源に適する水面が 2004 年までは 1 割から 2 割程度あったものの、2005 年以降はあらゆる社会的用途には適さないほど汚染された湖水面積が 7 割を超える状態が続き、引用に適する水面はまったくなくなってしまった。2007 年にはアオコが大発生し、隣接する無錫市では飲用水の供給が一時停止したほどである¹¹。

太湖流域における水質汚染は、農村、都市、工業のそれぞれの排水が同程度の発生源となっているようであるが、それ以外の地域では、工場の排水がほとんど未処理のまま河川に放流されることが河川汚染の原因となっている場合も多い。その結果、中国の草の根環境 NGO による NGO 版環境白書である「環境緑書（2006/07 年版）」によれば、河川水系の 70%が汚染されており、農村では 3 億人以上の農民の飲料水が飲料に不適な状態にあるという¹²。

製紙工場など上流に複数の汚染源となる工場を抱える河南省沈丘県周營郷の黄孟営村は、「ガンの村」として中国中に知られている。というのも、人口 2140 人のこの村では、過去 15 年間に 118 人がガンで死亡し、これは同村の死亡原因の 54%を占めているからである。黄孟営村以外にも、沈丘県一帯だけでもガン発症者が 100 人以上いる「ガンの村」は 20 以上あるという¹³。

食品の安全性も同様に大きな課題である。日本で中国製の食品の安全性というと、2007 年から 2008 年にかけておきた冷凍餃子中毒事件がすぐに思い起こされるが、これは工場での待遇に不満を持つ関係者（従業員）が故意に農薬を混入されたものとされる。これも CSR 的な問題が原因とは言えるが、中国国内で問題になっているのは、

¹¹ 「太湖流域における水汚染対策の展開」（大塚健司「中国環境ハンドブック 2009-2010 年版」p.34-44）

¹² 「『環境緑書』巻頭「総報告」の概要」（高橋智子「中国環境ハンドブック 2009-2010 年版」p.148-156）

¹³ 「中国の「ガンの村」で考える 2010 年エネルギー・環境問題」北村豊、日経ビジネスオンライン、2007 年 9 月 13 日 <http://business.nikkeibp.co.jp/article/world/20070906/134149/>

農薬まみれの野菜であったり、偽食品（偽粉ミルク、偽酒、偽薬など）や、本来は食品には成り得ない原料を使った非衛生的な食品である。

さらに製造時における排出物に加え、廃棄物、特に使用済みの電気・電子機器（e-waste）による環境の汚染や健康被害が大きな問題になっている。これは日本など海外から違法に持ち込まれる使用済みのコンピュータなどから、人手で貴金属などの有価物を取り出すことが行われており、その過程で廃棄物に含まれる有害な重金属等が地域の環境を汚染し、作業員や住民の健康を脅かしているのである。国際機関や国際 NGO などが、企業の責任も含めて問題を指摘しているが¹⁴、地域の住民たちがこれで生計を立てていることもあり、根本的解決にはなかなか至らない状況である。

こうした深刻な環境問題に直面し、中国政府ももちろん手をこまねてはいるわけではない。矢継ぎ早に様々な政策を実施しており、それらについて以下で見てみたい。

4) 中国における近年の環境関連政策

「CSR が急発展する背景」でも述べたように、現政権は環境と経済の調和が取れたという意味も含めて和諧社会の建設を目指している。2005 年 10 月の五中全会において採択された「国民経済社会発展第 11 次 5 ヶ年計画（規画）」では、「経済成長方式の転換が緩慢、エネルギー資源消費が過剰、環境汚染が激化」していることを踏まえて、「資源投入の増加による経済成長から資源利用効率の向上による経済成長への転換を促進」という方針を示した。そして、資源節約型で環境にやさしい、持続可能な社会の構築を目指すこととしたのである¹⁵。

そのための 2006～2011 年の経済社会発展指標が定められているが、環境に関わるものとしては、以下のものが、いずれも拘束力のある指標として挙げられている。

・ 単位 GDP あたりのエネルギー消費量	20%削減
・ 単位工業増加値あたり用水量	30%削減
・ 耕地保有量	1.2 億 ha 確保
・ 主要汚染物質16総排出量	10%削減
・ 森林被覆率	1.8%増加

こうした指標が単なる「目標」に終わらないように、強力な仕組みも用意されつつある。例えば省エネ排出削減目標については、各省級政府の実績が公表されるように

¹⁴ 例えば、グリーンピースの以下のようなサイトがある。「アジアを汚染する廃棄コンピュータ 一家電メーカーの責任拡大と有害物質削減が決め手」

http://www.greenpeace.or.jp/campaign/toxics/zerowaste/1/ewaste1_html

¹⁵ 「環境保護に関する第 11 次 5 ヶ年計画」（大塚健司、「中国環境ハンドブック 2009-2010 年版」p.223-229）

¹⁶ 二酸化硫黄（SO₂）と化学的酸素要求量(COD)

なり、また地方政府幹部や企業幹部の人事考課にもそれが反映されている（「省エネルギー法」2007年改正）。2008年改正の「水污染防治法」でも、同様の規定が設けられている¹⁷。

さらに環境行政部門の「専項計画」として「国家環境保護第11次5ヶ年計画」も整備され、目標を達成するために以下の6つが重点プロジェクトとして挙げられている¹⁸。

1. 水汚染の処理
2. 大気汚染の処理
3. 固形廃棄物の処理
4. 原子力の安全と放射性廃棄物の処理
5. 農村の汚染処理と生態保護
6. 能力の向上

これらの計画や指標の設定に加え、2005年以降、国家環境保護局は、環境影響評価法や排出基準等を根拠に、取り締まりを徹底的に行っている。これは「環境嵐」（環境取り締まりの嵐）と呼ばれたほどで、2006年には地方環境保護局実施分も含めると5000社の企業・工場で「公開監督」を実施した¹⁹。そうした結果をうまく活用したのがNGOの「公衆と環境センター」である。馬軍らによって2006年に設立された同センターは、インターネット上に開設したサイト「中国水汚染地図」²⁰で、排水基準に違反した企業のリストを公開した。そして、企業名を公開するだけでなく、同センターや他のNGO、ジャーナリストなどが違反企業に質問状を出し、社会的圧力をかけるという新しい動きが広がったのである。同センターは2007年には「中国大気汚染地図」²¹を中国語と英語で公開し、さらに影響力を高めている。

また、若者に人気があり、革新的と言われる週刊紙「南方週末」は、2006年10月26日の記事で、排水基準違反リストに中国に進出した多国籍企業の33社が含まれていることを報じ、大きな話題となった。この中には、大手有名企業を含む日系企業12社の名前もあった。

こうした情報公開制度に加えて、汚染によって生じた損害について民事裁判で賠償請求を行う際には、原告側が因果関係を立証するのではなく、被告側が因果関係の不存在を立証しなくてはならないと、コペルニクスの転回も行われている。「固体廃棄物汚染環境防治法」は2004年の改正で、また「水污染防治法」は2008年の改正でも同様の変更がなされ、被害者が訴訟をするための支援制度の規定もそれぞれに追加され、

¹⁷ 「中国環境法総説」（片岡直樹、「中国環境ハンドブック 2009-2010年版」p.236-243）

¹⁸ 「第11次5ヶ年計画」の全文の和訳が、日中友好環境保全センターのサイトに掲載されている。
http://www.sepa.gov.cn/japan/CNE/CNE01_04.htm

¹⁹ 「企業の中国進出と環境配慮」（大野木昇司、「中国環境ハンドブック 2007-2008年版」p.161-176）

²⁰ <http://www.ipe.org.cn>

²¹ <http://air.ipe.org.cn/en/qyInfoEn.do>

被害救済制度も進展している²²。これらは行政が規制するだけではなく、NGO や被害者など、民間からの監視、圧力を強めることで、企業による環境汚染を抑制しようという方針と言っているだろう。

また、健康への影響が大きい食品の安全性については、食品安全法が 2009 年 2 月に公布され、6 月から施行されている。これは 1995 年に施行された「食品衛生法」に代わるもので、法律の目的を食品衛生から食品安全に拡大し、食品安全委員会を設立し、食品安全に関する基準を国家基準として統一して管理することなどにより、消費者保護を進めるものとしている。

行政制度の変革としては、2008 年に国家環境保護総局が格上げとなり、環境保護部になることが決まった。日本では省に格上げになったことに相当する。これに伴い、環境保護部には環境監測司（環境モニタリング司）と宣伝教育司が新設されている。また、法律についても、既存の法律を改正したり、新しい法律を追加するなどして、法制度の拡充を図っている。特に最近では、公害や汚染を防止する旧来の環境法に加え、クリーン生産促進法（2002）、省エネルギー法（2007 改正）、都市農村計画法（2007）、循環経済促進法（2008）、再生可能エネルギー法（2005 制定、2009 改正）など、環境と経済の両立を目指す性格のものが増えていることが特徴と言えるだろう。

主要な環境関連の法律は表 1-1-3 に示した。また、これらの法律の多くは、JICA 日中友好環境保全センターのサイトの「環境関連法律法規通達」のページ²³に和訳が整備されている。

²² 「中国環境法総説」（片岡直樹、「中国環境ハンドブック 2009-2010 年版」p.236-243）

²³ <http://www.sepa.gov.cn/japan/CNE/CNE04.htm>

表 1-1-3 : 主な環境関係の法律

環境全般			
環境保護法 (1989)			
環境影響評価法 (2002)			
環境汚染問題	自然・生態問題	自然資源	その他
海洋環境保護法 (1999 改正)			
水污染防治法 (2008 改)	野生動物保護法 (2004 改)	森林法 (1998 改)	清潔生産促進法 (2002)
大気污染防治法 (2000 改)	水土保持法 (1991)	草原法 (2002 改)	省エネルギー法 (2007 改)
固体廃棄物汚染環 境防治法 (2004 改)	防沙治沙法 (2001)	漁業法 (2004 改)	再生可能エネルギー 法 (2005、2009 改)
環境噪声汚染防治 法 (1996)		鉱産資源法 (1996 改)	文物保護法 (2002 改)
放射性汚染防治法 (2003)		土地管理法 (2004 改)	都市農村計画法 (2007)
		水法 (2002 改)	循環経済促進法 (2008)
		石炭法 (1996 改)	食品安全法 (2009)

出所：中国環境ハンドブック 2009-2010 年版 p. 237 を一部改変

また、国際的な環境規制等に対する対応として、CSDS（中国版 MSDS）、中国版 RoHS、中国版 WEEE などのルールも整備されており、海外市場をにらんだ対応が進んでいることがわかる。

日本では、中国は途上国であり、とかく環境への対策が後回しであるとのイメージをもたれがちであるが、このように環境政策は急速に整備されつつあり、行政の本気度も高いと言っていいだろう。いくつかの問題について言えば、日本よりも先を行く施策を取ったものもある。

たとえば、中国でも近年ビニールのレジ袋が大量に使われるようになり「白色汚染」として問題になっている。中国全体で毎日 30 億枚ものビニール袋が使われているというから、その環境負荷は相当なものである。しかし、中国のレジ袋は薄くて強度が弱いため、すぐに穴があいてしまい、再利用もされず、そのまま捨てられてしまうことが多いのである。これに対して中国政府は、2008 年 1 月にレジ袋の無料提供の禁止を決定し、わずか半年後の 6 月 1 日にはそれを施行している。トップダウンで決まる国ならではの迅速な対応である。

また、エネルギー問題は急速な経済発展中の中国では、日本など先進国以上に深刻である。一次エネルギーの消費は 2005 年の 2 倍の 14.9 億トン（石油換算トン）から

2030 年には 31.3 億トンと倍以上に増加すると予測されている²⁴が、現状では化石燃料、特に石炭が最大 (55.9%²⁵) の燃料源となっているため、エネルギー効率を高めると同時に、再生可能エネルギーなどへのエネルギー転換を早急に進める必要がある。

そこで、2005 年には、再生可能エネルギーの開発、利用の促進、エネルギー安全保障、環境保護と経済の持続的な発展などを目的としてエネルギー法を策定した。これは再生可能エネルギーをエネルギー発展の優先領域とし、送電事業者が送電網範囲内の再生可能エネルギーを全量買い取り、また再生可能エネルギーのために系統連携サービスを提供しなければならないという先進的なものであった²⁶。しかし、電力系統事業者に対する有効な統制手段や買取価格の条件が不明確であったため、実際には全量買取の実現が困難であった。

そこで 2009 年に同法は早々と改正となり、国が年間買取指標と実施計画を制定し、電力系統事業者は最低限の買取指標を上回る買取を義務づけられることになった。さらに電力価格賦課金を財源とする再生可能エネルギー開発基金も設立され、再生可能エネルギーの開発や整備の促進が図られている²⁷。なお、再生可能エネルギー法の 2009 改正版の全文は翻訳資料 1-1 に和訳を掲載してあるので、詳しくはそちらを参照して欲しい。

こうした様々な努力が並行して行われ、2006 年には中国の風力発電の設備容量は日本を抜いて 126 万 kW となり、2009 年の増加量は 1300 万 kW で世界一(前年比 207%)、累積設備容量は今のところアメリカ、ドイツに次いで世界 3 位であるが、2010 年末には世界 2 位、場合によっては 1 位に浮上すると予想されている²⁸。

太陽光発電についても、2008 年の国別生産シェアは中国が 26%で世界一となっている。ドイツに抜かれて世界 3 位 (18%) に後退した日本とは対照的である²⁹。今後こうした先端的な環境分野においても、中国は量を武器に影響力や存在感を高めていくことが予測される。

なお、本報告書には中国の関連法規等のうち、重要かつ日本語訳が一般に入手しにくいものについて翻訳した以下のものを、翻訳資料として掲載した。

中華人民共和国再生可能エネルギー法 (改正)
環境測定管理弁法

²⁴ 「アジア／世界エネルギーアウトック 2007」 ((財) 日本エネルギー経済研究所)

²⁵ 「エネルギー白書 2005」 (資源エネルギー庁) (元資料は、IEA, 2004)

²⁶ 「再生可能エネルギー法」 (大塚健司「2007-2008 年版」 p.260-267)

²⁷ 「中国「再生可能エネルギー法」修正案が全人代に提出 開発基金開設で助成制度と電力全量買取制度完備」エイジウム研究所、2009 年 8 月 25 日、http://www.asiam.co.jp/news_newe.php?topic=012706

²⁸ 日本風力発電協会統計

²⁹ <http://ja.wikipedia.org/wiki/太陽光発電の市場動向>

再生資源回収管理弁法
危険廃棄物識別基準通則
全国汚染源全面調査条例
廃棄機電製品集中分解利用処理区環境保護技術規範（試行）
電子情報製品における有害有毒物質の限度要求
電子情報製品における汚染抑制標示要求
電子情報製品汚染抑制重点管理リスト
中国銀行金融機構の企業社会責任ガイドライン

また、今回翻訳したもの以外の主要な法律等については、以下のサイトに日本語訳が掲載されているので、参考になるであろう。

■環境関連法律法規通達（JICA 日中友好環境保全センター）

<http://www.sepa.gov.cn/japan/CNE/CNE04.htm>

■中国ビジネス関連法（ジェトロ）

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/law/>

■中国進出関連法律法規（中国 唐山市 日本事務所）

<http://www.e-tangshan.cn/info/>

（足立 直樹）

(2) ベトナム³⁰

1) ベトナムにおける経済の概要と日系企業の進出状況

ベトナムは、1986年にドイモイ（刷新）政策を実施して以来、1990年代以降は政治・経済ともに好調な成長を続け、2006年の経済成長率は8.2%であった。2007年以降数年は衰退期だったが、2009年の経済成長率は農業に支えられた5.2%となっており、衰退期は脱したと考えられている。直接投資も2009年前半には減少したが、2009年の全体額は100億ドル（日本は認可ベースで3.7億ドル、表1-1-1も参照）と回復している³¹。日系企業の進出数は、2010年3月時点の日本貿易振興機構の報告では820社であるが、最低賃金の上昇や原材料のコストの上昇などから、2009年度は黒字企業の割合が5割を下回っている³²。

2) ベトナムにおける近年の環境問題の現状

水環境については、水質汚濁がベトナムにおいて最も深刻な環境問題のひとつであることから、ベトナム政府が法整備を進めていることが平成18年度調査でわかっており、2003年策定の「環境保護国家戦略」において水へのアクセスの向上と汚染防止の目標を具体化している。水環境を保護する基本法は、環境保護法（2005年改正）（第7章、8章、第4節）および水資源法（1998年改正）である。これらの基本法に基づき、政令などで水資源の管理や排水への環境保護料金の課金（2003年6月）を行う他、各種の環境・排出基準が設けられている（詳しくは平成18年度調査報告書を参照）。

また、ベトナム政府は1999年に「2020年までの都市排水・下水道開発指針」を採択し、水資源管理のインフラ整備を進めるのと同時に、2003年に出された「深刻な環境問題を引き起こす事業所に対する徹底的な対処計画」のもと、後述のように環境汚染を引き起こす事業所の取締りを厳しく行っている。

水環境の保護はベトナムにとって重要事項であり、2009年の天然資源環境省（MO NRE : Ministry of Natural Resources and Environment）の年度会議では2010年の優先事項に都市部と村落両方への安全な水の供給が挙げられている³³。この会議では、MONRE長官が早急に水環境の汚染源の特定と汚染者の取り締まりを行うよう指示を出している。これについては後述するように環境警察の設立と課金制度の導入検討など

³⁰ ベトナムについては、地球・人間環境フォーラムによる「平成18年度我が国ODA及び民間海外事業における環境社会配慮強化調査業務 Part1:ベトナムにおける企業の環境対策と社会的責任」（以下、「平成18年度調査」とする）において、現地ヒアリングを含めた詳しい調査を行っているため、ここにはそれ以降の新しい法規制の動きを把握できた範囲で紹介する。

³¹ 在ベトナム日本大使館経済班「2009年ベトナム経済事情」（2010年1月）

³² 日本貿易振興機構「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2009年度調査)」（2010年3月）p. 75

³³ “VEA orders HVS to use slag alternative in Vietnam Society” in *Vietnam Society* (13 January 13 2010)

の努力が進んでいる。さらに 2009 年には MONRE に対し「水源に関する新国家戦略」と、「長期的な水源開発・利用に関するマスタープラン」の策定が指示されている。なお、2006 年度以降に制定された水環境に関連する法令には、「通達 21/2009/TT-BT NMT 廃水に関する規制」が挙げられる。

大気環境については、オートバイや自動車の排気ガスと、産業活動などによって大気汚染が問題となっており、特に総浮遊粒子状物質（TPS）の濃度が高い。大気環境保全の基本法は環境保護法であり、大気環境基準の他、各種の排出基準が存在している（詳しくは平成 18 年度調査報告書を参照）。

廃棄物については、2008 年の時点では毎年 1,500 万トンの廃棄物が発生しているとおりに（2006 年と同じ数字）、そのうち有害廃棄物が 16 万トン（産業からのものが 13 万トン）である。人口増加に伴い有害廃棄物の発生量も確実に増加すると思われ、「環境保護国家戦略」において、廃棄物についても 2010 年と 2020 年の具体的な目標を掲げている。基本法は環境保護法（第 VIII 章）であり、有害廃棄物の管理についての細則、指針や各種の廃棄物中に含まれる有害物質に関する基準などが存在している（詳しくは平成 18 年度調査報告書を参照）。

自然生態系に関しては、急速に損失の進む生息地や天然林の減少・劣化が進んでいる。1993 年から国家プロジェクトとして植林が進められているものの、二次林の 70% も劣化している状態である。漁業資源についても劣化が心配される。基本法としては、環境保護法、水資源法、森林保護開発法（2004 年改正）、漁業法（2003 年）がある。さらに、ワシントン条約の施行政令や水産資源の採取の管理に関する政令の他、森林管理や森林生産物の採取に関するものなど多くの森林関連の政令などが存在している（詳しくは平成 18 年度調査報告書を参照）。

2005 年の環境保護法では、かなり先進的な戦略的環境影響評価（SEA）制度が導入されている。また、環境影響評価についても、この改正で環境影響評価（EIA）制度が必要とされる事業が明確化された。しかし、依然として経済優先の傾向が見られ適正な影響評価が行われていないという指摘があるようである³⁴。

3) ベトナムにおける近年の環境関連政策

2006 年度以降の主な新しい法令として、2008 年 11 月にベトナム初の生物多様性法が制定されている³⁵。同法は、国連開発計画（UNEP）と MONRE が貧困の撲滅と環境保護政策の調和を図る共同プロジェクトの枠組みの中、作成されたものである（概

³⁴ Lien, T.K., “In Vietnam: A Race to Save the Dying Rivers” in *In Asia at*: <http://asiafoundation.org/in-asia/2008/10/08/in-vietnam-a-race-to-save-the-dying-rivers/> (2010 年 3 月 27 日確認)

³⁵ No. 20/2008/QH12

要は以下に紹介³⁶。ベトナムレッドリストによると絶滅危惧種の数は 2000 年の 700 種から 2008 年に 880 種に増えているという。これまで生物多様性行動計画はあったものの、今回初めて基本法ができた形である。基本法の要約は以下に紹介するが、生態系サービスへの支払いの概念や、遺伝子組み換え作物に関する規制なども盛り込まれている。

MONRE は、2010 年を、「広範囲で念入りな、自然資源・環境に関する法規制の実施状況の調査検査による検査」を行う年としている³⁷。この方針に向け、環境警察の設立や環境税の導入に向けた動きなど、法規制の実施と取締り努力が集中的に進んでいるようである。ただし、既存の法律の実効力の欠如や排水などの環境保護料金との重複の可能性など、既存の法規制との整合はまだ十分ではない。

MONRE はさらに、新たに制定された生物多様性法や気候変動対策としての国家目標計画の分野において、さらに法政策の拡張を推し進めるとしており、今後はこの分野における発達が進むものと思われる。

下記に、2006 年以降の新たな法令のいくつかを紹介する。

生物多様性保全法³⁸

生物多様性保全と持続可能な発展を両立させることを目的としたこの法律の特徴として、貧困問題の解決と生物多様性保全の両立を目指していること、遺伝子組み換え作物に関する規制を設けていること、環境サービスへの支払いにより保全に必要な資金の一部をまかなおうとしていることなどが挙げられる。

総則を定めた第 1 章では、第 4 条において生物多様性の保全は国家、すべての組織や個人の義務であることを明記し（第 4 条（1））、生物多様性の保全や分別のある搾取と利用を、飢餓や貧困の撲滅と調和を摂りつつ実現することを目指している（第 4 条（2））。さらに、生物多様性の搾取や利用によって利益を得る組織や個人に対し、各関係者との利益の共有をするよう明記している。（第 4 条（4））。

さらに、第 7 条では禁止行為を定め、保護希少生物の搾取などの行為の他、保護地区における建築物の建設（第 7 条（2））、鉱山活動や汚染行為（第 7 条（3））、遺伝子組み換え作物の輸入など（第 7 条（6））を禁じている。遺伝子組み換え作物については、こうした作物が生物多様性に与えるリスクを管理する組織・個人の責任を、第 65 条から 68 条までに明記している。

³⁶ “First-ever Biodiversity Law to include pro-poor conservation strategies”, United Nations Vietnam Press Release (16 September 2008)

³⁷ 特に、環境、土地管理、水資源、鉱物資源、ゴルフコースなど市民の関心の高い問題を中心としている。MONRE, *10 Outstanding events for Natural Resources and Environment*, 2009

³⁸ Law No. 20/2008/QH12

第 2 章は国や地方政府がベースとすべき生物多様性保全計画の基本方針を定めたものである。

第 3 章は、自然資源の保全と持続可能な利用についての規程を定め、第 31 条において保全地区で合法的な活動を行う組織と個人の権利と義務について以下のように明記している；(1) 合法的に資源を開発する；(2) 遺伝的資源へアクセスする場合は利益を共有する；(3) 保全地区管理に関する法規制に準拠する；(4) その他の活動は法のもとに行う；(5) 他の法律により規定される権利・義務を有する。

さらに第 32 条では、保護地周辺のバッファゾーンにおける活動を規制し、投資プロジェクトの所有者は環境影響評価を行うよう義務付け、環境保護法のもと報告書を評価委員会に提出するよう義務付けている。この委員会は保護地区管理担当局の代表者で構成される(第 32 条(3))。バッファゾーンにおける投資プロジェクトに潜在的な環境リスクがある場合、保護地区への悪影響を防止するだけの安全な距離を特定しなければならないとしている(第 32 条(3))。

第 4 章では絶滅危惧種の保護についての規程を定めており、特定の種の絶滅危惧種リストへの記載を、組織や個人が提案することができるようになっている(第 38 条(1))。この章では他に、絶滅危惧種の保護センターや移入種の規制などについても規定している。

第 5 章は、遺伝的資源の保全と持続可能な利用について定めており、そうした資源へのアクセスのための手順が明記されている(第 57 条)。さらに、遺伝資源の利用から得た利益の共有について、契約書を交わすことが義務付けられており(第 58 条)、この契約書はライセンス取得の条件の一部を構成している(第 59 条)。また、続く第 64 条では、伝統的知識の著作権を国家が保護することが明記されている。

第 73 条では、生物多様性保全に必要な資金について、環境サービスへの支払いがリストアップされている(第 73 条(1))。さらに、組織・個人に対し、汚染やその他の行為による生物多様性の損失に対する補償を義務付け、そうした補償は保全活動に使用するとしている。(第 75 条)。

決定 27/2009/NQ-CP³⁹

2009 年に資源と環境の国家管理業務の緊急対策に関する政府決議が採択され、環境保護、水資源、鉱山資源、気候変動、土地、海洋・島しょ経済に関する対策が打ち出されている。この決議の中では、(1)環境汚染を防止し、汚染を引き起こしている施設を迅速に処分すること、(2)水資源の開発・使用と、排水を厳格に管理すること、(3)いくつかの種類 of 鉱産資源の採掘量を削減するとともに未加工鉱産資源の輸出を制限

³⁹ Resolution No. 27/NQ-CP

すること、などが目標として掲げられ、具体的な目標達成のための行動が記されている。

政令 117/2009/ND-CP

2009 年に策定されたこの政令により、環境保護関連法に違反した場合の罰金の最高額が 7000 万ドンから 5 億ドン（約 270 万円）に引き上げられている（最低金額は 10 万ドン）⁴⁰。政令は 2010 年 3 月から施行されるが、これは、2009 年の環境警察による環境犯罪の処分件数が 2008 年の約 4 倍である 4,500 件にのぼっていることにも示されるように、汚染行為などの取締りを厳しくするためである。

環境汚染を引き起こす事業の規制⁴¹

2009 年 6 月、ハノイ市とホーチミン市において、深刻な環境問題を引き起こす事業所の処分として、17 業種の指定が承認された。これにより、この 17 業種については新規の生産拠点が認可されず、既存の拠点は都市部から郊外に移転することが義務付けられた。この規則は全国的に適用される予定である。17 業種は以下のとおり：化学品製造（肥料・バッテリー・農薬・洗剤・染料など）；廃棄物の売買・リサイクル；縫製品の洗浄・染色；ゴム加工；皮なめし；電気めっき加工；機械加工；金属包装の印刷・仕上げ；パルプ製造；建設資材・陶器・ガラスの製造；木材加工（木彫・家庭用木製品を除く）；生鮮食品・調味料・塩・食用油の加工；清涼飲料水・アルコール飲料・キャンディー類の製造；たばこ製造；家畜・家禽の飼育；食肉処理；石炭加工。

決定 1899/2006/QĐ-BCA

2006 年 11 月に採択されたこの決議により、公安省のもと、警察局の一部として環境警察が設立され、2007 年 3 月に発足している。環境警察は公安省の管轄であるが、MONRE が行ってきた不法投棄、汚染、野生生物違法取引、鉱産物の違法採掘などの環境規制違反行為の事前・事後調査を MONRE と協力して行っている⁴²。積極的に取締りを行った結果、2008 年 11 月までに約 750 件の捜査・摘発を行っており、罰金および環境保護費追徴金の合計額は約 1300 億ドン（約 7 億 4000 万円）になったと発表している。

最近の例では、Tan Phuong Dong Co.社が有害廃棄物を運搬したとして 2500 万ドンの罰金とライセンスの剥奪処分を受けている他⁴³、韓国・ベトナム合同の造船会社で

⁴⁰ “Decree No. 117/2009/ND-CP: Heavier fines for polluters” in *Dong Nai* (22 February 2010) at: http://www.baodongnai.com.vn/default_en.aspx?tabid=594&ItemID=49594 (2010 年 3 月 17 日確認)

⁴¹ 「環境汚染を引き起こす 17 業種を規制 都市から追放」 *VIET JO* (2009 年 6 月 19 日)

⁴² “International support group for natural resources and environment, Ministry of natural resources and environment”, *ISGE Monthly Briefing* (November 2006)

⁴³ MONRE, 2010 年 3 月 25 日

あるヒュンダイ・ビナシンが 1000 万ドン（約 6 万 5000 円）の罰金処分を受けており、その後も有害物質の使用で行政指導を受けている⁴⁴。さらに、違法野生生物の取引の取り締まりも頻繁に行われているようである⁴⁵。

しかし、2010 年 2 月のメディア報告によれば 5,500 件の違反が見つかったが、そのうち起訴できたのは 94 件しかない⁴⁶。刑法やその他環境関連の規制法の整備が取り締まり行為のために十分整備されておらず、警察局は刑法と資源環境法の改正を求めているという。例えば、未処理廃水を河川に流した Vedan Viet Nam 社のケースでは、刑法のもとで企業そのものを起訴することができず、企業のトップを起訴することも、証拠不十分のためできなかった。

環境税法案

これまでも政令により排水などに環境保護料金（廃棄物を環境に排出又は放出する企業又は個人が支払う、環境保護のための費用。廃棄物の量や廃棄物の毒性などに基づいて決定される）が課されていたが⁴⁷、現在ベトナムで新たに環境税の導入が行われようとしている。2010 年 3 月現在、国会の常設委員会で財務省の提出した環境税法案が審議されており、2010 年 11 月には承認される予定である。最初の課税対象となるのは、石油、石炭、殺虫剤や化学肥料など植物に使用する物質、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）を使用した凍結剤、プラスチック袋の 5 つのグループであるが、その後は品目を増やしていく予定である⁴⁸。これに対しては、現存する環境保護料金との重複を懸念する声もあがっており、どう整合するのかが注目される。

現在の法案では、課税額は以下のように提案されている：1,000～4,000 ドン（ガソリン 1 リットル）、500～2,000 ドン（ディーゼルオイル 1 リットル）、6,000～30,000 ドン（石炭 1 トン）、1,000～5,000 ドン（HCFC 1 キロ）、20,000～30,000 ドン（プラスチック袋 1 キロ）、500～5,000 ドン（化学肥料 1 キロ）⁴⁹。

⁴⁴ <http://myvietnamnews.com/2010/01/13/vea-orders-hvs-to-use-slag-alternative/>（2010 年 3 月 20 日確認）

⁴⁵ <http://sunbears.wildlifedirect.org/2009/01/19/hanoi%E2%80%99s-environmental-police-record-largest-ever-seizure/>（2010 年 3 月 28 日確認）

⁴⁶ “‘Green’ police fight uphill”, *Vietnam Net*, (19 February 2010) at:

<http://english.vietnamnet.vn/tech/201002/%E2%80%99Green%E2%80%99-police-fight-uphill-895117/> (2010 年 3 月 25 日確認)

⁴⁷ 地球・人間環境フォーラム ベトナムにおける企業の環境対策と社会的責任：CSR in Asia（環境省請負事業、2007 年 3 月）

⁴⁸ “New law to levy environment tax on five groups of products” in *VN Central* (21 January 2010) at:

<http://www.vnnewstime.com/technology-news/new-law-to-levy-environment-tax-on-five-groups-of-products/> (2010 年 3 月 27 日確認)

⁴⁹ “Draft environmental tax law circulated” in *DZ Times* at:

<http://www.dztimes.net/view/vietnam-politics/21442-draft-environmental-tax-law-circulated.aspx> (2010 年 3 月 28 日確認)

その他の法規制

- 通達 34/2009/TT-BTNMT : 地下自然資源の環境改善プロジェクトの開発、承認と審査に関する通達
- 通達. 230/2009/TT-BTC : 環境保護活動に対する税控除（環境保護活動に対する政府支援の政令 04/2009/NĐ-CP dd 14/01/2009 の細則）
- 首相指令 24*/2008/CT-TTg : 環境犯罪の防止強化に関する指令（環境警察の機能）
- 政令 147/2006/NĐ-CP dd 01/12/2006 : 自然資源への課税の詳細に関する政令 68/1998/NĐ-CP dd 03/09/1998 の改定
- 政令 69/2009/NĐ-CP : 土地管理に関する政令
- 政令 25/2009/ NĐ-CP : ベトナムの沿岸、海域、島における自然資源の統一管理・環境保全に関する政令
- 決定 23/2006/QĐBTNMT : 有害廃棄物のリストの公布

（舩井 まり）

(3) ラオス

1) ラオスにおける経済の概要と日系企業の進出状況

ラオスは旧ソ連のペレストロイカの影響を受け、1980年代の後半から「チナタナカン・マイ」(新思考)が唱えられ、様々な経済改革が行われた。1986年にはNEM(New Economic Mechanism、新経済メカニズム)が導入され、社会主義計画経済から自由経済への移行が推し進められた。ラオスは1997年にASEAN(東南アジア諸国連合)に参加している⁵⁰。

ベトナム、ミャンマーなどとも国境を接する内陸国であるラオスは、国土の80%が山地・丘陵・高原を占める。英国と同じ位の大きさで、人口は約560万人である。77%が都市の外に居住しており、国連の「最貧国」カテゴリーに入っている。しかし、現在インフラの整備が進みメコン流域の他諸国との交通・流通の増加に伴い、経済も発展していく見込みである⁵¹。

ラオスは東南アジアの中で最も森林被覆面積の多い国であり(国土の約40%)⁵²、近年まで木材輸出が衣服と並んで輸出品目の中では最も多かった(30%弱)。伝統的には農業、林業などが主要産業であるが、地下資源、水資源の豊富なラオスでは、近年、鉱業、電力業が急成長している。

特に水力発電は政府の優先事項であり、現在40のプロジェクトが存在している。タイへの輸出が増え(タイへの電力輸出は2000年から2004年にかけて100億米ドル前後、今後は中国、ベトナムへも輸出が予想されている)、現在では木材・衣服に次ぐ主要輸出品目となっている⁵³。アジア開発銀行、世界銀行とともに、民間企業からの水力発電への資金拠出が積極的に行われ、初期の段階でうまくいったことから、ODA(政府開発援助)あるいは外国直接投資の形で多くの施設が建設中である⁵⁴。しかし現在は世界的経済危機により、多くのプロジェクトへの投資が延期となっている。

鉱業については、過去5年間で34%成長したと2007年の報告にある⁵⁵。2005年に

⁵⁰ 国際協力事業団 国際協力総合研究所 ラオスの経済関連法制の現状と協力の焦点(2001年3月)

⁵¹ United Nations Development Programme, *National Human Development Report: International Trade and Human Development – Lao PDR 2006*, p. 31

⁵² United Nations Development Programme, *National Human Development Report: International Trade and Human Development – Lao PDR 2006*, p. 29

⁵³ United Nations Development Programme, *National Human Development Report: International Trade and Human Development – Lao PDR 2006*, p. 49 丸太の輸出は2001年より禁止となっている。

⁵⁴ United Nations Development Programme, *National Human Development Report: International Trade and Human Development – Lao PDR 2006*,

⁵⁵ Environment Research Institute Water Resources and Environment Agency, *Laos Country Report on Environmental Management in the Lao PDR Mining Sector*, conference material for International Conference: A Greater Mekong? Poverty, Integration and Development (26-27 September 2007)

は 88 の関連する企業と 145 件のプロジェクトが存在している。そのうちラオスの企業は 55 社、33 社がジョイント・ベンチャー及びオーストラリアや中国などの外国企業である⁵⁶。鉱業法の「あいまいさ」が指摘されている一方で、ラオスの鉱業は外国企業の参入が今後も増える見込みである（2008 年は金と銀のみで輸出総額が 380 億米ドルになると予想されており、これは 2004 年の 6 倍の数字である⁵⁷）。

ラオスにおける日本企業は、全般的に増加の傾向にある。法定最低賃金が中国の半分以下であり、ラオス語がタイ語に近いことから、衣類や食品の製造会社など、タイに拠点を持つ企業がラオスに進出しているケースが見られる⁵⁸。さらに、水力発電の分野でも、ラオスにとっての二国間援助の 30% を日本が占めていることから⁵⁹、ODA プロジェクトを通して日本企業の関与が見られる⁶⁰。鉱業においては、近年になって日本企業としては初めて双実と日鉄鋼業、三井物産などが探鉱権を取得しており、今後日本企業の進出が加速するとみられている⁶¹。

2) ラオスにおける環境問題の現状

主な環境問題としては、森林、生物多様性、土地資源、水資源、産業開発・鉱物資源開発に伴う問題、交通・輸送に関わる問題などが挙げられる。成長する企業活動による生態系への影響、汚染問題（特に水質汚染）、廃棄物問題は今後ますます悪化すると考えられている⁶²。

中でも、森林の劣化・破壊が深刻とされており、森林被覆面積は 1992 年の 47% から 2005 年には 41% に減少しているとラオス農林省の報告にあるが、実際の減少率はこれよりも高いと思われる⁶³。森林劣化・減少への対策の一つとして、政府は 5 カ年計画の中で、木材加工業界による天然林から産業植林からの木材の利用を推進し

⁵⁶ United Nations Development Programme, *National Human Development Report: International Trade and Human Development – Lao PDR 2006*, p. 116 最も大きな鉱業プロジェクトはオーストラリアの子会社によるセポンのプロジェクトで、約 2000km²。

⁵⁷ United Nations Development Programme, *National Human Development Report: International Trade and Human Development – Lao PDR 2006*, p. 121

⁵⁸ 「今、ラオスに日系企業が注目するわけ」 *Nikkei BP Net* (2005 年 4 月 14 日)

<http://www.nikkeibp.co.jp/archives/369/369098.html> (2010 年 3 月 20 日)、

<http://old.asean.or.jp/invest/archive/mission%20report/FY2007/laos.pdf> (2010 年 3 月 20 日)

⁵⁹ 「今、ラオスに日系企業が注目するわけ」 *Nikkei BP Net* (2005 年 4 月 14 日)

<http://www.nikkeibp.co.jp/archives/369/369098.html> (2010 年 3 月 20 日)、

<http://old.asean.or.jp/invest/archive/mission%20report/FY2007/laos.pdf> (2010 年 3 月 20 日)

⁶⁰ 「双日と日鉄鉱業、ラオスで銅を採鉱」 *NNA Asia* (2009 年 10 月 5 日)

<http://nna.jp/free/news/20091005icn001A.html>

⁶¹ 「双日と日鉄鉱業、ラオスで銅を採鉱」 *NNA Asia* (2009 年 10 月 5 日)

<http://nna.jp/free/news/20091005icn001A.html>

⁶² 国際協力事業団 国際協力総合研究所 ラオスの経済関連法制の現状と協力の焦点(2001 年 3 月)、国際協力事業団 ラオス 国別援助検討会報告書 (1998 年 3 月)

⁶³ Ministry of Agriculture and Forestry – Department of Forestry, *Forestry Strategy to the Year 2020 of the Lao PDR 2005*.

ている。しかしラオスの天然林はタイ、中国、ベトナムから家具材としての需要が高く、法の抜け穴や取り締まり不足により、違法伐採も絶えない。

また、伐採や農地への転換の他、水力発電施設の建設や鉱山活動の影響も大きい。政府にとっては優先事項である水力発電プロジェクトでは、開発重視のために国際的な基準の適用が制限されているという指摘がある⁶⁴。世界銀行やアジア開発銀行の資金で建設されるダムについては何らかの国際基準に準拠しなければならないが、民間の投資によるものはそうした基準には準拠していない可能性が高いと言われている⁶⁵。ダムによる影響としては下流の水量や魚類の減少、土地浸食や森林劣化などが主なものであり、深刻なケースが増えてきている。

3) ラオスにおける環境関連政策

ラオスの中央政府の環境当局は、7局と1研究所で構成される科学技術環境庁であったが、2007年に科学技術庁（STA：Science and Technology Agency）と水資源・環境庁（WREA：Water Resources and Environment Administration）に分かれた。WREAは、内閣、水資源局、環境局、気象・水文局、水資源・環境研究所、拡大メコン地域事務局、環境・社会影響評価局で構成されている⁶⁶。

CSR 関連の法規制であるが、ラオスでは、1990年代に世界銀行の主導で憲法を初めとする法令は一通り整備が進んでいる⁶⁷。以下、CSRに関連する主要な法律の要約を紹介する。

憲法

1991年に制定された憲法では、所有権（第15条）など国民の基本的な権利・義務の中に、環境・自然資源の保護の義務が明記されており（第17条）、すべての組織や市民に、地下資源、森林、水、大気という環境・自然資源を保護する義務が課せられている。また、男女の経済上の平等も憲法に盛り込まれている（第24条）。

環境保全法

⁶⁴ United Nations Development Programme, *National Human Development Report: International Trade and Human Development – Lao PDR 2006*, p. 124

⁶⁵ United Nations Development Programme, *National Human Development Report: International Trade and Human Development – Lao PDR 2006*, p. 127

⁶⁶ WREA ウェブサイト：

<http://www.wrea.gov.la/wrea/index.php/en/about-wrea/wrea-org/85-2009-04-30-04-04-53>（2010年3月28日確認）

⁶⁷ Tan, A. K. J., “Preliminary Assessment of Lao P.D.R.’s Environmental Law” (1998) Asia-Pacific Centre for Environmental Law at: <http://sunsite.nus.edu.sg/apcel/dbase/laos/report1.html>

環境保全法は、環境管理及び天然資源の持続的な利用を促すことを目的としている包括的な法律である。社会・自然環境の劣化の防止についての規程を定める第 2 部では、下記に述べる環境影響評価の他、個人・法人に対して天然資源の保護を義務付け、生物多様性やの文化の保全についても明記している（第 2 章）。第 3 部では大気・水・土などの汚染を防止する義務を明記しており、廃棄物の投棄についても禁止し、製造過程におけるリサイクルやリユースを奨励している。第 4 部では、環境破壊に対する代償措置として事前の防止後に残る影響による環境破壊に対し、修復・復元を義務付けている。さらにこの場合の環境には、「地域」も含まれることが明記されている。第 8 部では、違反した場合には罰則が規定されているだけでなく、こうした規則に従う優良者に対しては優遇措置を設けている。第 5 部では環境保護活動のための基金を設定し、2005 年から 2010 年 2 月までに 200 件のプロジェクトに資金が拠出されている⁶⁸。

環境保全法の第 8 条では、環境影響評価（EIA）の手続きを定めている。さらに、2000 年 10 月の環境影響評価政令⁶⁹が科学技術環境庁より発行され、各省に対してそれぞれの管轄となる事業に対し、省独自の EIA ガイドラインと基準を作成することが義務付けられている（第 8 条 2 項）。2001 年 11 月には、産業・手工業省が、水力発電プロジェクトのための EIA 規則を作成している⁷⁰。

この政令によれば、STA の前身である STEA が環境基準への準拠証明書を発行するまでは、建設プロジェクトなどの事業は実施できないことになっており、ラオスの EIA は事業ベースで行われ、戦略環境アセスメントは行われていない⁷¹。2010 年 2 月には、環境・社会影響評価に関する政令が採択されている⁷²。（環境保全法の翻訳は「翻訳資料 1 - 1 ラオス環境保全法（抄訳）」参照）

水資源

ラオスは豊富な水資源を有している。幹線水路はメコン河であり、国土の 90% がこの流域に属しているため、ラオス河川に影響をおよぼすあらゆる活動がメコン流域諸国の水資源にも影響する。そのため、流域諸国が協力し、メコン川委員会⁷³が水資源の利用において協調して管理を行っている。この枠組みの中では水資源管理のための

⁶⁸ “Fund strengthens environmental protection”, WREA (24 February 2010)

⁶⁹ The EIA Decree No: 1770/SETA

⁷⁰ Ministry of Industry and Handicraft, *Regulation on Implementing Environmental Assessments for Electricity Projects in Lao PDR*

⁷¹ 詳しくは、Environment and Social Development Unit, World Bank, *Environmental Impact Assessment: Regulations and Strategic Environmental Assessment Requirements: Practices and Lessons Learned in East and Southeast Asia* (2006 年 4 月)にある。

⁷² “New decree stipulates environmental, social responsibilities”, WREA (15 March 2010), <http://www.wrea.gov.la/wrea/index.php/en/the-news/3-newsflash/272-2010-03-15-02-42-41>

⁷³ 1957年に当時国連アジア極東経済委員会ECAFE（現在のESCAP）の元に発足したメコン河下流域調査調整委員会（通称メコン委員会）が、1995年にメコン川委員会へと発展した。笠井利之「メコン河流域の開発と環境を考える」立命館国際研究15-3（2003年3月）

基準作成などが義務付けられている。また国内では水資源の持続可能な利用を防ぐため、政府は 2007 年に前述のように水資源・環境庁を設立し、これまで 12 の部局に分かれていた水資源管理を統一して行うため、水資源局を設けている⁷⁴。

基本法である 1996 年の水及び水資源法⁷⁵は水資源の管理、利用、開発に関する法律である。水資源法は、水資源の持続性、水量・水質の確保、農業・林業など産業の促進、環境への悪影響の回避を目的としている。国家計画により水資源を利用目的別に分類し（9 条）、この分類に応じて個人・法人に使用許可の取得が義務づけられている（4 条・16～17 条）。さらに、水資源改良事業者への承認（21 条）や有効利用者への特典（46 条）など、行政的なインセンティブにより適正な利用を促すようになっている（水資源法の翻訳は「翻訳資料 1－2 ラオス 水資源法（抄訳）」参照）。

森林⁷⁶

保護地区は 1993 年より指定されているが、森林法が制定されたのは 1996 年である。商業伐採は原則禁止であるが、森林計画が作成されている場所やダム水没予定地の伐採は認められている。違法伐採も深刻で、2007-2008 までの 1 年間で 164 件の検挙がある⁷⁷。近年では外資による巨大植林事業もラオスの豊かな森林生態系に深刻な影響を与えており、ユーカーリなどの単一プランテーションが目立つようになってきている。森林管理を担当する部署は農業環境省森林局である。

森林法では、森林を生産林、保護林などに分類し（第 16 条）、個人及び法人に対して分類に応じた占有・使用権を与え、生産林・劣化林では森林回復のための投資などに許可事業を行い、果実を私有財産とすることが認められている（第 5 条・第 13 条・第 49－58 条）。焼畑農業や生活用伐採など、森林の伝統的利用については地方政府の承認が個別に必要であるのに対し（第 22・27・30 条）、外国企業などによる生産林の開発や森林回復事業に対しては税制優遇などの特典が与えられている（第 34・35 条）。また、森林地の転用開発が管理当局に料金を支払うことで認められている（14 条）。森林法は野生生物保護法が制定されるのと同時に、2007 年に改定されている。

農業環境省（MAF：Ministry of Agriculture and Forestry）は、2020 年までの森林戦略（Forestry Strategy to the Year 2020）を作成しており、森林の生態系保護と経済発展を両立させる森林管理を目指している。これは、森林から直接採取する木材などの他、水力発電のための水源として、さらに観光の対象として、森林保全が国家の経済にと

⁷⁴ 外務省「ラオス情勢レポート（平成 19 年 7 月～9 月）」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/laos/report4.html>（2010 年 3 月 2 日確認） 環境局、水資源環境研究所、ラオスメコン委員会事務局、水資源局、気象水文局で構成される。

⁷⁵ LAW ON WATER AND WATER RESOURCES (No. 02-96 11 October 1996)

⁷⁶ <http://webapps01.un.org/nvp/frontend!policy.action?id=521>（2010 年 3 月 28 日確認）

⁷⁷ Department of Forest Inspection, Ministry of Agriculture and Forestry, “Forest Law Enforcement and Governance in Lao PDR”, presentation material at:

http://www.forest-trends.org/~foresttr/documents/files/doc_832.pdf（2010 年 3 月 30 日確認）

って重要であるという考えに基づいている（GDP の 10% が森林資源に由来する産業に起因する）⁷⁸。さらに、2006-2010 年社会経済計画において 2010 年までに森林被覆率を 53% とし、荒廃林の回復を 255 万ヘクタール、植林 15 万ヘクタールを実施するという目標も掲げられていた（達成度は不明）。また、森林管理は重要事項として 2008 年の首相指令によりその強化指示が出されている⁷⁹。

鉱業⁸⁰

鉱業に関する主要管轄局は、地質鉱山局（DGM : Department of Geology and Mines）及び水資源局。DGM は、採掘権やライセンスを許可すると同時に環境上の影響が出ないことを確認する役割を担っている。鉱業による環境への影響が深刻になりつつあることから、2007 年の報告によれば鉱山活動が準拠すべき環境基準は作成中とあり、「より発展した」外国の鉱山法および国際基準を準拠基準の参考としているとされている⁸¹。しかし、DGM のキャパシティは不足しているため、環境当局及び水管理当局に環境上のチェックを行わせるよう、カナダ政府及びスイス政府によるキャパシティ・ビルディングのプログラムが実施されている。

鉱山法では、国家の所有物である鉱物の採掘権を得たものに環境破壊を阻止するよう義務付け、地域住民の権利を保護している（第 5-6 条、第 42 条、第 45 条）。また、鉱物資源の保護のため、特定の鉱物を保護・採掘を制限する権利を政府に与えている（第 10 条）。鉱物のある地について、採掘活動禁止区を含めカテゴリー分けされており（第 13 条）、調査・採掘へのライセンスの取得が義務付けられている（第 23-25 条）。さらに、環境影響調査も義務付けられており、自然環境のほか住民の経済状況への影響も考慮することが要求されている（第 31 条）。水の使用には水質へ悪影響を出さないことが条件付けられている（第 40 条）。また、環境や住民への悪影響に対する補償のためや、鉱山跡地の再生・回復のためのファンドを用意することが義務付けられている（第 47 条）。規定に準拠しているかの検査や違反に対する罰則も規定されている（第 54 条、第 59-60 条）。

土地管理⁸²

ラオスでは社会主義の制度のもとに、伝統的な慣習に沿って暮らしている人々が大部分であり、土地所有権の問題は複雑である。基本法である土地法は、1997 年に最初に施行され、農業地、林地、水域、商業地、交通利用地、文化的土地（自然景観を含

⁷⁸ UNDP, *Assessment of Development Results: Evaluation of UNDP's Contribution: LAO PDR* (2007 年 5 月) p. 13

⁷⁹ No.17/PM

⁸⁰ MINING LAW No. 04-97/NA 12 April 1997

⁸¹ Environment Research Institute Water Resources and Environment Agency, *Laos Country Report on Environmental Management in the Lao PDR Mining Sector*, conference material for International Conference: A Greater Mekong? Poverty, Integration and Development (26-27 September 2007)

⁸² Land Law No. 04 /NA 21 October 2003

む)、建築地、と土地を区分し(第 2 章-第 9 章)、それぞれ規程に従った利用が義務付けられている⁸³。さらに、土地利用登録を行わなければならない(第 10 条)、違反に対する措置も盛り込まれている(第 IV 部)。農地・林地に関しては許可証を取得する義務がある。外国企業のリースやコンセッションに関する権利及び義務は第 3 部の第 2 章に規定されている。

労働環境

基本法は労働法⁸⁴である。労働者の健康・安全・環境・労働条件や、育児休暇など女性の権利・児童労働の禁止など、基本的な規定が 14 章 77 条にわたっている。雇用者には適正な労働契約のもと報酬や福利厚生が義務付けられており、解雇の際の制限や条件、賃金、労働時間、休憩、休日、年次有給休暇、時間外及び休日労働、時間外の割増賃金の規程、年少者、女性、労働安全衛生、アウトソーシング(委託業務や派遣労働)、社会保障、争議の解決法、労働組合などについての規程がある。

企業法⁸⁵

日本における会社法のようなものであるが、伝統や環境の保全に影響を与えるおそれのある事業が管理事業として定義される他(第 2 条)、企業の環境保全義務が明記されている(第 5 条)。

外国企業法⁸⁶

外国企業が従うべき基本的 31 条項が次のセクションに分かれて記載されている。国内法への準拠など。第 20 条に、自然環境の保護と労働者・市民の健康と安全の保護の義務が明記されている。

その他の CSR 関連法としては、都市計画法(1999 年)⁸⁷、女性の発展・保護法(2004 年)⁸⁸、保険・医療法(2005 年)⁸⁹、児童人権保護法(2007 年)⁹⁰ などがある。

(初井 まり)

⁸³ 森林地域に関しては、森林法が優先している。

⁸⁴ Labour Law No. 06/NA 27 December 2007

⁸⁵ Enterprise Law No. 11/NA (9 November 2005)

⁸⁶ Foreign Investment, Law on Promotion and Management of (Law No. 01/94, 1994)

⁸⁷ LAW ON URBAN PLANS 03-99/NA 3 April 1999

⁸⁸ LAW ON THE DEVELOPMENT AND PROTECTION OF WOMEN No. 70/PO 15 November 2004

⁸⁹ LAW ON THE DEVELOPMENT AND PROTECTION OF WOMEN No. 70/PO 15 November 2004

⁹⁰ LAW ON THE PROTECTION OF THE RIGHTS AND INTERESTS OF CHILDREN No. 04/PO 16 January 2007

(4) ミャンマー

1) ミャンマーにおける経済の概要と日系企業の進出状況⁹¹

ミャンマーは大陸東南アジアで最大の陸地面積を持つ、自然資源の非常に豊かな国であり、資源の経済的価値は高いと見られている。1948年の独立後、1962年の軍事政権開始から社会主義により疲弊した経済を立て直すため、1988年より社会主義市場経済へ移行し、ある程度の経済成長を遂げている。しかしその後の経済は下降し、通貨の不安定さも要因となりアジア通貨危機以後の経済は思わしくないが、2010年度は拡大傾向にあるという報告が出ている⁹²。主な輸出品は天然ガス（139億3,790万チャット）で、その他は豆類（34億6,250万チャット）と縫製品（15億5,460万チャット）などである。

軍事政権下にあるにもかかわらず外国企業の参入は意外に多い。特に中国、インド、タイなどからエネルギー部門への投資が増加しており、この傾向は続くと見られる。さらに、ミャンマーの鉱物資源は豊富であるのに対し1999年時点では鉱業用に開発された土地が国土の0.36%ほどであり、政府の外国企業誘致政策もあって、将来的に鉱業へ参入する企業は増えると思われる⁹³。

政治的に特殊な状況下にあるが、それ故に、民間企業がミャンマーの状況改善に果たす役割への期待は大きいようだ。特にNGOからは、外国企業がCSRの基準をミャンマーで適用することで状況を改善できるのではないかという期待が大きい。一方で、主に鉱山・石油・ガス関連の外国企業の参入がミャンマーの軍事政権を支えることになるとするNGOの批判は絶えない⁹⁴。また、根本的な政権のあり方に加え汚職や法整備の不備、資金不足などによる法の取り締まり不備などが原因となり、後述のように外国企業が基本的な人権、労働条件、土地利用規制などに違反して操業する例が報告されている。米国やフランスの石油会社その他、オーストラリア、中国、インド、マレーシアなど他の東南アジア諸国とともに、日本企業の動向も注視されているようだ。

ミャンマーにとって日本は主要輸出相手国の一つである。日本企業のミャンマーへの進出では、鉱物などを取引する商社や製造業があるが、政治的・経済的に不安定な

⁹¹ 財務総合政策研究所ウェブサイト <http://www.mof.go.jp/jouhou/soken/kouryu/kou01c.htm>

⁹² http://www.jetro.go.jp/world/asia/mm/basic_01/

⁹³ 守屋 猛「ミャンマーにおける鉱物資源と投資動向」独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構ウェブサイト：http://www.jogmec.go.jp/mric_web/kogyojoho/2001-09/2001-09-04.pdf（2010年3月28日確認）

⁹⁴ “Foreign Companies in Burma Must Review Their Involvement”, *The Irrawaddy* (2010年3月24日)、EarthRights International, *Getting it Wrong: Flawed “Corporate Social Responsibility” and Misrepresentations Surrounding Total and Chevron’s Yadana Gas Pipeline in Military-Ruled Burma (Myanmar)* (2009年9月)、EarthRights International, *Total Impact: The Human Rights, Environmental, and Financial Impacts of Total and Chevron’s Yadana Gas Project in Military-Ruled Burma (Myanmar)* (2009年9月)

環境のため撤退する企業も多い⁹⁵。しかし安価な労働力を利用した縫製や靴などの輸出加工業は成果を挙げているケースもあり、税制的な優遇もあることから、注目される国ではあるようだ⁹⁶。

2) ミャンマーにおける環境・労働問題の現状

環境

ミャンマーはもともと森林被覆が国土の多くを占めており（はっきりした数値は不明⁹⁷）、熱帯雨林やマングローブ、山岳地など様々な生態系が存在している。生物多様性が非常に豊かで、世界資源研究所の未開拓林指定、コンサベーション・インターナショナルのホットスポット指定なども受けている。しかし、世界でもトップクラスのチークの産地であり、高価な木材目当ての違法伐採問題は深刻で、2005 年以降、多少状況は改善されているものの、現在も中国への木材の密輸が絶えない⁹⁸。さらに様々な開発行為（ガスパイプライン開発、ダムやリゾートの建設など）によっても森林をはじめとする自然環境が破壊されている状況である。また、情報は少ないものの農業で使用される多量の化学肥料や殺虫剤が環境に悪影響を与えてもいるようである。

ミャンマーにも一通りの環境政策が存在してはいるが、憲法や国会のない中、環境法令を通過させる適正な仕組みが存在せず、全般的な資金不足から、これらの政策の効力は環境意識の向上にとどまっているようだ⁹⁹。以下に紹介する法令についても、制度枠組みの欠如から、実行力については軍事政権の政治的な意志にかかっているとと言える。

人権・労働基準

ミャンマーは ILO（国際労働機関）条約に署名しており、労働関連の法令も存在しているが、実情は村落法（1908 年）や Towns Act（1907 年）を法的根拠とした無償の強制労働が行われ、国連の非難決議に従って ILO による調査が行われている¹⁰⁰。現在のところ、外国企業などの自主的な CSR 方針に頼らざるを得ないようである。しかしこの分野における配慮が不適切だとして外国企業が NGO などから問題視されるケ

⁹⁵ 約 70－80 社程度。

⁹⁶ http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2007&d=0221&f=column_0221_004.shtml (2010 年 3 月 28 日確認)

⁹⁷ 1948 年には 70%、1994 年の軍事政権の報告では 50%となっているが、実情は 2000 年代の初頭で 30%－40%以下と推定されている。

⁹⁸ Global Witness, *A DISHARMONIOUS TRADE: China and the continued destruction of Burma's northern frontier forests* (2009 年 10 月)

⁹⁹ Tun Myint, "A Perspective on Burma" in Regional Environmental Forum, *Advancing Environmental Governance: Perspectives from the Regional Environmental Forum for Mainland Southeast Asia*, (2003 年 5 月) p. 18

¹⁰⁰ International Labour Organization, *Forced labour in Myanmar (Burma): Report of the Commission of Inquiry appointed under article 26 of the Constitution of the International Labour Organization to examine the observance by Myanmar of the Forced Labour Convention, 1930* (No. 29)

ースが起きている。最近の顕著な例で言えば、フランスの Total と米国の Chevron はビルマで「強制労働」を行ったとして 2009 年、18 カ国約 40 の団体からの合同キャンペーンの対象となっている。NGO 側は「強制労働」の定義の解釈の仕方が適切でないこと、環境・社会影響評価がプロジェクトの開始後に行われ、ステークホルダー参画がなかったなどとして、深刻なケースとして両社を批判している¹⁰¹。

3) ミャンマーにおける環境関連政策

環境政策を管轄している省は、国家環境審議会（NCEA）である。1990 年、国民の「教育」と環境政策の実施のために、外務省の管轄下に NCEA が設立され、国の 5 年計画にデータを提供している。NCEA は 1994 年に国家の総合的な環境政策の整備のために「国家環境政策」を制定したが、これは具体的なものではなく、方針を述べるにとどまっている。1997 年には持続可能な発展を目的とした全般的な方針「ミャンマー・アジェンダ 21」が策定され、環境影響評価についても記述が盛り込まれている。また、ミャンマー投資委員会（MIC : Myanmar Investment Commission）は、MIC が許可した事業を行う企業に対し、プロジェクト地域とその周辺を損なわない形での操業を義務付ける指令を 1994 年に発行している。

以下に主要関連法令を紹介するが、公害や廃棄物に関する包括的な法令は存在しない。下記に紹介する鉱業法、水資源・河川保全法、森林法のほか、野生生物保護・自然地域保全法（1994 年）¹⁰²、航路障害物法（1881 年）、自動車法（1964 年）、工場法（1961 年）、殺虫剤法（1990 年）、公衆衛生法（1972 年）、民間製造企業法（1990 年）などに公害や廃棄物に関する規制が部分的に含まれるのみである。

水資源

水資源法は運輸省の管轄である。2003 年、「ミャンマー水戦略」（Myanmar Water Vision）が作成され、2006 年には基本法であるミャンマー初の水資源・河川保全法¹⁰³が誕生し、これに基づいた水資源と河川の保全および管理（水路などを含む）が行われるようになっている。この法律の中心となるのは第 5 章定められている禁止行為であり、有害物質の他エンジンオイルや化学物質などの物質の投棄（第 11 条(a)）、特定の水域またはその周辺における鉱業活動（第 11 条(c)、第 13 条、第 14 条）などが含まれている。罰則は第 6 章に規定されている。

¹⁰¹ EarthRights International, *Getting it Wrong: Flawed "Corporate Social Responsibility" and Misrepresentations Surrounding Total and Chevron's Yadana Gas Pipeline in Military-Ruled Burma (Myanmar)* (2009 年 9 月)、EarthRights International, *Total Impact: The Human Rights, Environmental, and Financial Impacts of Total and Chevron's Yadana Gas Project in Military-Ruled Burma (Myanmar)* (2009 年 9 月)

¹⁰² PROTECTION OF WILD LIFE AND WILD PLANTS AND CONSERVATION OF NATURAL AREAS LAW, State Law and Order Restoration Council Law No. __/94

¹⁰³ The Conservation of Water Resources and Rivers Law, The State Peace and Development Council Law No. 8/2006

森林

植民地時代に作成された伐採基準への違反や違法伐採のため、森林破壊が進んだことへの対策として、1992年に森林法が制定された。森林法は下記のように商業価値以外の森林の価値を認めている包括的なものではあるが、実効性は非常に低い。森林破壊の問題は、人権が保護されないミャンマーにおいて、森林に依存する伝統的な生活をしている地域コミュニティ、特に子供、老人、女性などにも深刻な影響を与えている。

基本法である森林法¹⁰⁴は、前述の通り、国家資源としての森林を適正に管理するために制定された。森林管理、環境保護・生物多様性保全、地域住民のシェルターとしての役割、国家にとっての燃料としての役割を基本とした（第2章）、包括的な法律である。マングローブや、生物多様性や水・土の保護に必要な森林を保護林として設定し（第3章）森林局が森林管理を行うことになっている（第4章）。植林や林産物（ロイヤルティ規程含む）の採取には政府の許可が必要であり（第5-6章）、さらに、林産物の国内移動には通行許可を得ることになっている（第7章）。違法林産物の採取に対しての罰則規程では、特にチーク材に対してより高額な罰金が課せられている（第10章）。また、その他の規程違反への措置も記載されている（第12条）。

鉱業

鉱業に関する基本法である鉱業法¹⁰⁵は、鉱業事業を規制するものであるが、その目的に、より多くの鉱産物を輸出すること、鉱業への国内外からの投資を促進することを明記している通り（第2章）、規制よりも鉱業の拡大に重点が置かれている。事業者は、調査や採掘には連邦政府や地方政府の許可を得ることを義務付け（第3章）、許可を得た者には法や許可条件への準拠、借地への支払いの他、鉱山での基礎的な衛生・安全面を含む労働条件に準拠することを義務付けている（第4章）。さらに、地域住民の権利に配慮しなければならないとし、専門家による影響調査を行うとはあるが、記述は「相応の」権利の保障にとどまっている（第7章）。その他、土地・水の利用（第5章）、ロイヤルティ規程（第6章）、違反に対する罰則規程（第11章）などがある。また、1996年には鉱業省が通達を発行し、さらに細かい規則を定められている。この通達では森林地帯での鉱物の探査・生産のための伐採が行われた場合、植林を行うか補償金を支払うことその他（105項(b)）、鉱業活動に由来する大気、水、土の汚染の抑止と生物の安全を確保する検査の実施を義務付けている（106項）¹⁰⁶。

¹⁰⁴ FOREST LAW State Law and Order Restoration Council Law No. 8/92

¹⁰⁵ The Myanmar Mines Law The State Law and Order Restoration Council Law No 8/94

¹⁰⁶ MINISTRY OF MINES, NOTIFICATION NO.125/96

労働環境

労働問題を監督する省庁は工場法・一般労働法監督局である。労働上の安全衛生の基準に準拠しているかどうかの調査、モニタリング、取締りを行う。検査員により違反が見つかった場合は処罰の対象となる。その他労働関係の関連省庁は、産業省、商務省、経済開発省、金融省となっている。

基本的な労働法は、労働者の基本的な権利と義務に関する法律（1964 年）であり、以下は、この基本法に基づく関連法である¹⁰⁷：雇用・訓練法（1950 年）、雇用制限法（1959 年）、雇用統計法（1948 年）、工場法（1951 年）、店舗・事業所法（1951 年）、休暇・休日法（1951 年）、賃金支払法（1936 年）、労使紛争法（1929 年）、労働者災害補償法（1923 年）、社会保障法（1954 年）、労働組合法（1972 年）。

（初井 まり）

¹⁰⁷ 独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 ミャンマーの投資環境調査 2007 年（平成 20 年 2 月）

（５）日系企業の積極的な CSR 活動促進のための方策検討

今回の調査対象は、アジアの中でも日系企業が既に長期にわたって事業進出を行っている中国、比較的最近になって進出が本格化しているベトナム、そして今後本格化するであろうと考えられるラオス、そしてミャンマーの 4 カ国である。ベトナム、ラオス、ミャンマーは、最近特に注目を浴びているメコン流域に属している。しかし、それぞれに経済的な発達段階が大きく異なるので、同じアジア、あるいはメコン川流域としてひと括りにすることは出来ない。中国>ベトナム>ラオス>ミャンマーという経済開発上の一般的な傾向はあるが、現実にはそれぞれの国内で地域による格差も大きい。こうした中で、日本企業はどうした点に注意をしながら、また CSR 上の力点を置きながら、事業活動を進めていったらいいのであろうか。若干の考察を述べたい。

本調査の先行となる「平成 17 年度 我が国 ODA 及び民間海外事業における環境社会配慮強化調査業務」（2006 年 3 月、地球・人間環境フォーラム）でも指摘したように、途上国では、社会的な必要性があるが故に、日本以上に強力に CSR が推進されていることが多い。そして、それぞれの社会の状況、必要性に応じて、日本とは異なった課題に重点が置かれて CSR が推進されている。したがって、途上国では CSR は進んでいないと考えることは誤解であるのはもちろんだが、各国で日本と同じ CSR 活動を同じように行ってもあまり効果がない、場合によってはまったく評価されないことに注意が必要であろう。

中国に関して言えば、2005 年以降、経済優先から環境優先へと大きく舵が切られたことを見逃してはいけぬ。本文中に述べたように、2005 年 10 月の中国共産党第 16 期中央委員会第 5 回総会において「国民経済社会発展第 11 次 5 ヶ年計画（規画）」を採択し、「資源投入の増加による経済成長から資源利用効率の向上による経済成長への転換を促進」するという方針が示され、そのための具体的な施策が次々に打たれている。つまり、これらは単なるスローガンではなく、現実の目標である。そのことは実績が公開されたり、それが人事考課に反映される制度が設けられたことからわかるだろう。中国政府は本気なのである。

無論、これだけの巨大な国であり、急速な経済発展の進行中であるので、細部まで方針や施策が行き届き、完全に方向が変わるのにはある程度の時間を要するだろう。しかし、少なくとも国は十分な問題意識を持ち、対策に本腰を入れはじめていることには十分に注意する必要がある。これに比べ、地方はいまだ気持ちを切り替えられていない場合もあるようだが、これにも地域差があり、一般に外資系企業が集積する沿岸部などの市では意識が高いようである。こうした地方においては、環境規制等を強化し、企業に義務を負わせるだけでなく、インセンティブを与えることも忘れてはいない。CSR や環境についての表彰制度を設け、受賞企業は政府の購買において優先するなどの実利もあるのである。また、行政から認められ表彰されることは、日本以上に意義があることも、忘れてはいけぬだろう。

このように国やいくつかの地方政府が CSR の推進に力を入れる理由は、労働者の人権¹⁰⁸や安全の確保に企業の力を利用しようとしているからである。「企業の自主的な活動」という本来の CSR の定義から言えばやや違和感はぬぐえないが、それでもこれは中国などの国や社会の企業に対する期待として受け止め、これに積極的に応えていくことが重要だろう。また、今回翻訳した「中国銀行金融機構の企業社会責任ガイドライン」（翻訳資料 1-10）を見ると、CSR の中に「道徳的と慈善的責任」が含まれていることが目を引く。これも本来の CSR の定義からは外れるものであるが、一般にアジア各国では慈善活動を CSR に含めるし、場合によっては慈善活動=CSR であるという誤解も根強い。日経企業はこうした社会の期待を理解しながらも、より本質的な CSR を浸透させるために範を示すことも重要であろう。

このように官製 CSR が推進される中で、特に外資系企業には環境、労働・人権など CSR 的な配慮を強く求める傾向は強く、そのことは 2006 年 11 月に中国国家発展改革委員会が発行した「外資利用に関する第十一次五ヵ年ガイドライン」¹⁰⁹にも見て取れる。すなわち、このガイドラインでは、「外資利用を量から質へ根本的転換を進め、外資利用の重点を資金と外貨不足補填から先進技術・管理経験・高素質人材の導入へと適切に移し、更に生態系建設・環境保護・資源エネルギー節約と综合利用を重視し、適切に外資を利用して国内産業構造と技術水準をともに高める」と述べられており、政府は外資利用に対して明確な方針変更したのである。

中国が自ら経済優先から環境優先（あるいは社会の調和優先）に方針変更をしたのに伴い、企業が中国に対する意識を変革していくことも重要である。すなわち、安い労働者が潤沢に得られる中国は次第に過去のものになりつつあり、特に沿海部での操業は、コストだけからは競争優位をもたらすとは限らないである。しかし、中国国内の経済発展に連れ、市場としての中国の魅力は増している。また、開発等のための優秀な人材を確保することを考えれば、まだまだコスト優位性はあるようである。

一方、中国ではもはや優位性をなくしつつある労働集約的な産業については、中国の内陸部への移転はもちろん、ベトナム、ラオス、ミャンマーといったメコン流域国への日本企業の進出も始まっているようである。ただし、これらの国々も、量的には中国にはまったく及ばない状況であり、むしろ今後の受け皿としては、インドなど南アジアがより重要性を増すことが予想される。実際、2007 年以降、日本からインドへの直接投資額は爆発的に拡大している（表 1-1-1 参照）。ただし、今回の調査ではインドは範囲外であったため、CSR や環境に関する状況や課題については確認することが出来なかった。文化的にも東アジアとは大きく異なる地域であるので、今後この地域には特に注目し、調査も積極的に行う必要がある。

¹⁰⁸中国政府は「人権」という言葉は使わないが、国際的な CSR では「労働・人権」と呼ばれている内容とほぼ同等である。

¹⁰⁹中国・唐山市日本事務所が日本語に翻訳している。

ところで、海外では、CSR 上の対応を誤ると日本以上に大きな問題に巻き込まれる場合がある。本文でも触れたように、例えばミャンマーにおいては、外国企業が CSR の基準をミャンマーにおいて適用することで状況が改善できるのではないかとの期待が大きい一方、そもそも軍事政権下にある国に進出して操業を行うこと自体が、軍事政権を支援することにつながり好ましくないという批判も大きい。あるいは、そうした状況下で環境や労働・人権に関する指導・監視が行き届かないことを背景に、外国企業も、人権、基本的な労働条件、土地利用規則などに違反している例も報告されている。こうした問題に関する国際世論の目は日本人が想像する以上に厳しく、そのような行為が発覚すれば、企業は大きな問題に巻き込まれることもあり得る。こうした国や地域で操業する場合には、法令遵守を徹底することはもちろん、どのようにすればその社会に対して良い影響を与えられるかを考えながら、地域の悪しき状況には加担することがないよう、十分な注意が必要である。

ここで一つ、CSR 的なリスクとそれに対する適切な対応について具体的な事例を紹介したい。既に紹介したように、中国では 2006 年、国や地方の環境保護局が水質等の排出基準について徹底的な取り締まりを行った。その結果を NGO の「公衆と環境センター」がインターネットで公開し、あるいは「南方週末」紙が社名を報道するなどして、中国国内はもとより国際的にも注目された。そこに名前があがった日系企業 12 社のうちの 1 社は、社内で直ちに調査を行った。その結果、排水基準違反となったのは、従業員の単純ミスで正規の手順が取られなかったことが原因であることが判明した。しかしミスとはいえ基準に違反したことは事実であったので、この企業は再発防止のために設備や仕組みを徹底改善し、また「公衆と環境センター」とも対話を重ねた。その真摯な対応は「公衆と環境センター」からも評価され、同社は問題が完全に解決された企業として、リストから名前を削除された最初の企業となったのである。残念ながらすべての外資系企業が同じように対応しているわけではない中で、同社の対応は個社のブランドだけではなく、日系企業の評判を守るという点でも高く評価できるものではないだろうか。ちなみに同社はその後、「2008 年度中国グリーン企業賞」なども受賞している。

もう一つ、日系企業による CSR 上の好事例も紹介しよう。「再生資源回収管理弁法」（翻訳資料 1-3）と「廃棄機電製品集中分解利用処理区環境保護技術規範（試行）」（翻訳資料 1-6）に示したように、中国において現在、廃棄電器電子製品のリサイクルが進められようとしている。「再生資源回収管理弁法」はリサイクル一般の進め方について、また「廃棄機電製品集中分解利用処理区環境保護技術規範（試行）」は処理区についての規定だけであったが、2009 年 2 月には「廃棄電器電子製品の回収処理管理条例」、すなわち中国版家電リサイクル法もようやく公布され、2011 年 1 月 1 日から施行されることになっている。こうした中、日本国内はもとより、中国を除くアジア地域において既に複写機のリサイクルシステムを完成させている富士ゼロックスは、2008 年 1 月に中国全土を対象とするリサイクル工場、富士ゼロックスエコマニュファクチャリング（蘇州）の稼働を開始した。このリサイクル拠点は、蘇州市リサ

イクル経済モデル企業として、さらに中国政府工業情報部より、電機製品再製造モデル企業と認定され、高く評価されている。なお、中国版家電リサイクル法では当初、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、パソコンを対象としていたが、2010年2月になって急速に複写機・プリンターも対象となることが決まった。電気製品のリサイクルで、日本は安全な分解・リサイクルのための技術などにおいて先行しているが、それだけではなく、リサイクル網の構築と運用まで含めたノウハウにおいて、今後さらに中国の資源循環経済の構築に貢献することが期待される。

今後、日系企業が期待される、あるいは実際に果たすことができる役割は少なくない。一つは、既に日本で行っている徹底した環境管理の技術やノウハウを、進出先の国々でも展開することである。急速に厳しくなる環境基準等を遵守するためにこうした技術が必須となるのはもちろんだが、単に地域の法令を遵守するだけではなく、企業として社会や環境に何ができるかを積極的に示し、模範となることが重要であろう。そうした企業の姿勢は、自社の評価を高めるだけでなく、商品の販売や優秀な従業員の採用といった点でも役立ち、実利をもたらすであろう。またそのような技術やノウハウをビジネスとすることで、この急激な環境対応を商機とすることもできるであろう。

一方、日本の行政は、こうした企業の国外での活動を多方面から支援することが期待される。最近では日本の技術を政府も支援してオールジャパンで海外に売り込むことが必要との認識が高まってきたが、ここに CSR 的視点を加えることが重要であろう。というのは、CSR は既に企業にとって重要な競争力の一部になっていることに加え、急激に発展する各国の施策に対応することは、企業個々の力だけでは不十分なことも多いからである。他国の政府や援助機関が行っているように、CSR についての情報提供¹¹⁰や NGO 等を通じた間接的な活動支援を行政が行うことは、企業にとって大きなメリットがあるであろう。その結果、日本企業が海外において経済面だけでなく、CSR や環境という点でも高い評価を得ることは、日本の国益にもつながることである。このような観点からも、行政による積極的な CSR の支援は、今後ますます重要になると考えられる。

また、CSR は元来企業の自主的な活動ではあるが、だからと言ってすべてを企業に任せ、行政はまったく無関係でいいということではない。むしろ CSR は社会全体の課題を行政だけでなく企業も役割分担して取り組むようになったということであり、行政と企業の間で積極的な連携をしたり、あるいは企業が課題に取り組みやすくするような環境づくりをして支援することも重要である。今後アジア各国とは、今まで以上に緊密で信頼のある関係を築く必要がある。そのときに、CSR は間違いなく重要な側面になるはずである。

(足立 直樹)

¹¹⁰例えば、GTZ による China CSR Map など。

翻訳資料 1 - 1**中国 中華人民共和国再生可能エネルギー法（改正）**

（2005年2月28日第十期全国人民代表大会常務委員会第十四次会議通過 2009年12月26日第十一期全国人民代表大会常務委員会第十二次会議《〈中華人民共和国再生可能エネルギー法〉の修正についての決定》で改正）

目 次

- 第1章 総則
- 第2章 資源調査と発展計画
- 第3章 産業指導と技術支援
- 第4章 普及と応用
- 第5章 価格管理と費用補助
- 第6章 経済面における奨励と監督措置
- 第7章 法律責任
- 第8章 附則

第 1 章 総則

第1条 再生可能なエネルギーの開発と利用を促進し、エネルギー供給を増加し、エネルギー構造を改善し、エネルギー安全を保障し、環境を保護し、経済社会の持続可能な発展を実現するために、本法を制定する。

第2条 本法でいう再生可能エネルギーとは、風力エネルギー、太陽エネルギー、水力エネルギー、バイオマスエネルギー、地熱エネルギー、海洋エネルギーなど非化石資源のことである。

水力発電は本法への適用について、国務院エネルギー主管部門が規定し、国務院が批准する。

低い効率のかまどを通じた直接燃焼方式を利用する際に、わら、薪、糞便などは本法に適用しない。

第3条 本法は中華人民共和国の領域と管轄する他の海域に適用する。

第4条 国は、再生可能エネルギーの開発と利用をエネルギー発展の優先する領域としている。再生可能エネルギーの開発と利用の総量目標と適宜の措置を制定することで、再生可能エネルギーの市場作りと発展を推進する。

国は、異なる所有制度に基づく経済主体¹が再生可能エネルギーの開発と利用への参加を奨励し、法律に基づき、再生可能エネルギーの開発と利用をする者の合法的権益を保護する。

第5条 国務院のエネルギー主管部門は、全国の再生可能エネルギーの開発と利用に対して統一的に管理する。国務院の関連部門は、各自の職責範囲内において関連する再生可能エネルギーの開発と利用の管理に責任を負う。
県レベル以上の地方各人民政府のエネルギー管理部門は、本行政区域内で再生可能エネルギーの開発と利用の管理に責任を負う。県レベル以上の地方人民政府の関連部門は、各自の職責範囲内で再生可能エネルギーの開発と利用の管理に責任を負う。

第 2 章 資源調査と発展計画

第6条 国務院のエネルギー主管部門は、全国の再生可能エネルギーの調査を組織し協調することに責任を負い、国務院の関連部門と共同で資源調査の技術規範を制定する。
国務院の関連部門は、各自の職責範囲内で関連する再生可能エネルギーの調査に責任を負う。調査結果を国務院のエネルギー主管部門に報告し、国務院のエネルギー主管部門がまとめる。
再生可能エネルギーの調査結果は公表されるべきである。しかし、国の規定により秘密にする内容は除く。

第7条 国務院のエネルギー主管部門は、全国のエネルギーの需要と再生可能エネルギーの実際状況によって、全国の再生可能エネルギーの開発と利用の中長期総量目標を制定し、国務院に報告し、許可を得て執行し、公布する。
国務院のエネルギー主管部門は、上の項目で規定した総量目標と省、自治区、直轄市の経済発展と再生可能エネルギーの実際状況により、省、自治区、直轄市人民政府と共同で、各行政区域の再生可能エネルギーの開発と利用の長期目標を確定し、公布する。

第8条 国務院のエネルギー主管部門は国務院の関連部門と共同で、全国の再生可能エネルギーの開発と利用の中長期総量目標と再生可能エネルギー技術の発展状況によって、全国の再生可能エネルギーの開発と利用の計画を編成し、国務院に報告し、許可を得て執行する。
国務院の関連部門は、全国の再生可能エネルギーの開発と利用の中長期総量目標の実現を促進するための有利な関連計画を制定しなければならない。
省、自治区、直轄市人民政府のエネルギー管理部門は、同級政府の関連部門と協

¹ 国営企業、民間企業、個人企業などを指す。

働して、「全国再生可能エネルギーの開発と利用計画」と「本行政区域内の再生可能エネルギーの開発と利用の中長期目標」に基づき、本行政区域内における再生可能エネルギーの開発と利用計画を制定する。本計画は、同級人民政府による許可を受けた後、国务院のエネルギー主管部門と国家電力監督管理機構に報告のうえ登録し、施行される。

許可を得た計画は公布しなければならない。しかし、国家の規定により秘密にする内容は除く。

許可を得た計画に修正が必要な時、元来の許可機関を経由して許可を得る。

第9条 再生可能エネルギーの開発と利用の計画を編成する際に、地域の適宜性、全体計画と細部対策の同時並行、合理的な配置と秩序のある発展を原則として、風力エネルギー、太陽エネルギー、水エネルギー、バイオマスエネルギー、地球熱エネルギー、海洋エネルギーなどの再生可能エネルギーの開発と利用に対して、全体計画と細部対策の両方を配置する。計画内容の中には、発展目標、主要任務、区域分布、重要項目、実施の進度、電力網建設ユニット、サービスシステムと保障措置などが含まれるべきである。

組織と編成する機関は、関連部門、専門家と公衆²の意見を求め、科学的論証を行うべきである。

第 3 章 産業指導と技術支援

第10条 国务院のエネルギー主管部門は、全国の再生可能エネルギーの開発と利用の計画により、再生可能エネルギー産業の発展指導項目を制定し、公布する。

第11条 国务院の標準化行政主管部門は、再生可能エネルギーによる電力の国家電力網連結技術基準と、他の全国で技術基準が統一する必要のある再生可能エネルギー技術と製品の国家標準を、制定し、公布しなければならない。

前項で規定した国家標準の中で規定のない技術基準について、国务院の関連部門は、関係業界標準を制定することができ、国务院の標準化行政主管部門に報告し、登録する。

第12条 国は、再生可能エネルギーの開発と利用に関する科学技術の研究と産業化の発展を優先領域に位置付け、国家科学技術発展計画とハイテク産業の発展計画に組み入れる。また、再生可能エネルギーの科学技術の研究、応用と産業化の発展に特別資金を設置し、再生可能エネルギーの技術進歩を促進し、再生可能エネルギー製品の生産コストを下げ、製品の質を高める。

国务院の教育行政部門は、再生可能エネルギーの知識と技術を一般教育、職業教育授業に組み入れるべきである。

² 一般市民の意味。

第 4 章 普及と応用

第13条 国は、再生可能エネルギーによる電力網連結発電を奨励し、支持する。

再生可能エネルギーによる電力網連結発電プロジェクトの建設は、法律と国務院の規定に基づいて、行政許可を取得し、または報告し登録しなければならない。行政許可が必要な再生可能エネルギーによる電力網連結発電プロジェクトを建設する際に、多数の参加者が同一プロジェクトの許可を申請する場合、法律に基づき、入札募集を行い、許可者を決めなければならない。

第14条 国は、再生可能エネルギーによる発電の全額の保障性買付制度を実行する。

国務院のエネルギー主管部門は、国家の電力監督管理機構と国務院財政部門と共同で、全国再生可能エネルギーの開発と利用計画に従って、計画期間内で、再生可能エネルギーによる発電量が全発電量に占める割合の到達すべき比重を確定し、電力網企業の優先調達と再生可能エネルギーによる発電の全額買付の具体的な方法を制定する。国務院のエネルギー主管部門と国家電力監督管理部門は年度中においてその実施を監督する。

電力網企業は、再生可能エネルギーの開発と利用の計画により建設し、法律に基づき行政許可または報告し登録した再生可能エネルギーの発電企業と連結協定を結び、その電力網がカバーできる範囲内で連結技術基準に合致した再生可能エネルギーによる連結発電プロジェクトのすべての発電量を全額で買い付ける。発電企業は電力網企業と協力して電力網の安全を保障する義務がある。

電力網企業は、電力網の建設を強化しなければならない。再生可能エネルギーの電力配置範囲を拡大し、スマート・グリッドを発展し応用し、エネルギーの貯蓄などの技術を拡大し、電力網の運営管理を完備し、再生可能エネルギー電力を受入れる能力を高め、再生可能エネルギーによる発電のために連結電力網サービスを提供する。

第15条 国は、電力網がカバーしていない地区で再生可能エネルギーによる独立した電力システムの建設を支持し、地域の生産と生活に電力サービスを提供する。

第16条 国は、清潔、高効率のバイオマス燃料の開発と利用を奨励し、バイオ作物の発展を奨励する。

バイオマスエネルギーを利用して生産したガスと熱エネルギーについて、都市のガス管網、熱エネルギー管網の連結技術基準に合致するものは、ガス管網、熱エネルギー管網を経営する企業は、それらを連結網に受入れるべきである。

国は、生物液体燃料の生産と利用を奨励する。石油販売企業は、国務院のエネルギー主管部門または省レベルの人民政府の規定により、国家標準に合致する生物液体燃料を燃料販売体制に組み入れるべきである。

第17条 国は、部門と個人が太陽エネルギー給湯システム、太陽エネルギー給熱（冷暖房）システム、太陽エネルギーの太陽光発電システムなど太陽エネルギーの利用システムを奨励する。

国務院の建設行政主管部門は、国務院の関連部門と共同で、太陽エネルギー利用システムと建築が結合した技術経済政策と技術規範を制定しなければならない。不動産開発業者は前項で規定した技術規範に基づき、建築物の設計と工事中で、太陽エネルギーの利用に必要な条件を提供しなければならない。

すでに竣工した建物について、住居者は、建物の質と安全に影響を与えないことを前提に、技術規範と製品の基準に合致した太陽エネルギー利用システムを設置できる。しかし、当事者の間に他の約束がある場合は除く。

第18条 国は、農村地区で再生可能エネルギーの開発と利用を奨励する。

県レベル以上の地方人民政府のエネルギー管理部門は、関連部門と共同で、当地域の経済と社会の発展、生態保護と総合衛生管理などの実際状況により、農村地域の再生可能エネルギーの発展計画を制定し、地域に合致したメタンガスなどのバイオマスエネルギーの転化、家庭用太陽エネルギーシステムの使用、小型風力エネルギー、小型水力エネルギーなどの技術を広める。

県級レベル以上の人民政府は、農村地域での再生可能エネルギーの利用プロジェクトに対して財政的に支援することを努めなければならない。

第5章 価格管理と費用補助

第19条 再生可能エネルギーによる発電プロジェクトの電力価格は、国務院の価格管理部門が、異なる種類の再生可能エネルギーによる発電の特徴と地区の相違により、再生可能エネルギーの開発と利用の促進と経済的合理性の原則に基づき、確定し、再生可能エネルギーの開発と利用の技術の発展に基づき適時に調整する。電力価格は公布しなければならない。

本法の第13条第3項目の規定により、入札募集を行う際の再生可能エネルギーによる発電プロジェクトの電力価格は、落札によって価格を確定する。しかし、その価格は、上の項目規定によって確定した同類の再生可能エネルギーによる発電プロジェクトの電力価格の水準を超えてはならない。

第20条 電力網企業は、本法第19条の規定で確定した電力価格に基づき、再生可能エネルギーから得る発電量の使用費用を徴収すべきで、その費用が一般エネルギーによる発電の電力価格より高くなる場合には、その差額を、全国で販売した発電量から再生可能エネルギーの電力価格への付加的な補助金を徴収することができる。

第21条 電力網企業は、再生可能エネルギーの買付のために支払った合理的な連結費用および他の合理的な費用を、電力網企業の送電コストの中に加算でき、販売す

る電力価格の中から回収できる。

第22条 国家の投資または補助によって建設された公共用の再生可能エネルギーの独立電力システムの販売価格について、同一地区においては分類に従って電力価格を決定する。合理的な運営と管理費用は販売価格より超えた部分について、本法の第20条の規定により補助する。

第23条 都市の管網に組み入れた再生可能エネルギーの熱エネルギーとガスエネルギーの価格は、有利に経済的合理性と再生可能エネルギーの開発と利用を促進する原則に基づき、価格管理の権限より確定する。

第 6 章 経済奨励と監督措置

第24条 国家財政により再生可能エネルギーの発展基金を設置する。資金は、毎年国家財政が設置した特別資金と法律に基づき徴収した再生可能エネルギーの電力価格による付加収入などが含まれる。

再生可能エネルギー発展基金は、本法第20条、第22条で規定した差額費用を補助するために使う。また以下の事項のためにも使用する。

- (1) 再生可能エネルギーの開発と利用の科学技術研究、標準制定とモデル工程；
- (2) 農村、畜産地区の再生可能エネルギーの利用プロジェクト；
- (3) 辺境地と島で再生可能エネルギーによる独立電力システム建設；
- (4) 再生可能エネルギーの資源探求、評価と関連する情報システム建設；
- (5) 再生可能エネルギーの開発と利用設備の現地化生産の促進。

本法第21条で規定した電力網の連結費用および他の関連費用について、電力網企業が販売した電力価格で回収できない費用は、再生可能エネルギー発展基金に補助の申請ができる。

再生可能エネルギー発展基金に関する徴収、使用、管理の具体的な方法について、国務院の財政部門が国務院エネルギー、価格主管部門と共同で制定する。

第25条 国家の再生可能エネルギーの産業発展指導項目に挙げられており、貸付条件に合致する再生可能エネルギーの開発と利用のプロジェクトに対して、金融機関は、財政措置を通じた優遇貸付を提供することができる。

第26条 国は、再生可能エネルギーの産業発展指導項目に挙げられているプロジェクトに対して、税収優遇を実行する。具体的な方法は国務院が規定する。

第27条 電力企業は、真実性と完全性のある再生可能エネルギーによる発電の関連資料を保存しなければならない。また電力監督管理機構の検査と監督を受ける。電力監督管理機構は検査を行うとき、規定の手続きによって行い、検査を受ける部門に対して商業秘密と他の秘密を守らなければならない。

第 7 章 法律責任

第28条 国務院のエネルギー主管部門と県レベル以上の地方人民政府のエネルギー管理部門と他の関連部門と共同で、再生可能エネルギーの開発と利用に関する監督管理の施行の中で、本法の規定に違反し、下記行為の一つでも該当する場合、本級の人民政府または上級の人民政府の関係部門は指令し、責任を負う主管人員とその他直接責任を負う人員に対して行政処分を行い、犯罪になる場合、法律によって刑事責任を追及する。

- (1) 法律に基づかないで、行政許可の決定を出した；
- (2) 違法行為を発見しても、検査と処分を行わない；
- (3) 法律に基づかないで執行したその他の監督管理職責行為。

第29条 本法の第14条規定に違反し、電力網企業は、規定に基づかないで、再生可能エネルギーによる発電量の買付を完全に行わず、再生エネルギーの発電企業に経済的な損失を与えた場合、賠償責任を負うべきである。国家電力監督管理機構は期限付きの改正を命じる。改めない場合、再生可能エネルギーの発電企業に与えた経済損失額の同額以下の罰金を科す。

第30条 本法の第16条第2項目の規定に違反した場合、ガス管網、熱エネルギー管網を経営する企業は、連結技術基準に合致するガス、熱の連結を許可しないで、ガス、熱エネルギーの生産企業に経済的な損失を与えた場合、賠償責任を負うべきである。省レベル人民政府のエネルギー管理部門は期限付きの改正を命じる。改めない場合、ガス、熱エネルギーの生産企業に与えた経済損失額の同額以下の罰金を科す。

第31条 本法の第16条三項目の規定に違反した場合、石油販売企業は、規定に基づかないで国家基準に合致する生物液体燃料を燃料販売システムに組み入れた場合、生物液体燃料の生産企業に経済的な損失を与えた場合、賠償責任を負うべきである。国務院のエネルギー主管部門または省レベルの人民政府エネルギー管理部門は期限付きの改正を命じる。改めない場合、生物液体燃料の生産企業に与えた経済損失額の同額以下の罰金を科す。

第 8 章 附則

第32条 本法の中で下記用語の意味：

- (1) バイオマスエネルギーとは、自然界の植物、糞便および都市・農村の有機廃棄物から転化したエネルギーのことである。
- (2) 再生可能エネルギーの独立電力システムとは、電力網と接続しないで、単独で運営できる再生可能なエネルギーによる電力システムのことである。

- (3) エネルギー作物とは、専門的に植え、エネルギーの原料を提供できる草本植物と木本植物のことである。
- (4) 生物液体燃料とは、バイオマスエネルギーを利用して生産するメチルアルコール、エタノール、バイオディーゼルなどの液体燃料のことである。

第33条 本法は2006年1月1日より執行する。

翻訳資料 1 - 2

中国 環境測定管理弁法

国家環境保護総局令 第39号

《環境測定管理弁法》は、2007年9月1日より施行する。

第1条 環境測定の管理を強化するため、《環境保護法》などの関連法律法規に基づき、本弁法を制定する。

第2条 本弁法は、県レベル以上の環境保護部門の下記環境測定活動管理に適用する：

- (1) 環境質の測定；
- (2) 汚染源に対する監督機能を持った測定；
- (3) 突発的な環境汚染事件の緊急時の測定；
- (4) 環境状況の調査と評価などの環境管理活動に測定データを提供する他の環境測定活動。

第3条 環境測定活動は県レベル以上の環境保護部門の法的職責である。

県レベル以上の環境保護部門は、正確なデータ、強い代表性、科学的な方法、すばやい伝達に基づき、先進的な環境測定システムを設置し、全面的に環境の質状況と変化の趨勢を反映し、汚染源の変化状況を随時に把握し、正確に各種の環境突発的な事件を予測するなどの環境管理活動に政策決定の根拠を提供する。

第4条 県レベル以上の環境保護部門は、本行政区域内の環境測定活動に対して統一した監督管理を実施し、以下の主要な職責を履行する：

- (1) 環境測定の発展計画と年度活動計画を制定し、その実施を組織する；
- (2) 環境測定の直属機構を設置し、国家の環境測定機構の設置基準に基づき、環境測定能力の研修実施を組織する。
- (3) 環境測定業務の質の審査と検査制度を設ける。
- (4) 環境測定報告の編成を組織し、環境測定情報を発布する。
- (5) 法に基づいて、環境測定のネットワークを作り、ネットワークの管理制度を設け、運営管理を組織する。
- (6) 環境測定の科学技術の研究、国際合作と技術交流を組織する。

国家環境保護総局は、適時に行政区域を超えた環境測定機構の直属機構を組織する。

第5条 県レベル以上の環境保護部門に所属する環境測定機構は、具体的に以下の主な環境測定技術のサポート業務を担当する。

- (1) 環境質の測定、汚染源に対する監督機能を持った測定と突発的な環境汚染

- 事件の緊急時の測定；
- (2) 環境測定ネットワークの建設と運営、環境測定データの収集と管理、環境状況調査と評価の実施、環境測定報告の編成；
 - (3) 環境測定を担う人の技術的訓練の担当；
 - (4) 環境測定領域における科学研究の展開、環境測定の技術規範、方法研究及び国際合作と交流の担当；
 - (5) 環境保護部門が委託するその他の環境測定技術のサポート業務の担当。

第6条 国家環境保護総局は、法に基づき、国家の統一した環境測定の技術規範の制定を担当する。

省レベルの環境保護部門は、国家の環境測定の技術規範の中で規定していない項目について、地方環境測定の技術規範を制定し、国家環境保護局に報告し記録に載せる。

第7条 県レベル以上の環境保護部門は、本行政区域での環境汚染事故、環境質の状況など環境測定情報を統一的に発布することを担当する。

部門間の環境測定結果の不一致について、県レベル以上の環境保護部門が同級の人民政府に報告し、調整した後、統一的に発布する。

環境測定情報が法に基づいて発布する前に、如何なる部門と個人も対外的に公布または情報を漏らしてはならない。

秘密に属する環境測定データ、資料、成果は、国家の秘密保持関連規定に従って管理しなければならない。

第8条 県レベル以上の環境保護部門に所属する環境測定機構が本弁法に従って取得した環境測定データは、環境統計、汚染排出の申請と確定、汚染排出費の徴収、法に基づく環境保護の執行、目標責任審査など環境管理の根拠とすべきである。

第9条 県レベル以上の環境保護部門は、環境測定の代表性によって、国家レベル、省レベル、市レベル、県レベルの環境測定ネットワークの創設に責任を負い、並びにそれぞれの環境測定機構に運営責任を委託する。

第10条 環境測定ネットワークは、各環境測定要素の地点（断面）からなる。

環境測定の地点（断面）の設置、変更、運営は、国家環境保護総局の関連規定によって執行する。

各大水系或いは区域の地点（断面）、国家レベルの環境測定ネットワークに属する。

第11条 環境保護部門に所属する環境測定機構は、その所属する環境保護部門のレベルによって、国家レベル、省レベル、市レベルと県レベルの四つに分ける。

上級の環境測定機構は、下級の環境測定機構の業務指導と技術訓練を強化しなけ

ればならない。

第12条 環境保護部門に所属する環境測定機構は、従事する環境測定業務に相応しい能力と条件を備えるべきで、許可された環境保護計画規定の要求と期間制限に従って、漸次に国家の環境測定能力の基準に達する。

環境保護部門に所属する環境測定機構の環境測定に従事する専門技術者は、専門的な技術訓練を受けるべきで、かつ国家環境保護総局が行う環境測定職場テスト審査に合格してから、はじめて職場に勤めることができる。

第13条 県レベル以上の環境保護部門は、本行政区域内の環境測定質に対して審査と検査を行うべきである。

各レベルの環境測定機構は、国家の環境測定技術規範に基づき環境測定を行い、同時に環境測定の質管理システムを建設し、環境測定の全プロセスにおいて質を管理し、測定情報正確性と真実性に責任を負う。

第14条 県レベル以上の環境保護部門は、環境測定データベースを設立し、環境管理データに対して情報化管理をし、環境測定データの収集、整理、分析、貯蔵を強化し、かつ国家環境保護総局の要求に従って、定期的に測定データを上級の環境保護部門に報告する。

各レベルの環境保護部門は、漸次に環境測定データと情報の共有制度を設けるべきである。

第15条 環境測定業務について、統一した標識を用いるべきである。

環境測定の業務を執行する人員は環境測定標識を付け、環境測定の対象となる場所には環境測定標識を設立し、環境測定車両は環境測定標識のマークをつけ、環境測定報告は環境測定標識を使用する。

環境測定の統一標識は国家環境保護総局によって制定する。

第16条 如何なる部門と個人も環境測定設備を毀損したり、窃盗したりしてはならない。

第17条 県レベル以上の環境保護部門は、関係部門と連携し、環境測定ネットワークの建設投資、運営費用など環境測定業務に必要な全額の経費を同級財政の年度予算に組み入れるべきである。

第18条 県レベル以上の環境保護部門及びその業務人員は、環境測定機構及び環境測定人員に以下の行為の一つでもある場合、授権した機関或いは監察機関は管理権限によって法に基づき行政処分を与える。犯罪になる場合、司法機関に交付し、法に基づき処理する。

(1) 国家の環境測定技術規範に基づかないで、環境測定活動に従事した；

- (2) 環境測定データの報告を拒み、或いは二回以上設定した期間内で報告しない；
- (3) 偽造、歪曲した環境測定データ；
- (4) 勝手に環境測定情報を対外に公布する。

第19条 汚染排出者が、環境測定人員の環境測定活動を拒絶したり、妨害したりする場合、或いは虚偽をろうした場合、県レベル以上の環境保護部門は法に基づき行政処罰を与える。治安管理行為に違反した場合、公安機関は法に基づき治安処罰を与える。犯罪になる場合、刑事責任を追及する。

第20条 環境測定設備を毀損したり、窃盗したりする場合、県レベル以上の環境保護部門は公安機関にその身柄を引き渡し、公安機関は《治安管理处罰法》の規定に基づき、10日以上15日以下身柄を拘束する。犯罪になる場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第21条 汚染排出者は、県レベル以上の環境保護部門の要求と国家環境測定の技術規範に従って、汚染排出状況について自身で測定を行う。
汚染排出者は、国家の環境測定技術規範に基づいて、かつ県レベル以上の環境保護部門に所属する環境測定機構の検査を受けて国家の規定した能力と技術要件に合致すると判断される場合、自ら測定したデータを、汚染物排出種類、数量を査定する根拠とすることができる。

環境測定能力を備わっていない汚染排出者は、環境保護部門に所属する環境測定機構或いは省レベル環境保護部門が認定する環境測定機構に委託して測定を行う。委託を受ける環境測定機構の行う測定活動に必要な費用は委託者が負担し、費用の基準は国家の関係規定に従って執行する。

省レベルの環境保護部門が認定する環境測定機構とは、環境保護部門に所属しないで、環境測定業務に従事する機構のことである。自由の原則に基づき、省レベルの環境保護部門に環境測定業務に相応しい業務能力を持ち、能力認定を申請し、認定許可があるものは、省レベルの環境保護部門が認定する環境測定機構となる。省レベルの環境保護部門が認定する環境測定機構は、所在地の環境保護部門に所属する環境測定機構の監督と監査を受けるべきである。

第22条 放射環境測定の管理は、本弁法に参照し、執行する。

第23条 本弁法は2007年9月1日より施行する。

翻訳資料 1 - 3

中国 再生資源回収管理弁法

《再生資源回収管理弁法》は、2006年5月17日に商務部の第五次会議に通過し、発展改革委員会、公安部、建設部、工商総局、環境保護総局の同意を得て公布する。2007年5月1日より施行する。

第 1 章 総 則

第1条 再生資源の回収を促進し、再生資源回収業界の発展を規範化し、資源を節約し、環境を保護し、経済と社会の持続可能な発展を実現するために、《中華人民共和国清潔生産促進法》、《中華人民共和国固体廃棄物汚染環境防治法》などの法律法規に基づき、本弁法を制定する。

第2条 本弁法でいう再生資源とは、社会生産と生活消費の過程の中で産出され、元来の全部或いは部分的な使用価値を失い、回収と加工処理を経て、新たな使用価値が産出される各種の廃棄物のことである。

再生資源は、廃金属³、廃棄電子製品、廃棄機械・電力設備及び部品、廃棄製紙原料（例えば古紙、廃棄綿など）、廃棄軽化工原料（例えば、ゴム、プラスチック、農薬包装物、動物残骸、毛髪など）、廃棄したガラスなど。

第3条 中華人民共和国の領域内で、再生資源の回収に従事する企業と個人経営者（統一して“再生資源回収経営者”と称する）は本法を遵守しなくてはならない。法律法規と規定は、輸入廃棄物原料となる固体廃棄物、危険廃棄物、廃棄車の回収管理について、別当規定があり、その規定に従う。

第4条 国は、社会のあらゆる業種と都市・農村の住民が再生資源を貯蔵して売買することを奨励する。

第5条 国は、環境に害を与えない方式で再生資源の回収と処理を奨励し、再生資源の回収と処理に関する科学研究、技術開発と普及を奨励する。

第 2 章 経営規則

第6条 再生資源の回収経営活動に従事する際、工商行政の管理登録条件を満たさなければならない。経営許可を取得してから、はじめて経営活動に従事できる。

³ 廃金属は、中国語原文では「廃棄旧金属」である。ここでは、両方の表現を使用する。

第7条 再生資源の回収経営活動に従事する際、経営許可を取得してから30日以内に、所在地管理の原則に基づき、許可した工商行政管理部門の所在地の同級商務主管部門或いは授権された機構に報告し記録に載せる。

記録した事項に変更が生じた場合、再生資源回収経営者は変更した日から30日以内に（工商登録に属する登録事項の場合、工商登記が変更してから30日以内）、商務主管部門にて変更手続きをする。

第8条 生産設備からの廃棄旧金属⁴の再生資源を回収する企業と、非生産設備からの廃棄旧金属⁵の再生資源を回収する回収経営者は、本法の第7条の規定に基づき商務主管部門で記録を載せる以外に、経営許可を取得してから15日以内に、所在地の県レベルの人民政府の公安機関にも報告し記録に載せる。

記録した事項に変更が生じた場合、前項で記述した再生資源回収経営者は変更してから15日以内（工商登録に属する登録事項は変更してから15日以内）に、県レベルの人民政府の公安機関にて変更手続きをする。

第9条 生産企業は、再生資源回収企業と買取り契約を結ぶ方法で生産設備の廃棄旧金属の売買を行うべきである。買取り契約の中で、回収する生産設備の廃棄旧金属の名称、数量、規格、回収回数、決算方式などを規定しなければならない。

第10条 再生資源回収企業は生産設備からの廃棄旧金属を回収する際、物品の名称、数量、規格、使用年数など偽りのない登録をしなければならない。

売り手が組織である場合には、組織が出した廃金属の販売許可を検査すべきで、同時に売り手の組織名称、手続き人の名前、住所、身分証明書の番号を偽りなく記録する。売り手が個人である場合、売り手の名前、住所、身分証明書の番号を偽りなく記録する。

登録資料の保存期間は2年以上でなければならない。

第11条 再生資源回収経営者は、経営活動の中で、公安機関が通報し、探している盗品或いは盗品の疑いがある物品を見つけた場合、即刻に公安機関に報告しなければならない。

公安機関は、再生資源回収経営者が経営活動の中で発見した盗品或いは盗品の疑いがある物品を法律に基づき取り押さえ、物品のリストを記録する。検査によって、盗品の疑いのあった物品が盗品でないことがわかった場合、法律に基づきただちに返還しなければならない。確かに盗品である場合、国家の関連規定に基づき処理する。

第12条 再生資源の収集、貯蔵、運輸、処理など全部のプロセスは、関連する国家の

⁴ 「生産設備の廃棄旧金属」は、中国語原文では「生産性廃旧金属」である。

⁵ 「生活用品の廃棄旧金属」は、中国語原文では「非生産性廃旧金属」である。

汚染防止基準、技術政策と技術規範に遵守しなければならない。

第13条 再生資源の回収経営者は、中古品の買取り、販売、貯蔵、運輸などの経営活動に従事する際、中古品流通の関連規定に遵守しなければならない。

第14条 再生資源の回収は、訪問回収、流動回収、指定場所回収などの方式をとることができる。

再生資源回収経営者は、電話、インターネットなどの手段により、住民、企業と互いに情報提供の関係を築き、便利、快適なりサイクルサービスを実現する。

第 3 章 監督管理

第15条 商務主管部門は、再生資源回収の業種主管部門であり、再生資源回収産業の産業政策、回収基準と回収業界の発展計画を制定し、実施する責任を持っている。発展改革部門は、再生資源の発展政策の提出を研究し、再生資源利用の新技术、新設備の普及・応用と産業化モデルの実施を組織することに責任を負う。

公安機関は、再生資源回収の治安管理に責任を負う。

工商行政管理部門は、再生資源回収経営者の登記管理と再生資源の貿易市場の監督管理に責任を負う。

環境保護行政管理部門は、再生資源の回収過程の中で、環境汚染の防止に対して監督管理の実施に責任を負い、法に基づき、環境汚染防止法律法規に違反する行為に対して処罰を与える。

建設、都市と農村計画の行政管理部門は、再生資源の回収拠点を都市計画の中に組み入れることに責任を負い、法に基づき、都市計画、建設管理の関連法律法規に違反する行為に対して、調査して改善を指導する。

第16条 商務部は、全国範囲内で再生資源回収の産業政策、回収基準と回収業界の発展計画の制定と実施に責任を負う。

県レベル以上の商務主管部門は、本行政区域内の具体的な業界発展計画とその他の具体的な措置の制定と実施に責任を負う。

県レベル以上の商務主管部門は、再生資源回収業界の機構を設置し、担当者を配置しなければならない。

第17条 県レベル以上の都市商務主管部門は、発展改革（経貿）、公安、工商、環境保護、建設、都市計画などの行政管理部門と共同で、全体と細部の計画、合理的配置の原則に基づき、当地域の経済発展水準、人口密度、環境と資源などの具体的状況により、再生資源回収ネットワークを制定する。

再生資源回収のネットワークは社区回収⁶、途中拠点⁷、集散⁸、加工処理など資源

⁶ ここでは、地域の収集場所という意味。

回収再生過程の中における再生資源一時保管の様々な種類の場所が含まれる。

第18条 行政区域を越えて再生資源の貯蔵、処置を転移する場合、《中華人民共和国 固体廃棄物汚染環境防止法》の第23条の規定に基づき、行政許可を申請する。

第19条 再生資源回収業界協会は、業界の自律的な組織で、以下の職責を履行する：

- (1) 企業のアドバイスと要求を反映し、業界の利益を保護する。
- (2) 業界の自律性規範を制定し、執行を監督する。
- (3) 法律法規に基づいた授権或いは主管部門の委託によって、業界統計、業界調査、業界情報を発布する。
- (4) 業界主管部門に協力して、業界の発展計画、産業政策と回収標準を研究して制定する。

再生資源回収業界協会は、業種主管部門の業務指導を受けるべきである。

第 4 章 罰則

第20条 法律に基づかないで経営許可を取得し、勝手に再生資源回収の経営に従事する者について、工商行政管理部門は《無許可経営処罰取締弁法》に基づき、処罰を与える。

工商行政管理部門が許可した経営範囲を超えたものについて、工商行政管理部門は関連規定に基づき、処罰を与える。

第21条 本弁法第7条規定に違反した場合、商務主管部門が警告をし、期限付きの改善を指令する。期間が過ぎても改めない場合、状況の度合いによって、再生資源回収経営者に500元以上2000元以下の罰金を科し、社会に公告する。

第22条 本弁法第8条規定に違反した場合、県レベルの人民政府の公安機関は警告をし、期限付きの改正を指令する。期間が過ぎても改めない場合、状況の度合いによって、再生資源回収経営者に500元以上2000元以下の罰金を科し、社会に公告する。

第23条 再生資源回収企業が本弁法の第10条第1、2項目の規定に違反して、生産機械の廃棄旧金属の登録に偽りがあった場合、公安機関は《廃棄旧金属買取行治安管理条例弁法》の関連規定に基づき処罰を与える。

第24条 本弁法第10条第3項目の規定に違反した場合、公安機関は改めることを指令し、かつ500元以上1000元以下の罰金を科す。

7 ここでは、途中の集荷場所という意味。

8 ここでは、回収資源を集めて、送り出す場所という意味。

第25条 本弁法第11条の規定に違反し、盗品或いは盗品の疑いがある物品について、公安機関に報告しない場合、公安機関は警告をし、500元以上1000元以下の罰金を科す。嚴重な結果に至り、或いは何回にわたっても改めない場合、1000元以上5000元以下の罰金を科す。

第26条 関連の行政管理部門の執行人員は、嚴重な職務上の過失を犯し、職権を濫用し、私利に惑わされ、賄賂を受け取り、再生資源回収經營者の合法的な權益を侵害する場合、関係主管部門は状況の度合いによって相応な行政処分を与えられるべきである；違反した場合には、法に基づき刑事責任を追及する。

第 5 章 附則

第27条 本弁法でいう“生産機械廃棄旧金属”とは、建築、鉄道、通信、電力、水利用、油田、行政施設及びその他の生産領域で使われ、元来全部或いは部分的な使用価値を失った金属材料と金属製品のことである。

第28条 本弁法は、商務部、發展改革委員会、公安部、工商総局、環境保護総局、建設部が解釈を担当する。
各省、自治区、直轄市商務、發展改革（経貿）、公安、工商、環境保護、建設、都市と農村計画の主管部門は、本弁法に基づき、本地域の經濟發展の客観的な状況によって、実施の細則を制定する。

第29条 本弁法は2007年5月1日より施行する。

翻訳資料 1 - 4

中国 危険廃棄物識別基準通則

中華人民共和国国家基準 GB5085.7-2007
2007-04-25 発布、2007-10-01 実施
国家環境保護総局、国家質量監督検査検疫総局 発布

目 次

前書

- 1 範囲
- 2 規範性引用文書
- 3 用語と定義
- 4 識別手順
- 5 危険廃棄物混合後の判定規則
- 6 危険廃棄物処理後の判定規則
- 7 基準の実施

前 書

《中華人民共和国環境保護法》と《中華人民共和国固体廃棄物汚染環境防止法》を徹底させ、危険廃棄物がもたらす環境汚染を防止し、危険廃棄物の管理を強化し、環境保護、人体健康を保障するために、本基準を制定する。

本基準は、国家危険廃棄物識別基準の一部を構成するものである。国家危険廃棄物識別基準は、固体廃棄物の危険特性をもとに技術指標を規定するものであり、危険特性が基準で規定する技術指標に合致する固体廃棄物は危険廃棄物に属するとして、法に基づく危険廃棄物として管理する。国家危険廃棄物識別基準は七つの基準から構成される。

1. 危険廃棄物識別基準 通則
2. 危険廃棄物識別基準 腐蝕性識別
3. 危険廃棄物識別基準 急性毒性⁹
4. 危険廃棄物識別基準 浸出毒性識別
5. 危険廃棄物識別基準 易燃性識別
6. 危険廃棄物識別基準 反応性識別
7. 危険廃棄物識別基準 毒性物質含有量識別

本基準は新たに規定した部分である。

関連法律規定により、本基準は強制的執行の効力を持つ。

本基準は、国家環境保護総局科技基準司より提出される。

本基準の起草単位：中国環境科学研究院環境基準研究所、固体廃棄物汚染抑制技術研

⁹ 中国語原文では、「初回測定」という意味の言葉もある。

究所

本基準は2007年3月27日に国家環境保護総局により許可された。

本基準は2007年10月1日より実施される。

本基準は国家環境保護総局により解釈される。

1 範囲

本基準は、危険廃棄物の識別手順と識別規則を規定する。

本基準は、いかなる生産、生活とその他の活動の過程で産出した固体廃棄物の危険特性の識別にも適用する。

本基準は、液体廃棄物の識別に適用する；ただし、水中に排出される廃水の識別には適用しない。

本基準は放射性廃棄物には適用しない。

2 規範性引用文書

下記文書にある条項はGB5085本基準の引用をもって、本基準の条項を構成するものとみなす。日付を標注しない引用文書の最新版は本基準に適用する。

GB5085.1 危険廃棄物識別基準 腐蝕性識別

GB5085.2 危険廃棄物識別基準 急性毒性

GB5085.3 危険廃棄物識別基準 浸出毒性識別

GB5085.4 危険廃棄物識別基準 易燃性識別

GB5085.5 危険廃棄物識別基準 反応性識別

GB5085.6 危険廃棄物識別基準 毒性物質含有量識別

《固体廃棄物識別導則（試行）》（国家環境保護局、国家発展と改革委員会、商務部、海関総署、国家質量監督検査検疫総局が公告した。2006年第11号）

《国家危険廃棄物リスト》

3 用語と定義

下記用語と定義は本基準に適用する。

3.1 固体廃棄物 solid waste

生産、生活や他の活動の中で産出された元来の利用価値を喪失したもの。又は喪失していないが、利用価値が放棄され、或いは捨てられた固体状態、固体に近い状態と、容器の中の気体、物質。及び法律、行政法規が規定した固体廃棄物管理に入る物品、物質。

3.2 危険廃棄物 hazardous waste

国家危険廃棄物リスト又は国家が規定した危険廃棄物識別基準と識別方法によって、腐蝕性、毒性、易燃性、反応性と感染性など一種類或いは一種類以上の危険特性があると認定したもの、及び以上の危険特性を持つ固体廃棄物。

4 識別手順

危険廃棄物の識別は以下の手順に従って行う：

4.1 《中華人民共和国固体廃棄物汚染環境防止法》、《固体廃棄物識別導則》に基づき、識別される物品、物質が固体廃棄物であるか否かを判断する。固体廃棄物でなければ、危険廃棄物に属さない。

4.2 固体廃棄物に属する場合、《国家危険廃棄物リスト》に基づき判断する。《国家危険廃棄物リスト》に示されているものは、直ちに危険廃棄物に属し、危険特性を識別しなくてもよい（感染性廃棄物は《国家危険廃棄物リスト》に基づき識別する）；《国家危険廃棄物リスト》に書かれていないものは、第4.3条に基づき危険特性を識別する。

4.3 GB5085.1-GB5085.6に基づき識別する際、腐蝕性、毒性、易燃性、反応性など一種類又は一種類以上の危険特性を有するものは、危険廃棄物に属することとする。

4.4 《国家危険廃棄物リスト》に書かれていないもの、又は危険廃棄物識別基準によって識別できないものは、人体の健康または生態環境に有害な影響を与える固体廃棄物である可能性もあり、国務院環境保護行政主管部門は専門家を組織して識別する。

5 危険廃棄物混合後の判定規則

5.1 毒性（浸出毒性、急性毒性及び他の毒性を含む）と感染性などの一種類又は一種類以上の危険特性を有する危険廃棄物と他の固体廃棄物と混合した場合、混合した後の廃棄物は危険廃棄物に属する。

5.2 腐蝕性、易燃性または反応性を有する危険廃棄物と他の固体廃棄物が混合した場合、混合後の廃棄物はGB5085.1、GB5085.4とGB5085.5によって識別し、危険特性を有しないものは、危険廃棄物に属さない。

5.3 危険廃棄物と放射性廃棄物を混合した場合、混合後の廃棄物は放射性廃棄物として管理する。

6 危険廃棄物処理後の判定規則

6.1 毒性（浸出毒性、急性毒性及び他の毒性を含む）と感染性などの一種類又は一種類以上の危険特性を有する危険廃棄物が処理された後の廃棄物は、依然として危険廃棄物に属する。ただし、国家の関連法規、基準に別途規定があるものは除く。

6.2 腐蝕性、易燃性或いは反応性のみを有する危険廃棄物が処理された後、GB5085.1、

GB5085.4とGB5085.5の識別によって危険特性を有しないものは、危険廃棄物に属さない。

7 基準の実施

本基準は、県レベルの人民政府環境保護行政主管部門が監督と実施に責任を負う。

翻訳資料 1 - 5

中国 全国污染源全面調査条例

中華人民共和國國務院令 第508号

《全国污染源全面調査条例》を公布し、公布した日から施行する。

総理 温家宝

全国污染源全面調査条例

第 1 章 総則

第1条 全国污染源の全面調査を科学的に、有効的に組織して実施し、污染源全面調査のデータの正確性と時効性を保障するため、《中華人民共和國統計法》と《中華人民共和國環境保護法》に基づき、本条例を制定する。

第2条 污染源全面調査の任務は、各種類の污染源の数量、業界と地区の分布状況を把握し、主要汚染物の産出、排出と処理状況を知り、重点污染源記録、污染源情報データベースと環境統計のプラットフォームを設立し、健全化し、経済社会の発展と環境保護の政策、計画の制定に根拠を提供する。

第3条 本条例でいう污染源とは、生産、生活と他の活動による環境に対する汚染物の排出、或いは環境に悪い影響を与える場所、施設、装置及び他の汚染発生源のことである。

第4条 污染源全面調査は、全国の統一管理、調査に関わる各政府部門による役割の分担と協力、級に応じた地方の責任分担、共同参加の原則によって、組織し、実施する。

第5条 污染源全面調査に必要な経費は、中央と地方の各級人民政府の共同負担により、かつ対応する年度の財政予算に組み入れ、必要に応じて支給し、全額を確保する。污染源全面調査の経費は統一して管理し、特別の資金は特別のために使用し、支出を厳格に管理する。

第6条 污染源全面調査は10年ごとに1回実施し、基準とする時点は、全面調査を行う年度の12月31日とする。

第7条 新聞、ラジオ、テレビとインターネットなどのメディアが、迅速に污染源全面調査に関する宣伝報道を行うことを推奨しなくてはならない。

第2章 汚染源全面調査の対象、範囲、内容と方法

第8条 汚染源全面調査の対象は、中華人民共和国の領域内で汚染源のある部門¹⁰または個人経営者である。

第9条 汚染源全面調査の対象は、汚染源全面調査の指導グループ事務室と調査人員の法に基づいた調査を受け入れるべきであり、正確に状況を反映し、関連資料を提供し、要求によって汚染源全面調査フォームを書き入れ報告する。

汚染源調査対象は、全面調査のデータについて、遅れた報告、虚偽の報告、隠ぺいのある報告、報告の拒否をしてはならない。調査を拒否し、阻んではならない。原材料の使用記録、生産記録、汚染物処理施設運営の記録、汚染物排出観測記録及び他の汚染物の産出と排出に関連する原始資料の移転、隠ぺい、改ざん、破棄をしてはならない。

第10条 汚染源全面調査の範囲は、工業汚染源、農業汚染源、生活汚染源、集中式の汚染処理施設と他の汚染物の産出、排出施設を含む。

第11条 工業汚染源全面調査の主要な内容は、企業の基本登録情報、原材料の使用消耗状況、製品の生産状況、汚染を産出する施設の状況、各種類の汚染物の産出、処理、排出と総合利用状況、各類型汚染の防止施設の建設、運営状況などである。

農業汚染源全面調査の主な内容は、農業の生産規模、用水、排水状況、化学肥料、農薬、飼料と飼料の添加物及びマルチフィルムなど農業投入品の使用状況、わらなど栽培業の余剰物の処理状況及び養殖業の汚染物の産出と処理状況などである。

生活汚染源全面調査の主な内容は、第三次産業に従事する部門の基本状況と汚染物の産出、排出、処理状況、車の汚染物の排出状況、都市と郷（鎮¹¹）の生活エネルギー構造とエネルギーの消費量、生活用水量、排水量及び汚染物排出状況などである。

集中式汚染処理施設の全面調査の主な内容は、施設の基本状況と運営状況、汚染物の処理処置状況、濾過液、汚泥、焼却残渣と廃気¹²の産出、処理及び利用状況などである。

第12条 毎回汚染源全面調査の具体的範囲と内容は、国務院の許可する全面調査の方案によって確定する。

第13条 汚染源調査は全面的調査の方法をとり、必要に応じて、サンプル調査の方法

¹⁰ 部門には、各級政府部門、国営企業、民営企業等を含む。

¹¹ 都市と郷の中間にあたる行政単位。

¹² 排気中の再利用不可能のガス。

もとる。

汚染源全面調査は全国統一した基準と技術要求をとる。

第 3 章 汚染源全面調査の組織と実施

第14条 全国汚染源全面調査の指導グループは、全国の汚染源全面調査を牽引し、調整することに責任を負う。

全国汚染源全面調査の指導グループ事務室は、国務院環境保護主管部門内に設立し、全国汚染源全面調査の日常業務に責任を負う。

第15条 県レベル以上の地方人民政府の汚染全面調査の指導グループは、全国汚染源全面調査指導グループの統一規定と要求に従って、本行政区域の汚染源全面調査業務をリードし調整する。

県レベル以上の地方政府汚染源全面調査の指導グループ事務室は、同級環境保護主管部門内に設立し、本行政区域の汚染源全面調査の日常業務に責任を負う。

郷（鎮）の人民政府、街道弁事所¹³と村（居）民委員会は、一般大衆の積極的な参加を動員し、組織し、汚染源全面調査の業務の改善に努める。

第16条 県レベル以上の人民政府環境保護主管部門と他の関連部門は、職責の分担と汚染源全面調査指導グループの統一要求に基づき、汚染源全面調査の関連業務の改善に努める。

第17条 全国汚染源全面調査方案は、全国汚染源全面調査指導グループ事務室が立案し、全国汚染源全面調査指導グループが審査し、同意し、国務院に報告し許可を受ける。

全国汚染源全面調査方案は、全面調査の具体的な範囲と内容、全面調査の主要汚染物、調査方法、調査の組織と実施及び経費の予算などが含まれる。

全国汚染源全面調査方案の立案は、関連部門と専門家の意見を十分に聞き入れるべきである。

第18条 全国汚染源全面調査指導グループ事務室は、全国汚染源全面調査方案に基づき、汚染源全面調査表を作成し、国家統計局に報告して決定される。

省、自治区、直轄市人民政府の汚染源全面調査指導グループ事務室は、必要に応じて、本行政区域の汚染源全面調査附表を増設し、全国汚染源全面調査指導グループ事務室に報告し許可を得てから使用する。

第19条 全面調査の運営開始段階において、汚染源全面調査指導グループ事務室は対象組織について以下の事項を調査するべきである。

¹³ 住民（区より小さい単位）による自治組織、もしくは行政の末端組織。

県レベル以上の人民政府の編制、民政、工商、質検及びその他の許可、登録の機能を持つ部門は、同級の汚染源全面調査指導グループ事務室に、許可した或いは登録した組織の資料を提供し、かつ組織の調査業務に協力しなければならない。汚染源全面調査指導グループは、本行政区域における現有の基本組織名簿リストに基づいて、全国汚染源全面調査方案に従い、汚染源全面調査の具体的な範囲を確定し、関連部門の提供する調査対象の組織資料をもとに、汚染源を一つ一つ調べ、汚染源全面調査組織リストを作成しなければならない。

第20条 汚染源全面調査対象となる大中規模の工業企業は、各企業の汚染源調査表の作成に責任を負う関係部門を明確にしなければならない。その他の調査対象となる組織は、各組織の汚染源調査表の作成に責任を持つ人員を指定しなければならない。

第21条 汚染源全面調査指導グループは、業務の必要に応じて、関係部門から人員を招聘し、または出向させることができる。
汚染源全面調査指導グループは、法に基づき、招聘者と労働契約を結び、労働報酬を支払い、社会保険も負担する。出向者の賃金は原部門が支払い、その福利待遇は変わらない。

第22条 全面調査を行う人員は、事実に基づいて真実を求めることを堅持し、職業倫理を厳格に守り、全面調査の任務に必要な専門知識を持たなければならない。
汚染源全面調査指導グループは、全面調査の人員に対して業務訓練を行い、審査に合格した者に、全国統一の全面調査員業務従事証を発行しなければならない。

第23条 全面調査人員は、法に基づき、調査、報告、監督と検査の職権を独立して行使し、全面検査対象の原材料の消費記録、生産記録、汚染物処理施設の運営記録、汚染物排出モニタリング記録及びその他の汚染物の産出と排出と関連する元の資料を閲覧し調べる権利を持ち、かつ、全面調査対象に対して書き込んだ汚染源全面調査表の中にある虚偽、不備な内容への是正を求めることができる。

第24条 全面調査人員は、全国汚染源全面調査方案を厳格に執行し、全面調査の資料を偽造、改ざんしてはならない、全面調査対象に、強制的に、または助言して虚偽の全面調査の資料提供をしてはならない。

第25条 全面調査人員は、法に基づき、直接的に調査対象を訪問し、指導して汚染源全面調査表を書き込む。汚染源調査表が書き込んだ後、調査対象がサインまたは捺印で確認しなければならない。調査対象はサインまたは捺印した調査資料の真実性に対して責任を持たなければならない。
汚染源全面調査指導グループ事務室は、登記、記録した調査資料と調査対象の書き込んだ調査資料の一致性に責任を負い、かつ加工、整理した調査資料の正確性

に対して責任を負う。

汚染源全面調査指導グループ事務室は、調査資料を登記、記入、加工と整理する過程で、調査資料について疑問がある場合、調査対象に確認をとり、調査対象が如実に説明、または修正しなければならない。

第26条 各地方、各政府部門、各調査対象の責任者は、汚染源全面調査指導グループ事務室と調査人員が法に基づいて取得した汚染源調査資料を故意に修正してはならない；汚染源全面調査指導グループ事務室と調査人員に資料の偽造或いは改ざんを強要したり、または示唆してはならない；資料の偽造或いは改ざんを拒んだ調査人員に対して報復してはならない。

第 4 章 データ処理と質のコントロール

第27条 汚染源全面調査指導グループ事務室は、全国汚染源全面調査方案と関連する基準、技術要求に基づき、データ処理を行い、時間通りに上級部門に調査データを報告しなければならない。

第28条 汚染源全面調査指導グループ事務室は、汚染源全面調査のデータのバックアップとデータの入力業務を改善するため、汚染源情報データベースを建設し健全化し、かつ日常管理と維持更新を強化する。

第29条 汚染源全面調査指導グループ事務室は、全国汚染源全面調査方案に基づき、汚染源全面調査データ質管理ポスト制を建設しなければならない、かつ全面調査の如何なる過程においても、質を管理し、検査後に引き受ける。
汚染源全面調査データが、全国汚染源全面調査方案或いは関連する基準、技術要求に合致しないものについて、上級の汚染源全面調査指導グループ事務室は、データの一致性、真実性と有効性を確保するため、下級の全面調査指導グループ事務室に、再び調査することを求めることができる。

第30条 全国汚染源全面調査指導グループは、汚染源全面調査のデータ質への検査を統一に組織し行う。検査の結果は全国或いは各省、自治区、直轄市の汚染源全面調査データの質を評価する重要な根拠である。
汚染源全面調査データの質が規定するレベルに達しないものについて、関連する汚染源全面調査指導グループは、全国汚染源全面調査指導グループの規定する時間内において、再び汚染源全面調査をしなければならない。

第 5 章 データの発布、資料管理と開発応用

第31条 全国汚染源全面調査の官報は、全国汚染源全面調査指導グループが決定し発布される。

地方汚染源全面調査の官報は、上級の汚染源全面管理指導グループ事務室によって許可され発布される。

第32条 全面調査の対象が提供した資料と汚染源全面調査指導グループ事務室が加工、整理した資料は、国家機密に該当するものについて、格付けを表記し、国家の関連する機密規定により処理する。

汚染源全面調査指導グループ事務室と全面調査を行う人員は、汚染源全面調査の中から知りえた調査対象の事業上の秘密に対して、秘密保守義務を負う。

第33条 汚染源全面調査指導グループ事務室は、汚染源全面調査資料のデータ管理制度を作るべきである。汚染源全面調査資料に関するファイルの保管、調達と移転について、国家の関連するファイル管理規定に従う。

第34条 国家は汚染源全面調査資料の情報共有制度を構築する。

汚染源全面調査指導グループ事務室は、汚染源の情報データベースに基づいて、汚染源全面調査資料の情報を享受するためのプラットフォームを立ち上げ、全面調査成果の開発と応用を促進する。

第35条 汚染源全面調査を通じて取得した個別調査対象の資料は、汚染源全面調査という目的に厳格に限定し、調査対象が汚染物総量削減計画を完成しているか否かの根拠となってはならない、他の法律、行政法規に基づいて、調査対象に行政処罰と排出費用を徴収する根拠となってはならない。

第 6 章 表彰と処罰

第36条 汚染源全面調査の実施の中で、傑出した貢献をしたグループと個人に、表彰と奨励を与えるべきである。

第37条 地方、部門、事業単位の責任者に、下記の行為が一つでもあれば、法に基づき処分し、かつ県レベル以上の人民政府統計機構は通達によって誤りを指摘する；違反した場合、法に基づき刑事責任を追及する。

- (1) 故意に汚染源全面調査の資料を修正する行為；
- (2) 汚染源全面調査指導グループ事務室、調査人員に対して、全面調査資料の偽造または改ざんを強制的し、示唆する行為；
- (3) 全面調査資料の偽造または改ざんを拒否し、抵抗する調査人員に対して処罰する行為。

第38条 全面調査人員は、全面調査方案を執行しない、又は調査資料を偽造、改ざんし、又は調査対象に対して虚偽の調査資料の提供を強制的に命令し、示唆するものについて、法に基づき処分する。

汚染源全面調査指導グループ事務室は、調査人員が調査中で知りえた調査対象の業務上の秘密を外部に漏らした場合、直接責任を負う主管人員とその他の直接責任者を法に基づき処分する；調査対象に損害を与えた場合、民事責任を負わなくてはならない。

第39条 汚染源全面調査の対象組織に以下のいずれかの行為がある場合、汚染源全面調査指導グループ事務室は、迅速に同級人民政府統計機構に状況を通報し、処理意見を提出する。県レベル以上の人民政府統計機構は、改善を命令し、誤りを通知する；状況が重大な場合、直接責任を負う主管人員とその他の直接責任者を法に基づく処分を提案できる。

- (1) 汚染源全面調査のデータを遅延報告、虚偽報告、欺瞞報告又は報告の拒否をする行為；
- (2) 全面調査人員が法に基づく調査について、責任の転化、拒否、妨害する行為；
- (3) 原材料の消費記録、生産記録、汚染物の処理施設の運営記録、汚染物排出モニタリング記録及びその他の汚染物の産出と排出に関する原始資料を転移、隠ぺい、改ざん、破棄する行為。

本条項の第1項目で列記する行為の一つでもあてはまる場合、県レベル以上の人民政府統計機構は警告し、5万元以下の罰金を科すことができる。
個人経営者が本条項の第1項目で列記する行為の一つでもあてはまる場合、県レベル以上の人民政府統計機構は警告し、1万元以下の罰金を科すことができる。

第40条 汚染源全面調査指導グループ事務室は、告発用の電話とメールアドレスを設置し、汚染源全面調査業務への監督と違法行為について社会の各主体からの告発を受け入れ、告発に貢献した人員に対して法に基づき奨励し、告発された違法行為に対して法に基づき処分する。

第7章 附則

第41条 軍隊、武装警察部隊の汚染源全面調査業務は、中国人民解放軍総後勤部が国家の統一規定と要求に基づいて組織し実施する。
新疆生産建設兵団の汚染源全面調査業務は、新疆生産建設兵団が国家の統一規定と要求に基づき組織し実施する。

第42条 本条例は公布した日から施行する。

翻訳資料 1 - 6

中国 廃棄機電製品集中分解利用処理区環境保護技術規範（試行）

中華人民共和国環境保護業界基準 HJ/T181-2005

2005年8月15日発布、2005年9月1日施行

国家環境保護総局 発布

国家環境保護総局公告 2005年 第38号

《中華人民共和国固体廃棄物汚染環境防止法》および関連する法律法規を徹底させ、資源の循環利用を促進し、廃棄機電製品の分解、利用と処理する過程における環境汚染を防止し、《廃棄機電製品集中分解利用処理区環境保護技術規範（試行）》を許可し、環境保護業界基準として公布する。その基準名称及びコードは以下となる：
 廃棄機電製品集中分解利用処理区環境保護技術規範（試行）（HJ/T181-2005）
 本基準は2005年9月1日より施行し、中国環境科学出版社が出版し、関連内容が国家環境保護総局のサイト（www.sepa.gov.cn）と中国環境基準サイト（www.es.org.cn）で閲覧できる。

2005年8月15日

目次

前書

- 1 範囲
- 2 規範性引用文書
- 3 用語
- 4 廃棄機電製品集中分解利用処理区建設の基本原則
- 5 廃棄機電製品集中分解利用処理区の計画、設計及び環境保護建設の要求
- 6 廃棄機電製品集中分解利用処理区運営の環境保護要求
- 7 汚染抑制要求
- 8 輸入廃棄機電製品集中分解利用処理区の要求
- 9 監督実施の規範化

前 書

《中華人民共和国固体廃棄物汚染環境防止法》および関連する法律法規を徹底させ、資源の循環利用を促進し、エネルギーを節約し、廃棄機電製品の分解、利用と処置する過程で生じる環境汚染を防止し、廃棄機電製品集中分解利用処理区の建設を規範化し、本技術規範を制定する。

本技術規範は、国家環境保護総局科技基準司より提出される。

本技術規範は、中国環境科学研究院固体廃棄物汚染抑制技術研究所により起草される。

本技術規範は、国家環境保護総局より2005年8月15日に許可された。

本技術規範は、2005年9月1日より施行する。
本技術規範は、国家環境保護総局より解釈する。

1 範囲

本技術規範は、廃棄機電製品集中分解処理区の計画、建設及び運営の汚染防止と環境保護管理に適用する。

2 規範性引用文書

下記文書中にある条項を本規範での引用をもって、本規範の条項とみなし、本規範と同様の効力を持つ。日付を標柱しない引用文書は、その最新版を本規範に適用する。

GB 8978 汚水総合排出基準
GB 3095 環境空気質量基準
GB 18484 危険物焼却汚染管理基準
GB 16297 大気汚染物総合排出基準
GB 14554 悪臭汚染物排出基準
GB 3096 都市区域環境騒音基準
GB 12348 工業企業工場境界騒音基準
GB 5085 危険廃棄物識別基準
国家危険廃棄物リスト

3 用語

廃棄機電製品：本規範において廃棄機電製品とは、五金製品¹⁴、廃電線・ケーブル、廃電機及びその他の廃棄電子電器製品のことである。

4 廃棄機電製品集中分解利用処理区建設の基本原則

4.1 廃棄機電製品集中分解利用処理区（以下“集中処理区”と略する）の建設は、循環型経済と環境調和型産業論¹⁵を指導思想として、資源、エネルギーの節約、環境の保護を目的として、政府が主導し、市場の方向にそって、合理的に計画し、漸次に推進する。

4.2 集中処理区の建設は、当地の都市計画に合わせて、現存の工業区及び各種類の開発区をできる限り使用するようにする。

4.3 集中処理区の建設は、当地の区域優位性を發揮して、産業のグレードアップを推進し市場競争力と合わせていく。

4.4 集中処理区の建設は、区域の環境総合整備と協調しなければならない。

¹⁴ 日常生活と工業生産の中で、補助製品として、金、銀、銅、鉄、錫などの金属から製作されるもの。現在、各種類の金属材料以外に、プラスチック、ガラス繊維などの非金属材料も使われている。

¹⁵ 中国語原文では「生態工業理論」となっている。

5 廃棄機電製品集中分解利用処理区計画、設計及び建設環境保護要求

5.1 循環型経済と環境調和型産業¹⁶を指導理論として、廃棄機電製品分解利用の企業を中心に、廃五金電器¹⁷、廃電線・ケーブルと廃電機など廃棄機電製品資源の循環利用を中心として、汚染物集中処理設備に合わせた廃棄機電製品集中分解利用処理区を建設する。

5.2 集中処理区の場所を選択する際、交通が便利な区域を選択すべきで、可能な限り危険廃棄物の集中処理区域に近いところとする；集中処理区の計画が、国家と当地工業区の設置計画と要求に一致すべきで、都市の密集地区に混在してはいけない；集中処理区の計画が、当地の土地利用計画、都市全体計画、環境機能区など関連する計画と協調し、関連する制約条件に注意する。

5.3 集中処理区の建設規模は、サービスを提供する範囲内の廃棄機電製品の収集量、将来の発展傾向などの要素を考慮しなければならない、同時に資源の合理的配置、重複建設でないことを考慮する；集中処理区の建設は一定の規模を有するべきで、面積が一般的に80平方メートル以上である。

5.4 集中処理区は、管理機構（以下は、“集中処理区管理機構”と称する）を設置しなければならない。管理機構は当地の政府によって組織されてもよいし、企業が連携して設置されてもよい。管理機構は環境管理部門を設置すべきで、処理区全体と区内にある企業の汚染防止と環境保護の管理に責任を負う。

5.5 集中処理区は、下記類型の企業の入区を推奨しなければならない。

- (1) 工業生態チェーン¹⁸を形成できる企業；
- (2) 高付加価値の高い製品を生産する企業；
- (3) 当地の産業資源と優位性のある資源を十分に利用し、当地の産業構造と十分に合わせられる企業。

5.6 集中処理区管理機構は、集中処理区の汚染物排出総量を厳格に管理すべきで、当地の環境容量を超えてはならず、環境の安全を確保する。

5.7 集中処理区の建設は、国家の関連要求に基づき、区域の環境影響評価を行い、かつ省レベルの人民政府環境保護行政主管部門に報告し審査を受ける；処理区に入る企業は関連する要求に基づき、環境評価報告表を書き込み、当地で区を設けている市レベルの人民政府環境保護行政主管部門に報告し審査を受ける。

¹⁶ 中国語原文では「生態工業」。

¹⁷ 五金電器は、五金を含む電気製品のこと。

¹⁸ 中国語原文では「工業生態鏈」。

5.8 集中処理区は、分別集中建設管理区、生産加工区、汚染処理区など異なる機能を持った区を分けて建設する原則をとる。

管理区は、集中処理区管理機構が集中処理区に出入りをする原料、製品及び廃棄物に対しての審査、検査、重さ、記録などを管理し、及び管理機構と区内の企業との業務進行とその他の管理業務を行う場所である。

生産加工区は、集中処理区内の企業が廃棄機電製品を分解し、分類と加工して生産する場所である。

汚染処理区は、集中処理区内で産出した汚水と再利用できない残余物の収集、貯蔵と集中処理を行う場所である。

5.9 集中処理区内の企業は、設計が規範化された建物と生産設備を持たなければならない。顕著な毀損がないように、生産場所の地面の耐摩耗性、耐衝撃性を強化しなければならない。

5.10 集中処理区内の企業は、防雨、防風、防滲¹⁹などの機能を持つ専門的な貯蔵場所を建設しなければならない。露天で廃棄機電製品、分解部品及び残余物などを置くことは禁止する。

5.11 集中処理区内の企業は、環境を汚染しない工程を利用して廃棄機電製品の加工をしなければならない。焼却で廃電線・ケーブルの処理は禁止する。

5.12 集中処理区内の企業は、危険廃棄物が産出される分解加工工程がある場合、妥当、安全の工程技術を利用して産出した危険廃棄物の無害化処理をする。

5.13 集中処理区内で、統一の汚水処理場を建設しなければならない。
企業の分解加工工場で収集した雨水、分解加工と貯蔵工場の工場内の敷地を洗浄する水、加工プロセスの中で産出した排水などは、パイプを通して汚水処理場で適正な処理を行う。企業の分解利用処置工場は、雨水の直接排出口を設置してはならない。

5.14 集中処理区内に、専用の廃棄物集中と貯蔵施設を設置しなければならない。産出された生活ごみ、一般廃棄物と危険廃棄物を適時に別々に無害化処理をし、又は資格のある専門集中処理施設で処理するために移送する。

5.15 集中処理区内の企業は、熱エネルギーの供給と暖房が必要で、集中式の熱供給システムと暖房設備を設置しなければならない。

6 廃棄機電製品集中分解利用処理区運営の環境保護要求

6.1 集中処理区管理機構は、区内における汚染物の排出と汚染抑制に対して統一して

¹⁹ 漏出を防ぐこと。

管理する。

6.2 集中処理区管理機構は、詳細の園區環境モニタリング計画を制定しなければならず、区内及び周辺に環境モニタリングステーションを設置し、集中区及び周辺の土壌、空気、水質及び騒音に対して定期的に測定を行う。毎年当地の環境保護行政主管部門に集中処理区及び周辺の環境状況の報告を提出しなければならない。

6.3 集中処理区管理機構は、汚染予防システムと管理汚染事項を処理する緊急案件制度を作るべきである。

6.4 当地で区を設けている市レベルの地方人民政府環境保護行政主管部門は、集中処理区と区内企業の汚染物排出の目標達成状況に対して定期的な検査し、企業の環境業績に対して定期的に評価する。

6.5 集中処理区の企業が分解する過程において、平地或いは簡易炉、かまなどを利用する焼却の方式で廃棄機電製品の加工は禁止する。

6.6 集中処理区内の企業は、分解する過程において、材料の特性によって廃棄機電製品を分解し、分類し、加工しなければならない。

6.7 集中処理区内の企業は、廃棄機電製品を分解する際に、環境を汚染しない加工方式を取らなければならない。手作業或いは機械による分解、又は両者共同の方式をとってもよい、資源回収率がさらに向上し、固体廃棄物の産出量がさらに削減される機械による分解方式を奨励する。

6.8 集中処理区内の企業は、廃棄機電製品、分解部品、各種材料と産出した廃棄物の種類によって別々に集中し、種類ごとに目立つ区別標識を付けて異なる区に貯蔵する。

6.9 集中処理区内の企業は、分解プロセスで産出した廃油などの液体廃棄物を、有効な施設を利用して単独で収集し、危険廃棄物として管理する。

7 汚染抑制要求

7.1 集中処理区に工場を保有することを申請する企業は、省エネ・節水の技術と措置を取り、エネルギーと排水の循環利用率を高めなくてはならない；大量のエネルギーや水を消費する企業は原則として集中処理区への入区が許可されない。

7.2 集中処理区の企業は、入区してから2年以内にクリーン生産の審査を申し込まなくてはならない。

7.3 集中処理区の污水排出は、《污水総合排出基準》（GB8978）における、新設部門

の一級排出基準によって執行する；処理後、都市の管網に排出される水質は、《污水総合排出基準》（GB8978）にある污水排出の三級基準に達しなければならない。

7.4 集中処理区の空気の質は、《環境空気質量基準》（GB3095）における二級基準に基づいて執行する；焼却の方式をとり、廃棄機電製品を加工処理する施設の排気排出は《危険廃棄物焼却汚染抑制基準》（GB18484）中に危険廃棄物焼却炉大気汚染物排出基準に基づいて執行する；集中処理区内の企業のその他の排気排出は、《大気汚染物総合排出基準》（GB16297）中に新汚染源大気汚染物排出限度の二級基準に基づいて執行する。

7.5 集中処理区の工場境界にある悪臭汚染物濃度は、《悪臭汚染物排出基準》（GB14554）における新築、改築、増築する企業の二級基準に基づいて執行する。

7.6 集中処理区の騒音は、《都市区域環境騒音基準》（GB3096）における類型二の基準に基づいて執行する；集中処理区内の企業騒音は、《工業企業工場境界騒音基準》（GB12348）における類型二の基準に基づいて執行する。
集中処理区内にある異なる種類の拠点の騒音抑制は、防音を中心とする騒音処理措置を取るべきである。

7.7 集中処理区内の企業は、廃棄機電製品を分解、加工した後、リサイクル不可能な廃棄物を許可なく処理区外へ運び出し、捨てたり、または処理区内の指定の場所以外で保管してはならない；集中処理区の廃棄物収集と保管施設内に置かなくてはならない。

7.8 集中処理区内の企業は、分解処理過程で産出した廃棄物の性質によって分類し、固定場所に置かなくてはならない。

7.9 集中処理区内の企業は、分解処理過程で産出した廃棄物を《国家危険廃棄物リスト》と《危険排気識別基準》（GB5085）に従って特性の鑑別を行う。鑑別して危険廃棄物に属する場合、危険廃棄物として安全に処理する、危険廃棄物でない場合、一般廃棄物として処理する。

集中処理区内の企業が産出する生活ごみと一般廃物は、集中して当地環境衛生機構に移送して統一に処理する。

集中処理区内の企業が産出する危険廃棄物は、関連基準に従って安全処理又は集中して資格のある企業に移送して統一に処理する。

8 輸入廃棄機電製品集中分解利用処理区の要求

8.1 輸入廃棄機電製品の加工企業は、材料回収が目的であることが必須で、廃棄機電製品を徹底的に分解する。

8.2 集中処理区の場所を選択する際に、輸入港に比較的近いところにすべきで、運輸コストを下げ、環境汚染のリスクを減少させる。

8.3 集中処理区は、一つの独立した密閉性の強い区域であるべき。一般的な要求として、園区に一つの入り口と一つの出口を設ける。

8.4 集中処理区管理機構は、集中処理区の出口と入口のところに出入通路、電子埋め込み型計器システム²⁰、電子ナンバー・プレート識別システム²¹、コンテナ識別システム、ビデオモニタリングシステム、通路式放射能測定システム、及びその他の検査補助機械設備を設置する。

8.5 集中処理区管理機構は、集中処理区の出入口を厳格に監視し管理する。以下の廃棄物の出入を防止する：利用価値のない廃棄物；環境保護基準に合致しない廃棄物；危険廃棄物；その他の輸入禁止の廃棄物。集中処理区を出る際の物質の形態は、原料状態と利用不可能の廃棄物の二種類のみが許容される。

8.6 集中処理区管理機構は、運送過程において分解され、処理されることを防止するため、集中処理区に入る廃棄機電製品を検査しなければならない。

8.7 集中処理区は、原料、製品と廃棄物の集中処理区への出入に関する統一の登記と照合制度を作り、処理区に入ってくる物質の集中管理登記、分解された後の種類別の記録、処理区から持ち出して販売するものを照合するなどの方法を取り、管理しなくてはならない。

集中処理区管理機構は、集中処理区に出入りする原料、製品と廃棄物の名称、数量、時間と仕向け先などを記録しなくてはならない。

集中処理区内の企業は、統一の日常管理台帳を作り、毎回区に出入する貨物の種類、数量、出所、加工分解後の成分、仕向け先と残高状況、及び利用不可能の残余物の処理方法と仕向け先などを記録する。

8.8 集中処理区は、入口に専用監査区を設置し、その中に検査区域、検査検疫区域、消毒区域、不合格物品を置く防雨、防風、防滲²²などの機能を持つ区域を設置しなければならない。

9 規範監督実施

本技術規範は、区を設けている市レベル以上の地方人民政府環境保護行政主管部門が監督実施の責任を負う。

²⁰ 中国語原文では「電子地磅系統」

²¹ 中国語原文では「電子車牌識別系統」

²² 漏出を防ぐこと。

翻訳資料 1 - 7

中国 電子情報製品における有害有毒物質の限度要求

中華人民共和国電子業界基準 SJ/T 11363-2006
2006.11-6発布、2006.11-6施行
中華人民共和国情報産業部 発布

前書き

本基準の附録Aは資料性附録である。
本基準は中国電子技術基準化研究所より管理される。
本基準の主な起草部門：情報産業部電子第五研究所
本基準に参加した起草部門：附録A参照
本基準の主な起草者：王晓晗、羅道軍

序言

現在、数多くの電子情報製品は機能と生産技術には、依然として鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル、およびポリ臭化ジフェニルエーテルなどの有害有毒物質或いは元素が大量に含まれている。これらの有害有害物質或いは元素を含む電子情報製品が廃棄された後、処理が妥当でなければ、環境汚染をもたらすだけでなく、資源の浪費にもつながる。このため、有害物質或いは元素の減量化、代替化を主な任務とする電子情報製品汚染抑制管理はすでに政府の主管部門の議事日程に組み込まれている。

資源の節約、環境保護の目的を実現するために、情報産業部など国务院の七つの部委は“物事を根源から行い、立法が先行する”という考えに基づき、《電子情報製品汚染抑制管理弁法》（情報産業部第39号令）を制定した。立法の方式で、電子情報製品汚染のコントロールを推進する。趣旨として、電子情報製品の研究開発、設計、生産、販売、輸入などのプロセスで上述した六種類の有害物資或いは元素の使用制限または禁止である。

《電子情報製品汚染抑制管理弁法》の実施に合わせて、本基準を特別に制定する。本基準は、電子情報製品の生産者と輸入者が製品の原料段階から有害有害物質或いは元素をコントロールする必要があると考えると同時に、監督検査機構のモニタリング或いは測定の実行可能性も考慮し、国際の関連基準のレベルに合わせ、業界の現況、経済と技術上の実行可能性等を踏まえて、有害物質の使用に関する限度指標を制定した。

電子情報製品における有害有害物質の限度要求

1 範囲

本基準は、電子情報製品に含まれる有毒有害物質の最大許可濃度を規定する。

本基準は、《電子情報製品汚染抑制管理弁法》に規定される汚染抑制重要管理リストに入る電子情報製品に適用する。

2 規範性引用文書

下記の文書（SJ/T 11365-2006 《電子情報製品における有毒有害物質の検査方法》）にある条項は、本基準に引用されることによって、本基準の条項となる。日付を表示している引用文書、附随するあらゆる修正リスト（訂正する内容は含まない）或いは修正版には本基準を適用しない。しかし、本基準によって協定を結ぶ各組織はこれら文書の最新版の使用を推奨している。日付を標示していない引用文書は、その最新版を本基準に適用する。

SJ/T 11365-2006 《電子情報製品における有毒有害物質の検査方法》

3 用語と定義

下記用語と定義は、本基準に適用する。

3.1 物質 substance

自然界の中に存在する化学元素からなる単体と化合物。

3.2 有毒有害物質或いは元素 hazardous substance、HS

電子情報製品における鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、およびポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE、デカブロフェニルエーテルが含まない）含まれる。

3.3 電子情報製品 electronic information products、EIP

電子情報技術を使って製造した電子レーダー製品、電子通信製品、ラジオ・テレビ製品、コンピュータ製品、家庭用電子製品、電子計測器製品、電子産業専用製品、電子素子製品、電子応用製品及び電子材料製品など製品及び部品。

3.4 生産者 producer

中華人民共和国の領域内で電子情報製品の生産を行う個人或いは法人。

3.5 輸入者 importer

中華人民共和国の領域内で電子情報製品の輸入を行う個人或いは法人。

3.6 材料 materials

一種類の物質、或いはいくつか種類の物質の混合物、例えば金属（メッキ層、はんだ

メッキ合金、黄銅）、プラスチック（ABS、ナイロン、PVC）、セラミックス²³（誘電材料）等。

3.7 均質材料 homogeneous materials

一種類或いは多種類の物質からなる各部分の均一材料。

3.8 意図添加（有毒有害物質）

生産者或いは輸入者は、製品をある性能指標に達するために意図的に有毒有害物質を使用し、使用する有毒有害物質が以下の状況の一つにでも合致すれば、意図添加と見なす。

a) SJ/T11365-2006の第5章で規定する方法を利用して検査した鉛、水銀、カドミウムの値が不合格なもの。

b) SJ/T11365-2006の81条規定を利用して検出したものに六価クロムが含まれているもの。

3.9 部品

電子情報製品の中に、ある機能或いは用途をもつ構造ユニット、例えば、素子、プラスチック機械フレーム、ボルト、スイッチ、導線等。

3.10 検査ユニット test unit

定量検査をするものを直接提出し、さらに分解したサンプルが必要ではない。

4 要求

電子情報製品は一般的に部品及び材料からなり、基本的な構成ユニットは材料である。有害有毒物質の使用をコントロールするため、電子情報製品のこれらの構成ユニットを表1によって分類を行い、分類に重複或いは矛盾がある場合、EIP-A/EIP-B/EIP-Cの順序によって分類を行う。即ちBP-Aの分類に沿って分類できるものはBP-B或いはBP-Cに分類しない。電子情報製品の構成になる各材料或いは部品は、それぞれの技術要求に合致しなければならない。具体的な要求は表2を参考とする。

表 1 電子情報製品の構成ユニットの分類

構成ユニット 類別	構成ユニットの定義
EIP-A	電子情報製品を構成する各均質材料
EIP-B	電子情報製品中の各部品の金属メッキ層

²³ 中国語原文では「陶磁」

EIP-C	電子情報製品中の既存の条件でこれ以上分解できない小型部品或いは材料であって、一般には、仕様が 4mm ³ に等しく、又はそれを下回る製品。
-------	--

表 2 有毒有害物質の限度要求

単位は質量分率

ユニット類別	限度要求
EIP-A	この種類の構成ユニットの中で、鉛、水銀、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル、およびポリ臭化ジフェニルエーテル（デカブロフェニルエーテルが含まない）の含有量が 0.1% を超えてはならない、カドミウムの含有量が 0.01% を超えてはならない。
EIP-B	この種類の構成ユニットの中で、鉛、水銀、カドミウム、六価クロムなどの有害物質を故意に添加しない。
EIP-C	この種類の構成ユニットの中で、鉛、水銀、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル、およびポリ臭化ジフェニルエーテル（デカブロフェニルエーテルが含まない）の含有量は 0.1% を超えてはならない、カドミウムの含有量は 0.01% を超えてはならない。
ユニット類別	限度要求

5 検査規則

5.1 検査ユニット

検査ユニットは表 1 の中で挙げられている電子情報製品の構成となる各構成ユニットである。

5.2 検査方法

電子情報製品における有毒有害物質に関する詳細な検査方法は、SJ/T11365-2006 に従って執行する。

6 合格判定

電子情報製品におけるあらゆる構成ユニット中の有毒有害物質の含有量は検査して表 2 の要求に満たせば、当該電子情報製品が合格と判断する。任意の一つのユニットが表 2 の要求に満たさない場合、不合格と判断する。

附録 A

(資料性附録)

本基準に参加した起草部門リスト

(第1文字のピンイン順序により、順序に前後がない)

エリクソン (中国) 有限会社
エプソン (中国) 有限会社
アジレント科学技術有限会社
北京達博長城錫メッキ有限会社
北京譜尼理化分析測定センター
北京瑞利分析測量器会社
北京首信ノキア移動通信有限会社
AMD半導体 (中国) 有限会社
DELL (中国) 有限会社
TOTO器械 (中国) 有限会社
方正科技集团 (株) 股份有限公司
フィリップ(中国)投資有限会社
福建省電子製品監督検査所
鋼鉄研究総合院
広州有色金属研究院
国際商業器械 (IBM) 中国有限会社
ハイアル集团技術研究開発センター
華偉技術有限会社
惠州市TCL パソコン科学技術有限会社
キヤノン (中国) 有限会社
江蘇省電子製品監督検査所
京東方科技集团(株)
浪潮集团有限会社
Lucent Technologies科技 (中国) 有限会社
レノボ (北京) 有限会社
モトローラ (中国) 電子有限会社
青島海信集团
清華大学材料科学と工程研究院
NEC (中国) 有限会社
日立 (中国) 有限会社 上海支社
サムソン電子 (北京) 技術服務有限会社
上海Alcatel-Lucent Shanghai Bell (株)
上海広電 (集团) 有限会社
上海天祥質技術服務有限会社
紹興市天龍錫材有限会社

深圳市華測檢測技術有限公司
深圳市中科佳電子ハイテク有限公司
松下電器（中国）有限公司
ソニー（中国）有限公司
蘇州UL美華認証有限公司
蘇州市電子製品検査所有限公司（蘇州質検査ステーション）
天津市電子学会
通標標準技術服務有限公司
シャープオフィス設備（常熟）有限公司
厦門華僑電子企業有限公司
香港科技大学封装實驗室
香港利盟國際（中国）有限公司
情報産業部電信研究院
情報産業部電子第四研究所
情報産業部電子第五研究所
情報産業部専用材料質量監督検査センター
兄弟（中国）商業有限公司
熊貓電子集団有限公司
アルベマール化工（上海）会社
亜通電子有限公司
インテル（中国）有限公司
中国電子質管理協会
中国ヒューレットパッカーカード有限公司
中国家庭用電器協会廃棄電子電器再生利用分会
中国家庭用電器研究院
中国阻燃学会
中興通迅株式有限公司

翻訳資料 1 - 8

中国 電子情報製品における汚染抑制標示要求

中華人民共和国電子業界基準 SJ/T 11364-2006

2006.11-6発布、2006.11-6実施

中華人民共和国情報産業部 発布

前書き

本基準の附録Aと附録Bは資料性附録である。
本基準は中国電子技術基準化研究所より管理される。
本基準の起草部門：中国電子技術基準化研究所
本基準に参加した起草部門：附録Aに参照
本基準の主な起草者：楊檬、韓碩祥

序言

技術と製品機能の需要のため、現在、一部分の電子情報製品の材料成分の中で、依然として鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル、およびポリ臭化ジフェニルエーテルなどの有害有毒物質或いは元素が含まれる。上述した物質を含んだ製品が使用の途中、または廃棄された後に、電子情報製品が人体の健康と環境にもたらす害を防ぐこと、電子情報製品が環境保護の条件を満たすこと、電子情報製品の標示をさらに規範化することをめざして、《電子情報製品汚染抑制管理弁法》（情報産業部第39号）の関連規定に基づき、関連する国際基準と工業界の実情を踏まえて特別に本基準を制定する。

1 範囲

本基準は、電子情報製品における有害有毒物質或いは元素の名称と含有量、環境保護の使用期限、リサイクル使用の可否及び包装材料名称の標示要求を規定する。
本基準は、中華人民共和国の領域内で販売する電子情報製品に適用する。

2 規範性引用文

下記文書にある条項を本基準での引用をもって、本基準の条項となる。日付を標注している引用文書、その後ろに附随する全ての修正リスト（訂正する内容が含まない）或いは修正版は本基準に適用しない。しかし、本基準によって協定を結ぶ各組織は、これら最新版文書の使用の可否を検討することを推奨する。日付を標注しない引用文書は、最新版は本基準に適用する。

GB18455-2001 包装回収マーク

SJ/T11363-2006 電子情報製品における有毒有害物質の限度要求

3 用語と定義

下記用語と定義は本基準に適用する。

3.1 電子情報製品 electronic information products

電子情報技術を利用して製造する電子レーダー製品、電子通信製品、ラジオ・テレビ製品、コンピュータ製品、家庭用電子製品、電子測量器械製品、電子専用製品、電子素子製品、電子応用製品、電子材料製品など製品及び部品。

3.2 有毒有害物質或いは元素 hazardous substance

電子情報製品における鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル (PBB)、およびポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE、デカブロフェニルエーテルが含まない) が含まれる。

その中で“含む”というのは、有毒有害物質或いは元素の含有量はSJ/T11363-2006で規定する限度要求を超えることである。

3.3 生産者 producer

中華人民共和国の領域内で電子情報製品を生産する個人或いは法人。

3.4 輸入者 importer

中華人民共和国の領域内で電子情報製品の輸入を行う個人或いは法人。

3.5 環境保護使用期限 environment-friendly use period

電子情報製品に含まれる有毒有害物質或いは元素が、正常な使用条件の下で、漏れまたは突如の異変が起こらない期限、電子情報製品の使用者が、当該電子情報製品の使用で環境に嚴重な汚染、人身や財産に嚴重な損害を与えない期限。

3.6 回収利用 recovery

廃棄製品を処理する際、製品の元来の使用要求或いはその他の用途を満たす過程であり、エネルギーの回収と利用も含まれる。

3.7 包装材料 packing material

流通の過程で製品を保護し、貯蔵と運輸に便宜を提供し、販売を促進するために、一定の技術方法に基づき、容器、材料及びクッションなど利用した総体名称。

4 総則

中華人民共和国の領域内で、販売するあらゆる電子情報製品は、本基準の要求に従って、電子情報製品汚染抑制マークを付けるべきである。製品の体積或いは機能の制限で、製品にマークを直接に付けられない場合、製品説明書の中で表明する。

付属品として購入する電子情報製品は、提供者は提供した製品上でマークを付けなくてもよいが、購入者にマークに必要な全部の情報を提供しなければならない。これに

対応して、購入者は生産した電子情報製品上にマークを付け、かつ標示する情報範囲が付属品のために購入する電子情報製品まで含まれる。

5 電子情報製品汚染抑制マーク

5.1 総則

電子情報製品は、本基準の要求に従って電子情報製品汚染抑制マークを標示し、マークが明晰に識別しやすく、目につきやすく、色褪せせず、かつ脱落しにくいものとする。

5.2 図示

図1、図2は、電子情報製品汚染抑制マークの例であり、図形の意味は附録Bに参考してください。



図 1

図 1



図 2

図 2

注：図 2 にある数字は例にすぎず、使用する際、電子情報製品に相応する環境保護使用期限に替える。

5.3 色

図1で示しているマークは緑色（C：85，M：31，Y：83，K：20）を推奨する。図2で示しているマークはオレンジ色（C：0，M：75，Y：99，K：0）を推奨する。もし電子情報製品の色と図で示すマークの推奨色が近似していて、明晰に見えず、或いは図で示すマークの色は製品全体の美観に影響を及ぼす場合は、その他の適応な目立つ色を使用してもよい、その中で、マークを型抜きしたものは製品と同じ色でもよい。

5.4 規格

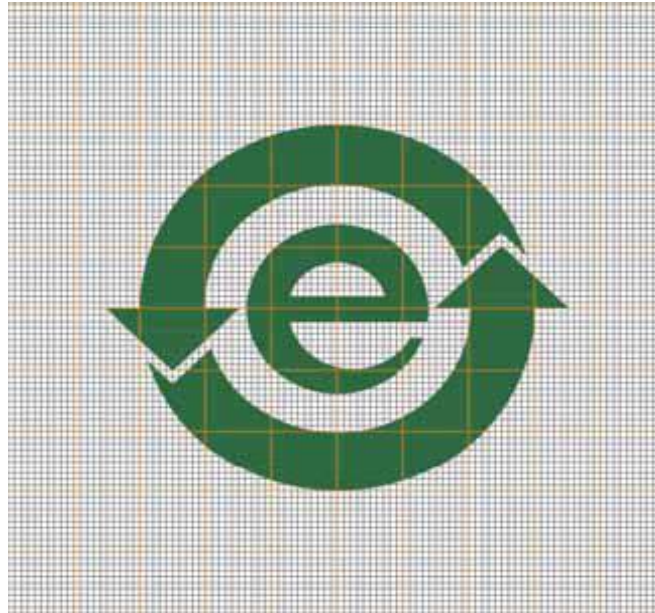


図 3

5.4.1 図形規格

図1、図2の各部分の線の比例はそれぞれ図3、図4で示している（グリッド数量は100×100）。その中で図2の数字のフォントはImpactで、数字の高さと円の内外直径の比は5：8：12である。

注：Impactフォント様式は、マイクロソフトオフィス或いは文字処理などのソフトの中から得られる。

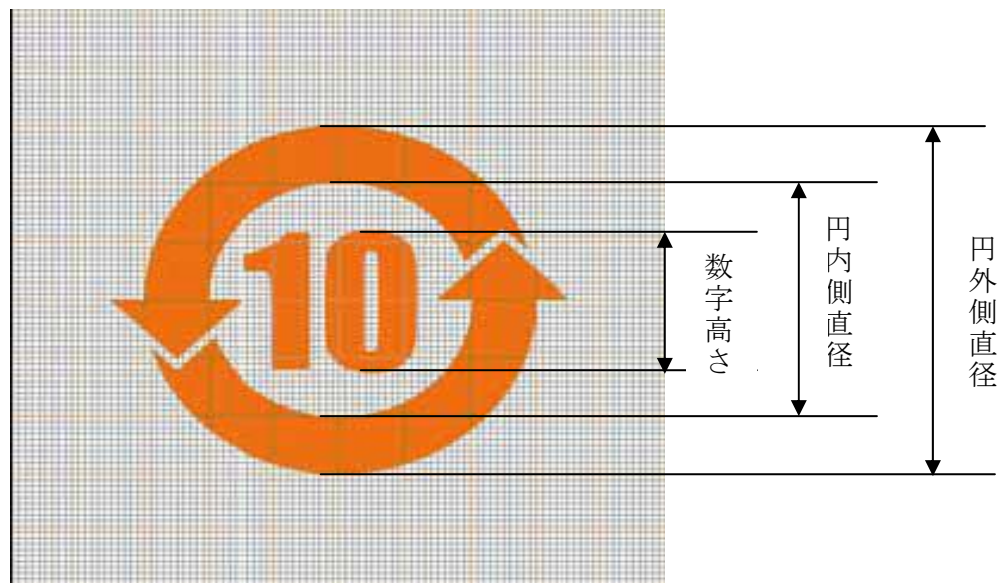


図 4

5.4.2 マーク規格

生産者或いは輸入者は、電子情報製品及び部品の大小によって、適宜の規格マークを選択しなければならない。その最少の面積は、5mm×5mmより小さくなくてはならない。

5.5 マーク要求

5.5.1 図1のように標示する場合、電子情報製品汚染抑制マークは、型抜き、塗装、貼付、印刷などの方法を利用して直接製品上に、或いは製品説明書の中で注記する。

5.5.2 図2のように標示する場合、電子情報製品の最大表面の面積が $5 \times 10^3 \text{mm}^2$ より大きい或いは同じで、かつ形状が規則的ならば、電子情報製品汚染抑制マークは、型抜き、塗装、貼付、印刷の方法で直接電子情報製品上につける。もし電子情報製品の最大表面の面積は、 $5 \times 10^3 \text{mm}^2$ より少ない、或いは形状が不規則であれば、直接電子情報製品の表面に電子情報製品汚染抑制マークをつけなくてもよい、しかし、製品説明書の中で注記しなければならない。

5.5.3 もし電子情報製品汚染抑制マークが製品上に標示されているならば、一般的に電子情報製品の目立つところ、例えば製品の正面、ファンクション・キーが設けられる側面および背面に標示しなければならない。機能、外観デザインに影響することによって、目立つところで標示できない場合、消費者が製品を使用する際にはっきりと見えるところに標示しなければならない。

6 有毒有害物質或いは元素標示

6.1 総則

電子情報製品は、本基準の要求に従って、製品の中に有毒有害物質或いは元素含有の有無を標示しなければならない。もし製品の中に有毒有害物質或いは元素が含まれていなければ、図1で標示しなければならない。もし製品の中に有毒有害物質或いは元素が含まれれば、図2で標示すべきで、製品説明書の中で6.2の要求に従って有毒有害物質の名称と含有量を注記しなければならない。

6.2 有毒有害物質或いは元素の名称及び含有量

6.2.1 標示格式

電子情報製品に含まれる有毒有害物質或いは元素の名称及び含有量の標示フォームは表1に参考すること。

6.2.2 標示要求

製品に有毒有害物質或いは元素が含まれる電子情報製品の生産者或いは輸入者は、6.2.1で示している格式によって、製品説明書の中で有毒有害物質或いは元素が含まれる部品に、有毒有害物質或いは元素の名称及び含有量を標示しなければならない。その中で、表1の第1行は表のタイトルであり、表の中の第1列は部品の名称、その他は

それぞれ有毒有害物質或いは元素が部品の中に含まれる含有量であり、最後の一行は、符号の含意及びその他の関連事項の説明である。

表 1 有毒有害物質或いは元素の名称及び含有量の標示フォーム製品に含まれる有毒有害物質或いは元素の名称及び含有量

部品 名称	有毒有害物質或いは元素					
	鉛(Pb)	水銀 (Hg)	カドミウ ム (Cd)	六価クロ ム (Cr(VI))	ポリ臭化ビフェニ ル (PBB)	ポリ臭化ジフェニ ルエーテル (PBDE)
...
<p>○：該当部材の全ての均質材料中における当該有害有毒物質の含有量がいずれも SJ/T11363-2006 基準に規定する限量の要求以下であることを表す。</p> <p>×：少なくとも当該部材にある均質材料中における当該有毒有害物質の含有量が SJ/T11363-2006 基準に規定する限量の要求を上回ることを表す。(企業は、ここで実際状況に基づいて上表に「×」を付ける技術的理由について、さらに説明を加えることができる。)</p>						

もしある種類の有毒有害物質或いは元素が部品の中に含まれなければ、即ち当有毒有害物質或いは元素の該当部材の全ての均質材料における含有量が SJ/T11363-2006 で規定する限量要求の以下で、当有毒有害物質或いは元素の対応する含有量は“○”である；もしある種類の有毒有害物質或いは元素が部品の中に含まれれば、即ち当有毒有害物質或いは元素の少なくとも該当部材のある均一材料における含有量が SJ/T11363-2006 で規定する限量要求を超えて、当有毒有害物質或いは元素の対応する含有量は“×”と標注する。

標示する際に使う漢字と符号は、文字の高さは1.8mmを下回ってはならない。

7 環境保護使用期限標示

有毒有害物質或いは元素が含まれる電子情報製品は、図 2 に従って製品の環境保護使用期限を標注すべきで、製品説明書の中で、保証製品に関する環境保護使用期限内における使用条件、付属品の特別標示などについて詳細に説明する。その中で、中央の数字は、標示する製品の実際の環境保護使用期限に替えるべき、単位は年である。

電子情報製品の生産日付は製品の環境保護使用期限の開始日付である。

電子情報製品の環境保護使用期限は製造者自身で規定する。

8 回収利用マーク

電子情報製品汚染抑制マークを付けている製品は、回収してリサイクルできることを

意味しているので、剥離しないこと。

9 包装材料名称標示

電子情報製品の生産者或いは輸入者は、生産或いは輸入した電子情報製品の包装材料にGB18455-2001の要求に従って包装材料コードを表示しなければならない。包装物の最大面積が $5 \times 10^3 \text{mm}^2$ より小さいものは、包装物の表面に直接表示しなくてもよいが、製品説明書の中で表明しなければならない。

附録 A

資料性附録

本基準の起草に参加した部門リスト

(第1文字のピンイン順序により、順位に前後がない)

アジレント科学技術有限会社
 エリクソン（中国）有限会社
 エプソン（中国）有限会社
 北京谱尼理化分析測定センター
 北京首信ノキア移動通信有限会社
 AMD半導体（中国）有限会社
 DELL（中国）有限会社
 TOTO器械（中国）有限会社
 方正科技集团（株）股份有限公司
 フィリップ(中国)投資有限会社
 国際商業器械（IBM）中国有限会社
 ハイアル集团技術研究開発センター
 華偉技術有限会社
 惠州市TCL パソコン科学技術有限会社
 キヤノン（中国）有限会社
 江蘇省電子製品監督検査所
 浪潮集团有限会社
 Lucent Technologies科技（中国）有限会社
 レノボ（北京）有限会社
 モトローラ（中国）電子有限会社
 寧波波導(株)
 青島海信集团
 清華大学材料科学と工程研究院
 NEC（中国）有限会社
 日立（中国）有限会社上海支社
 上海Alcatel-Lucent Shanghai Bell (株)
 上海広電（集团）有限会社

深圳市中科佳電子ハイテク有限会社
松下電器（中国）有限会社
蘇州UL美華認証有限会社
蘇州市電子製品検査所有限会社（蘇州質検査ステーション）
ソニー（中国）有限会社
天津市電子学会
厦門華僑電子企業有限会社
シャープオフィス設備（常熟）有限会社
香港利盟国際（中国）有限会社
情報産業部電信研究院
情報産業部電子第四研究所
情報産業部電子第五研究所
情報産業部専用材料質監督監査センター
兄弟（中国）商業有限会社
熊猫電子集団有限会社
アルベマール化工（上海）会社
インテル（中国）有限会社
中国電子質管理協会
中国ヒューレットパッカード有限会社
中国家庭用電器協会廃棄電子電器再生利用分会
中国家庭用電器研究院
中興通迅(株)

付録 B

電子情報製品汚染抑制マークの解釈

電子情報製品汚染抑制マークは、企業がその製品が《電子情報製品汚染抑制管理弁法》の関連規定に合致することを表明するための唯一のマークであり、電子情報製品に有毒有害物質または元素の含有の有無、電子情報製品の環境保護使用期限および電子情報製品のリサイクル使用の可否の三つの意味が含まれる。

図 1 は一般的に緑色で、環境保護の性質を表し、製品に有毒有害物質又は元素が含まれていない；図形の真中の“e”は、電気（electrical）電子（electronic）および環境保護（environmental）を意味し、環境保護の電子情報製品を象徴する；図形の外側に矢印の付いたサイクルの円は、電子情報製品がリサイクル可能であることを意味する。図形全体は、当電子情報製品は、有毒有害物質または元素が含まれていなく、環境保護の製品で、廃棄された後リサイクル可能で、任意に捨てるものではないことを意味する。

図 2 は一般的にオレンジ色で、警告の意味合いを持ち、すなわち製品に有毒有害物質または元素が含まれる；図形の真中に変更することができる数字があり、電子情報製品の環境保護使用期限を示す；図形の外側に同様に矢印の付いた線から一つのサイク

ルの円を構成しており、電子情報製品がリサイクル可能であることを示している。図形全体は、その電子情報製品には有毒有害物質または元素が含まれ、環境保護使用期限内においては安心して使用でき、環境保護使用期限が過ぎた後はリサイクルされるべきことを意味している。

参考文献

- (1) 《電子情報製品汚染抑制管理弁法》 情報産業部 2006 年 2 月 28 日第 39 号令
- (2) 《製品標識標注規定》技術監督局 1997 年 11 月 7 日技術監督局発布(1997)172 号
- (3) Directive 2002/95/EC on the restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment EU
- (4) Commission Decision of 18 August 2005, amending Directive 2002/95/EC of the European Parliament and of the council for the purpose of establishing the maximum concentration values for certain hazardous substance in electrical and electronic equipment (2005/618/EC) EU
- (5) GB5296.2-1999 消耗品使用説明 家庭用と類似用途電器の使用説明
- (6) GB18455-2001 包装回収マーク
- (7) GB/T16288-1996 プラスチック包装回収マーク

翻訳資料 1 - 9

中国 電子情報製品汚染抑制重点管理リスト

番号	HS コード	電子情報製品種類	使用制限のある有毒有害物質或いは元素	暫定的に使用制限のない有毒有害或いは元素の範囲 (wt%は重量パーセンテージ)	使用時間の制限
1	85171210	移動ユーザー端末	鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル、およびポリ臭化ジフェニルエーテルなどの物質或いは元素の含有量は SJ / T11363-2006 基準の要求に満たす。	<ol style="list-style-type: none"> 1) 鉛が電子部品のガラスの中に含まれている； 2) 鉛とカドミウムが光学ガラスとフィルターガラスの中に含まれている； 3) 鉛が電子セラミック部品のセラミックスに含まれている； 4) 鉛が鋼合金に合金成分として含まれ、かつ含有量が 0.35wt%以下である。 5) 鉛がアルミニウム合金に合金成分として含まれ、かつ含有量が 0.4 wt%以下である； 6) 鉛が銅合金の中に合金成分として含まれ、かつ含有量が 4wt%以下である； 7) 鉛が高温はんだめっき材料に含まれ、かつ含有量が 85wt%以上である； 8) 鉛がマイクロプロセッサのピンと接続に使われるはんだめっき材料に含まれ、かつ含有量が 80-85wt%の間である； 9) 鉛が IC のフリップチップを装着するための内部粘着はんだめっき材料に含まれる； 10) 鉛のピッチが 0.65mm を超えていない、かつ鉄・ニッケルリードフレーム或いは銅リードフレームの細いピッチ部品（连接器は除く）の表面処理に含まれる。 	本リストが発布された日から 10 カ月以降に施行する。
2	851711008 5171800	電話機（固定電話、無線電話）	鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェ	<ol style="list-style-type: none"> 1) 鉛が電子部品のガラスの中に含まれる； 2) 鉛とカドミウムは光学ガラスとフィルターガラスの中に含まれる； 3) 鉛が電子セラミック部品のセラミックスに含まれる； 	本リストが発布された日から十カ月以降に施

			<p>ニル、およびポリ臭化ジフェニルエーテルなど物質或いは元素の含有量は、SJ/T11363-2006 基準の要求に合致する。</p>	<p>4) 鉛が鋼合金に合金成分として含まれ、かつ含有量が 0.35wt%以下である。 5) 鉛がアルミニウム合金に合金成分として含まれ、かつ含有量が 0.4 wt%以下ある； 6) 鉛が銅合金の中に合金成分として含まれ、かつ含有量が 4wt%以下である； 7) 鉛が高温はんだめっき材料に含まれ、かつ含有量が 85wt%以下である； 8) 鉛がマイクロプロセッサのピンと接続に使われるはんだめっき材料に含まれ、かつ含有量が 80-85wt%の間である； 9) 鉛が IC のフリップチップが装着されるための内部粘着はんだめっき材料に含まれる； 10) 鉛のピッチが 0.65mm を超えていない、かつ鉄・ニッケルリードフレーム或いは銅リードフレームの細いピッチ部品（连接器は除く）の表面処理に含まれる。</p>	<p>行する。</p>
3	84433211 84433212 84433213 84433214 84433219	<p>コンピュータと接続しているプリンタ</p>	<p>鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル、およびポリ臭化ジフェニルエーテルなど物質或いは元素の含有量は、SJ/T11363-2006 基準の要求に合致する。</p>	<p>1) 鉛が電子部品のガラスの中に含まれる； 2) 鉛とカドミウムは光学ガラスとフィルターガラスの中に含まれる； 3) 鉛が電子セラミック部品のセラミックスに含まれる； 4) 鉛が鋼合金に合金成分として含まれ、かつ含有量が 0.35wt%以下である； 5) 鉛がアルミニウム合金に合金成分として含まれ、かつ含有量が 0.4 wt%以下である； 6) 鉛が銅合金の中に合金成分として含まれ、かつ含有量が 4wt%以下である； 7) 鉛が高温はんだめっき材料に含まれ、かつ含有量が 85wt%以上である； 8) 鉛がマイクロプロセッサのピンと接続に使われるはんだめっき材料に含まれ、かつ含有量が 80-85wt%の間である； 9) 鉛が IC のフリップチップが装着されるための内部粘着はんだめっき材料に含まれる； 10) 水銀が特殊用途の直管蛍光灯に含まれる；</p>	<p>本リストが発表された日から十カ月以降に施行する。</p>

				<p>11) 鉛が LCD の平板型蛍光ランプに含まれる；</p> <p>12) 鉛のピッチが 0.6mm を超えていない、かつ鉄・ニッケルリードフレーム或いは銅リードフレームの細いピッチ部品（连接器は除く）の表面処理に含まれる。</p>	
--	--	--	--	---	--

付属文書：電子情報製品汚染抑制重点管理リスト（第 1 回）製品類範囲確定

付属文書

電子情報製品汚染抑制重点管理リスト（第 1 回）
製品類の範囲の決定

1 移動ユーザー端末

(1) 定義

社会に公共サービスを提供する公共移動通信ネットワークを利用する中で、通信機能を実現するための GSM (TDMA)、CDMA、TD-SCDMA、WCDMA、CDMA2000 携帯移動端末設備。

(2) 製品事例

GSM (900/1800MHzTDMA) デジタル携帯電話、CDMA(800MHz)デジタル携帯電話、TD-SCDMA(2GHz) デジタル携帯電話、WCDMA(2GHz) デジタル携帯電話、CDMA2000(2GHz)デジタル携帯電話；

以上のネットワーク式のワイヤレスデータカード、自動車電話を使用する；

以上のネットワーク信号を受信できる PHS 携帯電話とその他の端末設備。

2 電話機（固定電話端末とコードレス電話端末を含む）

(1) 定義

固定電話端末：PSTN のネットワークの端末に使用され、有線オンラインユーザに接続され、無線通信の方式が必要としない各種の電話機。

コードレス電話端末：PSTN のネットワークの端末に使用され、親機（或いは主機）とコードレス子機（副機）からなる。親機が有線オンラインで電話交換機とつながり、親機とコードレス機との間で無線通信の方式で、コードレス機が携帯でき、有効な距離内で受話、ダイヤルと通話の機能ができる電信端末製品。

(2) 製品事例

固定電話端末：普通電話機、発信者番号通知電話、カード管理電話、ボイスレコーダ電話、コイン電話、スマートフォン、IC カード公衆電話、ハンズフリー電話、デジタル電話、インテリジェントメッセージ電話など。

コードレス電話端末：アナログコードレス電話、2.4GHz デジタルコードレス電話など。

3 コンピュータと接続するプリンタ機器

(1) 定義

コンピュータと接続するための接続口、単独或いは IT 設備と接続して、文書、領収書或いは写真などを印刷できる装置。

(2) 製品事例

レーザープリンタ、ドットマトリックスプリンタ、インクジェットプリンタ、感熱式プリンタ、熱転写プリンタ、レシートプリンタ、ラベルプリンタ、バーコードプリンタなど。

翻訳資料 1 - 10**中国 中国銀行金融機構の企業社会責任ガイドライン（抄訳）²⁴****第1章 総則**

第1条 《中華人民共和国会社法》、《中華人民共和国商業銀行法》、《中華人民共和国銀行行監督管理法》、《中国銀行業協会規定》などの関連する法律法規に基づき、本ガイドラインを制定する。

第2条 本ガイドラインは、中国法人資格を有する銀行金融機構に適用する。

第3条 本ガイドラインでいう企業の社会的責任とは、銀行金融機構が、株主、従業員、消費者、パートナー、政府やコミュニティなどの利害関係者、及び社会と環境の持続可能な発展に対して、相応する経済的、法的、道徳的と慈善的責任を負うこととする。

銀行業金融機構の企業の社会的責任は、少なくとも以下の内容を含んでいる：

- (1) 経済的責任。法令を順守し、公平、安全、安定的な業界の競争ルールを作り、良質の専門的知識に基づいた経営で、国家、株主、従業員、顧客と社会公衆に経済的価値を作る。
- (2) 社会的責任。社会道徳と公益に合致する経営理念を指導原則として、消費者、従業員とコミュニティの社会的公共利益を積極的に維持する；慈善的責任、社会公益活動への従事、和諧社会の構築を提唱し、社会の発展を促進する。
- (3) 環境責任。国家産業政策と環境保護政策、資源の節約、自然生態の環境の保護と改善を支持し、社会の持続可能な発展を支持する。

第4条 銀行業金融機構は、法律法規と会社規定を遵守し、社会道徳と商業道徳を遵守し、企業の社会的責任の管理を強化する。

第5条 銀行業金融機構は、正しい価値観と経営理念を立て、社会的責任感のある企業文化を作り、企業倫理を提唱し、和諧社会を築き、社会の持続可能な発展を促進する。

第2章 経済責任（省略）

²⁴ 第1章 総則、第4章 環境責任、第5章 企業社会責任管理のみ翻訳

第 3 章 社会責任 (省略)

第 4 章 環境責任

第16条 銀行業金融機構は、国家産業政策と環境保護政策の要求に基づき、国際条約、国際慣例と業界ルールを参照して、経営戦略、政策と運営規定を制定し、資源を合理的に配置し、社会、経済と環境の持続可能な発展を支持する。

第17条 銀行業金融機関は、なるべく赤道原則を研究し、赤道原則の中に中国の経済と金融の発展に適用する関連内容を積極的に参考する。

第18条 銀行業金融機構は、環境保護について専門機構を組織し、または関連部門を指定しなければならない、必要に応じて専属または兼職の人員に従事させる。

第19条 銀行業金融機構は、資源節約と環境保護の計画を作るべきで、日常活動の環境に与える負の影響をなるべく減らす；定期的または不定期的に従業員に対して環境保護に関する訓練を行い、従業員の機構外部で行われる訓練や交流と合作活動への参加を奨励する。

第20条 銀行業金融機構は、貸付などの金融手段を通じて、顧客の資源節約、環境保護を支持し、顧客の社会的責任意識の向上と積極的な行動を導き奨励する；顧客に対する環境保護訓練を重視し、訓練内容が環境の影響評価手続きの具体的な手続き、グリーン貸付文書の準備だけに限らない。融資したプロジェクトの環境影響に対して、顧客の提供する環境影響評価報告だけを頼らないで、独自に現場調査、審査を行い、判断する。

第21条 銀行業金融機構は、環境保護の実践活動と宣伝活動に積極的に参加しなければならない、顧客と全社会の環境保護意識の向上に役立つ。

第 5 章 企業社会責任管理

第22条 銀行業金融機構は、企業倫理に基づく経営への認識を深め、社会的責任を發展戦略、管理構造、企業文化と各業務の中に融合させ、管理部門レベルで対応する決定と執行組織を作り、戦略、管理組織と各業務の支持を頼りに、企業の社会的責任の履行についての長期間にわたって効果のあるシステムを作る。

第23条 銀行業金融機構は、企業の社会的責任の制度を制定し、管理を強化し、計画の制定、計画の実施、検査、期末評価、報告の公布などを含めたプロセス管理システムを形成し、企業倫理による決定水準を高め、企業の社会的責任と企業の日常運営との一致を実現し、よい循環を形成させる。

第24条 銀行業金融機構は、適当な内外による評価システムを作るべきで、貸付などの核心業務が社会と環境に与える影響を、定期的にCSRの履行を評価し、CSR評価と内部管理の改善を一致させ、経営管理の効果を高める。

第25条 銀行業金融機構は、CSR情報公開制度を作るべきで、原則として、毎年6月末まで中国銀行業協会に、年度のCSR報告を提出する。第三者による評価を奨励し、全社会による銀行業社会責任の評価体系への協調を強化し、新聞、インターネットなどによる履行状況を公開する。

第 6 章 附則 （省略）

翻訳資料 1 - 1 1

ラオス 環境保護法（抄訳）²⁵

第Ⅱ部 環境劣化の防止

第 1 章 環境劣化の防止

第7条 環境劣化の防止

環境劣化の防止とは、社会環境及び自然環境に危害を与え又はその質を低下させる原因となる若しくは可能性があるいかなる行動をも防止するための活動を言う。

第8条 環境評価²⁶

環境評価とは開発事業及び業務が環境に及ぼす影響を計算するプロセスを言う。その予想される社会環境及び自然環境への影響を緩和及び削減するための方法並びに措置の特定も行う。

1. 科学技術環境庁は、環境評価の手続き及び方法について総合的な規制を公布することとする。
2. 開発事業及び業務を担当する各部門²⁷は、科学技術環境庁が公布する環境評価に関する総合的な規制に基づき、環境評価に関する手続き及び方法について独自の規制を公布することとする。
3. 環境に影響を及ぼす潜在性を有するまたは有しうる開発事業及び業務は、本条の1項及び2項で言及する規制に従って、環境評価報告書を環境管理及び監督を担当する機関²⁸に提出し、事業を開始する前に環境遵守証明書の発行を受けるとする。
4. 本法の施行以前に着手した開発事業及び業務で環境に危害を与えたことがあるものについては、その危害を緩和する措置、手続き及び行動を、当該環境管

²⁵ ラオス環境保護法は3部 51条から構成されるが、ここではそのうち2部 1～3章、3部 1～2章、4部 1～2章のみを和訳した。また、原文は在ラオス日本国大使館 WEB サイト <http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/laos/laolaws.htm> に掲載されている英語版を利用している。

²⁶ ラオス語では、「環境影響評価」よりも一般的な「環境評価」の意味である。規制のなかで環境評価には複数の段階（環境スクリーニング、初期環境調査及び環境影響評価）があることを明記している。

²⁷ 「部門」は、ラオスの多数の法律の中で、特定の活動に携わる政府の各省庁を集合的に指す表現として使用される

²⁸ ラオス語では、「政府の担当各局をすべてまとめて一つの組織としたときの組織全体」を指す用語として、以下のいずれの英語にも訳すことができる：「団体」、「庁」又は「当局」。どの英単語を用いるか決定するにあたって、翻訳者は次の慣例を採用した。当該行政当局が実務上英文名称を使用している場合（例えば、税務局）、翻訳者はその用語を使用している。この場合のように、当該組織の主な役割が直接規制よりもむしろ調整及び基準の設定である場合、[当局]ではなく「機関」を使用する。また、ラオス語では名詞は単数・複数を区別なく使用されることに留意されたい。翻訳者は、ほとんどの条項において各用語を単数として扱って訳した。（例えば、ここでは単一組織を指す。）但し、第□部では、文脈に応じて翻訳者の裁量で特定の用語が単数で使用されているのか、複数で使用されているのか判断することができる。

理及び監督担当庁に提案し、環境遵守証明書の公布を受けることとする。

5. 環境評価は、地方行政機関、市民団体及び開発事業及び業務の影響を受ける可能性の高い人が参加することとする。

第9条 技術の適用

製造プロセス及びビジネス業務は社会経済状況に適し、環境の損害を最小化する先進的技術を使用し、当該各部門が公布した技術基準を厳格に遵守することとする。

環境保護に関連するすべての技術の輸入及び移転は、担当部門及び科学技術環境庁の許可を受けるものとする。

第10条 建設及び修理

道路、橋梁、水供給システム、修理工場、高圧洗浄、通信ネットワーク、電気グリッド及びその他構造物等の建設及び修理に携わる人又は法人は、その取り組みについて安全予防手段を取らなければならない。さらに、担当ラインの各機関及び環境管理・監視機関が公布する基準及び規制を厳格に遵守することにより、煙、埃、振動、音、放射線、色、臭い、廃棄物及びその他障害物〔等〕迷惑行為を防止又は最小化するための措置を適用しなければならない。

第 2 章 天然資源の保護、採取及び利用

第11条 天然資源

天然資源は、土地、水、大気、森林、生物多様性、鉱物及び石等の自然に由来する有機物及び無機物であり、多民族の国民生活及び国の社会経済発展の重要な条件である。

第12条 天然資源の種類

天然資源は2種類に分類できる。

1. 再生可能な天然資源とは、計画及び技術的知識に従って適切に管理、保全、採取及び利用されたときに永久に持続可能な資源を言う〔これらには〕土地、水、大気、森林、生物多様性が含まれる²⁹。
2. 再生不可能な天然資源とは、鉱床及び石等の消滅の可能性のある資源を言う。しかし、計画に従って適切に管理、保全され、効率的に採取又は利用された場合、多世代にわたって持続可能である。

第13条 天然資源を保護する義務

すべての人及び法人は天然資源を保護する義務を有する。天然資源の喪失につながる事象を目撃した人及び法人は、適時の保護及び対処のために担当機関に報告

²⁹ 読みやすくするためにこの文の構造及び句読点を変更した。

する義務を負う。

第14条 天然資源の採取及び利用を管理する措置

天然資源を採取、運搬、貯蔵、製造及び利用する人及び法人は、土地、森林、水及び水資源の法律並びにその他の法規又は規制を厳格に遵守するものとする。

第15条 生物多様性の保護

生物多様性（又は生物の多様性）とは、生態系並びに自然のどこかで生息する[例えば]植物、動物、昆虫及び微生物等の生物の種類及び種の多様性を言う。

科学技術環境庁は生物多様性の管理に関する総合的な規制及び措置を公布することとする。

地方行政機関³⁰及び当該ラインの各機関は生物多様性保護区を割り当て、対象種の個体数の保護、発展及び増加を目指して保護種及び非保護種を指定することとする。

いかなる植物、動物、昆虫及び微生物の種でもその輸入及び輸出はすべて生物多様性の管理に関する規制及び措置を厳格に遵守することとする。

第16条 文化的、歴史的及び自然保護地の保護

生産、事業、サービス業又はその他業務を行ういかなる個人又は組織も、その業務が考古学、伝統、歴史、観光及び自然のパノラマ展望の土地又は森林保護区等、文化、歴史及び自然遺産の土地に悪い影響を及ぼす場合、当該部門の各機関及び地方行政当局が公布する規制及び措置を厳格に遵守することとする。

第3章 災害の防止及び対処³¹

第17条 災害

災害とは、自然又は人間によって引き起こされる現象または事象で、国民の健康、生活及び所有地並びに環境に影響を及ぼすもの言う。災害には、洪水³²、干ばつ、火災、地滑り及び浸食、昆虫の侵入、病気の流行、地震、石油流出又はその他を含む。

第18条 災害防止及び対処の義務

すべての人及び組織は、災害を防止し、対処する義務を負う。災害の前兆及び開

³⁰ ラオス語の同語は、「地方行政」とも「地方行政当局」とも訳すことができる。翻訳者は、基本的に次の慣例を採用している：(i)もしも用語がラインの省内の特定庁への言及と並列に使用されている場合、同用語は「地方行政」と訳し、地方行政法で地方行政を担当している組織のみを意味し、(ii)もしも文中に同語が単独で使用されている場合、「地方行政当局」と訳し、地方行政並びに自治体の各部課、部局又はライン省のユニットを網羅できるほど広範な範囲を含む可能性を示唆する。但し、読者には訳と異なる意味で使用されている可能性に留意されたい。

³¹ ラオス語の単語は単に「反」または「対～」である。

³² ラオス語の用語は洪水のみならず、台風、ハリケーン及びその他洪水の原因となる荒天の含意がある。

始を目撃した場合、地方行政機関又は最寄りの組織に直ちに通知することとする。これらの地方行政機関又は組織は、その他の州及び社会の組織と協力してそのような災害の防止及び対処の方法を決定し、適時にそのような事象を防止及び対処するために必要なイニシアティブ、労働力、資金、自動車及び設備を提供するよう市民及び様々な組織を動員することとする。

複数の自治体にわたる地域で災害が発生した場合、関連する地方行政機関は相互に協力し、災害の防止及び対処の方法を見出すこととする。

第19条 国家災害防止委員会

政府は、国家災害防止委員会を設立する。国家災害防止委員会は、災害が発生する可能性がある、発生している又は発生した地域において各機関及び当該地方行政機関と協力し、計画の策定並びに災害の防止策及び対応策の決定、そのような災害の被害を被っている地域の復元を行う。同時に、脆弱な地域または将来的に災害が発生する恐れのある場所と定期的に監視することとする。

第Ⅲ部 汚染規制

第1章 汚染

第20条 汚染

汚染とは、物質又はその他汚染物質が、規制の中で定義されている環境基準を超えて水、土壌又は大気中に存在している、又は環境を汚染された状態にしている〔又は〕人の健康及び生活、動物、植物並びに環境に悪影響を及ぼすことによって、いかなる環境であっても物理的、生物学的〔若しくは〕化学的変化を〔被った〕状態を言う。

第21条 汚染の種類

汚染の種類には、水質汚濁、土壌汚染、大気汚染、化学汚染、放射能汚染並びに廃棄物、振動、騒音、放射線、色彩及び臭気に起因する汚染が含まれる。

水質汚濁、土壌汚染又は大気汚染とは、物質又はその他汚染物質がそれぞれの規定の基準を超えて存在することによって物理的、生物学的又は化学的変化を被った水、土壌又は大気の汚染で、その結果人の健康及び生活、動物、植物及び環境に悪影響を及ぼす。

廃棄物起因の汚染とは、毒性であるか否かの別を問わず、社会の生産・消費活動によって廃棄された固体、液体及び気体による汚染で、それぞれの規定の基準〔量〕を超えて存在し、その結果人の健康及び生活、動物、植物及び環境に悪影響を及ぼす。

有毒化学物質に起因する汚染とは、有毒物質又は有毒化合物による汚染で、それぞれの規定の基準を超えて存在し、その結果人の健康及び生活、動物、植物及び環境に悪影響を及ぼす。

放射性物質に起因する汚染とは、規定の基準を超える放射線の放射線を連続的に

放出する要素に由来する汚染で、生物の体又は細胞に危害を与える。
振動、騒音、放射線、色彩及び臭気に起因する汚染は、これらがそれぞれの規定の基準を超えたときに不快と考えられ、その結果人類の健康及び生活、動物、植物及び環境に悪影響を及ぼす。

第 2 章 汚染規制における義務及び措置

第22条 汚染の防止における義務

すべての人及び組織は汚染防止を行う義務を負う。製造〔又は〕産業、サービス業、農業若しくは林業、手工業及びその他汚染を引き起こす業務等の事業に取り組む人は技術を利用し、必要な汚染防止設備を導入することにより規定の環境基準を充たすこととする。

第23条 汚染の防止及び規制の措置

環境管理・監視機関はすべてのレベルにおいてそれぞれの役割及び義務に応じて関連部門と調整して、規制を公布し環境保護及び汚染規制のための環境基準を決定することとする。

様々な種類の業務を行う人又は組織は、水質汚濁、土壌汚染、大気汚染、廃棄物、化学汚染、放射能汚染並びに振動、騒音、放射線、色彩及び臭気に起因する汚染を厳格に防止及び規制しなければならない。

廃水又は規定の基準を超える水を、水路、自然の水域又はその他の場所に適切な処理を施すことなく放出することは禁じられる。

有害な煙、気体、臭気、化学物質又は煤塵を規定の基準を超えて放出することは禁じられる。

有害化学物質及び放射性物質の製造、輸入、利用、輸送、貯蔵及び廃棄は、規定の規制及び基準に厳格に遵守することとする。

振動、騒音、放射線、色彩及び臭気を規定の範囲を超えて排出することは禁じられる。

いかなる種類の廃棄物の投棄も禁止される。廃棄物処分場を割り当て、廃棄物は分別を経た上で処理、焼却、埋め立て又はその他の方法による処理を行うことが義務付けられる。廃棄物処理、製造過程への廃棄物のリサイクルの導入及びリユースの技術を支援しなければならない。

第IV部 環境修復及び復元

第 1 章 環境修復

第24条 環境修復

環境修復とは、環境を元の損傷を受けていない状態〔に復元するために〕、環境基準、規制及び措置を設立及び遵守することによって、事象の防止及び対処と併せてそのような事象によって生じた危害の復元及び再生を行うことを言う。

第25条 環境修復における義務

環境修復への主たる寄与者は人及び組織とする。

すべての人及び組織は、環境に悪影響を及ぼし、人類の健康及び生活、動物、植物及び環境に影響するいかなる取り組みに関しても、要請又は不服申立て³³を提出する権利を有することとする。

環境へ悪影響を及ぼす可能性のある取り組みに関する要請又は不服申立ては地方行政又はその取り組みが実施される地域に所在する環境管理・監視機関に送付され、当該機関は要請又は不服申立ての受領後30日以内に当該問題を検討することとする。緊急の問題は即時対応することとする。

地方行政又は環境管理・監視機関がそれらの課題を解決できない場合、[その要請又は不服申立てを] 指令系統において次に高いレベル又は上層の環境管理・監視機関に7日以内に提出しなければならない。担当機関はその要請又は不服申立てを30日以内に解決し、当該要請又は不服申立てを提出した人にその結果を通知することとする。

第2章 環境の復元

第26条 環境の復元

環境の復元とは、危害を与えられた又は劣化した環境を原状又はより良好な状態且つ生態系におけるバランスが保たれている状態に戻すことを言う。

第27条 環境復元における義務

人及び組織はイニシアティブ、労働力、資金又は設備を提供することにより環境復元に積極的に参加する義務を負う。

第28条 災害により破壊された地域の復元

製造、事業、サービス業又はその他災害を生じさせる業務に携わる人又は組織は地方行政機関又は関連する当該部門の機関の監督の下、その危害を修復し、影響を受けた地域を復元する義務を負う。

自然災害が生じた場合、地方行政及び関連する部門の機関は協力して影響を受けた地域の復元方法を決定する。

第29条 文化、歴史及び自然遺産の復元

歴史的、文化的及び国家的に重要な構造物及び建築作品は、国家にとっての文化的及び歴史的価値を維持するために保存、修理及び復元するものとする。

災害により破壊された景観の良い土地及び景勝地は復元及び保存するものとする。

³³ 読者は、「要請」及び「不服申立て」の定義について「申し立ての扱いに関する法律」を参照されたい。

翻訳資料 1 - 1 2

ラオス 水資源法（抄訳）³⁴

第 4 章 水源開発及び水源開発活動の管理

第20条 水源開発活動

水源開発活動は、本法の第13条に規定するいずれか一つの目的で、地上、地下又は大気中の水源より、水を採取、回収、蓄水又は集水するために貯水池、集水システム、池、井戸、深井戸、運河、堤防又は排水管を建設、掘削、削井、設置、改善、拡大又は補修することに関連する活動であり、洪水、干ばつ又は水食による悪影響を防御する活動をも含む。

第21条 水源開発活動の実施

個人、法人又は組織は、関連担当機関の許可を取得することのみによって、いかなる水源開発活動をも実施することができる。但し、禁止されていない目的において実施する小規模の水源開発活動についてはこの限りではない。

第22条 水源開発活動の原則

水源開発活動は、次の原則に従って実施されなければならない。

1. 社会経済及び環境開発計画³⁵、マスタープラン、各部門の定期的な開発計画及び承認された各事業の建設計画を遵守しなければならない。
2. 水及び水資源、環境並びに自然の美しい景観の保全を保証しなければならない。
3. 水による悪影響を防止しなければならない。
4. 水及び水資源を担当する関連担当機関による検査を免れない。

第23条 水源管理活動の管理

水及び水資源を担当する各部門³⁶及び各庁は、水源開発活動に関する規制を公布する義務を負う。

水源開発活動を実施する個人、法人又は組織は、建設した物を良好な状態で維持管理及び保全し、安全を保証する義務を負う。

水源開発活動を利用若しくはその便益を享受した個人、法人又は組織は、情報の

³⁴ ラオス水資源法は 10 章 49 条から構成されるが、ここではそのうち 4～9 章のみを和訳した。また、原文は在ラオス日本国大使館 WEB サイト <http://www.la.emb-japan.go.jp/jp/laos/laolaws.htm> に掲載されている英語版を利用している。

³⁵ 翻訳者は、第 9 条が国の社会経済開発計画に言及している一方で、本条は単に社会経済開発計画に言及しているということを認識している。

³⁶ 「部門」は、ラオスの多数の法律の中で、特定の活動に携わる政府の各省庁を集合的に指す表現として使用される。

提供並びにそれらの水源開発活動の維持管理および保全³⁷に参加する義務を負う。

第24条 上流³⁸及び水資源の保全を目的とした資金の提供

開発活動を実施する者並びに水及び水資源を利用する者は、上流及び水資源の保全を目的とした資金を提供しなければならない。

第25条 発電に利用する目的での上流及び水資源の保全〔、〕³⁹開発の推進

政府は、条件が発電に適している水源地において、大規模、中規模及び小規模の発電における水資源の開発及び利用を推進する。水資源の利用は、[そのような利用]の能力及び影響を勘案するものであり、それに資する条件が整う場合、当計画に従って同河川において複数の水力発電ダムを建設又は多目的の水力発電ダムを建設すべきである。

水力発電ダムを建設する際、上流域の保全、森林〔保全〕、環境〔保全〕、洪水防止、水供給、灌漑、水路の便、漁業、魚類及び水生動物の養殖等を勘案しなければならない。

第26条 市民による貯水池の建設の促進

州は、農産物及び林産物の生産並びに家畜の飼育の保障を目的とした市民による貯水池の建設を推進する。地方行政当局は、金融政策並びに義務及び税金の免除又は低減〔等の〕適切な方法によって動員及び推進する義務を負う。

第27条 水の流れの分水、分岐及び修正

水源開発活動において、小規模の分水、分岐又は修正は県又は市の行政当局の承認を得なければならない。中規模の場合は政府の承認、大規模の場合は国会の承認を得なければならない。

第28条 立ち退き

水源開発事業を実施する結果、その事業の実施地又は実施地域に住む人々に立ち退きを要求する必要がある場合、事業主は人々が住み、生活を営むための新たな場所を探す支援をしなければならない。そのような立ち退き、支援又はそのような人々への被害の補償のために利用する資金は、事業資本に含めるものとする。

第 5 章 水及び水資源の保全

第29条 水及び水資源の保全

個人、法人及び機関は水及び水資源を保全し、更なる水位の低下又は水の枯渇、汚染若しくは有毒化を起こさず、且つ水、水資源、公有地及び他の個人の所有地

³⁷ 翻訳者は、「活動の維持管理若しくは保全」という表現は不自然であると認識している。

³⁸ ラオス語の原文では、この 2 語はスペースのみで区切られている。

³⁹ ラオス語の原文では、この 2 語はスペースのみで区切られている。

に危害を加えない義務を負う。水及び水資源は経済的に利用されなければならない⁴⁰、環境および自然の美しさに対する悪影響を防ぐ施策がなければならない。加えて、水源配分、森林、土地及び季節に関する計画、とりわけ上流又は水源に関連する「計画」に従って、流域地域における森林資源及び土地資源を保全、修復及び再生する義務も負う。

政府は、水資源を保全するための保護及び確保された区域を指定することとする。

第30条 水及び水資源の保護区

政府は、都市部及び農村部の国民に十分な量及び質の水を供給する目的で水及び水資源の保護区を指定する。そのような保護区は、画定する又は塀で囲うことができる。保護区内では、建設、農業生産又は産業、家畜の飼育、採石、鉱石、鉱物、土壌又は砂の採掘、ゴミ、廃棄物、排水、毒性物質又は化学物質の投棄、爆発物の爆破、人間又は動物の死体の埋葬、その他危害を与えるような行為は禁止される。

水の量及び質に深刻な危害を与える又は感染症の流行の危険があるとき、政府は保護区若しくは地域を追加的に指定する、またはその他の保護策を採ることとする。

第31条 禁止事項

水及び水資源保全が効果的であるために、いかなる個人、法人又は組織も次の行為は禁止される。

1. 保護区内の水及び水資源の利用、採取又は破壊。
2. 保護区内の上流又は水源周辺の樹木の伐採
3. 集水域において浸食の原因となる地表の掘削、採掘、発掘若しくは改変[又は]いかなる水源であってもその水源の水位の低下若しくは枯渇又は有害化若しくは有毒化を招く物質の投棄若しくは廃棄

次の行為は、承認を得ない限り禁止される。

1. 水辺、岸边又は水中における建設行為
2. 岸又は周辺の水源に接する地表の砂、砂利、鉱物、土壌又は泥の採取、汲み上げ又は掘削行為
3. 排水路の掘削[又は]公益若しくは他の個人の利益を侵害する原因となる、組織及び個人を含む公有の河川、湖、沼若しくは湿地面積の埋め立て、修正又は改変行為
4. 水の流れ又は水路の便を妨害する建造物の建築行為
5. 水の流れの修正、水門の建設又は中規模又は小規模の排水路の掘削若しくは発掘行為

以上の禁止事項に加え、政府は水源地の保護区における植林及び森林の再生を推進する。

⁴⁰ 「経済的に」は「大切に」という意味で使用されている。

第32条 水質基準

水の担当機関が飲み水及び水源又はその他の場所に排水される使用済みの水の水質基準を定めることとする。

第 6 章 不可避の事実

第33条 不可避の事実

自然に発生する又は法律に規定される実際の状態は現実として受け入れられなければならない。

第34条 不可避の自然の事実

上流域の土地を所有する者は、通常の水の流れを堰き止め、下流域の土地を利用する者に危害を及ぼす権限を有さない。

下流域の土地を利用する者に対して、堰き止める行為がある場合には、上流域の土地の所有者は適当な補償を行う義務を負う。

下流域の土地を所有する者は上流域の土地から流れる水がその者の所有地に自然に流れ込み、その土地を自然に横断して流れることを認めなければならない。

下流域の土地を所有する者がダムによって水を堰き止め、その結果上流域の土地を所有する者に危害を及ぼす場合は、その下流域の土地の所有者は適当な補償を行う義務を負う。

第35条 不可避の法的事実

建設を行う者又はいかなる活動でもそれを行う権利を認められた者は、汚染された水、排水又は有毒の水の別を問わず、いかなる種類の水であっても他の個人、法人又は組織の土地を横断する排水管の敷設又は排水溝の掘削を行う権利を有する。但し、適当な対策を取らなければならず、その水を流す土地の所有者に危害を与えてはならない。

不可避の法的事実[に関連するいかなる義務であっても]違反行為があり、個人、法人又は組織に危害を及ぼした場合、その違反者及びその違反行為により利益を享受するすべての者は[その]危害について適当な補償を行う義務を負う。不可避の法的事実を受け入れる者は、危害を受けながら利益も享受している場合であっても、適当な補償を受けなければならない⁴¹。

第36条 水が流れる土地を所有する者又はその土地に住む者の権利

水が流れる土地又はその近隣の土地を所有する者は、本法の第35条に規定する作業⁴²を利用する権利を有する。ただし、建設費用、利用費用並びに利用する作業

⁴¹ 敷設権を行使する人が補償義務を負うことが予想されるが、本文ではその点が明らかにされていない。

⁴² 「作業」と訳しているラオス語の原文の用語は、文字通り訳すと「活動」となる。しかし、この分

部分を維持及び保護するための費用等様々な費用について資金を提供しなければならない。

第37条 水利用及び水源の管理を責務とする当局の権利及び義務

水利用及び水源の管理を担当する機関⁴³は、水の分配若しくは監視又は水質改善を目的にすることを個人、法人又は組織が所有する土地に必要な構造物を設置又は建設する権利を有する。これは、そのような土地を横断する電線又は水道管の敷設する権利を含む。但し、危害を及ぼした場合には適当な補償を行わなければならない。

第38条 紛争解決

不可避の事実が原因で生じる紛争は、行政当局による調停によって解決することとする。合意に至ることができない場合、裁判所において検討⁴⁴することとする。

第 7 章 水害の防止及び対応策

第39条 水害

水害とは、自然災害又は人為的影響が原因で生じる水による被害を言う。[例えば、]洪水、水位の上昇、鉄砲水、水中塩分、排水、泥水、水の流れの枯渇、浸食等である。

第40条 洪水の防止

行政当局は、すべてのレベルにおいて、効果的な対策を取ることによって洪水の防止及び対応策の指揮をとり、洪水の防止及び対応策に関する基本計画及び指示を適用する義務を負う。鉄砲水が発生した場合、その場所の地方行政当局は事態の收拾を行わなければならない。

洪水の防止及び対応策を実施するため、行政当局はそれぞれのレベルにおいて資材、機材及び労働力を動員し、州、個人、法人及び組織の予算を利用する権限を有する。工事の終了時、そのような資材又は機材はその所有者に返却されなければならない。そのような資材又は機材に加えられた危害については補償を行わなければならない。

個人、法人又は組織は洪水の防止又は対応について行政当局と協力する義務を負う。

第41条 浸食の防止及び対応

では、第 25 条で認められた排水管、排水溝及びその他工事を利用する権利を指すように見受けられる。

⁴³ ラオス語では、名詞は単数・複数の区別なく使用される。翻訳時には、関連当局(場合によっては複数)はまだ決まっておらず、翻訳者はこの単語を単数で訳すのか複数で訳すのか判断することができなかったため、単数扱いで訳すことにした。

⁴⁴ 「検討」には、関連当局には検討事項について決定を行うことができるという含意がある。

水を担当する機関及びすべてのレベルの行政当局は、浸食の防止及び対応についてリーダーシップを強化しなければならない。浸食の原因となる活動を行うことは禁止されている。[例えば]建設、木の伐採、石、砂利、土壌、砂[又は]鉱物の採取等である。加えて、浸食の影響を防ぐため、それらの当局は必要な場所で浸食を防止する計画を策定しなければならない。[例えば]海岸線に沿った植林及びその他の様々な対策である。

第42条 汚染水及び排水の防止⁴⁵

汚染水は、清潔でない水又は使用済みの水で、リサイクル後に再利用が可能な水と言う。廃水は、使用済みの水で、汚染物質を含み[又は]化学物質が混入していて、それによって水としての性質が損なわれ、環境に有害になっている水と言う。個人、法人又は組織は、廃水の防止に関する規制に従わなければならない。

水又は水源、環境、動物及び国民の生活水準に危害を及ぼす可能性のある活動を行うことは禁止されている。排水基準⁴⁶を超える量の[汚染物質又は廃棄物を]含む汚染水又は廃水が[発生する]⁴⁷原因となるいかなる廃棄物の投棄又は放出も禁止される。

排水水準を超える汚染水、廃水、及び廃棄物は投棄又は水源へ放出される前に、処理されなければならない。[例えば]プラント、工場、食肉処理場、病院及びその他から出る水を含む。

いかなる個人も上記の行為を発見した場合には、適時の解決のために村の行政当局又は担当機関に報告しなければならない。

第43条 監視及び検査

水を担当する機関及びその他関連の機関は、以下の施策の遵守状況及び適用状況の監視及び検査を定期的に行う義務を負う：

1. 法律及び規制に規定される水の基準、量及び質
 2. 水の種類及び利用制度に応じた適切な水及び水資源の利用
 3. 社会経済開発計画、環境開発計画、水源配分計画、マスタープラン及び水資源の開発に関連する建設計画に従った、水源開発に関連する建設事業の実行
- 他の水及び水資源に関連する法規及び規制の適用に加え、水及び水資源の保全及び開発のために基金を設立しなければならない。

第 8 章 水及び水資源の利用、管理、保全及び開発に関連する国際協力

⁴⁵ 翻訳者は、「汚染水及び廃水の防止」は不自然な表現であることを認識している。しかし、ここでは、「汚染水」及び「廃水」は「汚染水と廃水が存在する状態」と言う意味で使用されているように見受けられる。

⁴⁶ 直訳すると「汚染水又は廃水の放出の基準を超える量の汚染水又は廃水の原因となる」となる。「放出の基準」とは、汚染物質及び廃棄物の許可水準を言う。読みやすくするためにこの文の構造及び句読点を変更した。

⁴⁷ 直訳すると「原因となる」である。

第44条 国家間の水及び水資源の開発及び管理

水及び水資源の採取、利用、管理、保全及び開発は国際法及び署名した協定及び協定を遵守して行われなければならない。[例えば、]ラオス人民民主共和国及び近隣国の間の水及び水資源の利用及び保全は、公正さ、合理性、衡平性並びに独立、主権及び自治の尊重に基づいて行われなければならない。

第45条 国家間の水及び水資源をめぐる紛争解決

水及び水資源の採取、利用、管理及び保全並びに水による危害の防止に関連する紛争がラオス人民民主共和国及び近隣国の間で生じた場合、その紛争はラオス人民民主共和国政府及び当該国の政府によって、外交ルートを通じて友好及び衡平性に基づき、ラオス人民民主共和国が締結又は承認する協定の規定に従って解決されなければならない。

第9章 高い実績を挙げた者に対する政策及び違反者に対する措置⁴⁸

第46条 高い実績を挙げた者に対する政策の適用

水源、水資源及び環境の保全、開発、採取、利用及び保全において、保護された水源地域における貯水池の建設及び植林を含み、社会経済開発計画、水源配分計画[及び]環境保全・保護計画に従って、傑出した効果的な実績を挙げた個人、法人又は組織は表彰又はその他政府が定める施策を受けることとする。

第47条 違反者に対する措置

本法に違反する個人、法人又は組織は、その違反の重要度によって事例毎にラオス人民民主共和国の法規及び規制に従って再教育⁴⁹、罰金又は懲罰を受けることとする。

民事責任を問われ又は刑事処分を科された場合、[いかなる]違法の建設工事又は運営をも撤去又は破壊される。

⁴⁸ ここで「施策」とは「特権」を意味し、「措置」は「制裁」を意味する。

⁴⁹ 「再教育」は、刑法に規定する「自由の剥奪を伴わない再教育」と同義ではない。

参考資料 中国 地方レベルでの CSR 関連の「意見」の概要

常州市人民政府「常州市企業社会責任賞」（2005 年）

<http://www.czgh.org.cn/info/kxfzg/2009/0520/914.shtml>

2005 年に、常州市の労働組合総連合会は、市労働社会保障局と企業联合会とともに、「常州市企業社会責任標準」と「常州市企業社会責任標準実施意見」を制定した。同時に常州市政府は「常州市企業社会責任賞」を設立した。2009 年の時点で、1,500 社がこの仕組みに参加し、84 社が基準に達し、20 社が政府から賞を受けている。責任標準の内容に、目標として標準への参加企業数、基準の達成企業数、政府からの受賞企業数の 3 種類を設けている点、企業の自主性を重んじていること、労働組合総連合会は企業支援のために協力すること、の 4 つの特徴がある。

深圳市人民政府「企業の社会的責任の施行を促進するための意見」（2007 年 5 月）

<http://zhs.mofcom.gov.cn/aarticle/d/j/200710/20071005158391.html?1846782305=900855773>

「深圳証券交易所上場会社責任導引」サイト

http://www.google.co.jp/search?hl=ja&q=%E6%B7%B1%E5%9C%B3%E8%AF%81%E5%88%B8%E4%B8%8A%E5%B8%82%E4%BA%A4%E6%98%93%E6%89%80%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E8%B4%A3%E4%BB%BB%E6%8C%87%E5%BC%95&btnG=%E6%A4%9C%E7%B4%A2&lr=&aq=f&aqi=&aql=&oq=&gs_rfai=

深圳市人民政府は、2007 年 5 月に「更に企業の社会的責任への履行に関する意見」を発表した。これに基づき「深圳市企業社会的責任評価準則」を制定し、政府の「企業社会責任賞」を設けている。「意見」では、企業の社会的責任を法律的責任と道義的責任に分け、基本的な原則として 4 つあるとしている；理念を更新し、時代とともに進歩する；政府が率先して、社会的な参加を奨励する；法治を完備し、方法を創造する；重点を選択して、漸次に広める。企業の社会的責任に関する法的な責任の視点から、以下の内容項目が挙げられている。

1. 法の執行と監督を強化する。
2. 関連する地方法規を制定し、完備する。会社法と関連する法規、国際慣例に基づき、例えば、労働保障、労働安全と衛生、消費者の権益保護と環境保護など。
3. 企業社会責任基準化づくりを推進する。“評価準則”はその一つである挙げている内容は、OHSAS18000 職業安全衛生管理システム基準、ISO14000 環境管理システム基準。
4. 企業の社会的責任の情報開示に関するシステムを設立する。
5. 奨励制度を設ける。

奨励制度として、「企業社会責任賞」の授与と、政府の購買や発注するプロジェクトにおいて企業の社会的責任の実施を考慮するという仕組みが設けられている。金融機関に対して、企業評価、貸付、債券発行、上場などについて、社会的責任の実施を考

慮することを奨励している。その一つの具体的事例として、深圳証券交易所は、「深圳証券交易所上場会社責任導引」を制定している。

「深圳証券交易所上場会社責任導引」は総則と株主・債権者、従業員、サプライチェーン・顧客・消費者、環境保護・持続可能な発展、社会関係と公益事業、制度の建設と情報開示、附則の 8 章からなる。最後の情報開示では、社会的責任報告を年度報告と同時に開示することを求めており、報告内容について少なくとも以下の項目が含まれるものとしている。

1. 従業員保護、環境汚染、商品の質、コミュニティとの関係において社会的責任制度の制定と実施の状況
2. 社会的責任の実施が本導引に沿ったものであるかどうか、そうでない場合はその原因の究明
3. 改善措置と具体的なスケジュール

深圳市「労務工の仕事に関する労働関係の強化・改善・調和について若干の意見」(2007 年 9 月)

http://www.xixiang.gov.cn/ShowArticle4id_XX.aspx?id=101362

深圳市は経済特区の宝安区に対して、2007 年 9 月に「労務工の仕事について労働関係の強化・改善・調和に関する若干の意見」(労務工は日本の派遣社員に相当する)を発表した。その内容は以下の 8 つの項目と 32 条ならなる。

1. 指導思想と全体目標
 - 1.指導思想
 - 2.全体目標
2. 労務工の生命と財産の安全を守る。
 - 3.労務工の人身自由と安全を保護する。憲法と法律が公民に与えた人身自由などの権利を保障する。労務工の生命と財産の安全を守る。
 - 4.安全な生産環境を作る。安全生産管理ネットワークを完備する。
3. 労務工の労働権利を保障する。
 - 5.就職管理サービスの規範化を推進する。
 - 6.給料支払いの保証制度を全面的に徹底する。最低賃金を徹底的に執行する。
 - 7.職業病の発生を予防し減少する。
 - 8.社会保険のカバー範囲を拡大する。
 - 9.法律に基づき、女性と未成年従業員の権益を保護する。
 - 10.労働への監察機能を強化する。
 - 11.労働争議を迅速に、妥当に処理する。
 - 12.企業の社会的責任を強化する。
4. 労務工の文化権利を保護する。
 - 13.労務工の文化生活を豊かにする。
 - 14.文化体育施設を完備する。
5. 労務工の教育を受ける権利を保障する。

15. 仕事に従事するための適応能力を高める。
16. 思想道徳素養を高める。
17. 職業技能水準を高める。
18. 企業による訓練制度を作る。
6. 労務工の社会公共サービスを楽しむ権利を保障する。
 19. 飲食環境を改善する。
 20. 住居の環境を改善する。
 21. 医療条件を改善する。
 22. 工業区における生活条件を改善する。
 23. 子供の義務教育問題を努力して解決する。
 24. 婚姻、出産に関するサービスを提供する。
 25. 法律に関するサポートをする。
 26. 緊急援助を提供する。
7. 労務工の政治権利を保障する。
 27. 政治面において労務工の権利を保障する。
8. 長期間にわたる労務工へのサービス提供の効果システム
 28. 利益訴求のルートを開通する。
 29. 財政投入のシステムを作る。
 30. 労務工に関する業務責任を徹底させる。
 31. 和諧労働関係が帯びた社会雰囲気構築する。
 32. 組織によるリードを強化する。

浙江省人民政府「企業の社会的責任の施行を促進するための意見」（2008 年）

http://xxgk.zj.gov.cn/art/2008/4/29/art_444_60.html

<http://www.zjjmw.gov.cn/zjjmyx/2009/03/05/2009030500017.shtml>

浙江省人民政府は 2008 年 2 月に、「企業の社会的責任履行の推進に関する若干の意見」を発表した。「意見」の基本原則は 4 つある。

1. 政府が主導し、企業が主体性を発揮する
2. 業界と規模によって分類して指導する。
3. 重要な内容を明確にし、先進的な企業モデルを通じて、他の企業の実践を推進する。
4. 業界組織をはじめとする各主体の参加を奨励し、共同で社会的責任を推進する。

その重要な内容として挙げられているのは 5 つである。

1. コンプライアンス経営を重視する。
2. 従業員の権益を保障する。権益に、契約、賃金、休暇、保険、企業の民主管理制度の建設、技能訓練、安全生産などの職場環境、職業病の防治が挙げられている。
3. 消費者に優良な製品とサービスを提供する。

4. 資源の節約と環境の保護を強化する。
5. 社会の公益と慈善事業への参加を奨励する。

実施を推進するための措置として、政府部門の組織の強化、異なる業界において異なる規模の企業を選択しての推進、社会的責任の実施に関する奨励と拘束の強化、業界団体の役割を積極的に引き出すこと、メディアの役割を利用して、企業の社会的責任の実施に良い雰囲気を作ることである。

上海市人民政府「企業の社会的責任の施行を促進するための意見」（2007 年 7 月）

http://csr.pudong.gov.cn/csr_bjz_file/List/list_0.htm

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2315/node15343/userobject21ai217553.html>

2007 年 7 月に上海市人民政府は、「浦東区の企業の社会的責任の推進に関する若干の意見」を発表した。「浦東新区建立企業社会責任体系聯席會議弁公室」が設立され、その主な業務は、社会的責任の推進、社会的責任計画の制定と執行、新区の社会的責任体系の情報フォーラムの企画、企業の社会的責任の評価及び目標達成企業の支援策に関する申請対応の 4 つである。「意見」は全部で 11 条からなり、企業の社会的責任が法的責任と道義的責任を含む。評価について、信頼性のある第三者によって行われる。目標を達成した企業は、以下の支援策を受けることができる。

1. 一次的な奨励がある。
2. 科学技術発展基金の補助、貸付、技術開発のための補助などを申請する中小企業について、同等条件のもとでは優先的に考慮される。
3. 国家為替管理局上海分局の許可を得て、企業の対外直接投資をする際の外貨管理手続きを簡易にできる。
4. 新区労働保障局の許可を得て、規定期間内で労働保障監査機構の日常巡査と特別項目の検査が免除できる。
5. 新区環境保護局の許可を得て、規定期間内で日常監査を減少させることができる。連続して 3 年間にわたって達成できた企業は、規定期間内で日常監査が免除される。
6. 同等条件のもとでは、中国ブランド、上海ブランドと国家検査免除製品の申請において優先的に推薦される。
7. 検査検疫の新モデル試点企業として優先的に考慮され、その輸入輸出の貨物に対して報告検査便利通路を提供される。
8. 同等条件のもとでは、政府がその製品とサービスを優先して購入を考慮する。
9. 関税の報告、企業年度検査、各種類の認定、補助、項目の導入と賃貸などで優遇措置が提供される。

企業の社会的責任に関する情報開示のシステムも設けられ、一定の方法で実施状況を社会に発信する。

杭州市人民政府「企業の社会的責任の強化に関する意見」（2009 年）

<http://www.hangzhou.gov.cn/szx/qxzx/jkw/gzdt/T314474.shtml>

杭州市人民政府は 2009 年 10 月に「企業社会責任建設の強化に関する意見」を発表した。「意見」の基本原則では、政府がリードし、企業が主体性を発揮するとされており、労働関係、安全生産、環境保護などの問題に重点をおくこと、組合、業界団体、メディアなどの社会参加を奨励し、共同推進をしていくこととされている。主な内容は下記の 10 項目からなる。

1. 商業道徳を重んじ、法令遵守の経営を行う。
2. 財務情報の真実性、規範性を重視し、法に基づき、税を納める。
3. 製品の質を重視し、良質なサービスを提供する。
4. 環境保護に力を入れる。
5. クリーン生産、循環型経済を促進する。
6. 法律に基づき、従業員を雇用し、従業員の權益を保障する。
7. 組合組織と党組織の建設、従業員への技能訓練、労働関係の予防システムを設ける。
8. 安全生産を重視し、労働保護を強化する。
9. 職業病の防治、労働条件を改善する。
10. 慈善事業と公益事業に参加する。

以上の内容を推進するために、政府による主導、実施システムの設立、地方法規の制定、モデル企業の事例紹介、政府の各部門が共同し、メディアの力も借りるという 6 つの措置が挙げられている。その中で、「杭州市企業社会責任評価システム」や企業の社会的責任報告制度の制定がされ、「杭州市企業社会責任評価システム」に基づき、評価し、最優秀賞を設けると同時に、合格できていない企業の行動を促すこととしている。

南京市「従業員の仕事を強化し、改善し、調和の取れる関係を建設するための意見」 (2010 年)

<http://www.csrglobal.cn/detail.jsp?fid=304203>

南京市質量技術監督局は 2009 年 12 月に「企業社会的責任」の地方基準を公布した。2010 年 1 月 1 日から施行する。基準によると、企業の社会的責任は経済関係責任、社会関係責任、自然関係責任と倫理関係責任の 4 つに分けられる。具体的な指標は約 30 があって、それぞれ異なる値が与えられている。60 点未満が不合格で、60-80 点が合格で、85 点以上が優良である。基準の拘束力を強化する視点から、南京市質量技術監督局は、「紅黒リスト」の発表を通じて企業の実施状況を確認する。

「南京市企業社会責任評価細則項目」（2010 年）

評価項目 (一級指標)	評価要素 (二級指標)	評価内容	スコア
経済関係 責任	投資効果	純資産収益率は連続 3 年にわたって平均値が 8%以上に達する。	1
		純資産収益率は連続 3 年にわたって平均値が 0 より大きく、8%より小さい。	0.5
		純資産収益率は連続 3 年にわたって平均値が 0 と同じ、または小さい。	0
		主要な業務の収入の増加率は連続 3 年にわたって平均値は 5%以上である。	1
		主要な業務の収入の増加率は連続 3 年にわたって平均値は 0 より大きく、5%より小さい。	0.5
		0 と同じ、または小さい。	0
	社会支出	納税と会計について不良な記録がない。	2
		すこしの不良記録がある。	0
		法律や法規に違反する不良記録 他 2 項目	目標に達していない
	技術進歩	8 項目	
	質量管理	2 項目	
	株主へのリターン	2 項目	
	情報開示	3 項目	
社会関係 責任	労働雇用	10 項目	
	労働契約	11 項目	
	労働収入	16 項目	
	労働保険	5 項目	
	労働保護	18 項目	
	労働時間	3 項目	
	雇用増加	3 項目	
	組合組織	4 項目	
	民主管理	3 項目	
	福祉制度	3 項目	
	労務工人権保障項目	8 項目	
	社会発展	17 項目	
自然関係 責任	環境保護投入	2 項目	
	環境管理	12 項目	
	環境保護措置	11 項目	
	環境を新しくする	2 項目	
	エネルギー使用	10 項目	
倫理関係	経営倫理	5 項目	

第 2 章 援助機関等の環境社会配慮ガイドライン適用に関する基礎資料の 翻訳

(1) 国内外の動向

1) 日本の援助機関等の環境社会配慮ガイドラインの現状

日本の援助機関や開発金融機関では、旧国際協力銀行 (JBIC) が 2003 年に「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」を策定、2010 年 2 月現在では、新 JBIC、新 JICA (国際開発機構)、日本貿易保険 (NEXI) とともに、NGO や有識者等とのコンサルテーションを経た大きな見直しを経て新ガイドラインを運用、または近く運用開始を予定している。これらのガイドラインは、世界的に見ても、透明性やコンサルテーションの規定において先進的なものと評価されるが、ガイドライン実施・運用上の課題がないわけではない。

JBIC/NEXI については、モニタリング結果の公開に関して事実上公開されていない、権益取得など過去に大きな環境社会問題を引き起こした事業に関して施設の拡張を伴わなければカテゴリ C (例：ミャンマーのパイプライン事業が引き起こした人道上のすごい案件がカテゴリ C) として扱われる、原発特有の問題に関する規定がない、また JICA については、モニタリング結果の公開の規定が十分でない、海外投融資など新たに浮上しているスキームへの適用が不明である、鉱山開発や原発の周辺インフラ支援に使われる ODA (政府開発援助) に関する規定が不明であるなどの課題が NGO 等から指摘されている。

2) 援助機関・国際金融機関の環境社会配慮ガイドラインをめぐる 国際的な動向

近年、環境保全、人権擁護、貧困撲滅等といった世界的価値観の醸成を背景に、開発事業における環境社会影響の回避・緩和、地球環境問題の解決における国際金融の役割といった認識がますます高まりつつある。こうした中で、国際金融また中長期貿易保険対象のプロジェクトは、相手国にとり経済発展の基盤をなす社会経済インフラの整備に深く関係しており、環境社会配慮をどのようにこれらの事業の計画立案・実施段階で確保していくかが課題になってきている。

世界銀行、国際金融公社 (IFC)、アジア開発銀行 (ADB)、欧州復興開発銀行 (EBRD) 等に代表される国際金融機関は、1980 年代後半から、融資決定の際に環境社会面からの審査を行い、事業の環境影響評価 (EIA) 等の環境社会関連文書に基づく融資者側からの確認、住民協議や環境社会関連文書の公開、事業における環境社会影響の回避、最小化、代償措置、非自発的な住民移転への対処などを内容とする環境社会配慮政策

を策定し、強化させてきた。こうした動きは経済協力開発機構（OECD）諸国の公的輸出信用機関（ECA）や民間の銀行にも広がりを見せている。

OECD は 2003 年 12 月、ECA が支援するプロジェクトの環境社会への影響を評価・配慮するための「環境と公的輸出信用に関するコモンアプローチ」の内容について合意し、OECD 勧告として発表している。

民間の金融機関の同種のイニシアチブとしては、2003 年 6 月には、一定規模以上のすべてのプロジェクト・ファイナンスにおける環境・社会配慮に対する方針を内容とした赤道原則が採択され、2010 年 1 月現在、68 の金融機関によって採択されている。日本においては、みずほコーポレート銀行、三菱東京 UFJ 銀行及び三井住友銀行の 3 行が採択している。また、独自の環境社会配慮に関する方針・ガイドラインを採択・公表する民間銀行も増えている。

IFC は 2006 年 2 月、開発途上国向けに投融資を行う際の環境社会配慮政策を示したセーフガードポリシー（1998 年策定）を改定し、「社会・環境の持続可能性に関する IFC 政策」と 8 つのパフォーマンス基準からなる新たな政策を策定した。これは 2001 年から 5 年をかけた見直し作業の末に公表されたものである。IFC のセーフガードポリシーは、ECA の環境社会配慮基準や赤道原則などからも参照されているため、他の機関に影響を及ぼすという意味で重要である。

OECD では、2006 年に開始された 1 年の議論を経て、2007 年 6 月に「環境と公的輸出信用に関するコモンアプローチ改定版（Revised Council Recommendation on Common Approaches on the Environment and Officially Supported Export Credits）」が採択されている。改定版では、ベンチマークとする国際基準の拡大や情報公開の強化などが盛り込まれている。

EBRD では、社会面からの強化を目指して 2008 年 5 月に「環境社会政策（Environmental and Social Policy）」を策定している（施行：2008 年 10 月）。社会的側面を明確に打ち出している点、また従来から内容として類似点が多かった IFC の持続可能性政策に見習う形でより詳細な規定になっている点（例えばパフォーマンス要求 8 項目が記述される）が、改定の主な特徴といえる。

ADB では、2009 年 7 月、環境、非自発的住民移転、先住民族の 3 つの分野に分かれていたセーフガードポリシーを 1 本にまとめる形で「セーフガード政策（Safeguard

Policy Statement ; SPS))」¹を採択している。これは、他の国際金融機関のガイドラインとの整合性を図り、環境社会面で課題を抱える途上国や民間セクターの変化するニーズに対応するために策定されたもので、生物多様性の保全、地域社会の衛生と安全性、および文化的資源について新たに規定が設けられている点、ADB のセーフガード制度が求める条件と同レベルの制度およびその運営能力が借入国側にある場合には、どちらのセーフガード制度でも選べるようになった点が特徴である。

3) 経済新興国における援助機関・開発金融機関による環境社会配慮をめぐる動向

海外投融资、開発援助において中国をはじめとする新興国の台頭は目覚ましい。2005 年時点のアメリカ輸出入銀行の予測によれば、2010 年までに中国輸出入銀行は世界最大の輸出信用機関になるとされ、2010 年 1 月に開かれた全行工作会における中国輸銀の発表によれば、2009 年の融資承認額は 8,011 億元、実際の融資総額は 3,684 億元であり、それぞれ 2008 年に比べ 3,987 億元、735 億元の大幅な増加を記録、実際に世界最大の輸出信用機関となっている。

しかしながら、新興国の援助・開発金融機関における環境社会配慮のための仕組みは先進国のように整ってはいない。例えば、中国輸出入銀行が 3 億 8,700 万米ドルを融資するスーダンのメロウェ・ダム事業では、5 万人もの住民移転や河川水位の季節変動の変化や魚類の産卵場所の破壊が発生することが指摘されながらも環境影響アセスメントが実施されなかった。が、その後中国輸銀は現地へのミッションを派遣したり、不十分な内容ながら環境政策を公表したりするなど、NGO 等の外部からの批判に応えようとする動きがある。2007 年 4 月に中国輸出入銀行が発表したとされている²「環境政策」はこのような動きの一つであろう。

本制作においては、融資するプロジェクトの環境影響について、プロジェクトの実施前、実施中、実施後の 3 段階でモニタリング・管理を強化するとあるが、細かい規定までは書かれていない。

我が国の ODA 及び民間海外事業における環境社会配慮の強化を促進するに当たり、このような中国をはじめとする新興国の援助・開発金融機関による環境社会配慮についての動向を把握することは必要不可欠であるが、文献調査のみでは把握できる範囲

¹ セーフガード政策の本文及び付属書が入っている文書には、改定の背景・経緯、また新政策の実施に向けた今後の展開などについて触れている部分が別章として入っており、全体の文章が「Safeguard Policy Statement」と呼ばれているが、ここでは SPS はセーフガード政策本文を指す言葉として使用する。

² Mishelle Chan-Fishel, “Time to Go Green: Environmental Responsibility in the Chinese Banking Sector”, Bank Track, May 2007 によれば公表されたのが 2007 年 4 月だが、2010 年 2 月現在、中国輸出入銀行の WEB サイトでは同文書は見つけることはできなかった。

は限定されているため、今後、当該機関や関係者等へのヒアリングを含む調査が望まれる。

(2) 翻訳した資料の概要

以上のような最近の動向から、本調査では、最近改定・策定された下記の資料 5 件について日本語訳を行った。

(1) OECD 環境と公的輸出信用に関するコモンアプローチ改定版

OECD Revised Council Recommendation on Common Approaches on the Environment and Officially Supported Export Credits

改定年月：2007 年 6 月

策定年月：2003 年 12 月

(2) ADB セーフガード政策

ADB Safeguard Policy Statement (SPS)

改定年月：2007 年 6 月（施行 2010 年 2 月）

策定年月：2003 年

ADB セーフガード政策

ADB セーフガード政策付属書 2 セーフガード・リクワイアメント 2 非自発的移転

ADB セーフガード政策付属書 6 環境社会問題に対処するためのカントリーガードシステムの活用の強化

(3) EBRD 環境社会政策

EBRD Environmental and Social Policy

改定年月：2008 年 5 月（施行 2008 年 10 月）

策定年月：2003 年 7 月

(4) 中国輸出入銀行 環境政策

关于中国的环境保护政策／China's Environmental Protection Policy

公表年月：2007 年 4 月

以上のうち改定された OECD、ADB、EBRD の各文書について、文書からわかる範囲で主な改定のポイントを以下にまとめる。

1) OECD 環境と公的輸出信用機関に関するコモンアプローチ改定版

(1) タイトルに (THE “COMMON APPROACHES”) を追加

従来のタイトルに加え、一般的に浸透していた「コモンアプローチ」という通称が (THE “COMMON APPROACHES”) と括弧書きで追加された。

(2) 新規・既存事業向け輸出に関する評価対象および手法が明確化 (第 4~5 パラグラフ)

新規事業向け輸出および既存事業向け輸出いずれもスクリーニングの対象とする、という点においては改定後も変化がない。しかし、今回の改定では、スクリーニングの対象とする事業が第 5 パラグラフで整理、明確化された。

さらに、「引受分が 1,000 万 SDR を越え、出力や機能に本質的な変更を伴わない確認可能な既存事業に仕向けられる新本資本財・サービスの輸出」について、環境影響評価 (EIA) など潜在的な環境影響の予測でなく、既存事業のセクター、場所、その他環境情報など、現実の環境影響により環境リスクのレビューを行うこととされている。この場合、従来のようなカテゴリ分類は必須とはされない。

(3) 国際基準の適用に関する考え方が整理 (第 12~13 パラグラフ)

環境社会配慮を行う上でベンチマークとする国際基準は、世界銀行の 10 のセーフガード・ポリシーであることが明確化された。一方、2006 年 4 月に国際金融公社 (IFC) がセーフガード・ポリシーを改定しパフォーマンス・スタンダードとして施行したことに伴い、プロジェクト・ファイナンス案件についてはこのパフォーマンス・スタンダードおよびその関連する基準を適用することが明記された。

また、大型のプロジェクト・ファイナンス案件について世界の民間銀行が採択している赤道原則など新しい国際基準についても今回の改定においてその適用が整理され、適切な場合に適用することが記載された。

(4) モニタリングの情報公開 (第 17 パラグラフ)

改定版では、適切と判断される場合、事業融資者に対するモニタリングおよび関連する情報を公開するよう求めている。

(5) 情報公開の強化 (第 19 パラグラフ)

2003 年コモンアプローチでは、カテゴリ A に属する事業について、最終的なコミットメントの少なくとも 30 日前に EIA などの環境影響関連の情報を公開するよう求めているが、事業融資者により情報が公開されていれば ECA 自身はこれらの情報公開は必要ではなかった。

改定後は、何からの形で EIA などの情報が公開され、支援を検討中のプロジェクトに関する情報を ECA 自身が公開するよう明記されている。

(6) 非メンバーとの情報共有の強化（第 20 パラグラフ）

輸出信用供与を行う OECD 非加盟国ともコモンアプローチ実施による情報を共有することが求められ、コモンアプローチの認識を深めることが盛り込まれている。

(7) メンバー間の情報交換の強化（第 22 パラグラフ）

改定により、各メンバーがコモンアプローチ適用による経験や情報を定期的に交換することにより、一層の向上を図ることが盛り込まれた。

(8) 付属書 I に「大規模な非自発的住民移転」が追加

従来記載のなかった「相当な数の人が影響を受ける自発的でない住民移転を伴う事業」が最終項目（第 27 項目）に追加された。

2) ADB セーフガード政策

ADB のセーフガード政策の改定のポイントをみるために、まず、ADB 自身が行った政策評価の結果として挙げられている改善されるべき点³を ADB が作成した文書から抜粋した上で、新旧の政策を比較した。

(1) ADB 自身による改善点の指摘

環境⁴

³ 「Safeguard Policy Statement III Current Safeguard Policies and Experience」では、2006 年に行われた環境政策に関する OED による特別評価調査 (SES) で指摘された旧政策に関する改善点を中心にまとめている。なお、これらのこれらの OED による指摘がすべて必ずしもすべて新しいセーフガード政策に反映されているとは限らないことに注意が必要である。

⁴ Safeguard Policy Statement III Current Safeguard Policies and Experience 19-20 項

- ・ 「フロントエンドの融資処理と承認から結果提供へ」の努力に方向転換すること。
- ・ 環境アセスメントの政策とカントリーシステム及び手続きをよりよく統合・調整すること。
- ・ プロジェクトから能力構築へ、政策適用の焦点を拡大すること。
- ・ 持続可能な開発に徹するため、環境面及び社会面のセーフガードをよりよく統合すること。
- ・ 現地ミッションの環境面の専門知識を強化すること。
- ・ NGO にモニタリングでのより大きな役割を与えること。
- ・ 環境的に影響を受けやすいカテゴリ B プロジェクト分類の適用と、カテゴリ A プロジェクトの 120 日前公開ルールを見直すこと。
- ・ カントリーシステムを強化すること。
- ・ ADB の能力と政策要件との適切な釣り合いを確保することに特別な注意を払うことを含め、改定された環境政策の実施のための行動計画を策定すること。

非自発的移転⁵

- ・ 明確な土地権を有していない移転者（例えば不法占拠者やその他の非正規居住者）の処遇。
- ・ 適切な移転コスト、回復及び／もしくは再建、生計を対象とする移転補償の範囲。
- ・ 影響を受ける人々と移転者の明確な定義。
- ・ 影響アセスメントと移転計画や実施の DMC の能力開発。
- ・ 1995 年の非自発的移転政策と業務マニュアルとの違いを一致させ、政策の範囲が物理的及び経済的移転の両方を対象とするかどうかを明確にすること。
- ・ 移転コスト、補償、移転支援、不法占拠者の権利、土地取得手続きを含め、あいまいな主要な用語や実施方法を明確にすること。
- ・ 一連のパフォーマンス・スタンダードを伴う結果ベースの枠組みを策定すること。
- ・ 非自発的移転の業務のための明確なガイドラインや手続きを提示すること。
- ・ また、SES では政策の要件と、実施する人材資源が不釣り合いであることを指摘し、SPU では政策実施計画を含むことを勧告した。

先住民族⁶

- ・ 先住民族の文化的なアイデンティティや、彼らの先祖代々の土地や資源への権利の認識。
- ・ 影響を受ける先住民族コミュニティとその他の地域社会との間の、開発の恩恵の公平な分配。

⁵ Safeguard Policy Statement III Current Safeguard Policies and Experience 21 項

⁶ Safeguard Policy Statement III Current Safeguard Policies and Experience 23-24 項

- ・ 先住民族の生活に影響を及ぼす可能性があるプロジェクトの計画や実施における先住民族コミュニティとの意味のある、また文化的に適切な協議。
- ・ 先住民族の定義を含め、先住民族に関する政策の誤解やあいまいな部分を明確にすること。
- ・ 先住民族の問題を、移転や環境的な損失に最初に関係する先住民族にリスクを及ぼす移転計画や EMP に統合すること。
- ・ プロジェクト準備及び実施中の協議プロセスに関する要件を明確にすること。
- ・ 先住民族に関するセーフガードの適用に、能力構築のための逐次的アプローチを策定すること。
- ・ 先住民族に関するセーフガード実施のための計画を策定すること。

横断的な問題⁷

近年行われた ADB の環境面及び社会面のセーフガード実施の内部レビューにおいてもまた、パフォーマンスの向上が必要であることが強調された。プロジェクト準備及び過程に関する問題には以下が含まれる。

- ・ 協議と公開の質。
- ・ DMC の制度と能力の十分な評価。
- ・ プロジェクトサイクル中のセーフガード計画の最適な順序。
- ・ セーフガード文書の変わりやすい質。
- ・ セーフガード実施のための十分な予算配分。

また、実施の問題としては、以下が指摘された。

- ・ セーフガード要件のための予算（計画変更、補償の支払い等）。
- ・ 緩和策の実施。
- ・ セーフガード計画が、詳細な技術設計や範囲の変更に基づいて更新されることの確保。
- ・ 下請けレベルでの機関の監視の改善。
- ・ 特に現場における、ADB の監督や順守モニタリングの十分な確保。

(2) 情報公開

⁷ Safeguard Policy Statement III Current Safeguard Policies and Experience 25 項

情報公開については、現行の情報公開についての規定が盛り込まれているパブリック・コミュニケーション政策（Public Communication Policy：PCP）は、SPS の施行に伴って、2010 年現在改定プロセスにあるが、それが終了するまでの移行期間中は、現行の同政策における情報公開に関する項目は適用されず、SPS の情報公開の項目が適用されている。SPS における情報公開に関連する項目と PCP との主な変更点について ADB がまとめている文書⁸から抜粋している。

- ・ SPS では、カテゴリ A プロジェクトの環境アセスメント（EIA）ドラフト（全て）の公開は、理事会での検討 120 日前であることがマンドレートとなっている。PCP では、カテゴリ A プロジェクトの環境アセスメントの概要（SEIA）を検討の 120 日前に公開することがマンドレートであり、EIA は要求に応じて公開するとしている。
- ・ EIA の最終版もしくは更新版及び、初期環境調査（IEE）の最終版は、ADB が受け取り次第公開されることが、SPS によって求められている（PCP には規定なし）。
- ・ 環境的に影響を受けやすいと考えられるカテゴリ B プロジェクトの公開要求は、引き下げられた（新しい分類システムでは環境分類に「B-sensitive（環境的に影響を受けやすいカテゴリ B プロジェクトの意味）」が抜け落ちているため）。
- ・ 環境アセスメント及びレビューフレームワーク（EARF）のドラフトの公開は、SPS の下ではマンドレートとされている（PCP にはない）。
- ・ 借入人／顧客は影響を受ける人々に、移転計画や先住民族開発計画の完全なドラフトを公開することを求められない。SPS では、借入人／顧客はこれらの文書からの関連情報を、時宜を得た方法で、影響を受ける人々や先住民族、またその他のステークホルダーが理解可能な様式や言語で提供する、と記述されている。
- ・ カントリーセーフガードシステムの同等性と許容性評価に関する公開要求が、SPS において規定されている（PCP では対象となっていない）。
- ・ 異なった金融モダリティのセーフガードの公開要求が、改定された SPS では言及されている。また新しい OM セクション F1 にその詳細がある（PCP にはなし）。
- ・ SPS におけるセーフガード公開要求は、主導権を持つ業務と持たない業務では同等である（一方 PCP は民間セクター業務のための特別な要件がある）。

（3）協議

協議については、SPS⁹と旧環境政策における協議に関する項目¹⁰に、以下のような変更が見られる。

⁸ Public Communications Policy's (PCP) Safeguard Disclosure Requirements Superseded by the Safeguard Policy Statement (SPS) <http://www.adb.org/Disclosure/pcp-changes-2010.pdf>

⁹ SPS20 頁 54 項 協議及び参加

- ・ SPS では、借入人／顧客が意味のある協議プロセスを実施するため、ADB が協力することを表明している。一方旧政策においては、「意味のある協議」という用語は使用されておらずには、また借入人／顧客が実施する協議に関する ADB の関わり方についても言及はない¹¹。
- ・ SPS では意味のある協議の実施プロセスの詳細については、以下のように記述されている。
 - (i) プロジェクトの準備段階の早期より開始し、プロジェクトサイクルを通して継続的に実施される。
 - (ii) 影響を受ける人々が理解可能で容易にアクセスできる十分な関連情報を、時宜を得て公開する。
 - (iii) 脅迫あるいは強制のない自由な雰囲気で行われる。
 - (iv) ジェンダーの包含や反応、そして不利な状況におかれた集団や脆弱な集団のニーズに依拠している。
 - (v) 影響を受ける人々やその他のステークホルダーの全ての視点を、プロジェクトの設計や緩和策、そして開発の便益と機会の分配、そして実施問題といった意思決定に取り入れるプロセスである。
- ・ 一方、旧政策ではカテゴリ A 及び B プロジェクトでの協議が求められる。協議は「プロジェクトサイクルの可能な限り早い段階で実施」するとしており、特にカテゴリ A プロジェクトについては、EIA の現地調査の早期段階、及び EIA のドラフトが公開され、ADB のローンアプレイザルの前の時点の少なくとも 2 回の協議の実施が規定されていたが、SPS ではそのような規定はない¹²。
- ・ SPS では、ADB のプロジェクトチームの協議への参加について言及されている。

先住民族との協議について、SPS¹³と旧先住民族政策¹⁴を比較すると下記のような点が異なる。

¹⁰ Environment Policy(November 2002) c.パブリックコンサルテーション及び情報公開 63 項

¹¹ 2006 年の OM(FI)では、OP2 の General Requirement for Environmental Assessment には「meaningful public consultation の確保」という言葉があるが、定義がされていない。

¹² Appendix1 の Safeguard Requirement1 には、旧政策と同様の文言が脚注 (For environment category A projects, such consultations will necessarily include consultations at the early stage of EIA field work and when the draft EIA report is available during project preparation, and before project appraisal by ADB) に残っているが、改定によりこの要件の扱いは低くなったと考えられる。

¹³ SPS20 頁 55 項

¹⁴ Indigenous Peoples Policy(1998)

- ・ SPS では、以下のプロジェクト活動において、意味ある協議を通じ、影響を受ける先住民族コミュニティの合意を確認することとしている。影響を受ける先住民族コミュニティの合意とは、個々人そして／もしくは彼らが認める代表を通じた、影響を受ける先住民族コミュニティによる、そのようなプロジェクト活動への幅広いコミュニティの支持（broad community support）の総体的な表現を言う。
 - (i) 先住民族の文化財や知識の商業開発、
 - (ii) 伝統的あるいは慣習的な土地からの物理的な移転、
 - (iii) 先住民族のコミュニティやアイデンティティを特徴づける生計や文化、儀式もしくは精神的な利用に影響を及ぼす、利用下にある慣習的な土地内での天然資源の商業開発。
- ・ 旧政策では、政策目標の中に「（開発）イニシアチブは最大限可能な限り、先住民族の尊厳、人権、文化的固有性への経緯を含み、影響を受けるコミュニティの情報を提供した上での合意をもって、構想され、計画され、また実施されるべきである」とある。
- ・ SPS では、ADB の関わりとして、借入人／顧客の先住民族への取り組みの記録を審査し、さらに、独自の調査を通じて、影響を受ける先住民族コミュニティによってプロジェクト活動への幅広いコミュニティの支持が証明されることを確認すること、また ADB はコミュニティの幅広い支持のないプロジェクトには資金を提供しないことを明記している¹⁵。

(4)非自発的移転

SPS と 1995 年の旧非自発的移転に関する政策¹⁶を比較すると下記のような点が異なる。

- ・ SPS では、非自発的移転の対象のタイプが 3 つに定義され、それぞれのタイプに応じた対応が規定されている（(i)完全にもしくは部分的に失う土地への正式な権利を有している人々、(ii)完全にもしくは部分的に占有している土地を失う、土地の法的権利を有しないが国内法の下、土地への認識されるあるいは認識可能な資格を有する人々、(iii)法的な権利あるいは認識されるもしくは認識可能な資格のどちらも有しない、完全にもしくは部分的に占有している土地を失う人々）。
- ・ 旧政策では、非自発的移転が何をさすかについて明記されていないが、OM F2 には次のように定義されている。「7 項. 「非自発的移転」とは、ADB の業務

¹⁵旧先住民族政策においては、資金を提供しない場合についての記載は見当たらない。ただし、OM まででは確認をしていない。

¹⁶ Involuntary Resettlement(August 1995)

の結果、(i)土地及びその他の固定資産の取得によって引き起こされる、(ii)土地利用の変更、もしくは(iii)土地への制限が課せられることによって引き起こされる、永久的もしくは一時的な社会的・経済的影響を言う」。

- SPS では、補償について、借入人／顧客は、上記の非自発的移転のタイプ(i)と(ii)の人々に対して、彼らの移転前に、損失した土地や構造物には十分なそして適切な代替地か構造もしくは現金での補償を完全な再取得価格で提供し、また部分的に損害を受けた構造物には十分な補償を提供、そして適切な場合は移転支援を提供するとされている。(iii)の人々に対しては、借入人／顧客は、土地よりも、住居のような資産の損失を補償し、また完全な再取得価格で土地への他の改善を補償するとある。(iii)の人々の権利は移転支援の適性のためのカットオフデート以前に、彼らがプロジェクト地域を占有している場合にのみ与えられるとしている。
- 旧政策では、土地及び資産への補償について OM¹⁷11 項に以下のように定めている。「権利のある／認識される権利のある人々」に対しては再取得価格での現金による補償、もしくは代替地による補償、そして経済的社会的基盤を回復できるためのその他の支援をするとされている。また、「権利のない人々」については、カットオフデート前に耕作／占有していた土地への様々な移転オプションの資格があるとされている。権利のない人々のための移転支援には、これらの人々はこの権利を有しないけれども、代替地を含める場合がある。さらに、土地以外の資産については、OM 第 12 項に、再取得価格か代替の資産による補償をするとある。さらに、これらの影響を受ける人々にはプロジェクトによって影響を受ける建物の賃借者を含み、これらの人々はプロジェクト前に占有していたものに相当する賃貸建物を見つける支援を受けるべきであるとされている。OM 第 13 項には、職業、収入、生計手段を失うテナントや被雇用者を含む全ての適格性のある影響を受ける人々は、移転の損失をカバーするための資金支援は一度、また同時に社会経済再建を受け取る資格があるとされている。
- SPS では、また物理的移転及び経済的移転の両方を対象とすることを明確にし、それぞれへの対応も記載されている。

¹⁷ OM Section F2 Issued on 25 September 2006

3) EBRD 環境社会政策

EBRD の新政策である「環境社会政策」と旧政策「環境政策」を比較すると以下のとおりである。

(1) 全体構成

新政策：「環境的・社会的政策」と顧客への要件である「パフォーマンス・リクワイアメント 1-10」の 2 部構成。

旧政策：「環境政策」と「Annex1：環境面のスクリーニングカテゴリ」「Annex2：市民との協議」。

(2) 目的

新政策：社会的な側面も対象とすることが明記され、政策自体も「Environment and Social Policy」となっている。社会面には (i) 職業的な衛生や安全を含む労働基準及び労働環境、そして (ii) 公衆衛生、安全及び保障、ジェンダーの平等、先住民族や文化財への影響、非自発的移転、また基本サービスの価格の手頃さ — を包含する、としている。

旧政策：政策名称は「Environmental Policy」だが、政策は環境面だけでなく、労働者保護や文化財・非自発的移転・先住民族への影響といった、コミュニティの問題を含んでおり、労働面には職業の衛生や安全、児童労働、強制労働、差別的実務を含むことが示されている。

(3) 直接投資業務のカテゴリ分類

新政策：

カテゴリ A：提案されたプロジェクトが、容易に特定もしくは評価されない、著しく、多岐に渡る負の将来的な環境的及び／もしくは社会的影響や問題を引き起こす可能性がある場合、カテゴリ分類の時点で結論付けられ、そして PRs に沿って独立的な第三者の専門家によって様式化された参加型のアセスメントプロセスを求める場合、カテゴリ A として分類される。カテゴリ A の指標リストは政策の付属書 1 に示されている。

カテゴリ B：提案されたプロジェクトが、引き起こす可能性がある負の環境的及び／あるいは社会的影響が概して特定の場所に限定されている場合、そして／もしくは緩和策を通じて容易に特定され対処される場合はカテゴリ B として分類される。これらの影響は過去、現在もしくは将来的な活動から起き得る。デューデリジェンスの要件

は、プロジェクトによって変化する場合があります、また PR1 に沿って個別に EBRD と合意される。

カテゴリ C：提案されたプロジェクトが、負の環境的もしくは社会的影響が最小限もしくは全くない結果となりそうな場合、よってカテゴリ分類を超えて更なる環境面及び社会面のアプレイザルが必要でない場合は、カテゴリ C として分類される。

旧政策：

カテゴリ A：将来重大な環境面での不の影響を及ぼす可能性があり、スクリーニング段階では用意に特定もしくは評価できないプロジェクト。カテゴリ A プロジェクトと分類された場合、環境アセスメントが求められる。

カテゴリ B：将来的な負の環境影響がカテゴリ A のものより小さい場合プロジェクト。環境分析が求められる。

カテゴリ C：負の環境影響が最小限もしくは全くないプロジェクト。EIA も環境分析も求められない。

(4) 金融仲介業務

新政策：PR9 に金融仲介（FI）に関する詳細の要件があるため、政策そのものは簡単な概略を示すにとどまっている。

旧政策：FI に関する EBRD のデューデリジェンスについて示し、最低限の 5 つの要件を提示している。

(5) ステークホルダー・エンゲージメント

新政策：PR10 にステークホルダー・エンゲージメントに関する詳細の要件があるため、政策そのものは簡単な概略を示すにとどまっている。EBRD は、カテゴリ A プロジェクトで独自の公衆協議活動を行う可能性があることを示している。

旧政策：付属書 2「市民との協議」に情報公開や協議、パブリック・コメントなどの詳細な要件が示されている。政策自体には「情報公開とパブリック・コンサルテーション」という項目を設け、プロジェクト・スポンサーは、最低限パブリック・コンサルテーションに関する国の要件を満たさなければならず、加えて EBRD の付属書 2（Annex2）に規定されている要件を満たす必要があるとしている。

(6) モニタリング

新政策：

- ・ モニタリングは顧客と当行の双方で行われる。モニタリングの及ぶ範囲はプロジェクトの問題、影響及び順守要件、またこれらの問題や影響を十分にモニタリング及び管理するための顧客及び／あるいは地元当局の能力に応じたものとなる。各プロジェクトにおいて、当行は、適切なモニタリングツールを指定し、デューデリジェンスの結果や、行われたパブリック協議の結果に基づき、顧客と締結した法的合意の枠組みの中で、PR1 もしくは PR9 のそれぞれに沿ったモニタリングプログラムを顧客と規定する。
- ・ 適切で時宜を得た ESAP の実施と、合意された環境的及び社会的条項への順守のため、当行は資金的な関与を維持する間、継続的にプロジェクトをモニタリングし、そしてそのモニタリングの結果を顧客と共有する。モニタリングメカニズムは、特に (i) ESAP や他の環境的及び社会的要件の実施に関して、顧客によって提出される定期的な報告書（最低限、年次）のレビュー、(ii) 顧客が ESAP を実施し、環境的及び社会的条項に順守しているかどうかを判断するため、著しい社会的及び環境的問題や影響のある投資の詳細レビューを行う、当行の環境的及び社会的専門家もしくはコンサルタントによるモニタリングミッション、そして (iii) 顧客や当行に対して提出される、例えば独立専門家もしくは地元コミュニティの代表による第三者機関の定期モニタリング、を含む。
- ・ 負の社会的あるいは環境的影響を及ぼす結果となった、アプレイザルや前回のモニタリング活動以降、状況が変化している場合、EBRD はそれらに対処するために顧客のための計画を立案するため、顧客と連携する。顧客が社会的及び環境的コミットメントに沿えない場合、ESAP や他の法的文書に表現されるように、EBRD は可能な範囲で順守を達成するため、顧客によって取られる救済策に関して、顧客と合意する場合がある。顧客が順守を回復できない場合、当行は法的文書に含まれるような適切と判断する行動及び／もしくは救済策をとる場合がある。EBRD はまた、プロジェクトに関連するいかなるパフォーマンス改善の機会も見直す。

旧政策：業務は、業務チーム及び環境局によって EBRD が当該プロジェクトに関係する期間中を通じて継続的にモニターされる。EBRD は定期的な環境報告書や、その他の経過報告書のレビュー、また当行の環境面の専門家やコンサルタントによるモニタリング視察、プロジェクト・スポンサーが法的合意で規定されたような、合意したプログラム・政策・行動を実施していることを確保するための第三者機関による監査を含め、様々なモニタリングメカニズムを活用する。

(7) 評価

新政策：EBRD の環境面及び社会面のパフォーマンス及び当行が資金提供したプロジェクトの環境的及び社会的側面の評価は、当行の業務から独立しており、直接理事会に報告をする当行の評価局（Evaluation Department：EvD）によって行われる。そのような評価の出発点は、コミットメントの際各プロジェクトで設けられる環境的及び社会的な目標、そして関連する環境政策、コミットメント時の国家及びセクター戦略効果である。EvD の評価基準とプロセスは、理事会によって承認された EvD 自身の手順の中に設けられている。

旧政策：プロジェクト評価局（PED）によって、プロジェクトの環境面の評価が行われる。

（8）EBRD の公開の報告書と説明責任

新政策

- ・ EBRD は、温暖化ガスの排出に関する総計情報、EBRD が資金提供をするプロジェクトにおける環境の支出、そして EBRD のプロジェクト・ポートフォリオに付随した環境的及び社会的問題に関して集約した、制限のない情報と同様に、EBRD の内部の環境社会パフォーマンスに関連する報告を含む、活動の持続可能性年次報告書を公表する。
- ・ EBRD の投資に関する環境的及び社会的な問題は、当行のパブリック・インフォメーション政策（Public Information Policy：PIP）で求められている通り、EBRD のプロジェクト概要文書（Project Summary Documents：PSD）にプロジェクト要約される。
- ・ EBRD は、当行が資金提供したプロジェクトに関する申し立てを評価しレビューするため、独立的請願メカニズム（Independent Recourse Mechanism：IRM）を設けている。IRM は、苦情や訴えを提起する EBRD の銀行業務から独立した手段を、直接的にそして不利に影響を受ける地元の集団に与えるものである。IRM は、当行が自らの政策、特に本政策及び特定のプロジェクトに関する PIP の、プロジェクトに特化した条項に順守しているかどうかを評価する遵守調査機能、そして苦情や訴えが挙げられている問題を解決するという視点で、関係者間、主には影響を受ける集団のメンバーとプロジェクト・スポンサー、の対話を修復する目的のある問題解決機能の二つの機能を持っている。申し立てを評価するに当たり、遵守調査もしくは問題解決の取り組み、あるいはその両方への勧告が出される場合がある。もしくはどちらについてもない場合もある。

旧政策：年次環境報告書の発行。IRM はプロジェクトによって影響を受ける、もしくは受ける可能性のある人々からの申し立てを受け、EBRD の特定の政策への不順守を

判断するもの。また、IRM は EBRD がひとつかそれ以上の問題解決手段（独立した調査、調停、和解もしくは対話促進）を有効に用いたかどうかを評価する。

（9）国別及びセクター別戦略

新政策：EBRD の国別及びセクター別戦略それぞれには、EBRD の持続可能性マニフェストを反映し、また技術協力プロジェクトを含む EBRD の提案活動の環境的及び社会的意味合いや機会を記述するセクションを含む。戦略は、関係国／セクターにおける主要な環境、人権、ジェンダーの平等、そしてその他の社会的問題を要約し、必要に応じてこれらの問題を業務に取り入れるための EBRD の提案を提示する。国別戦略は、その国の環境、社会、人権に関する問題を記述するため、国の環境的及び社会的戦略や計画（例えば、国家環境行動計画、国家持続可能な開発戦略、気候変動適応戦略、EU 加盟戦略、欧州パートナーシップ及び欧州近隣国政策合意／行動計画、ILO 働きがいのある人間らしい仕事国別プログラム）、市民社会活動及び他の国際機関、特に世界銀行や EU の環境的及び社会的開発事業を参考にする。

旧政策：国別戦略、セクター別戦略に加え、戦略的環境アセスメント（SEA）と技術協力（TC）に関する項目立てがあった。SEA の定義は国連欧州経済委員会（UNECE）に沿ったものであり、環境に著しい影響を与える可能性があるセクター・国／地域計画やプログラム提案の環境影響に関して、EBRD が SEA を実施する可能性があることが記されている。TC についてはプロジェクトにおいて環境配慮を主流化するために TC プログラムを活用することが記されている。

（10）組織及び実施制度

新政策：見直し時期が 5 年ごと。

旧政策：見直し時期が 3 年ごと。

判断するもの。また、IRM は EBRD がひとつかそれ以上の問題解決手段（独立した調査、調停、和解もしくは対話促進）を有効に用いたかどうかを評価する。

（9）国別及びセクター別戦略

新政策：EBRD の国別及びセクター別戦略それぞれには、EBRD の持続可能性マニフェストを反映し、また技術協力プロジェクトを含む EBRD の提案活動の環境的及び社会的意味合いや機会を記述するセクションを含む。戦略は、関係国／セクターにおける主要な環境、人権、ジェンダーの平等、そしてその他の社会的問題を要約し、必要に応じてこれらの問題を業務に取り入れるための EBRD の提案を提示する。国別戦略は、その国の環境、社会、人権に関する問題を記述するため、国の環境的及び社会的戦略や計画（例えば、国家環境行動計画、国家持続可能な開発戦略、気候変動適応戦略、EU 加盟戦略、欧州パートナーシップ及び欧州近隣国政策合意／行動計画、ILO 働きがいのある人間らしい仕事国別プログラム）、市民社会活動及び他の国際機関、特に世界銀行や EU の環境的及び社会的開発事業を参考にする。

旧政策：国別戦略、セクター別戦略に加え、戦略的環境アセスメント（SEA）と技術協力（TC）に関する項目立てがあった。SEA の定義は国連欧州経済委員会（UNECE）に沿ったものであり、環境に著しい影響を与える可能性があるセクター・国／地域計画やプログラム提案の環境影響に関して、EBRD が SEA を実施する可能性があることが記されている。TC についてはプロジェクトにおいて環境配慮を主流化するために TC プログラムを活用することが記されている。

（10）組織及び実施制度

新政策：見直し時期が 5 年ごと。

旧政策：見直し時期が 3 年ごと。

翻訳資料 2 - 1

OECD 環境と公的輸出信用に関するコモンアプローチ改定版

2007年6月12日

経済開発協力機構貿易農業総局貿易委員会

輸出信用・信用保証に関する作業部会

理事会は、

1960年12月14日に締結された経済協力開発機構条約、特に当該条約第5条(b)を考慮に入れ、

1999年にOECD閣僚理事会から2001年末までに環境と公的輸出信用に関する共通アプローチを強化する旨の委任を受けたことを考慮に入れ、2000年、OECD閣僚理事会において当該共通アプローチの進捗が歓迎された際に、当該委任が更新されたことに留意し、

2001年、OECD閣僚理事会において、輸出信用政策は持続可能な開発に積極的に寄与できるものであり、この目的と整合的であるべきことが認識されたことに留意し、

現在の勧告は、2003年環境と公的輸出信用に関する共通アプローチのOECD勧告(C(2003)236, as amended by Council in C(2004)213)、2001年環境と公的輸出信用に関する共通アプローチのOECD勧告(TD/ECG(2000)11/REV6)、OECD 輸出信用・信用保証部会(ECG)作業部会において採択された環境行動主旨書(the 1998 Statement of Intent on Environment and the Action Statement)、2000年2月に同部会において採択された行動声明および2000年に同部会において採択された作業計画を実施したメンバーの経験に基づいていること、さらに1999年に採択された大規模事業の環境情報交換に関するECG合意を補完していることに留意し、

メンバー各国の輸出信用機関(ECA)を通じての公的輸出信用の提供手段はメンバー間で異なっており、ECAの主たる役割は競争的環境における貿易促進である一方、多国間開発銀行および開発機関は主として開発援助に焦点を当てていることを認識し、

公的事業に関して、事業融資者、輸出者、金融機関およびECAは、個別または共同で、異なる役割、責任および影響力を有していることに留意し、

買入国が事業に関する意思決定を同国の法律の枠内で行なう権利を認識し、

メンバーが公的輸出信用を提供するという決定を行なう際、特に影響を及ぼしやすいセクターと影響を受けやすい地域においては、事業の環境への正および負の影響を検討する責任があることを認識し、

輸出信用・信用保証部会の提案に基づき：

メンバーが、公的輸出信用の決定前に、事業および特定事業に仕向けられる資本財およびサービスの輸出（以下「事業」という）の環境影響を特定し、評価するため、以下の共通アプローチを適用することを勧告する。

I. 一般原則

i) 範囲

1. 本勧告は、事業に対する償還期間 2 年以上の公的輸出信用に適用される。

ii) 目的

2. 本勧告の一般的な目的は以下のとおりである：

- ・ 公的輸出信用政策と、関連する国際協定・条約を含む環境保護政策との間の一貫性を促進し、もって持続可能な開発に寄与すること。
- ・ 貿易の歪みの潜在可能性を削減するという観点からメンバーが講じる手段を同等とし、公的輸出信用の供与を受ける事業の環境レビューに関する共通の手続きおよびプロセスを構築すること。
- ・ 環境のグッド・プラクティスおよび公的輸出信用の供与を受ける事業に対する首尾一貫した手続きを、高水準の環境保護を達成するという観点から、促進すること。
- ・ 申請者および ECA が負う事務負担が、本勧告の環境保護の目的と釣り合うことを確保することにより、公的サポートの手続きの効率を高めること。
- ・ 公的輸出信用に対する平等な競争条件を促進し、メンバー以外も含めて本勧告の採用による利益について認識と理解を高めること。

3. これらの目的を達成するために、メンバーは以下を実施することに努めるものとする：

- ・ 法規定、商業上の機密およびその他の競争に関わる事項にも十分配慮しつつ、関連する環境情報の公開を奨励することにより、意思決定における透明性、予測可能性および責任を高めること。
- ・ 事業による環境への負の影響および事業に関連する環境面のリスクの回避および緩和を促し、事業による利益を考慮すること。
- ・ 事業の環境側面を考慮に入れ、金融リスク評価を強化すること。
- ・ 本勧告の採用による経験を多く蓄積すること。

II. 事業のスクリーニングおよび分類

4. メンバーは、本勧告が対象とするすべての公的輸出信用案件をスクリーニングするものとする。申請者(輸出者および貸出人)並びに事業実施者などの事業関係者は、このスクリーニングを行うために必要なすべての情報を提供しなければならない。このスクリーニングは、リスク評価のできるだけ早い段階で行われなければならない。
5. スクリーニングでは以下を明らかにするものとする：
 - 5.1. メンバーの引受分が 1 千万 SDR を超え、出力や機能に本質的な変更を伴わない確認可能な既存事業に仕向けられる資本財・サービスの輸出に対する採用。その場合、カテゴリ分類は必ずしも必要とされないが、ファイナルコミットメントの前に、環境リスクのレビューを行うものとする。このレビューを行う際、メンバーは決定前に事業のセクター、場所、その他環境影響に関連する入手可能な情報について考慮するものとする。カテゴリ分類されない場合は、本勧告第 III - V 項の対象とはならない。
 - 5.2. 位置が明らかな場所において行われる新規商業インフラ向けあるいは上記 5.1 の対象外である既存事業（以下、「事業」とする）に仕向けられる資本財・サービスの輸出に対する採用。メンバーは自らの引受分が 1 千万 SDR を超えるすべての事業、および 1 千万 SDR に満たない事業であってかつ影響を受けやすい地域におけるすべての事業を分類するものとする。
6. メンバーは、潜在的な環境影響に応じて、事業を以下のカテゴリに分類するものとする：
 - ・ カテゴリ A：著しい環境への負の影響を生じる可能性を有する事業はカテゴリ A に分類される。この影響は物理的に事業が実施される場所または施設の領域

を超えた範囲におよび得る。カテゴリ A は、原則として、影響を及ぼしやすいセクターの事業または影響を受けやすい地域に立地・近接する事業を含む。影響を及ぼしやすいセクターおよび影響を受けやすい地域の例示は、附属書 I として添付されている。

- ・カテゴリ B：カテゴリ A に属する事業と比較して、環境への負の影響が小さい事業はカテゴリ B に分類される。典型的には、この影響はその場所のみにしか及ばず、仮に不可逆的影響があったとしてもそれは少なく、緩和措置でより容易に対応できるものである。
 - ・カテゴリ C：環境への負の影響が最小限かまたは全くないと考えられる事業はカテゴリ C に分類される。
7. メンバーは本勧告第22パラグラフに従い、事業に関する報告とレビューにより、分類のための統合的なアプローチを確保するよう努めるものとする。

III. 環境レビュー

8. 環境レビューを実施する際、メンバーは、事業の適切な関係者に対して、事業が有する潜在的な環境影響に関して必要とされる環境情報の種類を示さなければならない。適切な場合、この情報の種類には環境影響評価(EIA)の必要性も含まれる。申請者はメンバーの要求を満たすような適切な情報を提供する責任を有する。提供される情報には以下が含まれるべきである：
- ・潜在的な環境影響（例えば、大量の排気、排水、廃棄物または騒音の発生、大量の天然資源の使用、非自発的住民移転、先住民族および文化財への影響）。
 - ・事業関係者がその事業に適用しようとしている環境基準、慣行および手続き
 - ・ステークホルダーとの間の事業に関する公開協議の結果
9. カテゴリ A に属する事業については、メンバーは EIA 報告書を求めるべきである。申請者は、当該 EIA を事業の関連する側面を対象とするその他の調査報告書や報告書、行動計画とともに提出する責任を有する。EIA は附属書 II に明記されている事項に取り組むものとする；ただしそのレビューは同じ関係者によって行われてはならない。
10. カテゴリ B に属する事業に対して行われる環境レビューの範囲は、事業ごとに異なり得る。当該環境レビューは、環境への負の影響の回避、最小化、緩和または

代償、さらに環境改善のための措置を含む事業が有する潜在的な正および負の環境影響を確認すべきである。

11. カテゴリ C に属する事業に対しては、スクリーニングおよびカテゴリ分類より先の行為は必要とされない。
12. レビューを実施する際は：

すべての事業について、メンバーは事業実施国の基準および適切な場合、関連する世界銀行の 10 のセーフガードポリシーをベンチマークとするものとする。

- ・民間セクターもしくは非償還請求プロジェクトファイナンス案件について、8 つの国際金融公社（IFC）のパフォーマンススタンダードの関連する基準を適用する、もしくは
- ・上記機関が事業に融資している場合は、地域開発銀行の関連する基準を適用する、もしくは
- ・上記の関連基準よりも厳しい、欧州共同体の基準など国際的に認められている関連基準を適用する。

さらに、メンバーは世界銀行グループが対処しない、国際的に認められているセクター特有もしくはテーマ固有の関連基準を事業のベンチマークとすることもできる。

13. いかなる場合においても、事業は実施国の基準を遵守すべきである。さらに、当該事業において採用した関連する国際基準が事業実施国の基準よりも厳しい場合、国際的基準を採用することが望まれる。しかし例外として、メンバーは国際基準よりも緩い基準を適用することもできる、ただしその場合、メンバーは第22パラグラフに従い、適用した基準を報告し、その正当性を述べなければならない。
14. ECG会合によりこれと相反する決定がなされない限り、第12パラグラフに明記された機関により適用されている国際的な環境基準は、本勧告の採択時点におけるものを適用するものとする。

IV. 評価、決定およびモニタリング

15. メンバーは以下を行うべきである：

- ・スクリーニングおよび環境レビューの結果得られた情報を評価し、更なる情報

を求めるべきか、公的支援を供与するか否かを決定するものとする；

- ・仮に公的支援を供与する場合、最終的なコミットメントに先立ちまたはその後に、回避及び/または緩和措置、特約条項、モニタリング実施などの条件を事業に付けるべきかを決定するものとする。
16. 条件の遵守を付した公的支援が供与される際、メンバーは、適切な場合、分類に関わらず、公的支援の条件の遵守を確保するため、事業の実施状況をモニタリングするための手続きを確保するべきである。申請者による公的支援の供与条件への不遵守があった場合、メンバーは、公的支援の契約の規定に従い、遵守を回復するために適切と思われる何らかの行動をとるべきである。
 17. 適切な場合、メンバーは事業融資者に対し、モニタリングの報告および関連する情報を公開するよう求めるものとする。

V. 情報交換および情報公開

18. メンバーは、自国内 ECA の環境政策に関する声明／原則および手続上のガイダンスを公開すべきである。
19. メンバーは、メンバー間の競争環境および商業上の機密に伴う制約に配慮しつつ、以下を行うべきである：

適切な場合、事業の環境レビューに対する共通の立場を確立することに努めるとの観点から、情報共有を行うとともに、メンバーが採用した環境基準に関して、協調融資または競争的状況にある他のメンバーからの求めに対して、適切なタイミングで回答を行うこと。

カテゴリ A に属する事業については：

- ・レビューの段階およびファイナルコミットメントの少なくとも 30 日前に、事業の名称、場所、事業の詳細、分かり得る追加的情報について公開するものとする。
- ・環境影響に関する情報（例えば、EIA 報告書やそのサマリー）を、公的支援の供与の最終的なコミットメントの前の少なくとも 30 日前に公開することに努める。
- ・例外的な事由により、環境影響に関する情報を公開できない場合、メンバーは、第 22 パラグラフに従いその状況を説明し、報告するものとする。

各メンバーにおける情報公開に関する国内法の規定に従い、環境情報を含むカテゴリ A および B に分類された事業に関する情報を少なくとも毎年公開すること。

20. ECG 会合は以下を行わなければならない：

- ・本勧告の運用に関し、適切な市民社会団体と定期的な意見交換を行うこと。
- ・本勧告の実施による情報および経験をメンバー以外と共有し、本勧告を適用したことによる利益に関する認識と理解を高めること。
- ・本勧告の第 22 パラグラフに従い、商業上の機密に十分配慮しつつ、メンバーから提供される報告に基づく包括的な情報を毎年公開すること。

VI. 本勧告に関する報告とモニタリング

21. メンバーは以下を行わなければならない：

- ・適切な措置及びメカニズムにより、本勧告に沿ったメンバーの政策および手続きの遵守を確保すること。
- ・一定期間経過後、国レベルで、本勧告の経験をモニタリングし、評価すること。また、本勧告の第 12 パラグラフにおいて言及された環境レビューを受けた事業に適用された基準を含めた経験を他のメンバーと共有すること。
- ・国レベルで、事業の環境影響に取り組む手続きを、継続的に促進し、改善すること。また、この目的達成のため、自国内の ECA に適切な資源配分を奨励すること。

22. メンバーは以下を行わなければならない：

- ・ ECG 会合に対して、それぞれ附属書Ⅲに従い、最終的なコミットメントが行われた事業のうち、カテゴリ A および B に分類されたすべての事業を、分類の根拠を含め、継続的もしくは少なくとも半年ごとに報告しなければならない。
- ・共通の経験の向上およびレベルプレイングフィールドの促進を目的とし、情報を定期的に交換することにより、本勧告の適用に関する経験を構築する。この作業は以下のような例に基づいて行われる：
- ・ 附属書Ⅲに従い、分類の根拠を含めた事業実施後の報告

- ・ 上記第 5.1 パラグラフに明記される現行の事業に仕向けられた資本財およびサービスの輸出における経験
 - ・ プロジェクトの環境アセスメントもしくは現行の事業での問題または進展
23. OECD 事務局は、メンバーが提出した年間報告の編集を通じて、本勧告の実施に関するモニタリングを行い、ECG 会合に対して半年ごとに報告を行わなければならない。
24. ECG 会合は、本勧告の経験に基づき、本勧告のすべての項目の見直しを、遅くとも 2010 年末までに行い、理事会に報告しなければならない。

附属書 I カテゴリ A 事業の例示的一覧

以下のリストはカテゴリ A に分類されるであろう新規及び拡大事業の種類の例を挙げた例示的一覧である。

1. 原油油精製所（ただし、原油から潤滑油のみを製造する事業は除く）および日量 500 トン以上の石炭もしくは瀝青頁岩のガス化・液化施設。
2. 火力発電所、出力 300 メガワット以上の燃焼施設、原子力発電所およびその他の原子炉。それらの解体または廃炉を含む（連続熱負荷が最高 1 キロワットを超えない核分裂性物質および核分裂性アイソトープ転換可能物質の生産・転換研究施設は除く）。
3. 核燃料の生産・濃縮、使用済核燃料の再処理・貯蔵・最終処分または放射性廃棄物の貯蔵、処分、処理のための施設。
4. 鋳鉄および鉄鋼を初期溶解する一連の施設。たとえば、溶鋳炉または直接還元により初期鋼鉄を生産するための施設；金属的、化学的または電気的処理により鋳石、濃縮・二次原材料から非鉄金属を生産する施設。
5. アスベスト抽出設備、アスベストおよびアスベスト含有物質の処理・変換設備。完成品ベースで年間 20,000 トンを超えるアスベスト・セメント生産設備。完成品ベースで年間 50 トンを超える摩擦材生産整備。その他、年間 200 トンを超えるアスベスト使用設備。
6. 総合化学設備。例えば、化学反応プロセスを用いて、産業規模の物質を製造する

設備。幾つかのユニットは並列および機能的に他のユニットと連結しており、基礎的な有機物質、基礎的な無機物質、リン・窒素・カリウムベースの肥料(単一もしくは合成の肥料)、基礎的な植物の成長促進物質・殺虫剤、化学的もしくは生物学的な処理を用いた基礎的な薬品または爆発物を生産するもの。

7. 自動車道路、高速道路、長距離鉄道および 2,100 メートル以上の滑走路を有する空港の建設。4 車線以上の新たな道路の建設、もしくは既存の道路を 4 車線以上にするための道路の再調整・拡張。この新規または再調整・拡張は、対象となる道路が連続して 10 キロメートル以上の場合に限る。
8. ガス、石油および化学物質の大規模輸送のためのパイプライン、ターミナルおよび関連施設。
9. 海港、内陸水路および 1,350 トンを超える船が通行可能な内陸水路港。貿易港、陸と外港を結ぶ荷揚・荷下のための栈橋であって、1,350 トンを超える船が通行可能なもの(ただし、フェリー用栈橋を除く。)
10. 有害・有毒・危険廃棄物の焼却、化学処理または埋立のための汚物処理・処分施設。
11. 大規模ダムおよびその他の貯水池。水を制御するためまたは貯水を目的としたもの。
12. 年間 1,000 万立方メートル以上の地下水のくみ上げもしくは人工的に地下水に水を注入する活動。
13. 1 日に 200 トンを超える生産能力を有する、木材またはこれに類似した繊維物質からパルプ、紙およびボードを製造する産業プラント。
14. 泥炭抽出、採石・露天掘採石および鉱石・石炭の処理。
15. 商業目的のための石油および天然ガスの抽出。
16. 20 万トン以上の貯蔵能力を有する石油、石油化学または化学製品の貯蔵設備。
17. 大規模な伐採。
18. 処理人口 15 万人分を超える能力を有する都市污水处理施設。
19. 都市固形廃棄物処理施設

20. 大規模観光・小売事業開発。
21. 架空送電線の建設。
22. 大規模な埋め立て
23. 自然生態系の増強あるいは転換を伴う大規模な一次農業/造林
24. 皮なめし設備。一日 12 トンを超える処理能力を有するもの。
25. 40,000 匹を超える家畜、2,000 匹を超える豚(30 キログラムを超える)または 750 匹を超える雌豚を飼育する施設。
26. 影響を受けやすい地域で実施が計画される事業もしくは影響を受けやすい地域に認識しうる影響を与える可能性のある事業。この影響を受けやすい地域は、国立公園、国内・国際法により特定された保護区、および湿地、非常に多様な生物が生息する森林、考古学的・文化的価値を有する地域、先住民族または他の脆弱な集団にとって重要な地域などの国際的・国内的・地域的に重要なその他の影響を受けやすい地域を含む。
27. 相当な数の人が影響を受ける自発的でない住民移転を伴う事業。

附属書 II 環境影響評価報告書

EIA 報告書の範囲及び詳細さのレベルは、その事業が与え得る影響に応じて決まるべきものである。EIA 報告書には以下の項目が含まれるべきである（順不同）：

1. 概要：重要な結果と推奨される行動について、簡潔に記述する。
2. 政策的、法的、及び行政的枠組み：EIA 報告書が実施される際の政策的、法的、及び行政的枠組みを述べる。
3. 案件の記述：提出案件、及びその地理的、生態学的、社会的、時間的背景を記述する。事業サイト外で必要となり得る投資（例：専用パイプライン、アクセス道路、発電所、給水設備、住宅、原材料及び製品保管施設等）についての記述も含まれる。住民移転計画または社会開発計画の必要性を明らかにする。通常、事業の地域と事業が与える影響範囲を示す地図を含む。

4. ベースライン情報：調査地域の特性を評価し、関連する物理的、生物学的、また社会経済的条件を記述する。事業が開始する前から予期されている変化も記述に含む。また事業地域内での、しかし事業とは直接関係のない、現在進行中及び提案中の開発行為も考慮に入れる。ここで与えられる情報は事業の立地、設計、運営、及び緩和策に関する決定に関わるものであるべきである。数値の正確さ、信頼度及び情報源についても、この節に記される。
5. 環境影響：事業が与え得る正及び負の影響を、可能な範囲で定量的に予測・評価する。緩和策及び緩和不可能な負の環境影響全てを特定する。環境を向上させる機会を探る。入手可能な情報の範囲並びにその質、重要な情報の欠落及び予測値に伴う不確実性を認知、評価する。また、更なる配慮を要としない事項を特定する。
6. 代替案分析：事業の立地、技術、設計、運営についての有効な代替案（「事業を実施しない」案を含む）を、それぞれの代替案が環境に与え得る影響、その影響の緩和可能性、初期及び経常経費、地域状況への適合性、及び必要となる制度整備・研修・モニタリングの観点から、系統的に比較する。それぞれの代替案について、環境影響を可能な範囲で定量化し、可能な場合は経済評価を付す。特定の事業設計案を選択する根拠を明記し、望ましい排出レベル及び汚染防止・削減策の正当性を示す。
7. 環境管理計画：建設・操業期間中に負の影響を回避、補正、許容レベルまで削減するための緩和策、モニタリング及び制度の強化を扱う。
8. 協議：協議会の記録。影響を受ける人々、地元の非政府組織（NGOs）、および規制当局が情報を与えられた上で有するに至った意見を聴取するために行われた協議の記録も含む。

付属書Ⅲ

カテゴリ A およびカテゴリ B 案件に関する報告書式

1. 事業情報
 - i) 事業名
 - ii) 事業実施国
 - iii) 事業部門
 - iv) プロジェクトファイナンス
 - v) 公的融資額（SDR）

vi) 資本財・サービスおよび予定されている事業の概要

2. その他の ECA 会合との協力

i) 関連する他の ECA 会合

ii) 関連する他の ECA 会合が存在する場合は、それぞれの名称および役割を明記する

3. 分類

i) 事業のカテゴリ

ii) 事業タイプを含む、分類の根拠

4. レビューが行われた環境情報の種類

i) 環境影響評価 (EIA)

ii) EIA が実施されない場合は、レビューが行われた環境情報の種類及び情報源を明記する

5. 適用された環境基準/指標

i) 事業実施国の基準の遵守

ii) 事業が基準にした国際基準

- ・世界銀行のセーフガードポリシー
- ・IFC のパフォーマンススタンダード
- ・地域開発銀行 (いずれの銀行か明記すること)
- ・欧州連合の基準
- ・上記の基準よりも厳しいその他の国際的に認められた基準 (具体的に記載)
- ・世界銀行グループが扱わないその他の国際的に認められたセクター特有またはテーマ固有の基準

iii) 事業が基準としているものが国際基準より緩いものであれば、適用した基準を明記すること

6. レビューを行った環境情報の評価

- i) 配慮した主な環境要因
- ii) 評価の結果
- iii) 環境条件を追加して融資が行われた場合、その条件を明記すること

7. 情報公開（カテゴリ A 案件のみ）

- i) 事業及び環境影響に関する情報の事前の公開
- ii) 当該情報がない場合、理由を明記する

8. 追加情報

- i) コミットメントの日付（任意）
- ii) Form 1C 番号（ある場合）
- iii) 本勧告の実施に関する経験構築のための意見

翻訳資料 2 - 2

ADB セーフガード政策

A. ADB の確約と政策の原則に関する主要な声明

42. ADB は環境的及び社会的な持続可能性が、アジア太平洋地域の経済成長と貧困削減の機軸であることを確信している。よって、ADB の長期戦略 2020 (Strategy 2020) においては、環境的に持続可能で包括的な経済成長を達成するよう開発途上加盟国 (DMC ; Developing Members Country) を支援することを強調している。さらに、ADB は、当行が支援するプロジェクトの社会的及び環境的な持続可能性を確保することを表明する。このような文脈において、セーフガード政策 (SPS : Safeguard Policy Statement) の目標はプロジェクトの潜在的な負の影響から環境や人々を保護することによって、プロジェクト結果の持続可能性を推進することとする。
43. ADB のセーフガードの目的は：
- (i) 可能な場合は、環境や影響を受ける人々へのプロジェクトの負の影響を回避すること。
 - (ii) 回避ができない場合は、環境や影響を受ける人々へのプロジェクトの負の影響を最小化、緩和及び／もしくは補償すること。
 - (iii) 借入人／顧客が、自らのセーフガードのシステムを強化し、環境面及び社会面のリスクを管理する能力を育成する支援を行うこと。
44. ADB はセーフガードとその実施の目標を忠実に守る。ADB は、自行のプロジェクトサイクルを通じて、SPS に具体化された原則と要件に従ってデューデリジェンス、審査、モニタリング、監督を行う責任を負う。社会面及び環境面のセーフガードに従うことによって、ADB は自行の活動や意思決定における予測可能性、透明性及び説明責任を高め、借入人／顧客が社会的及び環境的な影響やリスクを管理する支援をし、投資の長期的な持続可能性を推奨する。この確約を現場での結果へと移行することは、当行と借入人／顧客による共有の、しかし分化された努力によるものである。
45. ADB の SPS は三つの重要セーフガード分野における政策の目的、範囲、誘因、原則を設定している。
- (i) 環境に関するセーフガード
 - (ii) 非自発的移転に関するセーフガード、そして

(iii) 先住民族に関するセーフガード

46. 政策の目標と政策の原則の実施を達成するために、ADB は以下のサブセクション (B. 政策実施プロセス) に記述されている活動を実行する。借入人／顧客やプロジェクトが望みどおりの結果を達成するのを支援するために、ADB は、借入人／顧客が環境的及び社会的影響やリスクに対処するために満たすよう要求される一連の具体的なセーフガード・リクワイアメントを採択する。ADB のスタッフは、デューデリジェンス、審査、監督を通じて、借入人／顧客がプロジェクトの準備や実施中にこれらの要件に従うことを確保する。これらのセーフガード・リクワイアメントは以下の通りである。
- (i) セーフガード・リクワイアメント 1：環境（付属書 1）
 - (ii) セーフガード・リクワイアメント 2：非自発的移転（付属書 2）
 - (iii) セーフガード・リクワイアメント 3：先住民族（付属書 3）
 - (iv) セーフガード・リクワイアメント 4：異なる金融モダリティの特別要件（付属書 4）
47. ADB は、セーフガード政策もしくは国際法のもと義務となっているホスト国が国際法の下で実施すべき法律を含む、ホスト国の社会面及び環境面の法律や規則に遵守しないプロジェクトに資金を提供しない。さらに、ADB は禁止すべき投資活動リスト（付属書 5）にある活動に資金を提供しない。
48. セーフガード政策は、貸付によって資金提供される投資プロジェクト、及び／もしくは譲与、及び／もしくは資本や保証のような他の手段を含め、資金源に関わらず、ADB が資金提供を行う全てのプロジェクト、また／もしくは ADB が管理的主権を持つ、また持たないプロジェクト、そしてそれらのコンポーネントに適用する。（これ以降広くプロジェクトと呼ぶ）

1. 環境に関するセーフガード

目標：プロジェクトの環境的な健全性と持続可能性を確保し、環境配慮をプロジェクトの意思決定に組み入れる支援をすること。

範囲と誘因：環境に関するセーフガードは、プロジェクトが環境面でのリスクや影響の可能性がある場合に作動する。

政策の原則：

1. 提案プロジェクトそれぞれについて、潜在的な影響やリスクの大きさに応じた適切な調査が行われるよう、環境アセスメントの適切な範囲やタイプを判断するため可能な限り早い段階でスクリーニングプロセスを行う。
2. 影響を受けるプロジェクト地域に関連する物理的、生物的、社会経済的（環境媒体、安全衛生、脆弱な集団及びジェンダーに関する問題を通じた生活への影響を含む）、そして物理的文化財への潜在する直接的、間接的、累積的、誘発影響やリスクを特定するために、各提案プロジェクトの環境アセスメントを行う。気候変動を含めた、越境する、または地球規模の影響の可能性を評価する。必要に応じて、戦略的環境アセスメントを活用する。
3. プロジェクトの場所、設計、技術、またコンポーネントの代替案、そして環境的及び社会的な影響を審査し、また提案された特定の代替案の選択の論拠を記録する。またプロジェクトを行わない場合の選択肢も検討する。
4. 負の影響を避け、避けられない場合はそのような影響を最小化、緩和また／あるいはオフセットし、環境計画及び管理の手段によって正の影響を高める。緩和策の提案、環境モニタリングと報告の要件、関係する機関や組織との取り決め、能力開発、訓練策、実施スケジュール、費用の見積もり、そして実施指標の提案を含めた環境管理計画（environmental management plan: EMP）を策定する。EMP 策定のための重要な検討事項は、潜在的な負の影響を第三者に著しい危険を及ぼさないレベルにする緩和及び汚染者負担の原則を含むものとする。
5. 影響を受ける人々と意味のある協議を行い、情報を提供した上での参加を促進する。協議への女性の参加を確保する。影響を受ける人々や関心を持つ非政府組織を含むステークホルダーをプロジェクトの準備プロセスの早期から参加させ、意思決定者らが彼らの視点や懸念を知り、理解し、考慮する。環境アセスメントに関連する問題に対処するため、必要に応じ、プロジェクト実施を通してステークホルダーとの協議を継続する。苦情処理の仕組みを設け、プロジェクトの環境面の実施に関して、影響を受ける人々の抱える懸念や苦情を受け付け、解決を図る。
6. プロジェクトのアプレイザル前に環境アセスメントのドラフト（EMP を含む）を迅速に、影響を受ける人々や他のステークホルダーが入手可能な場所において、また理解できる言語や形式で公開する。環境アセスメントの完成

版あるいは、あれば更新したものを、影響を受ける人々や他のステークホルダーに公開する。

7. EMP を実行し、その効果を監視する。是正処置の進行や実施を含めたモニタリング結果を記録し、報告書を公開する。
8. 重要な生息地 (critical habitats) でのプロジェクト活動は、(i) 重要な生息地が機能するための能力を損なうような無視できないほどの負の影響がない場合、(ii) 絶滅の危機にある、あるいは絶滅寸前にあると認識されている種の生息数を減少させない場合、(iii) より少ない影響が緩和される場合、を除いて行わない。プロジェクトが法的な保護地域内に位置する場合、その保護地域の保全の狙いを推進し高める追加的なプログラムを実施する。自然の生息地域内では、(i) 可能な代替案がない場合、(ii) プロジェクトの総合的な便益が環境コストを上回る場合、(iii) いかなる転換や劣化も適切に緩和される場合、を除いて著しい転換や劣化を引き起こすべきでない。再生可能な自然資源の利用、開発、管理のために予防の原則を活用する。
9. 例えば世界銀行グループの環境・衛生・安全ガイドラインのような国際的に認められている基準を反映した国際的なグッドプラクティスに合致する汚染防止及び抑制技術やプラクティスを用いる。よりクリーンな生産プロセス、またエネルギー効率の良いプラクティスを適用する。汚染を避け、もしくは避けられない場合は、製造、移送、操作、貯蔵からの温室効果ガスの排出、廃棄物の発生あるいは危険物質の放出の度合いや量を最小化するか抑制する。国際的に禁止あるいは段階的廃止の対象となっている危険物質の利用を避ける。総合的な害虫管理アプローチに基づき、農薬を購入、使用、管理し、合成化学農薬の利用を減らす。
10. 労働者に安全で衛生的な労働環境を提供し、事故、怪我、疾病を防ぐ。地元コミュニティの衛生と安全への負の影響とリスクを回避するための予防的及び緊急時準備・対応策を策定する。回避できない場合は最小化する。
11. 環境アセスメント中に、資質と経験のある専門家を雇用した実施調査を行うことにより、自然文化財を保護し、破壊や損失を避ける。プロジェクト実施中に発見される可能性のある物質のために事前に承認された管理保全アプローチを含む「チャンスファインド」の手順の活用を提供する。

2. 非自発的移転に関するセーフガード

目標：可能な場合は非自発的移転を回避すること。プロジェクトや設計の代替案を探ることによって非自発的移転を最小限にすること。プロジェクト前と比較して実質的に全ての移転住民の生活を向上させる、あるいは少なくとも回復させること。移転した貧困層や他の脆弱な集団の生活水準を改善すること。

範囲と誘因：非自発的移転に関するセーフガードは、(i) 非自発的な土地の獲得、(ii) 土地利用への制限及び法的に指定された公園、保護地区へのアクセスの強制的な制限の結果としての物理的な移転（移住、居住地の喪失及び住まいの喪失）及び経済的な移転（土地、財産、資産へのアクセス、収入源あるいは生計手段の喪失）を対象としている。そのような喪失や非自発的な制限が完全又は部分的、永久的又は一時的であるにかかわらず対象とする。

政策の原則：

1. 過去、現在、そして将来的な非自発的移転の影響とリスクを特定するために早い段階でプロジェクトを審査する。特に移転の影響やリスクに関して、ジェンダー分析を含め、移転住民のセンサスや調査を通じて移転計画の範囲を決定する。
2. 影響を受ける人々、ホストコミュニティ、そして関心を持つ非政府組織との意味のある協議を実施する。全ての移転住民に、彼らの権利と移転の選択肢について通知する。移転プログラムの計画、実施、モニタリング及び評価に彼らの参加を確保する。脆弱な集団、特に貧困ライン以下の人々、土地のない人々、高齢者、女性や子ども、先住民族、また法的な土地権のない人々のニーズには特別な注意を払い、これらの人々の協議への参加を確保する。影響を受ける人々の懸念を受け付け、解決を促す苦情処理メカニズムを設立する。移転住民と彼らの受け入れ集団の社会的及び文化的な慣例を支持する。非自発的移転の影響やリスクが、極めて複雑で繊細である場合、補償や移転の決定は、社会面の準備段階から開始されるべきである。
3. (i) 可能な場合、影響を受けた生活が土地に根ざしたものである場合は土地に基づいた移転戦略、もしくは土地の喪失が生活を損ねないような場合は土地の再取得価格での現金補償、(ii) 同等あるいはより高い価値の資産を入手できる、速やかな資産の再取得、(iii) 回復されない資産の完全な再取得価格での速やかな補償、そして(iv) 可能な場合は便益分配スキームを通じた追加的な財源やサービスを通して全ての移転住民の生計を向上あるいは少なくとも回復する。
4. 物理的にそして経済的に移転した人々に、以下を含め必要とされる支援を提供する。(i) 移住がある場合、移住した土地への保障された保有権、雇用や生産の機会への同程度のアクセスのある移転サイトでのより良い住環境、移転した人々のホストコミュニティへの経済的及び社会的な調和、そしてプロジェクトの便益のホストコミュニティへの拡張、(ii) 土地開発、信用取引、訓練あるいは雇用の機会のような過渡期の支援及び開発援助、(iii) 要求に応じて、都市基盤やコミュニティサービス。
5. 女性を含め、移転した貧困層やその他の脆弱な集団の生活水準を、少なくとも国の最低水準にまで向上する。農村部では、彼らに対して土地や資源への法的なまた手頃な価格でのアクセスを提供し、都市部では適切な収入源及び

法的なまた手頃で十分な住環境を提供する。

6. 和解を締結し移転した人々が、同等かあるいはより良い収入や生計状況を維持できることを保証するために、和解を通じて土地獲得が行われる場合、透明性があり、一貫性があり、また公平な方法での手続きを展開する。
7. 土地の所有権もしくは土地へのいかなる明確な法的権利もない移転住民には、土地以外の資産の喪失のための移転支援や補償を受け取る資格を保証する。
8. 強制的に移転した人々の権利、収入及び生計手段回復戦略、制度的取り決め、モニタリング及び報告の枠組み、予算並びに期限を定めた実施スケジュールについて詳しい移転計画を作成する。
9. プロジェクトのアプレイザル前の時宜を得た協議プロセスの記録を含めた移転計画のドラフトを、影響を受ける人々やその他のステークホルダーが入手可能な場所で、また理解可能な言語や様式で公開する。移転計画の最終版また更新版を、影響を受ける人々や他のステークホルダーに公開する。
10. 開発プロジェクトやプログラムの一部として、非自発的移転を考え実行する。プロジェクトのコスト及び便益の提案の中に完全な移転のコストを含める。甚大な非自発的移転の影響があるプロジェクトにおいては、独立した活動としてプロジェクトの移転コンポーネントを実施することを検討する。
11. 物理的及び経済的移転に先立って補償を支払い、他の移転の資格を提供する。プロジェクト実施を通じて緊密な監督のもと移転計画を実施する。
12. 移転の結果や移転した人々の生活水準への影響、またベースラインの状況や移転モニタリングの結果を考慮することによって移転計画の目標が達成できたかどうかを監視し、かつ評価する。モニタリング報告書を公開する。

3. 先住民族に関するセーフガード

目標：先住民族自身が定義する形で、先住民族のアイデンティティ、尊厳、人権、生活様式、そして文化的な独自性に対して完全なる尊重を育成する方法でプロジェクトを計画し実施する。そうすることによって、彼らは (i) 文化的に適切な社会的及び経済的便益を享受し、(ii) プロジェクトの結果として負の影響に苦悩せず、そして (iii) 彼らに影響を及ぼすプロジェクトにおいて積極的に参加することができる。

範囲と誘因：先住民族に関するセーフガードは、先住民族の尊厳、人権、生活様式、及び文化が直接的あるいは間接的に影響を受ける場合、もしくは先住民族自身が所有、利用、占有あるいは先祖代々の領地や資産として主張する領地や自然的あるいは文化的資源に影響を及ぼす場合に始動される。先住民族という用語は、多かれ少なかれ以下のような特性を持つ、他とは異なる脆弱な社会的文化的集団を呼ぶ総称の意味において使われる。(i) 他と異なる先

住文化集団のメンバーとしての自己同一化、また他人によるこのアイデンティティの認識、(ii) 地理的に異なる居住環境やプロジェクト地域の先祖代々の領地への、またこれらの居住環境や領地での自然資源への集団的結びつき、(iii) 主だった社会や文化とは異なった慣習的文化、経済、社会的あるいは政治的制度、(iv) 異なった言語、しばしばその国や地域の公用語とは異なる。これらの特性を考慮するにあたって、国の法律、慣習法、そしてその国が加盟するどのような国際条約も勘案される。強制的な断絶のため、プロジェクト地域の地理的に異なった住環境や先祖伝来の領地との集団の結びつきを失った集団は、本政策の下で対象となる資格がある。

政策の原則：

1. プロジェクト地域に先住民族が存在するかどうか、もしくはプロジェクト地域への集団的な結びつきがあるかどうか、そして (ii) 先住民族への影響がありそうかどうか、を判断するため早い段階で調べる。
2. プロジェクトの先住民族への正負両方の影響の可能性を評価するため、文化的に適切でジェンダーに配慮のある社会的影響アセスメントを行うか、もしくは同様の手法を取る。プロジェクトの恩恵や緩和策の計画の提供に関して、影響を受ける先住民族が、より好む選択肢の十分な検討を行う。影響を受ける先住民族への、文化的に適切でジェンダーや世代間を包含する社会的及び経済的利益を特定し、先住民族への負の影響を回避、最小化及び／もしくは緩和する対策を策定する。
3. 以下に関して参加を求めるため、影響を受ける先住民族コミュニティや関係する先住民族組織と意味のある協議を行う。(i) 負の影響を回避するための対策の計画、実施、及びモニタリングをする。回避が不可能な場合は、そのような影響を最小化、緩和、補償する。そして (ii) 影響を受ける先住民族のためのプロジェクトの恩恵を、文化的に適切な方法に合わせる。先住民族の積極的な参加を促進するため、彼らに影響を与えるプロジェクトは、文化的に適切でジェンダーを包含した能力開発に備える。先住民族の懸念を受け付け、解決を促すために文化的に適切でジェンダーを包含した苦情処理メカニズムを設立する。
4. 以下のようなプロジェクト活動へは、影響を受ける先住民族コミュニティの合意を確かめる。(i) 先住民族の文化財や知識の商業開発、(ii) 伝統的もしくは慣習的な土地からの物理的移転、(iii) アイデンティティや先住民族のコミュニティを特徴づける生活、あるいは利用下にあり、文化的、儀式的、精神的利用に影響を及ぼすような慣習的な土地内での天然資源の商業開発。政策適用の目的に関して、影響を受けるコミュニティの合意とは、個人そして／もしくは彼らが認める代表を通じた、そのようなプロジェクト活動への影響を受ける先住民族によるコミュニティの幅広い支持の総体的な表現のことを言う。コミュニティの幅広い支持は、いくらかの個人や集団がプロジ

ェクト活動に反対する場合も存在し得る。

5. 可能な限り最大限、保護地域、天然資源へのアクセス制限及びこれらからの物理的移転を回避する。回避が不可能な場合は、影響を受ける先住民族コミュニティがそのような地域や天然資源のための計画、実施、モニタリング、管理制度の評価における参加を確保する。そしてそれらの利益は等しく分配される。
6. 資質と経験がある専門家の支援を得て、社会的影響アセスメントに基づいた、そして影響を受ける先住民族による先住の知識や参加を活用した、先住民族計画（IPP）を作成する。IPP には、プロジェクト実施中、影響を受ける先住民族との継続した協議のための枠組み、先住民族が文化的に適切な恩恵を受けることを確保するための特定の対策を含め、またいかなる負の影響も回避、最小化、緩和もしくは補償するための対策を特定し、そして文化的に適切な苦情処理手続き、モニタリング及び評価制度、また予算、計画された対策を実施するための期限を定めた行動を含める。
7. プロジェクトアプレイザル前に時宜を得て、協議プロセスの文書や社会的影響アセスメントの結果を含む IPP のドラフトを、影響を受ける先住民族コミュニティや他のステークホルダーがアクセス可能な場所において、また理解できる形式や言語で公開する。IPP の最終版もしくは更新版もまた、影響を受ける先住民族コミュニティ及びその他のステークホルダーに公開される。
8. プロジェクトが (i) 先住民族が伝統的に有したり慣習的に利用したり占有している土地や領地に対して、法的に認められた権利を確立することを条件とする活動、もしくは (ii) そのような土地の非自発的な取得、に関わる場合、土地や領地、もしくは先祖伝来の領域への慣習的権利の法的認識のための行動計画を作成する。
9. IPP の実施については資質と経験のある専門家を用いてモニタリングを行い、可能な場合には参加型のモニタリング・アプローチを採用し、ベースラインの条件及び IPP のモニタリング結果を考慮に入れて IPP の目的及び期待される結果が達成されたかどうか評価する、モニタリング報告書を開示する。

B. 政策の実施プロセス

1. 一般要件

49. **スクリーニング及び カテゴリ分類。** ADB はプロジェクトのスクリーニングとカテゴリ分類を、そのための十分な情報が入手できるプロジェクト準備の早期段階で実施する。スクリーニングと カテゴリ分類は (i) プロジェクトが及ぼす恐れのある潜在的な影響やリスクの大きさを反映し、(ii) アセスメントのレベルとセーフガード対策に要求される組織の資源を特定し、そして (iii) 公開の要件を確定するために行われる。
50. **環境 カテゴリ分類。** ADB は、プロジェクトの潜在的な環境影響の大きさを反映する分類システムを利用する。プロジェクトの カテゴリは、影響を受けるプロジェクト地域での直接的、間接的、累積的、そして誘発された影響を含む最も環境的に繊細なコンポーネントの カテゴリによって確定される。各提案プロジェクトはそのタイプ、場所、規模、そして影響の受けやすさ、また潜在的な環境影響の度合いに応じて注意深く調べられる。プロジェクトは以下の 4 つの カテゴリのいずれかに分類される。
- (i) **カテゴリ A。** 取り返しのつかない、多岐に渡る、あるいは予期できないような甚大な負の環境影響が及ぶ可能性のあるプロジェクトの場合、提案プロジェクトは カテゴリ A として分類される。これらの影響は物理的活動の対象である施設やサイトよりも広範囲な地域に及ぶ可能性がある。環境アセスメントが要求される。
 - (ii) **カテゴリ B。** 負の環境影響の可能性が カテゴリ A のそれよりは影響が少ない場合は、提案プロジェクトは カテゴリ B として分類される。これらの影響はサイトに特化しており、いくつかは取り返しのつかないものであったとしてもごくわずかであり、また多くの場合は緩和策が カテゴリ A のプロジェクトよりも容易に策定できる。初期環境審査が要求される。
 - (iii) **カテゴリ C。** 負の環境影響が最小限もしくは全くない場合は、提案プロジェクトは カテゴリ C として分類される。環境への影響は審査されるが、環境アセスメントは要求されない。
 - (iv) **カテゴリ FI。** FI (65-67 項) への、もしくは FI を通じた ADB の資金の投資に関する場合は、提案プロジェクトは カテゴリ FI として分類される。
51. **非自発的移転。** ADB はプロジェクトが非自発的移転を引き起こすか否かを判断するために全てのプロジェクトをふるいにかけて調べる。非自発的移転に関わるプロジェクトでは、影響の範囲と程度に応じた移転計画が作成される。影響の程度は (i) 物理的また経済的移転の範囲、(ii) 影響を受ける人々の脆弱性によって

確定されるものとする。FI プロジェクトについては、65-67 項を参照。

52. **先住民族。** ADB はプロジェクトが先住民族に影響を与える可能性があるか否か判断するために全てのプロジェクトを審査する。先住民族に影響が及ぶプロジェクトは、先住民族計画が作成されることとなる。この計画の詳細なレベルや包括性は、影響の程度に応じる。影響の程度は、(i) 土地や天然資源の利用やアクセスへの先住民族の慣習的な権利、社会経済学的状況、文化及びコミュニティの完全性、衛生、教育、生計システム、そして社会的保障状況あるいは先住民族の知識への影響の度合い、そして (ii) 影響を受ける先住民族の脆弱性を評価することによって確定される。FI プロジェクトについては、65-67 項を参照。
53. **情報公開。** ADB のパブリックコミュニケーション政策に従って、ADB は社会的及び環境的セーフガード問題についての関連情報(正負どちらも)が時宜を得て、アクセス可能な場所において、また影響を受ける人々やその他のステークホルダーに理解可能な様式や言語で入手可能となるよう借入人／顧客と共に取り組むことを確約する。そうすることによって彼らがプロジェクト計画や実施に有意義なインプットを提供することができる、ADB は以下のセーフガード文書を自行のウェブサイトに掲載する。
- (i) 環境 カテゴリ A のプロジェクトでは、理事会での検討の少なくとも 120 日前に環境アセスメント報告書のドラフト。
 - (ii) アプレイザル前に、環境アセスメント及びレビューフレームワークのドラフト、移転の枠組み及び／もしくは計画のドラフト、先住民族計画の枠組み及び／もしくは計画。
 - (iii) 受け取り次第、環境アセスメントの最終版もしくは更新版、及び／もしくは初期環境調査、移転計画、先住民族計画。
 - (iv) プロジェクト実施中、受け取り次第、借入人／顧客から提出される環境、非自発的移転、先住民族に関するモニタリング報告書。
54. **協議と参加。** ADB は意味ある協議を実行に移すことには借入人／顧客と共に取り組む。政策の適用に関して、意味のある協議とは (i) プロジェクトの準備段階の早期より開始し、プロジェクトサイクルを通して継続的に実施される。(ii) 影響を受ける人々が理解可能で容易にアクセスできる十分な関連情報を、時宜を得て公開する。(iii) 脅迫あるいは強制のない自由な雰囲気で行われる。(iv) ジェンダーの包含や反応、そして不利な状況におかれた集団や脆弱な集団のニーズに応じている。そして (v) 影響を受ける人々やその他のステークホルダーの全ての視点を、プロジェクトの設計や緩和策、そして開発の便益と機会の分配、そして実施問題といった意思決定に取り入れるプロセスである。ADB は、影響を受けるコミュニティへのリスクや影響に応じた方法で情報公開、協議及び情報

を提供した上での参加を通して、コミュニティ、集団もしくは提案プロジェクトによって影響を受ける人々、そして市民社会と関わり合うよう借入人／顧客に要求する。著しい負の環境影響、非自発的移転あるいは先住民族の影響があるプロジェクトにおいては、ADB のプロジェクトチームは、影響を受ける人々の懸念を理解し、そのような懸念がプロジェクトの設計やセーフガード計画において対処されることを確実にするために協議活動に参加する。

55. さらに、ADB は先住民族が特定のプロジェクト状況において特に弱い立場にある場合があることを認識する。よって以下のプロジェクト活動においては、意味のある協議を通じた影響を受ける先住民族コミュニティの合意が確認される。
- (i) 先住民族の文化財や知識の商業開発、(ii) 伝統的あるいは慣習的な土地からの物理的な移転、そして (iii) 先住民族のコミュニティやアイデンティティを特徴づける生計や文化、儀式もしくは精神的な利用に影響を及ぼす、利用下にある慣習的な土地内での天然資源の商業開発。政策適用の目的に関して、影響を受ける先住民族コミュニティの合意とは、個々人そして／もしくは彼らが認める代表を通じた、影響を受ける先住民族コミュニティによる、そのようなプロジェクト活動へのコミュニティの幅広い支持の総体的な表現を言う。コミュニティの幅広い支持とは、プロジェクト活動の対象となる幾人かの個々人あるいは集団であっても存在する場合がある。借入人／顧客は、影響を受ける先住民族コミュニティがプロジェクト活動への幅広い支持を示すかどうかを確認し、そのような幅広いコミュニティの支持が存在する場合は、IPP はその協議プロセスを明確に記録する。ADB は、関与プロセスの借入人／顧客の記録を審査し、さらに、独自の調査を通じて、影響を受ける先住民族コミュニティによってプロジェクト活動への幅広いコミュニティの支持が証明されることを確認する。ADB はそのようなコミュニティの幅広い支持のないプロジェクトには資金を提供しない。
56. **デューデリジェンス及び審査。** 資金提供が提案されるプロジェクトでは、ADB は全体的なデューデリジェンスの一部として、借入人／顧客のセーフガード文書を含めたセーフガード審査を行う。ADB のセーフガードのデューデリジェンス及び審査では、セーフガード文書に加えて環境・社会影響アセスメントとその計画プロセスに重点を置く。デューデリジェンス及び審査は現地訪問及び机上審査を伴う。そのようなデューデリジェンス及び審査を通じて、ADB は (i) プロジェクトの主要な社会的及び環境的影響やリスクの可能性を全て特定すること、(ii) 負の影響を回避、最小化、緩和、もしくは補償するための効果的な対策がセーフガード計画やプロジェクト設計に盛り込まれていること、(iii) 借入人／顧客が ADB のセーフガード政策の原則及びセーフガード・リクワイアメント 1-4 にあるような要件を理解し、社会的及び環境的影響及び／あるいはリスクを十分に管理するために必要なコミットメントや能力を有していること、(iv) 第三者機関の役割がセーフガード計画の中で適切に定義されていること、(v) 影響を受ける人々との協議が ADB の要件に沿って行われること、を確認する。ア

セスメントや計画プロセス、もしくはセーフガード文書が ADB のセーフガード要件を満たしていない場合においては、借入人／顧客は追加的なアセスメント及び／もしくはセーフガード計画の改善を行うことが要求される。借入人／顧客が提案プロジェクトのセーフガード計画を実施する十分な能力がない場合は、プロジェクトにその能力を強化するための要素を含める。ADB によってプロジェクトが極めて複雑で影響を受けやすいと見なされる場合¹は、ADB は借入人／顧客がプロジェクト準備及び実施期間中、独立的なアドバイザリーパネルを雇用することを要求する。

57. **モニタリング及び報告。**借入人／顧客と ADB の両者は、それぞれ別のモニタリングの責任がある。モニタリング活動の範囲や周期を含む詳細は、プロジェクトのリスクや影響に応じたものとなる。借入人／顧客は、法的合意において与えられたセーフガード対策や関連するセーフガード計画を実施し、その実施パフォーマンスに関する定期的なモニタリング報告書を提出することが要求される。ADB は、借入人／顧客に対して以下を要求する。

- (i) セーフガード計画の実施の進展を監視するための手続きを確立し、維持する。
- (ii) 意図した結果に向けたセーフガードの対策や進展の順守を検証する。
- (iii) 定期的なモニタリング報告書において、モニタリング結果を記録、公開し、また必要な是正及び防止活動を特定する。
- (iv) 望ましい結果に向けた進展を確保するためにこれらの活動をフォローアップする。
- (v) 著しい影響やリスクのあるプロジェクトのモニタリング情報を検証するために、資質や経験のある外部専門家²もしくは資質のある NGO を雇う。
- (vi) 極めて複雑及び繊細なプロジェクトの実施をモニターするために、独立的なアドバイザリーパネルを活用する。
- (vii) ADB と合意したセーフガード対策に関する定期的なモニタリング報告書を提出する。

58. ADB は、法的文書で合意されたような借入人／顧客のコミットメントに対するプロジェクトパフォーマンスを審査する。ADB のモニタリング及び監督活動の範囲は、プロジェクトのリスクや影響に応じる。社会的及び環境的セーフガードのモニタリングと監督は、プロジェクトの実行管理システムに組み込まれる。

¹極めて複雑で影響を受けやすいプロジェクトとは、ADB が極めてリスクが高い、もしくは異論の多い、あるいは深刻で多面的、また概して相関関係がある社会的そして／あるいは環境影響があると見なすプロジェクトである。

² 外部専門家とは、プロジェクト実施や監督に日常的に関与していない専門家を意味する。

ADB はプロジェクトの完了報告書が発行されるまで、継続的にプロジェクトを監視する。ADB は、プロジェクトの実施を監督するため、以下のモニタリング活動を行う。

- (i) 負の環境的あるいは社会的影響のあるプロジェクトへの定期的な現地訪問を行う。
- (ii) 著しい負の社会的もしくは環境的影響のあるプロジェクトの ADB のセーフガード専門家／職員あるいはコンサルタントによる詳細審査の監督ミッションを行う。
- (iii) ADB と合意した通り、また計画どおり負の影響やリスクが緩和されていることを確かめるため、借入人／顧客によって提出された定期的なモニタリング報告書を審査する。
- (iv) 法的合意で契約したように、セーフガードのコミットメントに従い、いかなる不履行も可能な範囲で是正するため、借入人／顧客と連携し、必要に応じて順守を回復するための改善措置を取る。そして
- (v) ベースライン状況やモニタリングの結果を考慮して、セーフガード計画の目的や望ましい結果が達成されているかどうかを評価するプロジェクト完了報告書を作成する。

59. **地元の苦情処理メカニズム。** ADB は、プロジェクトレベルでの借入人／顧客の社会的及び環境的パフォーマンスについて、影響を受ける人々の懸念や苦情を受け付け、解決に導く苦情処理メカニズムを設立し、維持するよう要求する。苦情処理メカニズムは、プロジェクトのリスクや影響に比例されなければならない。メカニズムは、ジェンダーに平等で、文化的に適切、また影響を受ける全ての層の人々が容易にアクセスできる理解可能で透明性のあるプロセスを使って、影響を受ける人々の懸念や苦情に迅速に対処しなければならない。

60. **アカウンタビリティメカニズム。** プロジェクトの影響を受ける人々はまた、ADB のアカウンタビリティメカニズムに対して申し立てを提出することもできる。アカウンタビリティメカニズムは、ADB が資金提供するプロジェクトによって負の影響を被る人々が異議を唱えることができ、彼らの問題の解決を探ると同時に、ADB の運営上の方針や手続きの違反の疑いを報告する、独立的なフォーラム及びプロセスを提供する。アカウンタビリティメカニズムは、ふたつの別々の、しかし関係するフェーズ、すなわち (i) プロジェクトの影響を受ける人々が彼らの問題への解決を見出すのを支援するため、ADB 総裁に直接報告する、ADB のスペシャルプロジェクトファシリテーターが率いるコンサルテーションフェーズ、そして (ii) 理事会に報告をする 3 人のパネルメンバーによって率いられるコンプライアンスレビューフェーズで構成される。コンプライア

ンスレビューパネルは、理事会によって定義されるように、プロジェクトの影響を受ける人々への直接的な負の、そして物理的な損害をもたらしている、もしくはもたらしそうな、ADB のセーフガード政策を含めた運営上の方針や手続きについて申し立てられた違反を調査し、これらの方針や手続きへのプロジェクトの順守をどのように確保するかを勧告する。

2. 特別要件

61. 49-60 項に規定されている一般要件に従う標準的なプロジェクトローンに加え、多くの特定のケースでは社会的及び環境的影響やリスクに対処するために、状況に応じたアプローチが要求される。付属書 4 は、プログラムレンディング、セクターレンディング、マルチトラシェ・ファイナンス・ファシリティ (MFF : multitranche financing facilities)、緊急援助ローン、既存の設備、金融仲介、そして一般的なコーポレートファイナンスのための追加的要件を定義している。もし新しい融資モダリティが開発された場合、付属書 4 はこれらに対処するため更新される。

a. セーフガードの枠組み

62. セーフガードの枠組みは、セクターローン、MFFs、緊急支援ローン、あるいはサブプロジェクトやプロジェクトコンポーネントが理事会の承認後に準備されるプロジェクトを含めたその他の貸し付けモダリティを通じて実施されるプロジェクトに適用する。セーフガードの枠組みの目的は、枠組みの下で実施されるサブプロジェクトやプロジェクトコンポーネントが、ADB のセーフガードの目標、原則そして要件に適合するよう確保することである。(環境アセスメントや審査の枠組み、移転の枠組み、そして先住民族計画の枠組みを含む) セーフガードの枠組みは、スクリーニングや カテゴリ分類、アセスメント、計画、制度的取り決め、そして理事会承認後に準備されるサブプロジェクトまた／もしくはコンポーネントが従うべきプロセスに関するガイダンスを提供するため、プロジェクトの承認前に整えられる必要がある。影響アセスメント及びセーフガード計画は、ADB や借入人／顧客によって合意されたセーフガードの枠組みに合わせてサブプロジェクトやコンポーネント準備中に作成される。セーフガードの枠組みは、セクターローンや MMFs のセクターローン・トラシェの極めて複雑で影響を受けやすいサブプロジェクトには利用されない。
63. セーフガードの枠組みは、各セーフガードの分野で作成される。そして、
- (i) 政策の目標や関連する政策の原則及び、サブプロジェクト及び／もしくはコンポーネントの準備や実施を管理するセーフガードの要件を完全に反映

する。

- (ii) 提案プロジェクトのもとで融資されるサブプロジェクト及び／もしくはコンポーネントの一般的に予想される影響を明らかにする。
 - (iii) サブプロジェクトのスクリーニングや カテゴリ分類、アセスメント、計画、情報公開の取り決め、女性を含む立場の弱い集団が関わるための方策を盛り込んだ意味のある協議、苦情処理メカニズム、そして該当する場合は、サブプロジェクト及び／もしくはコンポーネントの選定に利用されたセーフガードの基準のために従う要件を特定する。
 - (iv) 予算、制度的取り決め及び能力開発の要件を含む実施手順を記述する。
 - (v) モニタリング及び報告の要件を特定する。そして
 - (vi) 準備、提案、審査、サブプロジェクトのセーフガード文書の許可、及びセーフガード計画実施のモニタリングと監督に関係する借入人／顧客、ADB そして関連政府機関の責任と権限を特定する。
64. セーフガードの枠組みの適用が適切かどうかを判断するため、ADB は環境的及び社会的影響やリスクを管理し、国内法や ADB の要件を実施するための借入人／顧客の能力を評価する。ADB の要件と国の法律との間に隔たり、もしくは借入人の能力との間に隔たりがあることが明らかな場合、セーフガードの枠組みは、政策原則やセーフガード要件が達成されるよう確保するため、隔たりを埋める具体的な要件の詳細を含まなければならない。

b. 金融仲介 (FI)

65. 金融仲介者 (FI) への、もしくは金融仲介者を通じた ADB 資金の投資に関わるプロジェクトでは、既存するまた将来起こりそうな FI のポートフォリオに關係する環境的及び社会的影響やリスクの可能性、そして FI の社会面及び環境面の管理へのコミットメントや能力を評価するため、ADB はセーフガードのデューデリジェンスを行う。全ての FIs は、その投資が適用される国内法及び規則への順守を確実にし、また ADB によって融資されるサブプロジェクトへの禁止投資活動リスト (付属書 5) を適用する。FI の投資が負の環境的もしくは社会的リスクが最小限あるいは全くない場合は、その FI プロジェクトは カテゴリ C として取り扱われ、いかなる他の具体的な要件も適用する必要がない。全ての他の FIs は、FIs の総体的な管理システムの一部として維持されている起き得る将来的なポートフォリオの性質やリスクに相応した適切な環境社会管理システム (ESMS) を整えるもしくは策定することが要求される。
66. ESMS には、以下の要素を取り入れる。(i) 環境的及び社会的方針、(ii) スクリ

ーニング、カテゴリ分類、及び審査手順、(iii) 環境的及び社会的分野における技術や能力を含む組織的な構成及び職員の配属、(iv) 訓練要件、そして (v) モニタリング及び報告。システムは文書化され、ADB と FI 双方によって同意される。クレジットライン、あるいはその他の貸し付け、資本、保証、またはその他の金融手法を通じ、ADB によって資金提供される FI のサブプロジェクトが著しい環境的もしくは社会的影響を引き起こす可能性がある場合、FI はそのようなサブプロジェクトがセーフガード・リクワイアメント 1-3 に示される要件を含め、ADB のセーフガード政策要件を満たすことを確保するように要求される。FI のポートフォリオやホスト国のセーフガードシステム次第で、ADB はより一般的な FI 活動への追加的な要件を設ける場合もある。ADB は、環境的及び社会的管理システムに基づきの FI パフォーマンスを監視する。

67. ADB は、環境的及び社会的影響やリスクを管理するため、FI の能力の適性を評価する。FI の能力に隔たりがある場合、ADB と FI は特定された隔たりを解消するため、期限を定めた計画を作成する。ADB は、環境的及び社会的リスクをより広く解決するため、顧客の総体的な能力向上に向けて顧客と連携する。

c. カントリーセーフガードシステムの強化及び活用

68. ADB はセーフガードを実行するため、DMC が多かれ少なかれ独自のシステムを構築してきており、また彼らの独自のシステムを強化し効果的に活用する支援をすることが、国のオーナーシップを高め、取引コストを削減し、長期に渡って開発効果を上げると認識している。ADB は、借入人の能力開発に焦点を置いた DMC のカントリーセーフガードシステム (CSS : Country Safeguard System) の強化と効果的な適用を支援することを確約する。同時に、ADB の政策目標と原則の達成を損なわない ADB のプロジェクトにおいて、カントリーセーフガードシステムの適用を確保する必要がある。CSS の強化と活用のための ADB の総体的な戦略は、以下の特性を持ち、また段階的なアプローチを強調する。

- (i) **定義。** CSS は、国家の、地域のもしくは分野ごとの実施機関及び関連法、規制、規則、セーフガード政策分野に関する手続きから成る、国の法律及び制度的取り決めを言う。
- (ii) **カントリーセーフガードシステムの活用のための必須条件－同等性と許容性評価。** ADB が資金提供するプロジェクトでの CSS の適用は自動的あるいは義務的なものではない。ADB は、自行が資金提供するプロジェクトに関連した社会的及び環境的リスクを、国家、地域、セクター、あるいは機関レベルで特定し、管理するため、次の条件を以って借入人の CSS の適用を検討する場合がある。(a) CSS が ADB のものと同様である (同等性評価)。それは、CSS が目標を達成するよう、またこの SPS に示される政策の範囲、誘因、そして適用原則 (16-18 ページ) を実行するよう設

計されていることである。(b) 借入人が、国家、特定のセクター、あるいは関連機関における適切な実施プラクティス、実績、そして能力（許容性評価）、適用法、コミットメント、規制、規律、そして手続きを有する。

- (iii) **CSS 強化と能力開発のためのニーズへの対応。** 目標を満たし、政策範囲や要因、そしてこの SPS に示される適用原則（16-18 ページ）に順守するため、借入人が CSS を強化しなければならない場合、また特定の対策を持つ行動計画の実施によってそうすることを確約する場合、ADB は同等性を判断する際にこれらの対策を考慮に入れる場合がある。同様に、借入人がその実施プラクティス及び能力を強化する必要があり、特定の対策を盛り込んだ行動計画を実施することによってそうすることを確約する場合、ADB は許容性を判断する際にこれらの対策を考慮に入れる場合がある。そのような対策は、借入人が関連プロジェクト活動の実施を行う前に実行されることとなり、また ADB の支援努力を含む場合がある。
- (iv) **カントリーセーフガードシステムの適用範囲。** 同等性と許容性の程度はセーフガード特有なので、国家、セクターもしくは機関は CSS 評価の結果によって 1 つ、2 つ、あるいは 3 つすべてのセーフガード分野のための CSS アプローチの資格を得る場合がある。
- (v) **カントリーセーフガードシステムの除外。** CSS は、ADB によって資金提供される極めて複雑で影響を受けやすいプロジェクトには適用されない。
- (vi) **公開と協議。** 国家、地域、セクター、機関レベルでの同等性と許容性評価のドラフト（該当する場合は隔たりを埋める対策を含む）は文書化され、完成次第、パブリックコメントに付すため ADB のウェブサイトで開催される。ADB は、政府や NGO を含めたステークホルダーからのコメントを求めフィードバックするため、国内協議ワークショップを開催する。同等性及び許容性評価の最終報告書は、完成次第 ADB のウェブサイトで開催される。プロジェクトレベルでの許容性評価に関する公開と協議は、53-55 項に規定されている通り、プロジェクト準備のための通常のセーフガード文書の公開と協議プロセスに従う。
- (vii) **ADB の役割と責任。** ADB は、CSS の同等性及び借入人の運用実施や能力の適性を評価、判断する責任がある。ADB は同等性及び許容性評価³を作成する際、可能な他の開発パートナーと綿密に調整をする。CSS を活用するプロジェクトでは、ADB が資金を提供するいかなる他のプロジェクト並みのセーフガード審査及びデューデリジェンスを行う責任を持つ。デューデリジェンス及び審査は CSS の下での要件及び同意された行動計画（ADB の要件より）に基づく。理事会が CSS を活用するプロジェクトを

³ 必要に応じて更新される、他の開発機関による近年の分析調査及び診断的評価を活用できる。他機関との共同評価が推奨される。

承認した後、ADB の監督は、自行が資金を提供する他のプロジェクトと同等の手順に従う。

- (viii) **借入人の役割と義務。**借入人は許容可能な実施プラクティス、実績、そして能力を ADB の評価に沿って高め、また同等性を達成し維持する責任がある。特定のプロジェクトでは、借入人はこの SPS に示された政策の目標と原則を満たすことを確保するために、必要な CSS の条件を特定する。これらの条件は、CSS の仕組みや運用のタイプのようなファクター次第で、プロジェクトによって異なる場合がある。全てのケースにおいて、借入人が同等性、また許容可能な実施能力を達成、維持するために実行する必要のあるこれらの条件及びその他の追加的な対策は、ADB の通常の契約上の改善措置への借入人の契約義務の一部となる。
- (ix) **ADB のアカウントビリティーメカニズム。**CSS の活用は ADB のアカウントビリティーメカニズムの役割を変えるものではない。
- (x) **段階的アプローチ。**CSS の活用は、この政策が施行されて以降、最初の 3 年間は地域、セクター、あるいは機関レベルに焦点を置き、DMC の限られた数の国を含むものとする。CSS の活用や、その適用の効果の運用審査は、政策が効力を発揮して 3 年後に執り行う。

69. 付属書 6 は、CSS の強化及び活用のアプローチの詳細を示す。

d. 協調融資のプロジェクト

70. ADB 及び協調融資者のセーフガード原則や要件を満たす、1 つの社会的及び環境的アセスメント及び計画プロセス、統合されたセーフガード文書、協議及び公開要件を採択するために、ADB は、借入人／顧客及び協調融資者と連携する努力をする。

C. 役割と責任

1. ADB の役割と責任

71. ADB は、ADB のセーフガード要件を特定するためプロジェクトをスクリーニングする；デューデリジェンスを執り行う；そしてセーフガード対策が ADB のセーフガード政策の原則及びセーフガード・リクワイアメント 1-4 に従って負の社会的及び環境的影響を、可能な場合は回避、そして最小化、緩和、及び補償するものであることを確実にするため、借入人／顧客の社会的及び環境的アセスメントと計画を審査する；ADB の資金提供の実行可能性を判断する；セーフガード実行のため借入人／顧客の能力を構築する支援をする；そしてプロジェクトサ

イクルを通して借入人／顧客の社会的及び環境的パフォーマンスをモニタリングし監督する責任がある。ADB は、社会及び環境アセスメント、モニタリング報告書を含むセーフガード計画や枠組みをウェブサイトで公開する。

72. 借入人／顧客がセーフガード要件に関する法的合意を順守できない場合、セーフガード契約や枠組みに記述されていることを含め、ADB は是正措置を模索し、借入人／顧客と協力して順守を回復するよう連携する。借入人／顧客が順守を回復できない場合、ADB は自行の法的合意のもとで可能な凍結、中止、あるいは返済の迅速化を含む、法的措置を講じる場合がある。そのような措置に訴える前に、ADB は法的合意への順守を達成するため関係者との対話を開始することを含めて、全ての関係者が満足に法的合意への状況を是正するための他の可能な手段を講じる。

2. 借入人／顧客の役割と責任

73. 借入人／顧客はプロジェクト及びその環境的及び社会的影響を評価し、セーフガード計画を策定し、また全ての政策原則やセーフガード要件に従って情報公開、協議、さらに情報を提供した上での参加を通じて影響を受けるコミュニティと向き合う責任がある。借入人／顧客は、アセスメント報告書、セーフガード計画／枠組み、そしてモニタリング報告書を含む、求められる情報を全て ADB に審査のために提出する。借入人／顧客は国際法のもとのホスト国の義務を含むホスト国の法律、規制、基準に順守しなければならない。さらに、借入人／顧客は政策の原則を実行し、セーフガード・リクワイアメント 1-4 に示されている要件を満たすため、ADB と合意したセーフガード対策を実施しなければならない。請負業者が合意された対策を適切に実行することを確保するため、借入人／顧客は入札書類や工事の契約書の中にセーフガードの要件を含める。国家のセーフガード政策や規制がセーフガード・リクワイアメント 1-4 を含む ADB のセーフガード政策と異なる場合、ADB は借入人／顧客が ADB のセーフガード政策の原則や要件に完全に従うことを確実にするための具体的な対策を練り合意する。

翻訳資料 2 - 3**ADB セーフガード政策 付属書 2****セーフガード・リクワイアメント 2 非自発的移転****A. はじめに**

1. ADB の経験により、開発プロジェクトの下での非自発的移転は、緩和されなければ、深刻な経済的、社会的及び環境上のリスクを引き起こすことになりかねないことが示されている：生産システムが廃止され、人々は生産的資産又は収入源を喪失したことにより貧困に直面し、人々はその生産能力を適用するのがより難しく、資源をめぐる競争がより激化している環境に移転させられ、社会的慣習及び社会ネットワークが弱められ、親族が離散させられ、文化的アイデンティティ、伝統的権威及び相互援助のポテンシャルを減少させまたは喪失する。したがって、ADB は可能な場合は非自発的な移転を回避し、プロジェクト及び設計の代替案を探ることによって非自発的移転を最小限にし、プロジェクト前と比較して実質的にすべての移転住民の生活を向上させる又は少なくとも回復させること。移転した貧困層及びその他の脆弱な人々の生活水準を改善するよう努める。
2. セーフガード・リクワイアメント 2 は、アジア開発銀行（ADB）が支援するプロジェクトに対して非自発的移転のセーフガードが実現されるよう、借入人／顧客が遵守することが要求される要件の概要を示す。目的及び適用の範囲を説明するとともに、社会的影響評価及び移転計画の実行、社会的影響評価報告書及び移転計画文書の作成、交渉による土地取得の模索、情報開示及び協議の実施、苦情処理メカニズムの設立並びに移転のモニタリング及び報告の要件を強調する。

B. 目的

3. 可能な場合は非自発的な移転を回避し、プロジェクト及び設計の代替案を探ることによって非自発的移転を最小限し、プロジェクト前と比較して実質的に全ての移転住民⁴の生活を向上させる又は少なくとも回復させること。移転した貧困層及びその他の脆弱な集団の生活水準を向上させることを目的とする。

C. 適用の範囲

4. これらの要件は、貸付並びに／若しくは譲与並びに／若しくは資本及び保証等その他の手段により資金を調達する投資プロジェクトを含む、資金源に関わら

⁴ 非自発的移転の文脈では、移住住民とは、(i) 非自発的な土地の取得又は (ii) 土地利用並びに法的に指定された公園及び保護地区へのアクセスの非自発的な制限の結果として生じた物理的な移転（移住、居住地の喪失又は住まいの喪失）及び経済的な移転（土地、財産、資産へのアクセス、収入源又は生計手段の喪失）を強いられた人々を言う。

ず ADB が資金提供を行うすべてのプロジェクト、並びに／又は ADB が管理的
主権を持つ若しくは持たないプロジェクト、並びにそれらのコンポーネント（以
下、広くプロジェクトと言う）に適用する。これらの要件は、ADB による支援
を望む借入人／顧客が実施する非自発的移転の活動にも適用される。

5. 非自発的な移転の要件は、完全又は部分的、永久的又は一時的であるにかかわ
らず、（i）非自発的な土地の取得又は（ii）土地利用並びに法的に指定された
公園及び保護地区へのアクセスの非自発的な制限の結果として生じた物理的な
移転（移住、居住地の喪失又は住まいの喪失）及び経済的な移転（土地、財産、
資産へのアクセス、収入源又は生計の喪失）をその対象とする。移転は、移住
させられる個人又はコミュニティが移住の原因となる土地取得を拒否する権利
を有さない場合に非自発的であるとされる。これは、（i）土地収用権に基づき土
地が取得された場合及び（ii）土地収用プロセスが交渉の決裂を導いたであろう
場合に、土地が和解によって取得された場合に生じる。
6. 資産又は資源へのアクセス又は土地利用の制限等、土地取得以外のプロジェク
ト活動による経済的、社会的又は環境的に悪い潜在的影響（土地利用又は法的に
指定された公園及び保護地区へのアクセスの非自発的な制限を含む）が特定さ
れた場合、それらは環境評価プロセスを通じて回避され、又は少なくとも最小
限に抑制、緩和又は補償される。プロジェクトのいかなる段階においても、こ
れらの影響が著しく悪影響であると認められた場合、借入人／顧客は影響を受
ける人々の生活を向上させる又は少なくとも回復させる管理計画を策定及び実
施することが要求される。

D. 要件

1) 移転住民の補償、援助及び便益

7. プロジェクト地域の移転住民には以下の 3 つに分類される：（i）完全に又は部分
的に喪失した土地について正式な法的権利を有する人々、（ii）完全に又は部分的
に占有する土地を喪失し、その土地について正式な法的権利を有さないが、そ
の土地について国内法によって認められる又は認められうる請求権を有する
人々、及び（iii）完全に又は部分的に占有する土地を喪失し、その土地について
正式な法的権利を有さず、且つ認められる又は認められうる請求権も有さない
人々。非自発的な移転の要件は移転住民の 3 分類すべてに適用される。
8. 借入人／顧客は、パラグラフ 7(i)及び 7(ii)に該当する人々に対して移住前に、
喪失した土地及び建造物について十分且つ適切な代替の土地及び建造物又は再
取得価格全額の現金補償、部分的に喪失した建造物に対して適切な補償及び移
住支援を提供する。パラグラフ 7(iii)に該当する者の権利については、移住支援
を受ける資格発生の期限より前にプロジェクト地域の土地又は建造物を占有し
ていた場合に限り付与される。
9. 生計が土地に基づく移住住民の場合、土地に根差した移住戦略が優先される。

これらの戦略には、公有地への移住又は移住を目的に取得若しくは購入された私有地への移住をも含む。代替の土地が提供されたいかなる場合においても、移住住民は、生産性のポテンシャル、地理的な優位性及びその他要素が奪われた土地の好条件と少なくとも同等の土地を提供される。土地が移転住民の望む選択肢と異なる場合又は妥当な価格で十分な土地が入手できない場合、土地及び喪失した他の資産に対する現金補償に加えて雇用又は自営業の機会を中心とした土地に基づかない選択肢が提供されるべきである。土地の不足は ADB が納得する形で証明及び文書化される。

10. 取得された住宅、土地及びその他資産は完全な再取得価格について計算される。完全な再取得価格は次の要素を基に計算される：(i)公正な価格、(ii)取引費用、(iii)未収利息、(iv)移行及び回復費用、(v)あればその他適用される費用。市場環境が未形成又は形成段階にある場合、借入人／顧客は移転住民及びホストコミュニティと協議し、近年の土地取引、種類別の土地評価、土地所有権、土地利用、作付様式及び作物生産、プロジェクト地及び地域における土地の入手可能性に関する十分な情報及びその他関連情報を取得する。また、借入人／顧客は住宅、住宅の分類及び建設材についてベースラインデータを収集する。資質及び経験のある専門家によって取得した資産の評価が実施される。評価方法を適用する際、建造物及び資産の減価償却は考慮するべきではない。
11. 物理的な移転住民の場合、借入人／顧客は、(i)移転支援、移住した土地への保証された保有権、移転サイトにおけるより良い住宅及び同等の雇用及び生産機会並びに必要なコミュニティサービスが備わった都市基盤、(ii)土地開発、信用取引、訓練又は雇用機会等の過渡期の支援及び開発援助、並びに(iii)プロジェクトから開発による適切な便益を引き出す機会を提供する。
12. 経済的な移転住民の場合、物理的な移転であるか否かにかかわらず、借入人／顧客は直ちに収入又は生計の喪失に対して完全な再取得価格で補償する。借入人／顧客は、信用取引、訓練及び雇用機会等の支援を提供し、それによって収入獲得能力、生産水準及び生活水準を移転以前の水準に向上又は少なくとも回復できるようにする。借入人／顧客は、移転住民にプロジェクトから開発の便益を引き出す機会を提供する。借入人／顧客はパラグラフ 7(iii)で規定する経済的な移転住民に対し、作物、灌漑設備及びその他土地に行った（但し、土地のためではない）改良等の喪失した財産について完全な再取得価格で補償する。土地取得によって商業建造物が影響を受ける場合、影響を受ける事業主は、(i)商業活動を他の土地で再建するための費用、(ii)過渡期に喪失した純利益及び(iii)プラント、機械又はその他機器を移転及び再導入するための費用の提供を受ける権利を有する。商業活動を行う土地について法的権利又は認められたあるいは認められうる請求権を有する場合、その事業主は同等又はそれを超える価値の代替の土地又は再取得価格全額の現金補償を受ける権利を有する。
13. 非自発的な移転は、開発プロジェクト又は開発計画の一部としてみなして、実

行すべきである。この意味においては、最善の戦略は、補償及び移転支援に追加的に移転住民にプロジェクトによる便益を共有する機会を提供することである。このような機会は、影響を受ける人々の貧困化を防止する一助となり、開発による便益を広範に広めるための開発介入の倫理的要求に応えるのも助ける。したがって、借入人／顧客は影響を受ける人々をプロジェクトの受益者として取り込める具体的な機会を確認し、そのような機会を以て影響を受ける人々の間で可能な限り広げる方法を移転計画の中で議論するように奨励される。

14. 借入人／顧客は、(i)建設の準備が整っているプロジェクトのコンポーネント又は部分について各移転住民が完全な再取得価格での補償の支払いを受け、(ii)移転計画に挙げられる他の権利が移転住民に付与され、且つ(iii)十分な予算を配分された総合的な収入及び生計再建プログラムが実行され、それによって移転住民がその収入及び生計を向上又は少なくとも回復できない限り物理的移転又は経済的移転は生じないことを保証する。移転より前に補償の支払いが要求される一方で、移転計画の完全な実施はより時間を要する場合がある。プロジェクト活動が土地利用又は法的に指定された公園及び保護地区へのアクセスを制限する場合、そのような制限は借入人／顧客及び ADB の間で合意された移転計画の時間軸に沿って実施される。

2) 社会的影響評価

15. 借入人／顧客は適切な社会経済的なベースラインデータを用いて社会経済的な調査及びセンサスを実施し、プロジェクトによって移転を強いられるすべての人々を特定し、プロジェクトがその人々に及ぼす社会経済的影響を評価する。この目的において通常ホスト政府の手続きの中で期限が設定される。そのような手続きが不在の場合、借入人／顧客は資格発生の期限を設定する。期限に関する情報は文書化され、プロジェクト地区内に周知される。社会影響報告書 (SIA)は(i)特定された過去、現在及び将来の潜在的影響、(ii)移転住民⁵及びその財産⁶の目録、(iii)収入及び生計の評価、(iv)移転住民の経済的及び社会文化的状況に関するジェンダー毎の情報を含む。プロジェクトの潜在的な社会的影響及びリスクは、本文書に示す要件及び国際法におけるホスト国の義務を含む、プロジェクトが操業する管轄地域における非自発的移転に関連する適用可能な法令及び規制に照らして評価される。
16. 社会的影響評価の一部として、借入人／顧客は、その不利な又は脆弱な立場を理由にプロジェクトにより差別的又は不均衡な影響を受ける個人及び集団を特

⁵ センサスに基づくすべての移転住民の居住地単位の人口記録。プロジェクトのアプレイザル以前にセンサスが実施されず、移転計画がサンプル調査に基づいて作成される場合、詳細な測定調査後、但しプロジェクトのためのいかなる土地の取得も行われる前に移転住民に対するセンサスに基づいて移転計画を更新する。

⁶ 財産目録は、家庭、企業又はコミュニティレベルでの影響を受けるまたは喪失した財産の暫定的記録である。

定する。そのような個人又は集団が特定された場所では、借入人／顧客は目標を設定した施策を提案及び実施することによって、彼らが差別的に悪影響を受けることがなく、開発の結果生じる便益及び機会の共有に関連して不利益を受けないようにする。

3) 移転計画

17. 提案プロジェクトが非自発的な移転の影響を及ぼすものである場合、借入人／顧客は移転計画を策定する。移転計画の目的は、十分な住宅、土地保有権の保障並びに安定した収入及び生計を提供することによって、移転住民の生計及び生活水準が向上又は少なくともプロジェクト前の（物理的及び／又は経済的）水準に回復し、移転した貧困層及びその他脆弱な集団の生活水準を単に回復するにとどまらず、向上することを保証することにある。移転計画は、セーフガード・リクワイアメント 2 に明記するすべての関連要件に対応し、移転計画の精密度及び総合性は非自発的移転の影響の重要性に比例する。移転計画の概要を本附属書の付録に示す。
18. 移転計画は社会的影響評価に基づき、影響を受ける人々との意味ある協議を通じて策定する。移転計画は、移転住民が(i)補償、移住及び再建に関する選択肢及び権利について通知され、(ii)移転の選択肢について協議及び(iii)移転の代替案の提供を受けることを保証する施策を含む。移転及び移転計画及び実施の影響を特定する間、借入人／顧客は女性が世帯主である家庭のニーズ、ジェンダーを踏まえた協議、情報開示及び苦情処理メカニズムに取り組む具体的な施策を含むジェンダーに関連する問題に十分な注意を払うことにより、男女ともに十分且つ適切な喪失した土地に対する補償並びに収入及び生活水準を回復又は向上するための援助、さらに必要に応じて移転支援を受けることを保証する。
19. 借入人／顧客は、土地取得、補償支払い及び影響を受ける人々の移転に関連する国内の法令及び規制を分析及び要約し、移転契約に記載する。借入人／顧客はそれらの法令及び規制 ADB の非自発的移転の政策指針及び要件と比較及び対照する。両者間に乖離がある場合借入人／顧客は ADB と協議の上移転計画の中でその隔たりを埋めるための適切な戦略を提案する。
20. 補償、移住及び生計の再建に係るすべてのコストはプロジェクトコストとみなされる。必要な資源の時宜を得た入手を保証するために、土地取得及び移転コストは ADB の資金調達に含めることを検討できる。移転支出は、ADB のセーフガード政策声明及び ADB が承認する際に生じた費用である場合、ADB による資金提供を受ける資格を有する。ADB の資金を移転コストに充当する場合、そのような支出項目は移転計画に明記される。
21. 借入人／顧客移転住民の収入の回復及び生計の向上について詳細な施策を移転計画に含める。プロジェクト活動の影響を受ける収入源及び生計はプロジェク

ト前の水準に回復され、借入人／顧客は移転住民がプロジェクトの便益を享受できるように彼らの収入を向上されるよう可能な限りの努力をする。影響を受ける脆弱な人々及び過程について、移転計画は追加的な援助を提供することによってプロジェクト前の水準と比較して収入を向上させる。移転計画には、収入及び生計の回復戦略、制度的取り決め、モニタリング及び報告の枠組み、予算並びに期限を定めた実施スケジュールを明記する。

22. 移転計画に含まれる情報は、影響を受ける人々のセンサスが実施されるまで暫定的である。エンジニアリング面の設計の終了後まもなく、借入人／顧客はセンサス及び喪失資産の目録を完成させることによって移転計画を最終化する。この段階で、移転計画への変更は、移転住民の人数、取得する土地の広さ、移転予算及び移転計画の実施スケジュールの修正の形で行われる。移転計画の権利マトリックスは当該変更点を反映するためにこの時点で更新することができるが、移転計画の改定及び最終化の際に元の権利マトリックスで設定した基準を引き下げることにはできない。借入人／顧客は、移転計画の最終版は、(i)プロジェクトに関する非自発的な移転に関わるすべての問題を十分に網羅し、(ii)それらの問題に対応するための具体的な緩和策を説明し、(iii)それらの問題に納得できる形で問題に対処するための資源が十分に入手可能であることを保証するものであることを保証する。
23. 甚大な非自発的移転の影響を及ぼすプロジェクトは、プロジェクトの実施中に明らかになる非自発的移転の影響に対応するために十分な予備費が必要となる。借入人／顧客は、そのような資金の提供を直ちに受けられることを保証する。さらに、借入人／顧客は移転計画の最終版の策定後に明らかになった移転住民と協議し、彼らの権利及び移住の選択肢について通知する。借入人／顧客は、補完的な移転計画又は移転計画の改訂版を策定し、いかなる契約も授与する前に ADB に提出する。
24. 借入人／顧客は、有資格且つ経験豊富な専門家を用いて、社会的影響評価及び移転計画を準備する。非常に複雑で繊細なプロジェクトについては、プロジェクトの準備及び実施段階に、プロジェクトに利害を有さない専門家が構成する第三者諮問機関を用いる。

4) 交渉に基づく土地取得

25. セーフガード・リクワイアメント 2 は和解には適用されない。但し、土地収用が交渉の決裂を導く場合はこの限りではない。和解は土地収用の防止を助け、強制的に人々を立ち退かせる政府の権限を利用する必要性を排除する。借入人／顧客は可能な場合はいつでも、財産について法的権利を有さない人も含め影響を受ける人々との意味のある協議に基づき和解によって土地及びその他財産を取得するよう奨励される。和解は、土地及び／又はその他財産について十分かつ公平な価格を提示するものである。借入人／顧客は、移転住民とのいかなる

交渉も情報の非対称性の及びそのような取引に関わる当事者の交渉力のリスクをオープンに取り上げるとすることを保証する。この目的において、借入人／顧客は外部の第三者に交渉及び和解のプロセスの文書化を担当させる。借入人／顧客はそのような取引に適用可能な協議プロセス、政策及び法令、第三者検証、土地及びその他影響を受ける資産の代替コストを計算するメカニズム並びに記録管理の要件について ADB と合意する。

5) 情報開示

26. 借入人／顧客は ADB のウェブサイト上で公開するために次の文書を ADB に提出する：

- (i) 移転計画案及び／又はプロジェクトのアプレイザル前に借入人／顧客が承認した移転の枠組み
- (ii) 影響を受ける人々のセンサスの終了後に借入人／顧客が承認する移転計画の最終版
- (iii) ある場合には、新しい移転計画又は移転計画の更新版並びにプロジェクトの実施段階に策定する是正処置としての行動計画
- (iv) 移転モニタリング報告書

27. パラグラフ 26 に規定する文書に記載される情報を含め、借入人／顧客は関連する移転情報を適時に、アクセス可能な場所で、影響を受ける人々及びその他ステークホルダーに理解できる形式及び言語で提供する。読み書きのできない人については他の適切なコミュニケーション手段を用いる。

6) 協議及び参加

28. 借入人／顧客は、非自発的移転の影響を及ぼすと特定されたすべてのプロジェクト及びサブプロジェクトについて影響を受ける人々、そのホストコミュニティ及び市民社会と意味のある協議を実施する。意味のある協議は、(i)プロジェクトの準備段階の早い時期に開始されプロジェクトサイクルを通じて継続的に実施され、(ii)関連する十分な情報を影響を受ける人々に分かりやすくアクセスしやすい形で適時に開示し、(iii)威嚇又は強制のない雰囲気を実施され、(iv)ジェンダーに考慮及び対応し、貧困及び脆弱な集団のニーズに合致し、(v)影響を受ける人々及びその他ステークホルダーのすべての関連する意見を、プロジェクト設計、緩和措置、開発の便益及び機会の共有並びに実施の問題等の意思決定に組み込むプロセスである。協議は、影響を受けるコミュニティへの影響の規模に応じる形で実施する。借入人／顧客は貧困及び脆弱な集団、特に貧困ライン以下の人々土地のない人々、高齢者、女性が世帯主である家庭、女性や子ども、先住民族、また法的な土地権のない人々のニーズに特別な注意を払う。

7) 苦情救済メカニズム

29. 借入人／顧客は、脆弱な集団への影響に特に注意を払いつつ、物理的及び経済的移転並びにその他プロジェクトの影響に関する影響を受ける人々の懸念及び苦情を受理し、その和解を容易にするメカニズムを確立する。苦情救済メカニズムは、プロジェクトのリスク及び悪影響に合わせるべきである。影響を受ける人々の懸念及び苦情に直ちに対処し、ジェンダーに対応し、文化的に適切で、影響を受ける人々に無償で且つ報復することなくアクセス可能な分かりやすい透明なプロセスであるべきである。そのメカニズムは国の司法的又は行政的救済へのアクセスを妨げるべきではない。借入人／顧客は影響を受ける人々にこのメカニズムについて通知する。

8) モニタリング及び報告

30. 借入人／顧客は、移転計画の実施の進捗状況をモニタリング及び測定する。モニタリング活動の範囲はプロジェクトのリスク及び影響に応じる。補償の支払い及びその他移転活動の記録に加え、借入人／顧客は移転計画の実施によって希望した結果が実現したことを保証するためのモニタリング報告書を策定する。甚大な非自発的移転の影響を及ぼすプロジェクトについては、借入人／顧客は借入人／顧客のモニタリング情報を検証するために資質及び経験のある外部の専門家又は適格な NGO を抱える。借入人／顧客に呼び込まれた外部の専門家は、セーフガードの遵守の問題について助言し、甚大な非自発的移転問題が特定された場合、是正処置として行動計画を策定しそのような問題に対処する。そのような計画文書が策定、開示及び承認されるまで、借入人／顧客は非自発的移転の影響が特定された具体的なプロジェクトのコンポーネントの実施を進めない。
31. 借入人／顧客は、移転活動並びに遵守の問題及び是正措置の進捗状況を説明するモニタリング報告書を半年に 1 度策定する。これらの報告書は、移転計画の承認の際に合意された非自発的移転のモニタリング指標に密接に従う。移転のモニタリングの内部要求又は外部要求のコストはプロジェクト予算に含まれる。

9) 不測の影響

32. 不測の非自発的移転の影響がプロジェクトの実施中に発覚した場合には、借入人／顧客は、社会影響評価を実施し、移転計画の更新版又は本文書に特定するすべての適用可能な要件を網羅する新たな移転計画を策定する。

10) 先住民族の特別な配慮

33. 借入人／顧客は先住民族のアイデンティティ、文化及び生計の慣習に悪い影響を及ぼすような先住民族の物理的な移転を回避するために代替的なプロジェクト設計を可能な限り最大限に探る。回避が不可能な場合、ADB と協議の上、先

住民族計画及び移転計画の複合計画を策定し、非自発的移転及び先住民族問題の両方に対処することができる。このような複合計画はセーフガード・リクワイアメント 3 に規定するすべての関連要件も遵守する。

移転契約の概要

この概要はセーフガード・リクワイアメント 2 の一部を構成する。非自発的移転の影響を及ぼすすべてのプロジェクトについて移転計画が必要である。その具体性及び総合性は、非自発的移転の影響及びリスクの甚大さに比例する。概要の実質的側面によって移転計画の策定を導く。但し、必ずしもここに示す順序に従わない。

A. エグゼクティブサマリー

本節では、プロジェクトの範囲、主な調査結果、権利及び助言する行動について簡潔に説明する

B. プロジェクトの説明

本節では、プロジェクトの全体概要を示し、土地取得、非自発的移転又は両方を招くプロジェクトのコンポーネントについて述べ、プロジェクト地域を特定する。また、移転を回避又は最小化するために検討される代替策を説明する。数値データ及び最終決定のための論理的根拠も提供する。

C. 土地取得及び移転の範囲

本節では、

- (i) プロジェクトの潜在的影響について述べ、プロジェクト・コンポーネント又は活動の影響が及ぶ地域及び区域の地図を含む。
- (ii) 土地取得の範囲を説明（地図を提供）し、主要な投資プロジェクトにそれが必要な理由説明する。
- (iii) 取得する財産及び移転住民の面での主要な影響を要約し、
- (iv) 取得されるすべての共有的資源について詳細を提供する。

D. 社会経済情報及びプロフィール

本節では、社会的影響評価、センサス調査及びその他調査の結果を概説し、ジェンダー、脆弱性及びその他社会的分類毎の情報及び／又はデータを添える。

- (i) 影響を受ける人々及びコミュニティを定義、特定及び列挙し、
- (ii) 社会的、文化的及び経済的パラメーターを考慮し、土地及び財産の取得が影響を受ける人々及びコミュニティに及ぼしうる影響を説明し、
- (iii) プロジェクトが貧困層、先住民族及び／又は少数民族及びその他脆弱な集団に及ぼす影響について検討し、
- (iv) ジェンダー及び移転の影響並びに女性の社会経済的状況、影響、ニーズ及び優

先事項を特定する。

E. 情報記事、協議及び参加

本節は、

- (i) プロジェクトのステークホルダー、特に一義的なステークホルダーを特定し、
- (ii) プロジェクトサイクルの各段階において利用される協議及び参加のメカニズムを説明し、
- (iii) プロジェクト設計及びステークホルダーを呼び込む準備の期間にプロジェクト及び移転の情報を普及させるために実施する活動を説明し、
- (iv) 影響を受ける人々（ホストコミュニティを含む）との協議の結果を要約し、挙げられた懸念及び助言に移転計画の中でどのように対処したかについて要約し、
- (v) 移転計画案の影響を受ける人々への開示を確認し、それに続く計画を開示する取り決めについて言及し、
- (vi) 計画された情報開示施策（普及させる情報の種類及び普及方法を含む）並びにプロジェクトの実施段階における影響を受ける人々との協議のプロセスを説明する。

F. 苦情救済メカニズム

影響を受ける人々の懸念及び苦情を受理し、解決を容易にするためのメカニズムを説明する。影響を受ける人々にアクセスしやすい手続きであり、ジェンダーに対応していることを説明する。

G. 法的枠組み

本節は、

- (i) プロジェクトに適用される国内及び地方の法令及び規制を説明し、地方の法令と ADB の政策要件の間に存在する乖離を特定し、乖離を埋める方法について検討し、
- (ii) すべての移転住民について執行当局が行う法的及び政策的コミットメントを説明し、
- (iii) 評価並びに財産、収入及び生計の再取格価格での補償価格を決定するために用いる原則及び方法論を概説し、補償及び支援の資格基準並びに補償及び支援の提供時期及び形式を設定し、
- (iv) 土地取得プロセスを説明し、主要な手続き上の要件を満たすためのスケジュールを策定する。

H. 権利、支援及び便益

本節は、

- (i) 移転住民の権利及び資格を定義し、すべての移転支援施策（権利マトリックスを含む）を説明し、

- (ii) 女性及びその他特別な集団を含む脆弱な集団に対するすべての支援を具体的に説明し、
- (iii) 影響を受ける人々が適切な開発便益をプロジェクトから引き出せる機会について概説する。

I. 住宅及び居住地の移転

本節は、

- (i) 代替住宅、再取得価格での現金による補償及び／又は自己選択を含む住宅及びその他建造物の移転の選択肢を説明し（ジェンダー問題及び脆弱な集団の支援が特定されていることを保証）、
- (ii) 位置、サイトの環境評価及び開発ニーズに関する詳細情報を含む、検討中の代替の移転サイト、コミュニティとの協議、選択されたサイトの正当化事由を説明し、
- (iii) サイトの準備及び移転のスケジュールを提供し、
- (iv) 土地保有権の公式化及び移住した人々への権利の移転のための法的取り決めを説明し、
- (v) 移転住民の移転及び新しいサイトにおける定住を支援する施策を概説し、
- (vi) 都市基盤を提供する計画を説明し、
- (vii) 受け入れ集団との統合がどのようにして行われるかを説明する。

J. 収益の回復及び再建

本節では、

- (i) 生計へのリスクを特定し、人口データ及び生計資源に基づく項目別マトリックスを用意し、
- (ii) すべての種類の生計手段を回復するための複数の選択肢を含み、収入回復プログラム（プロジェクト便益の共有、収入を共有する取り決め、土地等の共同出資、持続可能性の議論及びセーフティネット等）を説明し、
- (iii) 社会保険及び／又はプロジェクトの特別資金を通じて社会的セーフティネットを提供するための政策を概説し、
- (iv) 脆弱な集団を支援するための特別な施策を説明し、
- (v) ジェンダーへの配慮を説明し、
- (vi) 訓練プログラムを説明する。

K. 移転予算及び資金提供計画

本節は、

- (i) 移転ユニット、職員の研修、モニタリング及び評価並びに融資実行中における移転計画の策定を含むすべての移転活動について項目別の予算を提示し、
- (ii) 資金の流れ（年間の移転予算によって主要項目について予算で予定される支出は示されるべきである）を説明し、
- (iii) 補償価格の計算に用いた（物理的及び価格の両面における不測の事態を考慮し

- た) すべての前提の正当化事由並びに再取得価格に言及し、
- (iv) 移転計画の予算の資金源に関する情報に言及する。

L. 制度的な取り決め

本節は、

- (i) 移転計画の各施策を実施するための制度的な取り決めにおける責任及びメカニズムを説明し、
- (ii) 必要な場合に、技術支援も含む、組織的なキャパシティ・ビルディング・プログラムについて言及し、
- (iii) NGO が関わっている場合には NGO の役割並びに移転計画及び管理における影響を受ける人々の団体の役割を説明し、
- (iv) 移転計画及び管理に女性団体の関わり方について説明する。

M. 実施スケジュール

本節は、すべての移転及び再建活動について期限を定めた詳細な実施スケジュールに言及する。実施スケジュール共工事のプロジェクト・スケジュールと同期した移転活動のすべての側面を網羅し、土地取得のプロセスと時間軸を示すべきである。

N. モニタリング及び報告

本節は、移転計画の実施状況をモニタリング及び評価するために、プロジェクトに適切なメカニズム及びベンチマークについて説明する。影響を受ける人々のモニタリングのプロセスへの参加の取り決めを具体的に説明する。また本節では報告の手続きについても説明する。

翻訳資料 2 - 4

ADB セーフガード政策 付属書 6

環境社会問題に対処するためのカントリーセーフガードシステムの活用の強化

A. 前書き

1. アジア開発銀行（ADB）のセーフガード政策は、ADBの開発目標であるプロジェクトの社会的及び環境的持続可能性と貧困削減を達成するための柱である。ADBは開発途上加盟国（DMC：Developing Members Country）が彼らの法的枠組み、制度的な取り決め、そしてセーフガードを遂行するための行政手続きを有しており、また政府、プロジェクトスポンサー、実施機関、そしてその他のステークホルダーの能力や実績の向上がそのような政策や枠組みを効果的に実施するために重要であることを認識している。ADBはまた、そのようなカントリーセーフガードシステムの更なる発展が、アジア太平洋地域において社会的及び環境的に持続可能な開発を促進することになると認識する。

B. 用語及び根拠

2. **定義。** カントリーセーフガードシステム（CSS：Country Safeguard System）は、国家、地域もしくはセクター別の実施制度、そして環境的及び社会的セーフガードの政策分野に関する関係法、規定、規則そして手続きから成る国家の法的及び組織的制度を意味する。⁷
3. **根拠。** ADBとその他の開発機関による業務経験、評価そして調査は、開発機関のセーフガード政策の効果は、セーフガード政策の原則と要件がどの程度DMCsの意思決定の文化や社会経済的脈絡に根ざしているかに依ることを示している。それはまた、開発機関が、すでにあるDMCsの法的枠組み、政策及び制度を強化する努力を支援し、彼らとより直接的に連携する場合、開発援助の効果を高めることができることも表している。
4. 過去10年において、多くのDMCsは環境アセスメント、非自発的移転そして先住民族に関する新しい国家政策、法律、そして手続きを更新及び／もしくは採択してきている。DMCsの何カ国かにおいては、法的制度や手続きがADBのセーフガード政策原則や要件と同等の場合もあり得る。その他のDMCsにおいては、法的枠組みと組織の能力が弱いままで、大幅な改善と能力開発の努力が求められる。CSSの強化と活用のためのDMCsとのパートナーシップの構築は、彼らのセーフガードのオーナーシップを高め、開発効果を拡大する助けとなることができる。

⁷ この定義は世界銀行の環境的及び社会的セーフガードのためのカントリーシステムに概ね一致する。

適切な能力開発の対策を伴う場合、CSSの活用はプロジェクト実施の質と適時性を向上することによってリスクを軽減できる。

5. 業務評価局（Operations Evaluation Department）によって行われたADBの3つのセーフガード政策の特別評価調査は、ADBの既存のセーフガード政策と実施手続きは「万能の（one-size-fits-all）」アプローチを取っており、DMCs全体の異なった法律や制度的な枠組み、実施能力そして実績を区別していないと指摘した。同局はセーフガード政策の改定は、環境的及び社会的セーフガードのためのCSSへの信頼及びCSSの能力を高める戦略的アプローチを策定する機会を探るよう勧告した。
6. 世界銀行と米州開発銀行は、既にCSS⁸を活用する方向で努力をしてきている。CSSを評価するためのADBの戦略アプローチと手法は、このような開発パートナーとの調和を促進し、改善された投資サービスの手順を合理化及び迅速化し、そして借入人／顧客はプロジェクトの並行的なプロセスや重複する業務を行う必要がないため事務処理費用を削減することにつながる。
7. **ADBのアセスメントの経験及びカントリーセーフガードシステム。**ADBは、プロジェクトの過程の中で、厳密ではないが、DMCの法的要件や制度的能力を評価してきている。例えば、ADBは通常プロジェクト準備及び審査プロセスでは、DMCsとADBのセーフガード要件との隔たりを特定するためのデューデリジェンスを行っており、また、社会面や環境面の計画や貸付契約のドラフトを策定し目標とする能力構築対策を展開する施行機関の実施能力を評価している。しかしながら、そのような評価は通常プロジェクトレベルに限られ、多くの場合、体系的で厳密なCSSの分析は欠けている。
8. プロジェクトレベルでのこのアプローチは、DMCsとADBにとって有用な経験を提供する場合がある一方、それは非公式で一貫性のない方法で実行されてきた。DMCsが次第に独自の環境的及び社会的セーフガードのシステムを構築し、それらの更なる強化をしようとすることによって地域での継続的な開発に対応するため、ADBはCSSを評価するための厳格で透明性のある手法を開発し、またより体系的にCSSを強化し活用するための戦略的アプローチを採用する必要がある。

C. ADBが支援する業務におけるカントリーセーフガードシステムの強化と活用のための全般アプローチ

⁸ 2004年に、世界銀行は14カ国の20プロジェクトでCSSの活用に関する2年間のパイロットプロジェクトを開始した。2007年12月、世界銀行はこのプログラムの評価報告書を発行し、それを更に3年延長した。2006年、米州開発銀行は「国内カントリーシステム」の活用の検討を提供する、環境及びセーフガードコンプライアンス政策を承認した。

9. ADBは、借入人の能力開発に焦点を置いたDMCsのCSSの強化と効果的な適用を支援することを表明する。同時に、ADBのプロジェクトにおけるCSSの適用が、ADBの政策目標や原則の達成を損なわないことを確保する必要がある。ADBは、(i)CSSがADBの政策と同等のものである、そして(ii)適用される法律、規定、規則そして手続きを実施するための容認可能な能力及びコミットメントを借入人が有する、という条件において、国家、地域、セクターもしくは機関レベルで、ADBが支援するプロジェクトに付随する社会的及び環境的影響やリスクを特定し、管理するために借入人のCSSを活用することを検討する場合がある。
10. **同等性と許容性。**同等性と許容性はCSSの活用を決定するための2つの条件である。ADBは、借入人のシステムがADBと同じ目標を達成するよう考案され、そしてADBのセーフガード政策（16-18ページ）に示されている政策範囲、誘因、及び適用原則を着実に実行する場合は、借入人のCSSはADBのものと同等であるとみなすであろう。ADBはまた、借入人のシステムの活用を決定する前に借入人の実施プラクティス、実績及び能力の許容性を評価する。以下の評価アプローチが採用される。
- (i) **国家／地域／セクター／機関レベルでの評価。**ADBはCSSの同等性や国家、地域、セクターあるいは機関レベルでの借入人の実施能力の適性を評価し判断する責任がある。評価において、隔たりが合理的に対処されることが評価で明らかとなった場合、ADBと借入人は行動計画に含まれるための隔たりを埋める具体策に合意する。必要に応じて更新される他の開発パートナーによる最近の分析的調査と評価は、CSS評価のために利用することができる。他の開発パートナーとの共同評価が推奨されている。この段階中、ADBは自行が資金を提供するいかなる特定プロジェクトへもCSSの適用を検討しない。そして、ADBのセーフガード政策（SPS）に具体化されたセーフガード要件を適用することとする。
- (ii) **プロジェクトレベルでの評価。**CSSがADBと同等であり、また能力が国家、地域、セクターもしくは機関レベルで許容されると判断された時点で、ADBはその国、地域、セクターにおける、もしくはその機関が出資するプロジェクトで、ADBが資金を提供するプロジェクトへのCSSの適用を検討する場合がある。各プロジェクトにおいて、ADBはまた、実際にプロジェクトにCSSの活用を導入する前に、（能力、業績、そして執行及び実施機関のプラクティスを含めた）許容性評価を行う。評価はプロジェクトの準備期間中、計画プロセスの一部として行われる。ADBはまた、必要に応じて借入人が能力構築のプログラムを策定し、それをプロジェクト計画の中に統合する支援を行う。許容性評価の結果は文書化され、ADBの総裁への報告と勧告に反映される。

11. **カントリーセーフガードシステム強化のための隔たりの対処。** 目標を満たし、ADBのSPSに示される政策範囲や要因、そして適用原則（16-18ページ）に順守するため、借入人がCSSを強化しなければならない場合、またそうすることを確約する場合、ADBは同等性を判断する際に、CSS強化のための対策を考慮に入れる場合がある。同様に、借入人がセーフガードを効果的に実施するために備える実施プラクティス及び能力を強化する必要がある場合、そしてそうすることを確約する場合、ADBは許容性の判断をする際、借入人の実施能力やプラクティスを強化する対策を考慮に入れる場合がある。そのような対策は、借入人が関連のプロジェクト活動の実施を執り行う前に実行されることになり、またADBの支援努力を含む場合がある。借入人はADBや他のパートナーの助けを受けて、合意された時間枠内でそのような対策を盛り込んだ行動計画を準備する。同等性のための行動計画は、法律及び規定の制度への必要な改善を通じて、ADBのセーフガード政策の目的、範囲、誘因、そして原則とCSSとの整合をいかに高めるかに焦点を当てる。能力構築のための行動計画は、借入人に関する明らかな能力開発問題に対処し、主要な制度を横断するものとする。
12. **カントリーセーフガードシステムのレベル。** ADBは、(i)特定のCSS、国やセクターあるいは機関の状況、そしてDMCにおいてADBに期待される業務、についてのADBの現在の知識に関する借入人との議論や対話、(ii)同等性と許容性の評価の結果、そして(iii)隔たりを埋めるための行動計画を実施する借入人のコミットメント、に基づき、国家、地域、セクターあるいは機関レベルのような様々なレベルへのCSSの適用を検討する場合がある。
13. **カントリーセーフガードシステムの適用範囲。** 同等性と許容性の程度はセーフガード特有のものなので、CSS評価の結果次第では、国家、セクターもしくは機関は1つ、2つあるいは3つ全てのセーフガード分野（環境、非自発的移転、先住民族）のためのCSSアプローチの資格を得る場合がある、
14. **公開と協議。** 可能な範囲で、CSSの強化及び活用の理由を伴った提案は、国別パートナーシップ戦略もしくは国家パートナーシップ戦略進展報告書に提示される⁹。国別パートナーシップ戦略に関する文書はADBのパブリックコミュニケーション政策（2005）の要件に従って公開される。国家、地域、セクターあるいは機関レベルでの同等性及び許容性評価のドラフトが完成すると、文書化され、パブリックコメントのためにADBのウェブサイト公開される。ADBは、政府やNGOを含めたステークホルダーからの意見を求めフィードバックするための国内での協議ワークショップを開催する。同等性及び許容性評価報告書の最終版は、完成するとADBのウェブサイト公開される。CSSの変更を反映して更新した評

⁹ 例えば、カントリーパートナーシップ戦略、カントリーオペレーションビジネスプラン及び中期レビュー報告書。

価がある場合もまた、完成次第ADBのウェブサイトで公開される。プロジェクトレベルでの許容性評価に関する問題は、プロジェクト準備で行われる通常のセーフガード公開と協議プロセスの要素となる。

15. **CSSの除外。** CSSは極めて複雑で影響を受けやすいプロジェクトでは適用されない。これらのタイプのプロジェクトは、ADBの通常のプロジェクト過程の要件の下で検討される。
16. **段階的アプローチ。** CSSの活用は、政策の施行後、最初の3年間は地域、セクターあるいは機関レベルに絞って、限られた数の国を含めるものとする。CSSの適用と活用の効果の中間レビューは、政策が施行されて3年後に行われる。
17. **カントリーセーフガードシステムの変更。** CSSの適用中に、国家、地域、セクターもしくは機関レベルで適用される法律や規定、規則、あるいは手続きに変更があった場合は、ADBはこれらの変更の影響を評価し、借入人とそれらについて議論する。ADBの判断が、変更はCSSに更なる向上をもたらすものであるとする場合、そして借入人がそう要請する場合、ADBは、(i)これらの改善を反映するため、業務に適用される法的合意を改定すること、そして必要に応じて法的合意を修正すること、そして(ii)同等性及び許容性評価を更新すること、に合意する。マネジメント文書は、そのような合意のいかなる変更をも説明、理由付けし、そしてそれらを理事会承認のために提出する（通常異議なしの原則で）。CSSが借入人とADBの間の法的合意と一致しない方法で変更される場合、ADBの契約の救済措置を適用する。

D. ADBの責任と説明責任

18. **同等性評価及び許容性評価。** ADBはCSSの同等性及び借入人の実施プラクティスと能力を評価し、判断する責任がある。ADBは以下の行動を取る。
 - (i) 借入人と協力してCSSを強化するため必要な対策行動の特定を含め、ADBのセーフガード政策の目的、範囲、誘因、そして原則へのCSSの同等性、及び借入人の実施プラクティス、実績及び能力の許容性を評価する。
 - (ii) 顧客が評価の結果に基づいた行動計画を策定し、行動計画の規定をCSS活用のための法的合意に取り入れるための支援をする。法的合意は、借入人が行動計画の実施を停止する場合、ADBがCSSの活用を凍結し独自の政策に立ち戻ることができるものとする。
 - (iii) 同等性評価の結果を議論し検証するため、また行動計画に概略が示された提案対策に関する合意を模索するため、DMCの代表と共にステークホルダーとのコンサルテーションを行う。
 - (iv) プログラムローンや技術支援を通して、行動計画の策定や実施に必要な技

術的及び資金的支援を提供し、行動計画の実施を監督する。

19. **プロジェクトレベルでの文書審査と監督。** CSSの活用は、提案されたプロジェクトの理事会承認の前に行われるADBのセーフガード審査の責任を除くものではない。唯一の違いは、審査がCSSの下の要件及び合意された行動計画に基づくということである。理事会がCSSを活用したプロジェクトを承認した後、ADBの監督は他の投資プロジェクトと同様の手順に従う。
20. **アカウンタビリティメカニズム。** CSSの活用は、スペシャルプロジェクトファシリテーター及びコンプライアンスレビューパネルのADBの事務所の役割を含め、ADBのアカウンタビリティメカニズムの役割や機能を変更するものではない。申し立てが発生した場合は、ADBのプロジェクト監督と同様に、コンプライアンスレビューパネルは、実質的にSPSの目的を達成するADBの政策の範囲や誘因とCSSに適用される原則(及び同等性を達成するための追加的な対策)とのADBの同等性の評価を審査することがあり得る。CSSの活用は、ADBの独立評価局の役割を変更するものではない。

E. 借入人の責任

21. **カントリーセーフガードシステム評価と行動計画の策定。** 借入人は同等性及び許容性評価を支援し、またこれに参加する。借入人／顧客は以下を行う。
 - (i) 全ての関連文書、データ、情報のADBの評価チームとの共有の促進と、必要に応じたセミナー及び／あるいはワークショップの開催。
 - (ii) 評価の結果を議論し検証するためのステークホルダーとの協議の開催と実施の支援。そして
 - (iii) 必要な変更に対処する対策の概要を示す行動計画の策定。
22. **実施。** 借入人は同等性を達成し、維持するのと同時に、行動計画の実施を含め、ADBの評価に沿った受け入れ可能な実施プラクティス、実績、そして能力を展開する責任がある。CSSを活用する各プロジェクトにおいては、借入人は本SPSに示されている政策原則を満たすことを確実にすべく必要があるCSSの条項を特定する。これらの条項は、CSSの構成や業務のタイプのような要因によってプロジェクトごとに変わる場合がある。全ての場合において、これらの条項、及び同等性と許容可能な実施を達成し維持するために取られる必要のある他の追加的な対策は、ADBの通常契約救済措置への借入人の契約義務の一部となる。

F. 資源として必要となるもの

23. CSSの強化と活用に関するプロセスは、国レベル、地域レベル、もしくはセクタ

ーレベルの上流に向かった評価及びプロジェクト準備期間中は資源集約的であるけれども¹⁰、コスト削減が中長期的に求められる。これは、長期に渡り同等性と許容性の評価が増加する可能性があるためである。CSSのADBのプロジェクトへの適用は、(i)評価後に開かれる協議を含めた同等性及び許容性評価の実施、(ii)CSS強化のための中長期的な能力開発活動の体系化、(iii)ADB職員の訓練、(iv)CSSポートフォリオのモニタリングと監督、のためのコストを伴う。

24. 中期的に、CSSに付随する増加コストはある。需要主導ベースでCSSの同等性評価を行うため、毎年、追加的な専門スタッフウィークが求められる場合があるだろう。これには、各同等性評価のための5-12週間のスタッフウィーク、そして許容性評価のための更なるスタッフウィークが含まれる場合がある。潜在的に増加する資源要求は、必要に応じてコンサルティングスタッフの関与によって部分的に満たすことができる。さらに、世界銀行はCSSの診断のための手法の開発や適用において重要な役割を担っており、この分野での協働に強い関心を持っている。世界銀行のようなパートナー機関と連携することはまた、効果の向上を可能とし更なる資源効率を確実にする。

¹⁰ 世界銀行の経験は、評価及びパブリックコンサルテーションを実施するための、また評価報告書を準備するための、スタッフの投入とコンサルタントの時間の高い水準での必要性を示す。

翻訳資料 2 - 5

EBRD 環境社会政策

A. 本政策の目的

1. EBRD は、その組織構成条約である EBRD 設立合意 (the Agreement Establishing the EBRD) ¹¹ に準じて投資及び技術協力活動全般における「環境と調和した持続可能な開発」を促進することを表明する。当行¹² は、持続可能な開発が堅実な業務管理の基本的側面であると確信する。よって、市場に基づく経済への移行を助長し、民間の企業家精神を促進するための EBRD のマנדートと持続可能な開発へのコミットメントとは表裏一体である。EBRD が資金を提供する全てのプロジェクトは、追加性、(経済) 移行へのインパクトや堅実な銀行取引についての当行の中心的な運営原則を満たさなければならない。さらに、当行は持続可能な開発に融資することは EBRD の最も高い優先事項の位置にあることを認識する。
2. 本政策は、持続可能な開発の環境的及び社会的局面を対象とする。本政策の目的のため、社会的局面には (i) 職業的な衛生や安全を含む労働基準及び労働環境、そして (ii) 公衆衛生、安全及び保障、ジェンダーの平等、先住民族や文化財への影響、非自発的移転、また基本サービスの購入のしやすさ、を包含する。本政策は、環境的及び社会的持続可能性を促進するコミットメントをどのように当行が実行に移すかを概説する。
 - 社会的及び環境的配慮を当行の全ての活動において主流化すること。
 - 顧客のために、当行にとって容認できる時間枠で顧客が満たすことになっている環境的及び社会的パフォーマンス・リクワイアメントを策定すること。
 - 環境的・社会的政策及びパフォーマンス・リクワイアメントに沿って持続可能な成果を達成する上で、EBRD とその顧客の両者それぞれの役割や責任を定義すること。
 - 環境的及び社会的便益の高いプロジェクトを促進するための戦略目標を設定すること。

B. EBRD のコミットメント

3. EBRD は、環境面及び社会面のアプレイザルやモニタリングプロセスを通じて確保を追求することは、当行が資金を提供するプロジェクトが：
 - 環境的及び社会的に持続可能であること。

¹¹ Agreement Establishing EBRD の条項 2.1 (vii) を参照。

¹² 本政策において、“the EBRD (EBRD)” と “the Bank (当行)” とが交互に用いられる。

- 影響を受ける労働者やコミュニティの権利を尊重すること。
- そして、適用される規制上の要件や国際的なグッドプラクティスに従って計画、運営されること。

この目標を、実質的な好結果に転換するため、当行は環境的及び社会的影響や問題の重要分野を対象とした、顧客が満たすこととなる包括的な一連の具体的なパフォーマンス・リクワイアメント（PRs）を採択している。当行は欧州連合（EU）の環境基準と同様に、当行が署名しており、また PRs に反映されている環境のための欧州原則（the European Principles for the Environment）¹³を促進することを表明する。当行は、顧客のプロジェクトが PRs を満たすよう、プロジェクトに関連する環境的及び社会的な問題を評価し管理することを顧客に求める。当行の役割は：(i) 顧客のアセスメントを審査すること、(ii) 負の社会的及び環境的影響を PRs と整合性を取って回避するための、あるいは回避が不可能な場合は最小化、緩和、オフセットもしくは補償するための、適切で効果的な対策を顧客が策定する支援をすること、(iii) 追加的な環境的あるいは社会的な便益のための機会を特定する支援をすること、そして (iv) 当行がプロジェクトにおける資金的な関与¹⁴を維持している限り、プロジェクトの環境的及び社会的な合意への順守を監視すること、である。

4. 当行は、体系的な持続可能な開発の移行の側面とこの分野での戦略的アプローチの効果をより明確に反映するため、提案プロジェクト¹⁵の（経済）移行へのインパクトの評価を強化する。持続可能な開発の目標を追求する EBRD が資金提供する全てのプロジェクトは、当行の移行マンドートと完全に一致する。
5. 当行は、例えば、プロジェクトの影響を受けるコミュニティへの社会経済的利益、そして適切で実行可能な場合は、プロジェクトの影響を受ける集団のこれらの利益への平等なアクセスのような、追加的な環境的及び社会的便益を実現する可能性がある融資プロジェクトを模索する。気候変動の緩和と適応、砂漠化、生物多様性保全、エネルギー及び資源効率、貧困撲滅、働きがいのある人間らしい仕事、社会的疎外の減少、基本サービスへのアクセス、ジェンダーの平等、透明性及び社会開発のような EU 戦略と関連する実施の促進、また地域が直面する優先的な環境的、社会的な課題に集中する要素を含むプロジェクトには特別な注意が払われる。EBRD はまた、提案されたプロジェクトがホスト国の発展や、経済的、社

¹³ 環境のための欧州原則（EPE）はwww.eib.org/infocentre/epe/declaration/index.htmに掲載されている。EPEは融資プロジェクトに関連する環境の原則、プラクティス及び基準の調和を高めることを目指すことに対応するため始められたイニシアチブである。EPEはEC条約やEUの第二の法律に組み込まれているプラクティスや基準における環境の原則のガイドとして定められた。EPEのコミットメントはPRs1、2、3、4及び10に反映されている。

¹⁴ 本政策の目的のため、当行は延払い期間の、売却したもしくは投資（債権や株式）から手を引いたプロジェクトにおける資金的関与を持つことを検討しない。

¹⁵ プロジェクトの transition impact は当行の Office of the Chief Economist（OCD）によって評価される。

会的、環境的な意味において影響を受けるコミュニティが広く恩恵を受けることに貢献することが期待できるかどうか検討する。EBRD は、顧客が活動に価値を加え、長期に渡って持続可能性を向上し、そして彼らの環境的及び社会的管理能力を強化するのを支援するため、彼らとのパートナーシップを構築する。

6. 当行は、気候変動の緩和と適応の重要性と、地域での当行の活動にとってそれらが最優先にあることを認識している。EBRD は、特に温暖化ガスの削減、適応、再生可能エネルギー促進及びエネルギー効率の改善に関して、業務においてこれらの要素の取り扱いを強化することを考慮して気候変動に対するアプローチを更に進展する意向である。
7. EBRD は企業の透明性¹⁶、説明責任、またステークホルダーとの関わりの原則に深く関与していく。当行は、継続的に、自行の環境的及び社会的問題に関するパフォーマンスに関しての情報を公開し、当行のステークホルダーのコミュニティと意味のある対話を行う。当行は顧客間の類似したグッドプラクティスを促進する。特に、EBRD は顧客が彼らのステークホルダーを特定し継続的に交流し、そしてプロジェクトに関連する影響にふさわしいと当行が見なす方法で、情報公開や協議、そして情報を提供した上での参加を通じて影響を受ける可能性のあるコミュニティと関わり合うことが求められる。ステークホルダーとのそのような交流は、批准の状況に関わらず、国連欧州経済連合（UNECE）の環境に関する、情報へのアクセス、意思決定における市民参加、司法へのアクセスに関する条約¹⁷（the UNECE Convention on Access to Information, Public Participation in Decision-Making and Access to Justice in Environmental Matters）、EU 環境アセスメント指令（the EU Environmental Impact Assessment Directive）、及び国境を渡る著しい環境影響が起きる可能性のあるプロジェクトでは、UNECE 越境環境アセスメント条約¹⁸（the UNECE Convention on Environmental Impact Assessment in a Transboundary Context）の精神、目的及び最終的な目標と一致する必要がある。
8. EBRD は（野生生物、漁業、林産物のような）自然の生物多様性資源の保全、管理及び持続可能な利用のための予防的アプローチを支持し、業務に重要な生息地を保護するための対策、また可能な場合は自然生息地とそれを支える生物多様性を高める対策を含むことを確保にするよう努める。
9. EBRD は投資を通じて、関連する原則や環境、労働者、企業責任¹⁹及び環境情報へ

¹⁶ グッドガバナンス、マネーロンダリング、汚職及び腐敗、歳入の透明性、そして当行の他の政策文書に記述されている関税の公開に関する特定の要件を有する。

¹⁷ オーフス条約： www.unece.org/env/pp/

¹⁸ エスポー条約： www.unece.org/env/eia/

¹⁹ 国際労働機関（ILO）の多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言（Tripartite Declaration of Principles concerning Multinational Enterprises and Social Policy）、経済協力開発機構（OECD）の多国籍企業行動指針（OECD Guidelines for Multinational Enterprises）を含む、企業責任に関して国際的に合意された手段。

の一般市民のアクセスに関連する国際法の規則の効果的な実施に貢献するよう積極的に努める。これらの原則や規則は、条約、協定、及び多国間、地域、あるいは二カ国間合意のような法的文書及び関連する法的拘束力のない文書に記載されている。EBRD は、プロジェクトアプレイザル中に特定されるような環境保全、人権及び持続可能な開発に関する国際的な関連条約や合意における国の義務に反するプロジェクトに意識的に融資をしない。

10. EBRD は活動する国で、地域や部門レベルでの持続可能な開発を促進するため、他の国際金融機関、EU、二国間ドナー、UN の機関及び他の組織と効果的な介入において連携する。他の国際金融機関との協調融資プロジェクトの際、EBRD はプロジェクトのアプレイザル、プロジェクト要件、モニタリングに対する共通のアプローチに合意するよう彼らと協力する。
11. 技術協力活動を通じて、EBRD は資金を提供するプロジェクトを向上するための能力構築プログラムや他の形式の援助；例えば、持続可能なビジネスプラクティスや企業責任を促進すること、業務を行う国での環境的及び社会的問題の配慮や管理のために必要な能力を構築すること、あるいは当行の資金によるプロジェクトの潜在的便益への等しいアクセスを増幅することによる援助を提供する支援を結集するよう努める。
12. EBRD は政策対話に取り組む。そして適切な場合には、持続可能な開発に関する構造的な問題や固有の問題に対処するため、技術支援を提供し政府や他のパートナーと連携する。
13. 内部業務において、EBRD は環境管理（エネルギー及び資源効率、廃棄物削減、そしてリサイクルを含む）や人材管理（平等な機会、ワークライフバランス、衛生及び安全のような）のベストプラクティスを追求する。EBRD は、同様の高い環境社会基準に従うサプライヤーや請負業者と連携するよう努める。当行は、内部の物品やサービスの調達における持続可能性問題を考慮に入れる。

C. 環境的及び社会的配慮のプロジェクトサイクルへの統合：EBRD の役割と責任

プロジェクトアプレイザルのプロセス

全般的アプローチ

14. EBRD が融資するプロジェクトは全て、活動が資金を提供されるべきか、またもしそうならばどのような方法で環境的及び社会的問題が計画、資金調達、及び実施で対処されるべきかを EBRD が決定する助けとするため、環境面及び社会面のアプレイザルを受ける。社会面及び環境面の EBRD のアプレイザルは、財政面やレピュテーションリスクの評価、潜在する環境的及び社会的な機会の特定を含

め、EBRD の全体的なプロジェクトアプレイザルに統合されている。このアプレイザルはプロジェクトの性質や規模に適したものであり、環境的及び社会的なリスクや影響のレベルに応じたものである。アプレイザルは EBRD の資金によって支援されることとなる活動が、本政策や、パフォーマンス・リクワイアメント (PRs) に沿って実施されるかどうかを確かめるものである。要求されているデューデリジェンス調査、情報公開、そしてステークホルダーへの関わりを、PRs1 から 10 に沿って実行し、そしてこれらがアプレイザルの一部としての審査のために EBRD に提出することを確保するのは顧客の責任である。EBRD は提供された情報を審査し、プロジェクトが当行の要件を満たすためのガイダンスを顧客に提供する。

15. 環境面及び社会面の EBRD のアプレイザルは、3 つの重要な要素の検討を含む。:
 - (i) 提案プロジェクトに付随する環境面及び社会面の影響や問題、
 - (ii) 本政策に沿って、顧客がこれらの影響や問題に対処するための能力やコミットメント、そして
 - (iii) 本政策への順守を達成するための第三者の役割。

16. EBRD は、環境的もしくは社会的根拠に基づき、例えば、提案されたプロジェクトが、満足な方法で環境的及び社会的問題に対処できず、当行が適切であると考える時間枠に渡っても本政策の適用される PRs に設けられている要件を見たすことを期待できない場合、もしくは未解決の影響が受け入れがたいまま残っている場合などは、提案されたプロジェクトへの資金提供を控える可能性がある。さらに、EBRD が資金を提供しない活動にはいくつかのタイプがある。これらの活動のリストは、付属書 2 を参照のこと。

17. 本政策における「プロジェクト」という用語は、EBRD の業務のタイプに関係なく、EBRD の資金提供が顧客によって求められるビジネス活動を言う。EBRD の業務（すなわち資金を提供する行動のこと）は、提案されたプロジェクトの異なる金融のタイプ、例えばプロジェクトファイナンス／リミティッドリコースファイナンス、コーポレートファイナンス、運転資金、クアジーエクイティ、エクイティ、グラントといった範囲を含む。

18. EBRD は多くの特別基金や協力基金を運営する。全体あるいは一部を特別基金で融資されたプロジェクトもしくは活動は、本政策に従うものとする。協力基金でも、本政策は適用されるが、しかしながら、それらが本政策に一致するために与えられる環境的及び社会的問題に関連する追加的なドナー要件が適用される場合がある。

カテゴリ分類

19. EBRD は、提案されたプロジェクトを、以下の目的のため、環境的及び社会的基

準に基づき A/B/C/FI に分類する。: (i) 提案されたプロジェクトに付随して起きる可能性のある環境的及び社会的影響や問題のレベルを反映するため、(ii) 性質、場所、プロジェクトの規模や影響の受けやすさ及び可能性のある環境的及び社会的影響や問題の性質や度合いを考慮しながら、環境的及び社会的調査、情報公開、そして各プロジェクトに求められるステークホルダーとの関わりの性質とレベルを判断するため。

直接投資業務²⁰

20. 提案されたプロジェクトが、容易に特定もしくは評価されない、著しく、多岐に渡る負の将来的な環境的及び／もしくは社会的影響や問題を引き起こす可能性があるとしてカテゴリ分類の時点で結論付けられ、そして PRs に沿って独立的な第三者の専門家によって様式化された参加型のアセスメントプロセスを求める場合、カテゴリ A として分類される。カテゴリ A の指標リストは本政策の付属書 1 に示されている。
21. 提案されたプロジェクトが、引き起こす可能性がある負の環境的及び／あるいは社会的影響が概して特定の場所に限定されている場合、そして／もしくは緩和策を通じて容易に特定され対処される場合は カテゴリ B として分類される。これらの影響は過去、現在もしくは将来的な活動から起き得る。デューデリジェンスの要件は、プロジェクトによって変化する場合があり、また PR1 に沿って個別に EBRD と合意される。
22. 提案されたプロジェクトが、負の環境的もしくは社会的影響が最小限もしくは全くない結果となりそうな場合、よって カテゴリ分類を超えて更なる環境面及び社会面のアプレイザルが必要でない場合は、カテゴリ C として分類される。
23. 適切な カテゴリやデューデリジェンスの範囲を判断するため、カテゴリ分類の時点で十分な情報が入手できない場合は、EBRD の環境面及び社会面の専門家による初期の環境的及び社会的審査 (IESEs) を実行する。

金融仲介業務

24. 提案されたプロジェクトが、EBRD が金融仲介者 (FI) に資金を提供する場合は、FI として分類される。FI との連携は、EBRD が持続可能な金融市場を促進し、またマイクロ、小規模及び中規模企業 (SME) セクターに資金提供するよう EBRD を導く手段を提供するための重要な方法である。それらにはとりわけ、プライベートエクイティファンド、銀行、リース会社、保険会社及び年金基金が含まれる。

²⁰ 「直接投資業務」という用語は、「金融仲介業務」への対語として使われる。金融仲介業務の場合は、顧客は金融サービスプロバイダーである。他の全ての業務は直接投資と呼ばれる。

FI との関係構築に先立ち、(i) 当行の PR9 とそれらを実施する能力に関する FI の既存の環境的及び社会的政策や手順、そして (ii) FI の既存及び将来的に起きそうなポートフォリオに関する環境的及び社会的問題を評価するため、EBRD は FI 及びそのポートフォリオに関するデューデリジェンスを実施する。

ステークホルダーとの関わり

25. PR10 は、顧客が彼らのプロジェクトによって影響を受ける可能性があるステークホルダーを特定し、プロジェクトから挙がる問題や影響についての十分な情報を公開し、意味のあるそして文化的に適切な方法でステークホルダーと協議する、EBRD の顧客への要件を示すものである。当行はいくつかのケースで、プロジェクトに資金を提供する当行の潜在的な役割に関するステークホルダーの見解を探るために、カテゴリ A プロジェクトで独自の公開協議活動を行う可能性がある。ステークホルダーの特定と関わりは、必要に応じて、当行の技術協力活動の中に組み込まれる場合もある。
26. 業務の承認のために EBRD の理事会に提出される文書は、顧客のステークホルダー関与プログラム、顧客のプラクティスやプロジェクトの影響の可能性について、ステークホルダーによって表明されたコメントや意見、そしてこれらの問題が PR10 に沿って顧客によって対処されている、もしくははされるであろう方法の記述を含むものである。

パフォーマンス・リクワイアメント (PRs)

27. 当行が融資するプロジェクトは、持続可能な開発に関連する国際的なグッドプラクティスを満たすよう求められる。顧客そして／あるいは彼らのプロジェクトがこれを達成するのを支援するため、当行は以下に記載されるような環境的及び社会的問題や影響の重要分野のための具体的な PRs を規定する。:
- PR1 : 環境面及び社会面のアプライザル及び管理
 - PR2 : 労働者及び労働環境
 - PR3 : 汚染防止及び削減
 - PR4 : コミュニティの衛生、安全及び治安
 - PR5 : 土地取得、非自発的移転及び経済的移転
 - PR6 : 生物多様性保全及び持続可能な天然資源管理
 - PR7 : 先住民族
 - PR8 : 文化財
 - PR9 : 金融仲介者
 - PR10 : 情報公開及びステークホルダー関与

PRs1 から 8 及び 10 は、直接投資業務のための要件を含む。PR2 及び PR9 は金融

仲介業務を対象としている。各 PR はその目的、望ましい結果を定義し、そして顧客がこれらの結果を達成する助けとなる具体的な要件へと続く。関連の国内法への順守は全ての PRs に不可欠な要素である。

28. EBRD は、プロジェクトが適用される全ての PRs を満たすようプロジェクトを組み立てることを顧客に求める。この中核を成すのは、労働者、コミュニティ、そして環境への負の影響を回避すること、もしくは回避が不可能な場合、必要に応じてそのような影響を軽減、緩和もしくは補償することを追求するための、一貫したアプローチである。PRs はまた顧客が彼らの企業経営の持続可能性を向上する堅固な基盤を提供するものとなる。
29. EBRD によって融資される新しい設備やビジネス活動は、始めから PRs を満たすよう計画される。EBRD によって融資されるよう提案されたビジネス活動が、理事会の承認の時点で PRs を満たさない既存の設備に関係する場合は、顧客は EBRD が納得し、EBRD にとって受け入れ可能な時間枠内で、これらの設備が当行の要件への順守を達成するために、技術的及び財政的に可能で費用効率が高い、環境及び社会的行動計画（ESAP）を採択し、実施することが要求される。当行の業務が一般的なコーポレートファイナンス、運転資金、もしくはマルチサイト企業のためのエクイティファイナンスの提供である場合、顧客は（サイト特定のレベルに対して）企業レベルでの ESAP を策定し実施するよう要求される。
30. 27-29 項に記述される項目への代替的なアプローチが、特定のプロジェクトの状況によって要求される場合には、そのようなアプローチは、個別に理事会の検討の対象とされる。本政策へのいかなる逸脱の承認の決定においても、理事会はプロジェクトの総体的な環境的及び／もしくは社会的コストや便益について、提案されたアプローチとのバランスを取る。
31. 全てのケースにおいて、プロジェクトに適用する要件はプロジェクト概要文書に要約され、理事会に報告される。

第三者機関のパフォーマンス

32. 場合によっては、PRs に応じた社会的もしくは環境的な結果を達成するための顧客の能力は、第三者機関の活動に依存する。第三者機関とは、とりわけ、プロジェクト／顧客が実質的な関与を持つ政府機関、請負業者、サプライヤー、もしくは関連施設のオペレーターである。EBRD は、たとえ第三者機関のパフォーマンスに依存することになったとしても、自行が資金提供するプロジェクトが、PRs に一致する結果の達成を確保することを追求する。第三者機関のリスクが高く、顧客が第三者機関の行動や振る舞いに抑制や影響を与えうる場合、EBRD は顧客に PRs に一致する結果を達成するため、第三者機関と協力するよう求める。具体

的な要件と行動がケースごとに決定される。

法的文書

33. EBRD の顧客とのプロジェクトに関する投資合意は、EBRD の環境的、社会的及びステークホルダーとの関わりに関する要件を反映した明確な条項を含む。これらは適用される全ての PRs と ESAP（ある場合）への順守と同様、例えば環境的及び社会的報告書、継続的なステークホルダーとの関わり、独立した専門家による定期的な監査、「プロジェクト完了」の定義における環境パフォーマンス基準、終了監査、そして／もしくは必要に応じ、EBRD の職員や代表によるモニタリング訪問のための条項を含めたものである。法的文書はまた、適切な場合は、借入人や被投資企業が法的合意の期間中に環境的あるいは社会的条項を実施できない場合の当行の権利や／あるいは賠償について含むものである。

モニタリング

34. 当行は、プロジェクトの環境的及び社会的パフォーマンスがモニタリングされることは必須であると考える。モニタリングはいくつかの目的を果たす。第一に、ESAP の実施のような法的合意を含む様々な環境的及び社会的コンポーネントや、適用される基準が実質的に満たされていることを確保すること。第二に、投資に関係する継続的な環境及び社会的影響の経過を追い、緩和策の効果に関するフィードバックを提供すること。最後に、プロジェクト実施中に達成した改善を記録することによって、モニタリングデータが、どのように当行の投資がプロジェクトとポートフォリオレベルの両方で持続可能な開発に貢献しているかの指標としての機能を果たすことである。
35. モニタリングは顧客と当行の双方で行われる。モニタリングの範囲はプロジェクトの問題、影響及び順守要件、またこれらの問題や影響を十分にモニタリング・管理するための顧客及び／あるいは地元当局の能力に応じたものとなる。各プロジェクトにおいて、当行は、デューデリジェンスの結果や、行われた公開協議の結果に基づき、顧客と締結した法的合意の枠組みの中で、適切なモニタリングツールを指定し、PR1 もしくは PR9 のそれぞれに沿ったモニタリングプログラムを顧客と規定する。
36. 適切で時宜を得た ESAP の実施と、合意された環境的及び社会的条項への順守のため、当行は資金的な関与を維持する間、継続的にプロジェクトをモニタリングし、そしてそのモニタリングの結果²¹を顧客と共有する。モニタリングメカニズム

²¹ EBRD が株式投資をセールダウンし、最小限の株式を保有する場合、もしくはある公にリストされたあるいは取引された証券の場合、EBRD のモニタリング活動の能力は限られる場合がある。また、脚注 4 に示されたように、延払い期間にある EBRD が売却あるいは投資（債権、株式）から手を引いた場合

は、特に (i) ESAP や他の環境的及び社会的要件の実施に関して、顧客によって提出される定期的な報告書（最低限、年次）のレビュー、(ii) 著しい社会的及び環境的問題や影響のある投資の詳細レビューを行っている、当行の環境的及び社会的専門家もしくはコンサルタントによる顧客が ESAP を実施し、環境的及び社会的条項に順守しているかどうかを判断するためのモニタリングミッション、そして (iii) 顧客や当行に対して提出される、例えば独立専門家もしくは地元コミュニティの代表による第三者機関の定期モニタリング、を含む。

37. 負の社会的あるいは環境的影響を及ぼす結果となったアプレイザル、もしくは前回のモニタリング活動以降、状況が変化している場合、EBRD はそれらに対処するために顧客のための計画を立案するため、顧客と連携する。顧客が社会的及び環境的コミットメントに沿えない場合、ESAP や他の法的文書に表現されるように、EBRD は可能な範囲で順守を達成するため、顧客によって取られる救済策に関して、顧客と合意する場合がある。顧客が順守を回復できない場合、当行は法的文書に含まれるような適切と判断する行動及び／もしくは救済策をとる場合がある。EBRD はまた、プロジェクトに関連するいかなるパフォーマンス改善の機会も見直す。

評価

38. EBRD の環境的及び社会的パフォーマンス及び当行が資金提供したプロジェクトの環境的及び社会的側面の評価は、当行の業務から独立しており、直接理事会に報告をする当行の評価局（Evaluation Department : EvD）によって行われる。そのような評価の出発点は、コミットメントの際各プロジェクトで設けられる環境的及び社会的な目標、そして関連する環境政策、コミットメント時の国家及びセクター戦略効果である。EvD の評価基準とプロセスは、理事会によって承認された EvD 自身の手順の中に設けられている。

業務の変更

39. 変更は、プロジェクトの性質や範囲、あるいは承認や署名の後の EBRD の業務において、起き得る。そのような変更が、プロジェクトに関して、環境的あるいは社会的に大きな意味合いを持つ場合がある²²。そのような重大な変更が想定される際は、当行は本政策に沿って提案された変更のアプレイザルを実施し、他の追加的なデューデリジェンス調査、公開協議の要件、そして環境的及び社会的緩和策も変更された／再構築されたプロジェクトの文書に盛り込まれる。業務の変更が、

は、当行はそのプロジェクトに資金的利害を持つことを検討することはなくなる。

²² 貸付けからエクイティへの変換は、例えば、以前には承認されなかった、そして著しい環境債務や労働遵守問題のある可能性があったような、プロジェクト、サイト、設備に EBRD が関わることになる場合がある。

当行が承認したものと物理的に異なる、環境的及び／あるいは社会的シナリオをもたらす場合、その変更はシニアマネジメントに報告され、必要に応じて情報や承認のため理事会に提出される。

D. EBRD の公開の報告書と説明責任

40. EBRD は、温暖化ガスの排出に関する総計情報、EBRD が資金提供をするプロジェクトにおける環境の支出、そして EBRD のプロジェクトポートフォリオに付随した環境的及び社会的問題に関して集約した、制限のない情報と同様に、EBRD の内部の環境社会パフォーマンスに関連する報告を含む、活動の持続可能性年次報告書を公表する。
41. EBRD の投資に係る環境的及び社会的な問題は、当行の情報公開政策（Public Information Policy : PIP）²³で求められている通り、EBRD のプロジェクト概要文書（Project Summary Documents : PSD）にプロジェクト要約される。
42. EBRD は、当行が資金提供したプロジェクトに関する申し立てを評価しレビューするため、独立的請願メカニズム（Independent Recourse Mechanism : IRM）を設けている。IRM は、苦情や訴えを提起する EBRD の銀行業務から独立した手段を、直接的にそして不利に影響を受ける地元の集団に与えるものである。IRM は、当行が自らの政策、特に本政策及び特定のプロジェクトに係る PIP の、プロジェクトに特化した条項に順守しているかどうかを評価する順守調査（Compliance Review）機能、そして苦情や訴えが挙げられている問題を解決するという視点で、関係者間、主には影響を受ける集団のメンバーとプロジェクトスポンサーの対話を修復する目的のある問題解決機能の二つの機能を持っている。申し立てを評価するに当たり、順守調査もしくは問題解決の取り組み、あるいはその両方への勧告が出される場合がある。もしくはどちらについてもない場合もある。²⁴

E. 他機関とのパートナーシップ業務を含む、環境的及び社会的便益が高い投資の促進

43. 環境的及び社会的影響もしくは全ての業務に付随する問題のモニタリングに加えて、EBRD は、特に大きな環境的及び社会的便益を生むために計画されたプロジェクトやイニシアチブを促進する、積極的で革新的なアプローチを取る。このアプローチには、以下を含む。

- ・ 効果的な管理システムの開発を含む、既存のあるいは提案された EBRD の

²³ PSD は、EBRD の出版物デスクやビジネスインフォメーションセンター（BIC）、あるいは EBRD のウェブサイト（www.ebrd.com）で入手が可能。

²⁴ www.ebrd.com/about/integrity/irm/about/参照。

プロジェクトを補完する技術支援を提供すること。様々な良質な計画の下で認証を獲得すること、そして顧客がベストプラクティスを認定し適用する支援をすること。

- ・ EBRD の顧客が環境的あるいは社会的問題により良く対処できるよう、政策や規制改革、制度的な能力構築、部門に渡る調査や戦略アセスメントを含めた効果的な環境を向上すること。
- ・ 環境的あるいは社会的便益の高い新事業の可能性を探るためのパイロットプロジェクトに資金を提供すること。

44. これらのイニシアチブのため、EBRD は顧客、ドナー、そして他の国際的組織と協力関係を探る。EBRD はドナー政府、国際機関、業務国、そして市民社会と環境的及び社会的問題に関する定期的な対話を継続する。
45. EBRD は環境的及び社会的アセスメントもしくは必要に応じた監査を含む、環境社会デューデリジェンスやプロジェクトアプレイザルを通じて、環境的及び社会的な向上の機会を特定するための体系的なアプローチを開発することを目指す。これらの機会の特定は、顧客がプロジェクトの環境的、社会的、業務的、そして経済的パフォーマンスを向上する方策を取り入れることを可能にするのと同様に、彼らが EBRD の健全な銀行業務と（経済）移行へのインパクトの基準を満たす助けとなる。
46. EBRD は環境的な改善と効果的な資源利用、水供給、公衆衛生そして固形廃棄物管理のような、地方の環境基盤へ融資することによる、環境改善、効果的な資源利用、そして配分を支援する。EBRD は関税率の変更がどの程度、一定の消費団体に対して購入のしやすさの問題を創出するかを評価し、負の社会的影響を緩和する効果的な支援スキームが開発されるか整えられることで納得する。EBRD は、特にエネルギー効率と再生可能エネルギーへの投資によって、また気候変動適応におけるベストプラクティスを支援することによって、気候変動緩和及び適応を支援する。ジェンダーの平等を含む、環境的あるいは社会的便益の大きいプロジェクトを促進するその他の優先分野は、本政策の 5 項に沿って特定される。

F. 国別及びセクター別戦略

47. EBRD の国別及びセクター別戦略それぞれには、EBRD の持続可能性マニフェストを反映し、また技術協力プロジェクトを含む EBRD の提案活動の環境的及び社会的意味合いや機会を記述するセクションを含む。戦略は、関係国／セクターにおける主要な環境、人権、ジェンダーの平等、そしてその他の社会的問題を要約し、必要に応じてこれらの問題を業務に取り入れるための EBRD の提案を提示する。

国別戦略は、その国の環境、社会、人権に関する問題を記述するため、国の環境的及び社会的戦略や計画（例えば、国家環境行動計画、国家持続可能な開発戦略、気候変動適応戦略、EU 加盟戦略、欧州パートナーシップ及び欧州近隣国政策合意／行動計画、ILO 働きがいのある人間らしい仕事 (Decent Work) 国別プログラム）、市民社会活動及び他の国際機関、特に世界銀行や EU の環境的及び社会的開発事業を参考にする。

G. 組織及び実施制度

48. 上記の戦略的指針が適切に対応されることを確実にするため、EBRD は本政策の効果的な実施を確保するために必要な資源を配置する。当行は、環境面及び社会面のアプレイザル、モニタリングプロセスを監視するため、また環境的及び社会的に有益なプロジェクトに着手及び展開するために十分な人材資源を維持する。
49. 本政策は、理事会承認 6 ヶ月後に施行する。本政策の施行以前に当行のマネジメント²⁵による初期的な承認を受けているプロジェクトは、2003 年の当行の環境政策の対象とする。
50. EBRD は環境的及び社会的手続き、適切なガイダンスノート、本政策を支援するためのツールを策定、維持し、そして職員が本政策の要件に関する必要な訓練を受けることを確保する。
51. EBRD は、これらの最終化に先立ち、一般的な政策に関する問題や全てのセクター政策に関する意見が求められる環境的及び社会的諮問機関 (Environmental and Social Advisory Council : ESAC) によって継続的に支援される。同機関の意見は EBRD の資金提供に関するプロジェクトに特化した問題に関しても求められる場合がある。
52. EBRD は、本政策のねらいに対する環境的及び社会的パフォーマンスを継続的にモニタリングし評価する。理事会の承認の対象であるパフォーマンス・リクワイアメントは、継続的に見直され、修正もしくは改訂される場合がある。さらに、本政策は 5 年ごとに理事会による見直しの対象となる。

付属書 1 : カテゴリ A プロジェクト

本リストは、下記に列挙された カテゴリの「未開発地域」、もしくは主要な拡張、転換プロジェクトに適用される。本リストは、例を含むプロジェクト指標及びタイプである。各プロジェクトの カテゴリ分類は、設計、運営、場所の詳細によって判断され

²⁵ 本政策の採択時、この初期承認は「コンセプトレビュー」と呼ばれる。

る、その性質や実質的及び潜在的な環境面・社会面の負の影響の程度による。

1. 原油精製施設（原油から潤滑油のみを精製する事業を除く）及び日量 500 トン以上の石炭または瀝青頁岩のガス化及び液化施設。
2. 火力発電所、熱出力 300 メガワット以上²⁶の燃焼施設、原子力発電所及びその他の原子炉、またそのような発電所や原子炉の解体や撤去を含む。（連続熱負荷が最高 1 キロワットを超えない核分裂性物質及び核分裂性アイソトープ転換可能物質の生産・転換のための研究施設を除く。）
3. 核燃料の生産、照射核燃料の貯蔵もしくは最終処分のための設備、あるいは放射性廃棄物の貯蔵、処分、処理のための設備。
4. 鋳鉄及び鉄鋼の大規模な初期溶解製錬設備；鉱石、濃縮物、あるいは冶金、化学、電気分解プロセスによる二次原料からの非鉄金属生産のための設備。
5. アスベスト抽出、アスベストやアスベストを含む製品の処理や転換のための設備。完成品で年間 2 万トン以上のアスベストセメント生産のための設備。完成品で年間 50 トン以上の摩擦材生産のための設備。年間 200 トン以上のその他のアスベスト使用のための設備。
6. 化学変換処理を用いた物質の工業規模で製造するための総合的化学品設備。それらは複数のユニットが並列し、機能的に互いに連結している設備であり、また、基礎有機化合物；基礎無機化合物；リン、窒素、カリウムを基とする肥料（単一もしくは複合肥料）；基礎植物衛生製品や殺生物剤；化学あるいは生物処理を使用した薬品；火薬類の製品のための設備。
7. 自動車道路、高速道路及び長距離鉄道交通線路の建設；2,100 メートル以上の滑走路を有する空港の建設；4 車線以上の新規道路の建設もしくは既存道路の 4 車線以上の再配列及び／もしくは拡張建設、そのような新規道路や道路の再配列された／拡張された部分の全長が 10 キロメートル以上の道路。
8. ガス、石油及び化学薬品の大規模輸送のためのパイプライン、ターミナル、及び関連設備。
9. 港湾及び内陸水路、1,350 トン以上の船舶が航行する内陸水路交通のための港；貿易港、陸に連結する荷役のための埠頭、及び 1,350 トン以上の船舶が利用する接岸設備のない港（船着場を除く）。

²⁶蒸気及びシングルサイクルガスタービン発電所の総電気出力 140 メガワットに相当。

10. 有害、有毒、危険廃棄物の焼却、化学処理、もしくは埋め立てのための廃棄物処理・投棄設備。
11. 大規模²⁷ダム及び水を保有もしくは固定貯蔵するために設計されたその他の貯水池。
12. 年間の抽出量もしくは涵養量が 1,000 万立方メートルの地下水抽出活動もしくは人工的な地下水涵養スキーム。
13. (a)木材もしくは同類の繊維状物質からのパルプ製品；(b) 風乾重量日量 200 トン以上の生産量を有する紙及び板の生産のための工場。
14. 大規模泥炭抽出、採石場、露天採掘及び鉱石や石炭の加工。
15. 商業目的のための石油及び天然ガスの抽出。
16. 20 万トン以上の規模を有する石油、石油化学もしくは化学製品の貯蔵設備。
17. 大規模伐採。
18. 人口 15 万人以上に相当する規模の地方自治体排水処理設備。
19. 地方自治体の固形廃棄物処理及び廃棄設備。
20. 大規模の観光及び小売店開発。
21. 高圧架空電線建設。
22. 大規模埋め立て。
23. 自然生息地の増強や転換に関わる大規模農業もしくは植林。
24. 完成品で日量 12 トン以上の処理能力を有する皮革なめし工場。
25. 家禽 4 万箇所以上、豚 2 千箇所井以上(30 キログラム以上)もしくは雌豚 750 箇所以上を有する家禽もしくは豚の集約的飼育設備。

²⁷ 国際大ダム会議(ICOLD : International Commission on Large Dams)の定義による。ICOLD は基礎から 15 メートル以上の高さを有するダムを大型ダムと定義する。高さが 5~15 メートルのダムで貯水量が 300 立方メートル以上のものも大型ダムと分類される。

26. 本リストに記載されていないプロジェクト カテゴリで、影響を受けやすい場所で行われる計画のプロジェクト、もしくはそのような場所でかなりの影響を及ぼす可能性のあるプロジェクト²⁸。そのような影響を受けやすい場所には、とりわけ国立公園及びその他国内法や国際法で定義されている保護地域、また例えば湿地、生物多様性の価値の高い森林、考古学的もしくは文化的に必要な地域、そして先住民族やその他の脆弱な集団にとって重要な地域のような国際的、国家的、地域的に重要な影響を受けやすい場所を含む。
27. 地元コミュニティやその他のプロジェクトの影響を受ける集団への負の社会的影響が著しい結果が予想されるプロジェクト。
28. 大規模な非自発的移転や経済的移転を引き起こす可能性のあるプロジェクト。

付属書 2 : EBRD 環境的及び社会的除外リスト

EBRD は下記に関連する直接的もしくは間接的プロジェクトに意図的に資金提供を行わない。

- a) ホスト国(国家)の法律や規制、もしくは国際協定や合意のもとで違法とみなされる、あるいは次の例のような国際的に段階的廃止や禁止の対象となっている製品や活動の製造や貿易。
- i. ポリ塩化ビフィニル(PCB)²⁹を含む製品の製造や貿易。
 - ii. 国際的に段階的廃止もしくは禁止³⁰の対象となっている薬剤、農薬／除草剤及びその他の危険物質の製造や貿易。
 - iii. 国際的に段階的廃止³¹の対象となっているオゾン層破壊物質の製造や貿易。

²⁸社会もしくは環境保護が中心となるプロジェクト(再生可能エネルギーのような)を含むが、これに限らない。

²⁹ PCB:ポリ塩化ビフィニル—猛毒化学物質の種類。PCB は 1950 年～85 年に遡り油入変圧器、蓄電器、開閉装置内に発見されたそうである。

³⁰ 参照文書は、EU規制(EEC)No2455/92 特定危険化学物質の輸出入に関して、修正(Concerning the Export and Import of Certain Dangerous Chemicals, as amended) ; 国連の政府によって厳しく制限されているもしくは承認されていない消費及び／もしくは販売製品の統合リスト(UN Consolidated List of Products whose Consumption and/or Sale have been Banned, Withdrawn, Severely Restricted or not Approved by Governments)、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関する条約 (ロッテルダム条約) ; 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 ; 世界保健機構農薬の危険性分類(World Health Organization (WHO) Classification of Pesticides by Hazard)。

³¹ オゾン層破壊物質(ODS) : 広く公表された「オゾンホール」を引き起こす、反応し成層圏オゾン層を破壊する化学物質。モントリオール議定書は、ODS とそれらの削減や段階的廃止期限目標をリストにしている。エアロゾル、冷媒、発泡剤、溶剤、防火剤を含んでおり、署名国、段階的廃止目標期日の詳細も共に掲載されている、モントリオール議定書で規制された化学物質のリストは、EBRD から入手可能。

- iv. ワシントン条約³²のもと規制されている野生生物貿易、あるいは野生生物製品の製造や貿易。
 - v. 国際法³³のもと禁止されている廃棄物の越境移動。
- b) 接着されていないアスベスト繊維もしくはアスベスト含有製品³⁴の製造、使用、貿易。
- c) 生物多様性資源や文化遺産³⁵の保護に関連する、ホスト国の法律や国際的な協定によって禁止されている活動。
- d) 2.5 キロメートルの長さを越える網を使用する海洋環境における流し網漁法。
- e) 国際海事機関(IMO)の要件³⁶に合致しないタンカーでの石油やその他の危険物質の搬送。
- f) 輸出、輸入及び妥当な場合は通過する関係国からの通過許可証や輸出入許可証のない物品の貿易。

³² ワシントン条約：絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora)。ワシントン条約の保護種リストは www.cites.org/eng/app/index.shtml で入手可能。

³³ 参照文書は：廃棄物の搬送に関する2006年6月14日No1013/2006 EC規制(Regulation (EC) No 1013/2006 of 14 June 2006 on shipments of waste)：回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定(C(92)39/Final)の改訂に関するOECD委員会決定(C(2001)107)(Decision C(2001)107/Final of the OECD Council concerning the revision of Decision C(92)39/Final on the control of transboundary movements of wastes destined for recovery operations)：有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関する1989年3月22日バーゼル条約(Basel Convention of 22 March 1989 on the control of transboundary movements of hazardous wastes and their disposal)。

³⁴ これは、アスベスト含有率が 20%以下の接着アスベストセメントシートの購入や利用には適用されない。

³⁵ 関連の国際条約は、移動性野生動物の種の保全に関する条約(ボン条約)；特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)；ヨーロッパの野生生物と自然生息地の保全に関する条約(ベルン条約)；世界遺産条約；生物多様性条約及び議定書を含むがこれに限らない。

³⁶ これは：要求されている全ての MARPOL SOLAS 認証を有さないタンカー(国際安全管理(ISM)コード順守)；欧州連合によってブラックリストに載っているタンカーもしくはポート・ステート・コントロールへの合意に関するパリ覚書(パリ MOU)によって禁止されているタンカー；また MARPOL 規制 13G のもとで段階的廃止期限のタンカー。25 年以上のシングルハルタンカーは使用されるべきでない。

翻訳資料 2 - 6**中国輸出入銀行 環境政策**

中国の環境保護政策について

1. 環境管理政策

政策の中心は防止策を講じ、環境管理を強化し、環境の汚染や破壊を生み出さないまたは少なく抑えるよう努めることである。主な対策には以下のようなものがある：

- (1) 環境保護を国家経済・社会発展計画及び年次計画に盛り込み、経済発展途中の環境汚染及び生態系の破壊に対処する。
- (2) 建設プロジェクトについては環境影響評価及び「三同時」制度（建設プロジェクトの実施と同時に建設汚染防止施設を設計、建設、操業する）を厳格に実施する。現在、全国の建設プロジェクトの環境影響評価及び「三同時」制度の実施率はいずれも95%を越えている。
- (3) 環境管理を法的枠組みや規制の枠組みに組み込めるよう、環境保護に関する法律、法規及び規則を整備する。
- (4) 環境管理機構を整備する。中央から省、市、県までの4つの政府レベルで環境管理機構を立ち上げる。これらの機構は法律に基づき環境管理権を行使する。国务院関連部門及び大・中規模の企業もまた相応の環境管理機構を立ち上げ、当該業界及び当該企業の環境問題を管理しなければならない。

2. 環境経済政策

主に、資本投資及び税収の優遇策が含まれる：

- (1) 企業は汚染防止のためのあらゆる資金を固定資産投資計画に盛り込まなければならない。
- (2) 国は国家重点汚染防止・生態保護プロジェクトに対し資金を援助しなければならない；地方自治体政府は環境保護施設の建設に際し、都市整備費を使わなければならない；汚染防止については排出汚染費を徴収しなければならない。
- (3) 国は税収優遇政策を実施する

所得税の優遇：廃水、排気、固形廃棄物等の廃棄物を原料として利用し生産を行う者に対し、5年間所得税を減税または免税とする

投資方向調節税の優遇：汚水処理場の建設や資源综合利用プロジェクトを実施する者に対し、その固定資産投資方向調節税を税率ゼロとする

増値税の優遇：石炭脈石、飛散灰及びその他の固形廃棄物を原料として建設資材を生産する者、さらに廃液、固形廃棄物から金やプラチナを抽出する者に対し、増値税を免税する

建築税の優遇：特別融資を申請する際、汚染源管理プロジェクトを実施する者は建築税を免税される

関税の優遇：地方自治体及び製紙工場の廃水処理設備の輸入に対し、暫定税率を実施し、関税の優遇を受ける

消費税の優遇：小型乗用車、ジープ及び小型客車等低排出車の生産、販売に対し、消費税を30%減税する

農業特産税の優遇：西部地区の退耕還林・還草による農業特産収入については、10年間農業特産税を免税とする

3. 環境技術政策

目的はエネルギー及び資源の利用効率を向上させ、汚染物質の排出を削減することである。主な施策には次のようなものがある；

- (1) 工業企業が技術改良を行う際、資源とエネルギーの利用効率を高めるため、先進的な技術及び環境にやさしい生産技術を採用しなければならない。
- (2) 環境保護法令の関連規定に基づき、エネルギーや資源を浪費し、ひどく環境を汚染する企業の立ち遅れた技術及び設備に対し、段階的に廃棄しなければならない
- (3) 企業は生産中、無毒、無害あるいは低毒、低害の原料を採用しなければならない

4. 環境保護産業政策

経済構造の戦略的調整において、環境保護産業の発展を促進し、環境にやさしい製品の科学技術の要素を高め、環境保護産業の社会化及び環境にやさしい製品の市場化・標準化のための措置を策定しなければならない

5. 環境面の国際協力政策

中国は一貫して環境面の国際協力交流を重視してきた。中国は自国の環境保護事業に真剣に取り組み、積極的な態度で国際的な環境業務に関与する；新たなパートナー

と共同で地域及び世界全体の環境協力を推進する；世界の環境問題を解決する過程を速める；環境面の国際協力を堅持するには必ず国家主権を尊重する。環境問題を処理する際は、各国の実際の利益と世界の長期的な利益両方を考慮しなければならない

6. 中国輸出入銀行の環境保護政策

中国輸出入銀行は、業務において融資するプロジェクトが環境に与える影響を非常に重視している。主にプロジェクトの実施前、実施中、実施後の3つの段階でプロジェクトが環境に与える影響のモニタリング及び管理を強化する

(1) 実施前 プロジェクトレビュー

中国輸出入銀行はプロジェクトの環境影響評価をプロジェクトレビューの基本的条件・要素のひとつと考える。そして融資するプロジェクトに対し、環境影響のフェイジビリティ・スタディーを実施し、所在地/国の環境管理部門の認可あるいは承認を取得するよう義務付け、環境保護に不利あるいは環境管理部門の認可・承認が取得できないプロジェクトに対して、融資は行わない。本政策は中国輸出入銀行が融資する国内外の数千件にのぼるプロジェクトについて、徹底的に実施される

(2) 実施中 プロジェクトの検査段階

中国輸出入銀行はプロジェクトの実施について、定期的に検査を行う。検査内容には実施するプロジェクトが環境に与える影響が含まれる。プロジェクトの実施過程において、環境に対し容認できない負の影響が生じた時点で、中国輸出入銀行はプロジェクト実施部門に対し直ちに救済策または予防措置を講じるよう要求する。従わない場合は融資を停止する

(3) 実施後 プロジェクト後のレビュー

プロジェクトが中止あるいは完了後、中国輸出入銀行はプロジェクトの進捗状況や完成状態及びそれによる影響について評価する。環境評価はプロジェクト後のレビューにおいて必須である。レビューに基づき、中国輸出入銀行は類似するプロジェクトの実施前及び実施中の状況に対し修正を行う。そして必要な場合は、関連する要件及び政策を全面的に修正する

環境省請負事業

平成 21 年度

民間海外事業及び我が国 ODA における

環境社会配慮強化調査業務報告書

2010 年 3 月

財団法人 地球・人間環境フォーラム

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-43-16 成田ビル 3 階

TEL. 03-3813-9735 FAX. 03-3813-9737

<http://www.gef.or.jp>

この印刷物は印刷用の紙にリサイクルできます。